

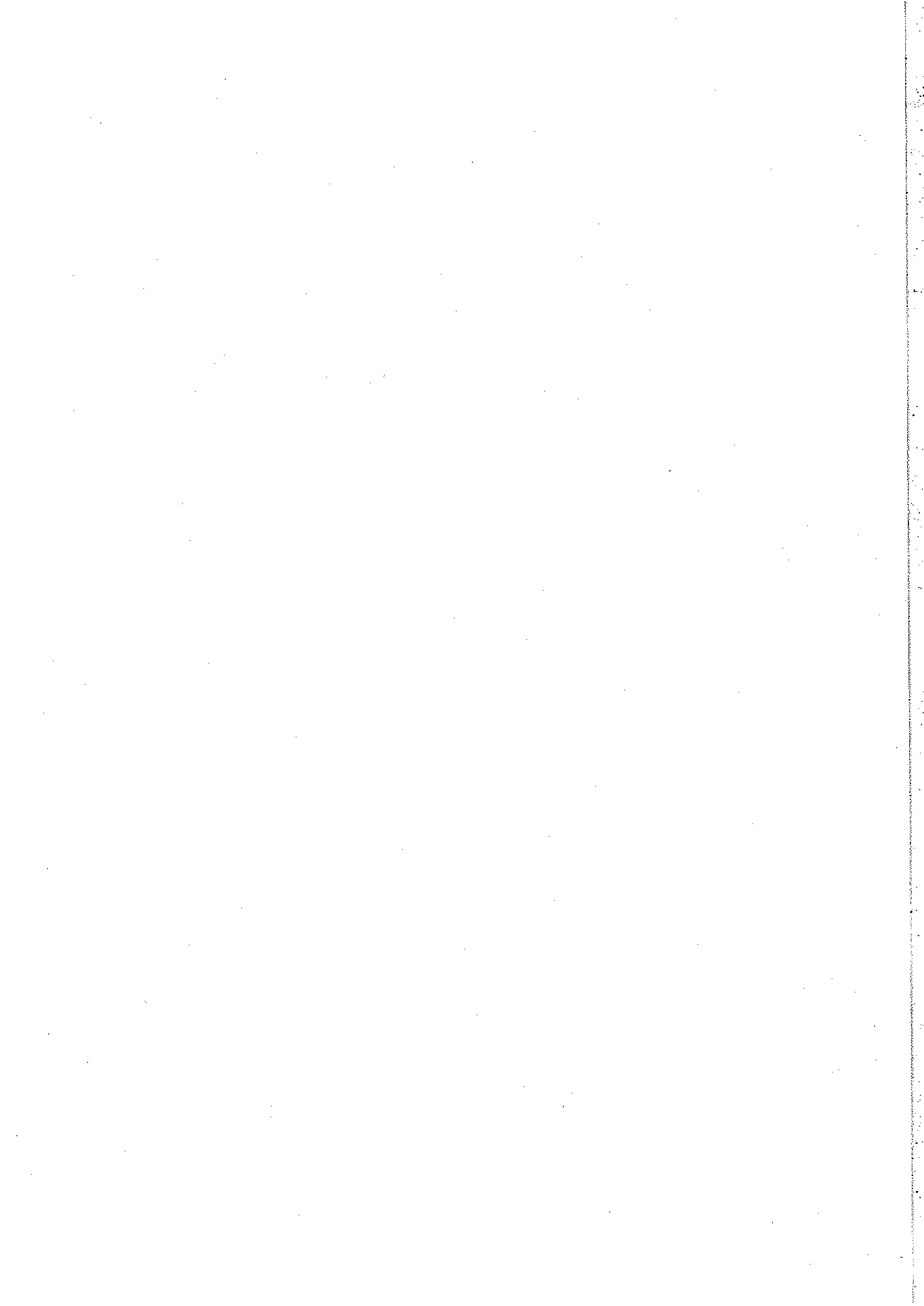
平成 7 年 6 月 29 日 開会

平成 7 年 7 月 3 日 閉会

和泉市議会第 2 回定例会会議録

第 2 号

和 泉 市 議 会



和泉市議会第2回定例会会議録目次

平成7年6月29日(木曜日)第1日目

○ 出席議員・欠席議員		1頁
○ 議事説明員、その他		1 "
○ 議事日程		3 "
○ 開会宣告(午前10時00分)		3 "
○ 市長開会挨拶		4 "
○ 日程第1	会議録署名議員の指名について(池田秀夫議員・原重樹議員)	5 "
○ 日程第2	会期の決定について(6月29日～7月5日 7日間)	5 "
○ 日程第3	一般質問について	
	1番に 11番 井坂善行議員	10 "
	2番に 25番 天堀博議員	22 "
	3番に 18番 赤阪和見議員	40 "
	4番に 1番 友田博文議員	55 "
○ 散会宣告(午後4時15分)		66 "

平成7年6月30日(金曜日)第2日目

○ 出席議員・欠席議員		67 "
○ 議事説明員、その他		67 "
○ 議事日程		69 "
○ 開会宣告(午後10時00分)		69 "
○ 日程第1	一般質問について	
	1番に 28番 猪尾伸子議員	69 "
	2番に 21番 辻正治議員	82 "

3 番に 17番 須藤 洋之進 議員 90頁

4 番に 12番 大谷 昌幸 議員 94”

5 番に 27番 早乙女 実 議員 98”

○ 散会宣告 (午後2時40分) 114”

平成7年7月3日 (月曜日) 最終日

○ 出席議員・欠席議員 115”

○ 議事説明員、その他 115”

○ 議事日程 117”

○ 開会宣告 (午前10時00分) 119”

○ 日程第1 (監査報告第11号)
例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成6年12月分)

○ 日程第2 (監査報告第12号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年12月分)

○ 日程第3 (監査報告第13号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年12月分)

○ 日程第4 (監査報告第14号)
例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成7年1月分)

○ 日程第5 (監査報告第15号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年1月分)

○ 日程第6 (監査報告第16号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年1月分)

○ 日程第7 (監査報告第17号)
例月出納検査結果報告 (収入役扱 平成7年2月分)

○ 日程第8 (監査報告第18号)
例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年2月分)

○ 日程第9 (監査報告第19号)
例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年2月分)

○ 日程第10 (監査報告第20号)
定期監査 (平成6年度第三次分) 結果報告

—

括

上

程

120頁

○ 日程第11	(報告第3号) 和泉市土地開発公社平成6年度決算書類の提出について	120頁
○ 日程第12	(報告第4号) 財団法人和泉市商工業振興会平成6年度決算書類の提出について	一 括 上 程 128頁
○ 日程第13	(報告第5号) 財団法人和泉市商工業振興会平成7年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第14	(報告第6号) 財団法人和泉市文化振興財団平成6年度決算書類の提出について	一 括 上 程 132頁
○ 日程第15	(報告第7号) 財団法人和泉市文化振興財団平成7年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第16	(報告第8号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度決算書類の提出について	一 括 上 程 136頁
○ 日程第17	(報告第9号) 財団法人和泉市公共施設管理公社平成7年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第18	(報告第10号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度決算書類の提出について	一 括 上 程 139頁
○ 日程第19	(報告第11号) 財団法人和泉市公園緑化協会平成7年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第20	(報告第12号) 財団法人和泉市住宅センター平成6年度決算書類の提出について	一 括 上 程 148頁
○ 日程第21	(報告第13号) 財団法人和泉市住宅センター平成7年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第22	(報告第14号) 財団法人和泉市福祉公社平成6年度決算書類の提出について	一 括 上 程 154頁
○ 日程第23	(報告第15号) 財団法人和泉市福祉公社平成7年度事業計画書類の提出について	
○ 日程第24	(報告第16号) 専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	159''
○ 日程第25	(報告第17号) 専決処分の報告について (小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	166''

○ 日程第26	(報告第18号) 専決処分の報告について (平成6年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	171頁
○ 日程第27	(報告第19号) 専決処分の承認を求めることについて (平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号))	173〃
○ 日程第28	(報告第20号) 専決処分の報告について (平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))	174〃
○ 日程第29	(報告第21号) 専決処分の承認を求めることについて (平成7年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号))	176〃
○ 日程第30	(報告第22号) 平成6年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	179〃
○ 日程第31	(報告第23号) 平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	181〃
○ 日程第32	(議案第24号) 工事請負契約締結について(和泉市立いぶき野小学校増築工事)	183〃
○ 日程第33	(議案第25号) 工事請負契約締結について(和泉市立北池田中学校増築工事)	184〃
○ 日程第34	(議案第26号) 土地改良事業の施行について(池の谷上池改修工事)	186〃
○ 日程第35	(議案第27号) 委託契約締結について(和泉中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等に関する平成7年度委託等)	187〃
○ 日程第36	(議案第28号) 和解について(車両破損事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	197〃
○ 日程第37	(議案第29号) 平成7年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	201〃
○ 日程第38	(議案第30号) 和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	203〃
○ 日程第39	(議案第31号) 和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例を廃止する条例制定について	205〃

○ 日程第40	(議案第32号) 平成7年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	208頁
○ 日程第41	(諮問第1号) 人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	210〃
○ 日程第42	(選挙第1号) 泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について	212〃
○ 日程第43	(議員提出議案第8号) ボランティア活動の振興に関する意見書	214〃
○ 日程第44	(議員提出議案第9号) 「宗教法人オウム真理教」の早期解散と施設の完全撤去を求める意見書	216〃
○ 日程第45	(議員提出議案第10号) ILOパート労働条約批准を求める意見書	218〃
○	市長閉会挨拶	219〃
○	議長閉会挨拶	219〃
○	閉会宣告(午後4時20分)	220〃

100

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

101

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

102

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

103

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

104

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

105

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

106

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

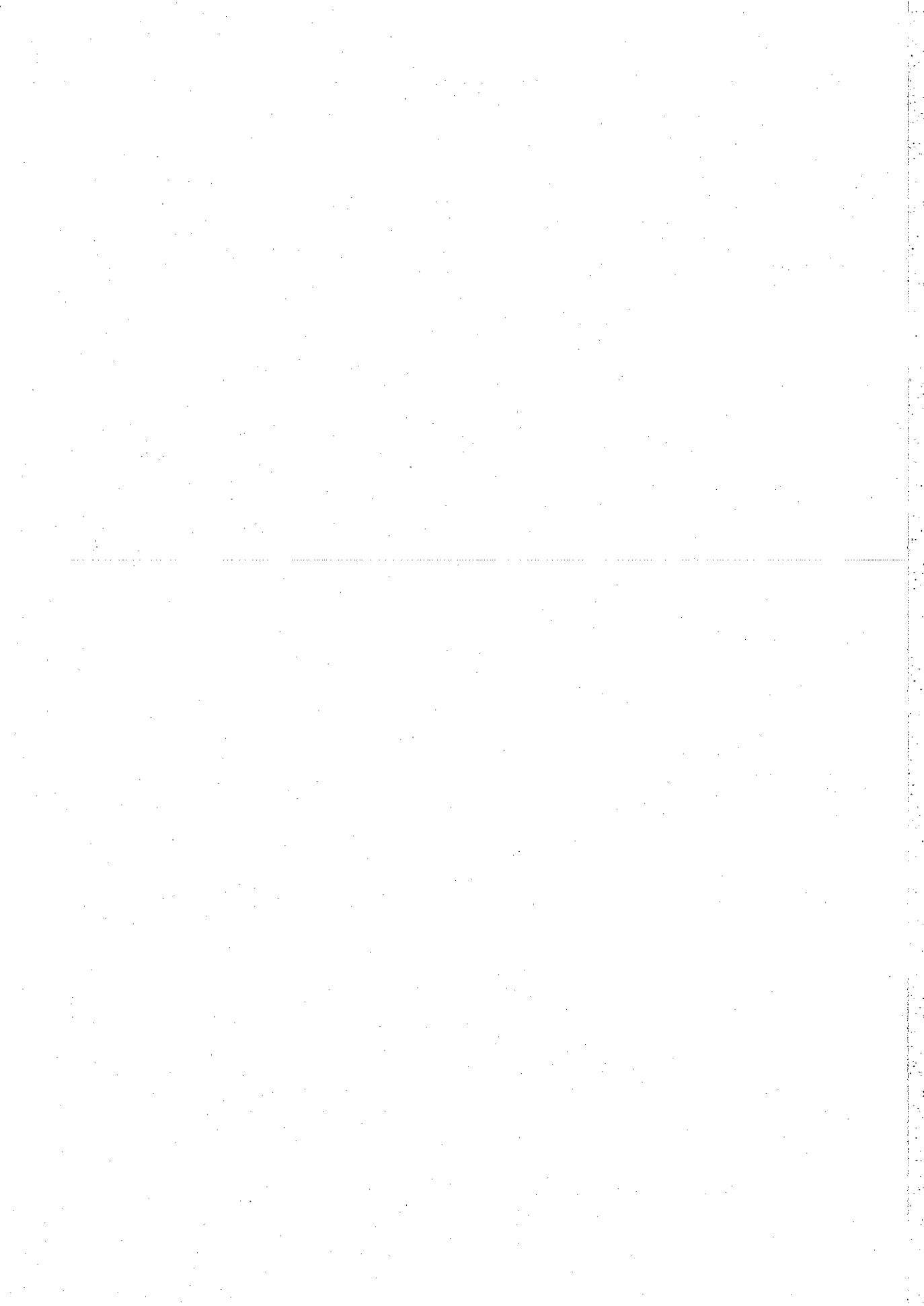
107

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

108

THE UNIVERSITY OF CHICAGO

第 1 日



平成7年6月29日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼契約課長	北橋輝博
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同財政課長	林和男
市長公室長	逢野博之	同和対策部長	三井義秋
同理事(人事担当)	戸口泰明	同次長兼総合調整課長	門林良治
同次長兼人事課長	今村堅太郎	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同人権啓発室長	山本襄	参与兼市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事兼保険年金課長	長岡敏晃
企画調整部長	森利治	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同理事(行政改革推進担当)	井阪和充	福祉事務所長	坂田平之
同次長兼企画調整課長	油谷巧	同理事	池辺一三
同次長兼情報政策課長	西岡政徳	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同次長兼女性政策課長	樋渡和子	同次長兼総合福祉会館長	高橋健
同次長(施策推進担当)	石本博信	産業部長	萩本啓介
参与兼総務部長	神藤恒治	同理事兼農林課長	松林保
同理事(財政担当)	阪豊光	同理事	池辺功
同次長兼総務課長	山下喬三	同副理事(交通公害担当)	大塚俊昭

参与兼都市整備部長	富田宏之	同次長兼総務課長	梅山世紀
同理事(再開発担当)	橋本昭夫	同次長兼医事課長	尾食良信
同次長(再開発担当)	清王政志	消 防 長	一ノ瀬喜廣
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事兼消防署長	池野透
同次長兼開発調整課長	上出卓	同次長兼予防課長兼消防署長補佐	飯坂慶治
同次長兼公園課長	藤本仁	土地開発公社事務局長	北野喜平
コスモポリス推進部長	中屋正彦	同次長兼総務課長	植田真人
同 理 事	鈴木常弘	教 育 委 員 長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教 育 長	杉本弘文
建設部長	奥村富彦	教育次長兼社会教育部長	大塚孝之
同理事(道路担当)	谷俊雄	管 理 部 長	鹿嶋賢昌
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	同次長兼総務課長	田丸周美
下水道部長	藤原清司	同次長兼学事課長	着本直幸
同 次 長	中野英二	指 導 部 長	木村吉男
同副理事(河川水路担当)	樋渡顕治	同次長兼指導課長	堀川不可止
同副理事(ふるさと緑樹緑地課担当)	岸本孝二	社会教育部次長兼社会教育課長	田丸勝之
改良事業部長	中辻寿夫	同副理事兼久保徳記念美術館長	中野徹
水道事業管理者	田中稔	収 入 役 室 長	藤木意継
水道部長	仲田博文	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同理事兼営業課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	着本善夫
同 次 長	西尾浩	監 査 委 員	庄司清
同次長兼総務課長	池野文一	同 事 務 局 長	吉田陽三
病 院 長	竹林淳	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病院事務局長	谷上徹	同 事 務 局 長	帛田嗣夫

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆

参 事 山本茂樹

主 幹 大谷幸広

議事係長 田中康弘

議事係主査 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月29日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名について	
2		会期の決定について	
3		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長（松尾孝明君） おはようございます。議員の皆さんには、何かとお忙しいところ多数御出席くださりまして、まことにありがとうございます。

会議に入る前に御報告をいたします。

昨日6月28日、東京で開催されました第71回全国市議会議長会定期総会において、当市では、永年勤続30年表彰に柳瀬美樹議員、同じく15年表彰に穴瀬克己議員、同じく10年表彰に西口秀光議員が受賞されました。この表彰状並びに記念品等の伝達は先刻、議長室にて行い、受賞のお祝いを申し上げます。

なお、全国議長会の会議に提案されました諸議案は、全議案可決されましたことを御報告いたします。

また、諸議案の写しにつきましては、今回、時間の都合上、後刻、配付させていただきますので、よろしく御了承願います。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長（河原茂隆君） 御報告申し上げます。
ただいま26名全員御出席でございます。
- 議長（松尾孝明君） ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより平成7年第2回定例会を開会いたします。

○ 議長（松尾孝明君） 本定例会に出席報告のあった者の氏名並びに本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

○ 議長（松尾孝明君） ここで、市長のごあいさつを願います。

（市長登壇、開会あいさつ）

○ 市長（池田忠雄君） おはようございます。本日、ここに平成7年第2回定例議会をお願いをいたしましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわらず御出席をいただきまして、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして御提案を申し上げます議案は、平成7年度和泉市一般会計補正予算外8件、報告21件、諮問1件、監査報告10件であります。議案の内容につきましては、別途、御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御議決、御承認を相賜りますようお願いを申し上げます。

また先ほど、議長さんから報告がございましたように、今回、全国議長会より永年勤続議員として柳瀬議員さん、穴瀬議員さん、西口議員さんがそれぞれ表彰を受けられました。お3方の議員さんにおかれましては、長年にわたり和泉市発展のために御尽力をいただいてまいったところでありまして、深く敬意を表しますとともに御受賞を心からお祝いを申し上げ、今後、ますますの御健勝と御活躍をお祈りを申し上げる次第であります。

また、私事で恐縮でございますが、去る6月7日、全国市長会の総会におきまして、市長勤続20年ということで市政特別功勞表彰の栄に浴することができました。顧みますれば昭和50年12月、初当選以来今日まで、郷土社会の発展と市民福祉の増進のために微力ながら全力を尽くしてまいりました。おかげさまで市制施行40周年という記念すべき年に市長就任20年という節目の年を迎えまして、また、このような晴れの表彰の栄に浴し得ましたことは、これひとえに議員皆様方はもとより、市民各位の絶大なるお力添えのたまものと衷心より感謝申し上げる次第であります。

もとより、現下の厳しい社会情勢のもと、迫り来る21世紀に向けまして今なお多くの課題や問題も山積みいたしている次第ではありますが、一定の市の発展の礎を築かしていただいたこの機会に後事を後進に託する決意を固めさせていただきました。何とぞ御理解を賜りたく存じます。

なお、残された任期を精一杯、渾身の努力を重ねてまいる所存でございますので、一層の御支援と御指導を賜りますようお願いを申し上げます。

また、衆議院選挙出馬につきましては、各方面より御推挙をいただいておりますので、今後、なお考慮いたしてまいりたい、かように考えておる次第であります。

以上、私の率直な所感を申し上げさせていただきました。貴重なお時間をどうもありがとうございました。

はなはだ簡単ではございますが、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○
○ 議長（松尾孝明君） 市長のあいさつが終わりました。

それでは、これより日程審議に入ります。

日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

本件は、会議規則第103条の規定に基づき、10番・池田秀夫議員、26番・原重樹議員、以上、2名の方を指名いたします。

○
○ 議長（松尾孝明君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、さきの議会運営委員会の決定に基づき、本日から7月5日までの7日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から7月5日までの7日間と決定いたします。

一般質問発言者及び発言の要旨

（平成7年第2回定例会）

発言順	1	発言者	井坂善行議員
発言の要旨	1. 地場産業振興について		
	2. 平成9年なみはや国体について		

発言順	2	発言者	天 堀 博 議 員
発 言 の 要 旨	1. 生活排水対策重点地域の指定と合併処理浄化槽設置補助事業の地域拡大について		
	2. し尿汲み取り業務について イ. 業者助成金について ロ. メーターによる汲み取りについて ハ. 集金業務について ニ. 浄化槽の管理業務について		
	3. 事務分掌の職制、職務について		

発言順	3	発言者	赤 阪 和 見 議 員
発 言 の 要 旨	1. 大震災の教訓をどのようにとらえているか		
	2. 固定資産税の適正課税と実態について		
	3. ゴミ減量とリサイクルセンター設置について		

発言順	4	発言者	友田博文議員
発言の要旨	○ 防災対策について		

発言順	5	発言者	猪尾伸子議員
発言の要旨	1. 和泉中央駅開業に伴う諸問題について		
	2. トリヴェール和泉と緑地について		

発言順	6	発言者	辻 正 治 議員
発 言 の 要 旨	1. 介護手当について		
	2. 水辺環境事業について －松尾川河川敷の親水対策－		

発言順	7	発言者	須 藤 洋之進 議員
発 言 の 要 旨	1. 道路、交通行政について －迷惑駐車等－		

発言順	8	発言者	大谷昌幸 議員
発言の要旨	<p>○ 固定資産税について</p>		

発言順	9	発言者	早乙女 実 議員
発言の要旨	<p>1. 防災まちづくりについて</p> <p>2. JR和泉府中駅周辺まちづくりについて</p> <p>3. 学童保育について</p>		

- 議長（松尾孝明君） 日程第3「一般質問について」を行います。

最初に、11番・井坂善行議員。

（11番・井坂善行議員登壇）

- 11番（井坂善行君） おはようございます。議席番号11番の井坂善行です。一般質問の機会をいただきましたので、ただいまから趣旨説明を行います。その前に、先ほどの池田市長のごあいさつの中に市長自身の進退にかかわる内容がございましたので、この機会に一言、申し上げたいと思います。

今年、和泉市は、市制施行40周年を迎えるわけでございます。振り返って見ますと、池田市長は5期20年、つまり和泉市が誕生して今日までの半分の期間という長きにわたって市の最高責任者として務めてこられました。私自身、市長と議会の一員としては約3年という短い期間ではございましたが、それまでの一市民という立場を含めて申し上げますと、日本では激しい経済情勢の動きがありましたし、国際情勢におきましても混乱、混迷の時代が続きました。そういった変革、激動の時代にあって、池田市長が和泉市の舵取り役として行ってきた施策につきまして、私は、総論として大いに評価をするところであります。

特に和泉市の地形的な面での大きな弊害を解消すべく、中央丘陵開発につきましては、本年4月に泉北高速鉄道が1駅延伸され和泉中央駅が開業、合わせて桃山学院大学も全面移転されたところであります。もちろん、各論につきましてはいろいろな問題も残されておりますが、ただいま議会の冒頭で御勇退される旨を表明された池田市長に対しまして、1人の市民として、また、議会の一員として心から敬意を表しますとともに、御功績をたたえたいと思っております。

ただ、理事者並びに職員の方々に申し上げたいのは、昨年の夏以降、池田市長の国政への動きが取り沙汰される中、市長自身の「熟慮中」という発言が、和泉市においては、行財政面の運営に微妙に影響したように思えて仕方がありません。市長、また特別職、幹部職員が、市長の発言が行政サービスの低下とならないよう必死に努力されてきたことは認めるところでありますが、その一因が「熟慮中」という言葉を繰り返した池田市長にあるとはいえ、どうも市長の政治的な動向が行財政運営の弁解の材料に使われ、和泉市全体としてはこの1年近い期間、エアポケットにはまったかのように停滞してしまった印象が拭えません。この秋に予定されている市長選挙の結果にかかわらず、理事者、職員におかれましては、行政のプロフェッショナルとしての誇りと責任において、市民の方々への行政サービスが停滞することのないよう取り組んでいただきたいことを強く要望しておきたいと思っております。

前置きが長くなりましたが、これから私の一般質問の趣旨説明をさせていただきます。

まず、大きな1点目の地場産業の振興についてであります。ここで私から申し上げるまでもなく、本市における地場産業の衰退がまさに危機的状況にあることは、既に皆様方が御認識されているところであります。今回は、地場産業の中でも綿織物業界に絞って質問をさせていただきます。

他の地場産業とともに長年、和泉市の産業を支えてきた綿織物業界は、ここ数年来の円高不況による輸出不況に加え、アジア各国からの繊維製品の輸入急増で大変厳しい状況下に置かれております。それに対応すべく繊維業界挙げて構造改善事業を進め、この不況下において懸命の努力をされているところであります。

しかしながら、先行き不透明な不況が続く中、関係します業界では休業が続出、激変の状態にあり、このままでは、由緒ある和泉白木綿の衰退あるいは存続そのものが懸念されるところであります。長年、和泉市の基幹産業として成長し、和泉の産業を担ってきた関連産業の業界として、この不況から脱却すべく繊維のセーフガード、いわゆる繊維製品の緊急輸入制限措置の発動申請を初めいろいろな対策に取り組んでいるように聞き及んでおります。

こういう状況の中、和泉市が地場産業の育成振興という立場から何らかの手立てが必要であると考えます。行政としてこれらの現状の認識と今後の考え方をお聞かせ願いたいと思いません。

続いて、大きな2点目のなみはや国体関連について質問をいたします。

私は、和泉市の国体開催については、和泉市では初めての国民的行事を開催するわけですから、準備業務の万全な対応、また、周辺整備の必要をこれまでも再三、指摘をさせていただきました。和泉市として誇りの持てる大会とするとともに、大阪府が初めて単独開催するなみはや国体を契機として和泉市のスポーツ振興に対する方針を定め、スポーツ施設の充実を図るべき、との提言もさせていただいてきたところであります。

また、私は昨年、今年の開催地であります福島県原町市の馬術競技会場の準備状況及び昨年開催されました愛知国体の馬術競技大会を視察して参りました。その印象は、競技場が充実していたのはもちろんですが、周辺の道路整備が十分に行われ、万全な交通対策がとられていたことであります。さらに、市内一円の国体PR、熱心な市民ボランティアによる国体運営も印象に残ったところであります。

果たしてあと2年と迫っているなみはや国体開催において本市の取り組み状況で時間が足りるのかどうか。私の知っている施設整備状況では、夏のメイン会場となる門真市のなみはやドーム、堺市のハンドボール会場となる家原寺前の体育館あるいは岸和田市の体育館など、建設整備が着々と進んであるようであります。

しかしながら、和泉市の準備状況を見ますと、まだ会場の工事、国体関連事業に着手しておらず、全般的に大きく立ち後れているように思われます。以前にも申し上げましたように、和泉市としては、国体が運動会の大型版あるいは一行事を消化するといった低いレベルの認識ではないかと思われるような情勢と危ぐいたしているところであります。

そういった状況から数点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、馬術競技会場の今後の整備スケジュールについて御答弁をお願いいたします。

次に2点目は、さきに申し上げましたように国体を開催するに当たってスポーツ振興に対する方針を定め、スポーツ施設の充実を図る必要性を指摘させていただきましたのは、市民の間では、年々、スポーツを通して健康づくりをする方々が増えている情勢であり、それを充実させるためのいわゆる生涯スポーツ社会づくりの必要性を痛感しております。そういう観点からスポーツ教室及びスポーツイベント等の取り組み、地域における生涯スポーツ活動の基本計画あるいは審議する機関があるのかどうか、お尋ねいたします。

3点目に、泉大津富田林線拡幅事業の進捗状況についてお尋ねをいたします。

以上、御答弁によりまして、自席より再質問させていただくことを申し上げ、私の質問の趣旨説明を終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 商工課長（米田 浄君） 井坂議員の1点目の御質問に対し、商工課米田より答弁させていただきます。

お尋ねの繊維関係業界での円高やアジア諸国からの輸入増によります不況対策でございますが、先生からの御指摘にもありましたように関係業者数の推移を見ますと、昭和48年に1,150社あったものが、現在では430社と衰退の一途をたどり、憂慮すべき深刻な現状と認識いたしております。各企業において技術革新や高度化を推し進めるなど自主努力を重ねていただくとともに、行政といたしましては、製品の高度化、構造改善を進めるための工業相談、融資あっせんを行うとともに、これらの業者が集まる組織であります泉州織物工業協同組合の助成を行って来たところであります。

先生がおっしゃるセーフガードにつきましては、繊維製品の輸入増加に伴う対策といたしまして昨年12月、通産省より繊維製品の緊急輸入制限措置、すなわち繊維セーフガード発動の手続を明確にした運用指針が示されたところであります。

これに基づきまして、自由貿易の関係等で輸入量が昭和50年代と比較して6～7倍に及ぶ需要を無視した大量輸入が続いている現状でございます。泉州織物工業協同組合といたしまして

は、この上部組織であります日本綿スフ織物工業連合会、日本紡績協会が協同して相手国に対して輸入制限や輸入割当の措置をとっていただくよう、本年2月23日に通産省宛発動申請を行ったところであります。この申請を受けまして本年4月からは、通産省が発動の可否判断をすべき調査を開始いたしております。この繊維セーフガードが発動されますと、わが国への繊維製品等の輸入に関しましては、緊急の貿易数量制限措置がとられることとなります。

この繊維セーフガードが発動されるためには、輸入増加の事実、国内産業への重大な損害、生産量の低下が著しい状態にある等の技術的な判断と、一方、発動による技術革新の停滞、離職者増加の回避、わが国の輸入促進への影響、アジア諸国の経済発展への協力の関係など、政策的な判断もされることとなっております。

多くの繊維関係者がおられる和泉市としては、ぜひこの繊維セーフガードができるだけ早い時期に発動されることを期待するものであります。担当いたします原課といたしましては、地場産業を振興する観点から今後も政府の動向に注目していくとともに、組合とも協調しながら進めてまいりたいと考えております。

以上、よろしく御理解賜りたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 国体準備室長（森本良治君） 国体に関連いたします井坂議員さんの御質問に対しまして、1点目の馬術競技会場の整備スケジュールの件と府道泉大津富田林線の拡幅事業について、国体準備室森本より御答弁申し上げます。

まず、競技会場の整備スケジュールの件ですが、競技会場につきましては、既に御報告を申し上げておりますように杉谷馬事公苑をメイン会場といたしまして、周辺地並びに信太山演習場が大会会場となるところでございます。

まず、杉谷馬事公苑関連の整備スケジュールについてお答え申し上げます。現状の杉谷馬事公園の施設内容では、国体基準に適合しない現状でございます。したがって、競技を実施するに当たりましては、競技場の整備や改修工事あるいは観客スタンド、大会運営施設等の仮設工事をする必要があるところでございます。その関連の設計委託を本年7月に実施する予定でございます。また、本年内には関連の一部工事に着手し、平成8年末までには工事を完了いたしたいと計画をいたしているところでございます。

次に、信太山演習場内の工事スケジュールでございますけれども、平成8年6月より工事を着工いたしまして平成8年度中には工事を終え、平成9年5月末予定のリハーサル大会までには工事をすべて終わりたい計画でございます。

続きます2点目の府道富田林泉大津線の拡幅事業でございますけれども、この事業の内容に

つきましては、伏屋町内の一方通行の部分約300mの区間でございます。この拡幅事業計画につきましては、既に地権者及び地元町会の御同意を得、この7月下旬を目途に買収交渉に入りたいという考え方を持っているとございます。したがって、国体開催時には道路整備準備を終え、供用開始をいたすという計画でございます。

以上でございます。

○議長（松尾孝明君） 次。

○社会体育課長（田仲隆道君） 2番目の生涯スポーツ社会づくりについて、社会体育課田仲より御答弁を申し上げます。

現在、和泉市では、体育指導員を置いてスポーツ振興に取り組んでいるところでございます。スポーツ振興法第19条第2項の規定に基づきまして、スポーツ振興に寄与していただいているところでございます。

主な業務といたしましては、住民の要求に応じてスポーツの実技の指導を行う、教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事または事業に関して協力する、スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する事業または行事の求めに応じて協力する、一般住民に対してスポーツに関する理解を深める、また、前項各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの振興のための指導助言を行う、という業務をしていただいております。

先生が御指摘のように審議会等の設置につきましては、現在のところございませんので、御理解のほどをよろしく願いを申し上げます。

○11番（井坂善行君） それでは、再質問をさせていただきます。

大きな1点目の地場産業の振興についてであります。和泉市の綿織物産業の不況の現状を十分認識されまして、一定の支援助成の対策に取り組んでいる、という答弁をいただきました。

再答弁は結構ですが、この際、強く要望しておきたいと思います。ここ数日、いろいろ話題になっております日米自動車交渉を見ましても、大変貿易に関する各国間の利害関係が複雑化し、難しくなっていると思います。先ほど、御質問もさせていただきました繊維セーフガードにしても、それに類する国際間の輸出入に関する問題ではなからうかと思えます。

ある意味では、今日の和泉市をつくってきていただいた大きな基幹産業の1つである綿織物業界が今、危機的状況にある中では、国・府に対する働き掛けについて業界や組合がやることだから、ということだけでなく、今後も組合などと一層協調し、機会あるごとに積極的に国・府に働き掛けるなど、側面的な支援も含めて取り組んで頂くことを強く要望し、大きな1点目の地場産業の振興について終わりたいと思います。

次に、なみはや国体関連の再質問ですが、1点目の整備スケジュールはわかりました。その中に設計委託をされている、ということです。設計業者は時期的に決定しているとは思いますが、市内業者か市外業者か、お教え願えるでしょうか。

- 国体準備室長（森本良治君） 市外業者の予定でございます。
- 11番（井坂善行君） この工事契約とかいろいろ国体の競技場の整備あるいは自衛隊さんからお借りする演習場の整備等いろいろ工事の契約があるわけですが、入札というハードルはありますが、市の経済的な振興の観点、また、今後、いつ大阪で国体が開催されるか、単純に考えてもかなり先のことになるかと思われるような記念すべき国民的な行事であります。そういう整備工事等についても、市内業者の育成の観点から入札参加も考慮すべきではないかと思えます。これについては要望しておきたいと思えます。

整備スケジュールに直接関連いたしません、2点ほどお尋ねいたします。

競技会場については、今の計画のままでいいのかどうか。また、阪南各市の整備状況を把握しておられたら御報告をお願いいたします。

- 国体準備室長（森本良治君） 国体準備室森本よりお答え申し上げます。
- 今の計画以外に用地の確保をする必要がないのか、という御質問かと思えます。競技会場の全体面積は、ただいまのところ約15ha（約4万5,000坪）となるところでございます。今、会場整備計画の中で懸案となっておりますのは駐車場の確保の問題、また、大会運営のための用具置き場等の敷地の確保が若干必要ではないかと考えております。したがって、今後、近隣民有地等を借用しなければならないケースもあり得るのではないかと考えているところでございます。

次に、阪南各市の会場の整備計画について、という御質問でございます。各市の競技を行なうための競技場の新設あるいは改修の工事種別について、把握している範囲で御報告申し上げます。

まず、新築関係ですが、岸和田市、熊取町におきましては、それぞれ市、町立の総合体育館を新設する予定をいたしてございます。泉大津市、貝塚市、泉佐野市では、現状の体育館を改修する計画でございます。その他高石市におきましては、府立の漕艇センターあるいは臨海スポーツセンターを利用しながら競技を行なうということで、一部改修を行う予定でございます。泉南市では、市民グラウンドというか、ソフトボールグラウンドを新設しながら実施するという状況でございます。

以上でございます。

- 11番（井坂善行君） 競技会場の広さにつきましては、先ほどの趣旨説明でも申し上げまし

たように福島県の新潟市あるいは昨年の愛知国体、原町市では、競技会場となる予定地を視察しただけですが、愛知国体については、競技が行われているときに視察に行っていました。

私もスポーツ関係については、前の仕事の関係で現場で取材した経験も含めて見てきましたが、どうも馬術競技については、どれぐらいの広さが要するのか、少々大き過ぎてぴんとこないところが私の勉強不足も含めてございます。バレーボールならば、体育館に来られる人の駐車場を確保すればいいという程度のことはわかりますが、馬術については、杉谷さんのところや信太山演習場をお借りして駐車場を用意するとか、絵で書いてあるのは見せていただきましたが、実際のところは、肌でぴんとこないところがあるほど馬鹿でかい用地が必要ではないかと思えます。直前になってちまっと狭い、また、借りに行かないかん、という繰り返しにならないよう、本年の原町市の競技会場の視察等も含めて手遅れの無い、周辺の調査もして手狭にならないよう国体準備室として取り組んでいただきたいと思います。この点については要望しておきます。

次に、阪南各市の整備状況を質問いたしましたのは、これは大阪に限らないことですが、これまでの国体の実績を見ましても、どこもそれなりのおカネを投入して立派な施設を建てています。しかし、終わってしまうと、地域スポーツの振興にどの程度役立っているか、都道府県レベルでは、いろいろと疑問視されているような話も聞いております。まして本市は、メイン会場が民間施設をお借りするわけです。

2年前に徳島県で行われました東四国国体でしたか、そのときの馬術競技会場になった徳島県の阿南市を例にとっても、整備費だけで約6億8,000万円かかっています。本市の整備費の1つの参考になると思います。岸和田市も58億円をかけて新しい体育館を建設しているようです。国体が終わった後の地域スポーツ振興の観点からすれば、仮に和泉市が徳島県阿南市のように6億8,000万円程度のおカネが必要であったとしても、58億円の岸和田市より結局高く付くのではないかという気がします。その意味では、国体が終わった後、市民の方々が地域スポーツの振興ができる形の利用を考えていかないと、わずか3日間の競技をただで6億8,000万円が消えてしまうということになりかねないと思います。

富田林ではソフトボール競技をするのですが、そのために野球場を初め同時に同じところに多目的陸上競技場、テニスコート、ばら園、霊園までも併設をする総合スポーツ公園を建設する計画です。パンフレットも持っていますが、社団法人を設立して管理運営をしていくと聞いてます。恐らく富田林市民にとっては、平成9年のなみはや国体を契機としてできた総合スポーツ公園が末長く受け継がれ、愛されていくでしょう。富田林市民にとっては、この平成9年のなみはや国体が忘れられないものになると思うわけでございます。

その点、本市におきましては、これまでもたびたび指摘もさせていただいてますが、すべてが中途半端なスポーツ施設でございます。しかも、場所的に点在をしており、総合的な相乗効果が上げられない位置にあります。一定の区域に多くの機能を集中させ、かつ公式競技とか国際的な大会も可能な総合スポーツ競技場の計画が、市民の方々から切実に求められているのが現状だと思います。

そこで、端的にお聞きしますが、広大な馬術競技会場の跡地利用の問題です。総合スポーツ競技場として計画を検討しているのか、あるいはまた、自衛隊と跡地利用について協議を行っているのか、その点について再度、お尋ねしたいと思います。

- 国体準備室長（森本良治君） 国体準備室より地域スポーツ振興に役立つ競技会場の跡地利用という趣旨の再質問に対しまして御答弁申し上げます。

競技会場につきましては、先ほど、御報告申し上げましたように杉谷馬事公苑と自衛隊の演習場を主な会場といたすところでございます。まず、杉谷馬事公園の跡地利用と申しますか、地域スポーツ振興の関係で役立つという計画を申し上げますと、大会終了後においても、子供等の情操教育の一環といたしまして、例えば親子体験乗馬教室、市民乗馬スクールの常時開講といった形での市民スポーツの普及の場として開放していただくような計画を持っているところでございます。

続きまして、信太山演習場内跡地利用の関係でございますが、総合スポーツ競技場として検討しているのかどうか、という御質問だと思います。この信太山演習場を会場用地として使用を許可いただいている条件の1つといたしまして、国体の終了後に原状復旧のもとに返還をする、ということが大前提でございます。したがって、現在、借用する上でこの条件を順守することが大前提ではないかと考えております。

御指摘の総合スポーツ競技場の候補地として検討してはどうか、という点につきましては、たびたび、信太山演習場内跡地利用ということでいろんな方々から御提案を賜っております。例えば以前、穴瀬議員さんよりなみはや国体スポーツ公園にしては、との御意見も賜っております。この件に関しましては、御承知のように防衛庁の国有財産の処分の問題、また、土地利用等の関係について、極めて高いハードルがあるのが現実でございます。この件に関しまして国体準備室といたしましては、大会終了後の跡地利用ということでございますので、タイミングを計りながら、自衛隊サイドと事務的な面でこれらの問題についてアプローチができるかどうかも含めて調整を図っているところでございます。

以上でございます。

- 11番（井坂善行君） 借りるときのお約束ですから、お約束を果たさないで後またよろし

多く、というのは大変虫のいい話ですし、高いハードルがあることは十分認識しております。先ほど言いましたように58億円の体育館が安いのか、整備だけをして後またさら地でお返しをする6億8,000万円が安いのか、この辺は市民の皆さんが判断されると思いますが、十分全庁的に考えをいただき、総合スポーツ競技場としては有力な候補地であるのが今回、お借りする信太山演習場の跡地となると思います。高いハードルはわかった上で、そのハードルを越えていただくスタートを切ることを強く要望しておきたいと思います。

国体関連のスポーツ振興についてであります。生涯を通じてスポーツを楽しみ、また、積極的な健康づくり、心の豊かさを求める「ライフ・ロング・スポーツ」という考え方が国民に定着をしてきているようです。先ほどの原課の答弁では、その点で非常におくれているというのが和泉市の現状と言わざるを得ないと思います。

先ほどの質問とも関連いたしますが、施設が伴わないという現実の問題はあるでしょうが、ここで生涯スポーツ社会づくりの計画策定をなみはや国体開催をきっかけとして取り組む考えがあるのかどうか。国体開催の目的は、文部省によりますと「生涯スポーツ社会づくりに寄与する」ということですので、この点について、国体準備室と教育委員会の両方からお答え願いたいと思います。

○ 国体準備室長（森本良治君） 生涯スポーツ社会づくり計画策定について、という御質問に對しまして、国体準備室森本より御答弁申し上げます。

国体の開催テーマといたしましては、御指摘のように「生涯スポーツ社会づくりに寄与する」ということが大きな目的の1つでございます。また、国体を担当する者として、市民皆様方のスポーツ熱、健康志向の高まりにつきまして痛感をしているところであります。スポーツを行うことによりまして心の豊かさを求める、いわゆる生涯スポーツ社会づくりの必要性につきましては、十分認識をいたしているところでございます。

また、大阪府では、国体開催をきっかけに大阪府生涯スポーツ社会づくり懇話会を設置し、生涯スポーツ社会づくりの基本計画の策定提言を行っているところでございます。国体準備室といたしましては、そのような府の活動を参考にしながら議員さんの御意見を踏まえ、和泉市国民体育大会実行委員会の関係者並びに教育委員会の関係者と基本計画の策定等について調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 教育委員会。

○ 社会体育課長（田仲隆道君） 社会体育課田仲からお答え申し上げます。

現在、和泉市の競技スポーツ団体といたしましては、和泉市体育連合がございまして、軟式野

球を初めとして16連盟が加入していただき、年間を通じてスポーツ大会を開催していただき、昨年度では、延べ1万7,000人を超えた参加人数でございます。

また昨年度、第48回大阪府総合体育大会におきましても、43市町村が参加した中で駅伝一般女子の部で優勝、バレーボール一般女子2部では準優勝、陸上競技ジュニアの部で準優勝、剣道一般男子準優勝、卓球一般男子2部で3位、軟式野球一般男子5位、その他ソフトボール、バドミントン、駅伝男子の部などで素晴らしい成績を上げられ、男子総合9位、女子総合15位、男女総合で11位という素晴らしい活躍をされているが現状でございます。

また、体育指導員といたしましても、先ほど、御答弁申し上げましたように今年度増員をいただきまして地域でのスポーツ活動を行うとともに、春秋の歩こう会など子供から老人までを対象にしたスポーツの企画実施をしているところであります。

また、社会体育課といたしましても、市民体育館、コミュニティ体育館におきまして、50歳以上を対象とした熟年体操、幼児の健康な体力づくりのための親子健康体操、子供剣道、家庭婦人を対象にした教室、一般社会人を対象にした教室等19教室を開催、延べ2万3,000人以上が参加、生涯スポーツとして取り組んでいるところであります。また、市立テニスコート、光明池球技場テニスコートでもテニス教室等を開講しているところであります。

現在の施設、場所等は、私どもとしても決して十分とは考えておりませんが、今後も国体を機に各種のニュースポーツやレクリエーションスポーツがいつでも、だれでも、どこでも手軽に利用できるよう、体育連合さん、体育指導員の御協力を得ましてより一層スポーツの振興を進めてまいり所存でございますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

- 11番（井坂善行君） 議長が体連の会長をされております。私がここで申し上げているのは、優勝とか準優勝、何位とか強い、弱いということでは決してないわけです。それはそれなりにいろんなスポーツの分野で和泉市の代表として優秀な成績を残されることは、スポーツ行政としても大変歓迎すべきことです。その点につきましては、体連の会長である議長にも敬意を表する次第であります。

ただ、ここで私が申し上げているスポーツ振興は、福祉は福祉でゴールドプランをやる、あるいは健康課は健康課の範疇で市民の健康に対する施策に取り組むという、いわゆる縦割り行政の弊害が出てきていると思うわけです。国体の開催の目的であります生涯スポーツ社会づくりは、ある意味では、積極的な来るべき高齢化社会に対応する施策でもありますので、全庁的に生涯スポーツ社会づくりに取り組んでいただくよう、あるいはスポーツ振興課といった原課を設置するなり、庁内での意見調整、取りまとめが大事であると思います。この点に関しては、教育委員会の最高責任者である教育長の方から御意見をお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 教育長。

○ 教育長（杉本弘文君） 杉本でございます。教育長から、ということですので、お答え申し上げます。

近年、急速な都市化の進展、さらには、高齢化社会の到来、余暇時間の増大といった社会的背景の中、スポーツ活動は健康で明るく活力に満ちた生活を営む上で欠くことのできないものとして、市民ニーズがますます高まるとともに高度化し、多様化してまいりました。

このような時期を迎える中、平成9年に実施される第52回国民体育大会なみはや国体の果たす役割は非常に大きなものと存じます。本市では、馬術競技が開催されるわけでありませんが、これを契機に市と市民が一体となり有意義な大会を期するとともに、生涯スポーツをさらに普及、振興してまいらなければならないと考えております。

その考え方としての1つは、市民が健康、体力づくりに気軽に参加できる事業計画と啓発活動の推進、すなわちプログラムの提供であります。

2つ目として、生涯スポーツの推進、競技スポーツの振興を図るため、先ほど、田仲社会体育課長がお答え申し上げましたとおり、現在、御活躍をいただいております16のスポーツ団体で構成されております体育連合等との緊密な連携を図り、団体育成と活性化に向けて取り組んでまいりたいと存じております。

また、3点目として、多様化するスポーツ志向等に対応するため、有能な指導者の育成、活用を積極的に図ってまいりたい。現在、体育指導員として44名の方をお願いしておりますが、さらに充実を図り、地域スポーツの振興を指導員の方々を通じて図ってまいりたいと考えております。

4点目としては、スポーツ施設の整備拡充であります。この問題につきましては、それなりに難しい課題もございます。先ほどの御指摘の御提言も踏まえながら関係部局との調整を図り、長期的な視野の中で取り組んでまいりたいと存じております。

以上、生涯スポーツ社会づくりについての私なりの考え方についてお答えを申し上げます。御指摘、御提言を旨としながら今後、進めてまいりたく存じますので、よろしく御了承のほどをお願いいたします。

○ 11番（井坂善行君） わかりました。その点については、体連の会長である議長も含めて積極的に取り組んでいただくよう強く要望しておきます。

最後に、国体関連の3つ目の周辺整備ですが、先ほど、泉大津富田林線の拡幅事業の進捗状況をお聞きをいたしました。これは府道の拡幅ですが、和泉市のとっても念願の事業でもありますので、いろいろと御尽力をいただいているようであります。時間が切迫しておりま

すが、ひとつ国体開催までに何とか間に合わせていただきますよう強くお願いをしたいと思います。

これは地元の話で恐縮ですが、私が住んでいる伏屋町地区内の人たちだけの念願では決してないわけでごさいます、和泉市の多くの方々あるいはまた近隣各市の方々も、あそこで不便を感じておられる声もよくお聞きをいたします。これこそ、国体によってこの道が広がったと自慢できる立派な事業になるよう、時間的に大変お忙しいと思いますが、強くお願いをしておきたいと思ひます。

これに関連してお聞きをしたいのですが、違う観点からこれまで委員会等で指摘をさせていただいたこともあります、おくれておりましたが、この4月から供用開始をいたしました近畿自動車道の側道であります。これは近畿自動車道が通るといふことで地元の要望として付けられた道であるとお聞きをしておりますが、今のところ、新しい道ができ、これまでシャットアウトしていたのが通れるという程度の台数ではないかと想像いたします。

この近畿自動車道の側道が、先ほどの国体準備室の答弁にありましたように競技場の整備工事あるいは自衛隊からお借りする演習場内への重要な交通アクセスになると思ひます。どんどん交通量がこれから増加する一方だと思ひますが、どうも地元の1人として利用させていただいてますが、走りづらい現状であります。供用開始に当たって信号が1つしかない、あるいはそれ以外のところで信号の設置をお願いすると、伏屋唐国線の道路幅が信号設置に満たないとか、非常に市の道路行政としては涙が出るほど恥ずかしい話が、供用開始の直前にぼろぼろ出てきました。

現在、とても地元としても十分満足できるような安全対策はとられていない。関係各課に御努力をいただき、何とか最低限これならということでの4月、供用開始をしていただきましたが、まだまだ本当に走りづらいのが現状であります。地元の者ですらそうですから、これから国体関連で多くの車あるいは工事関係者の車が来ても、標識などが見にくいため、国体の馬術競技会場のすぐ近くでえらい事故が起きるなどという恥ずかしいことがないように取り組んでいただきたいと思ひます。

この側道については、地元から要望が出ている信号の設置も含めて交通標識の整備等、これは交通公害になると思ひますが、今後の整備について御答弁を願ひたいと思ひます。

- 議長（松尾孝明君） 交通公害課。
- 交通公害課長（岩崎充男君） 交通公害課岩崎よりお答えいたします。

この側道につきましては、地元の要望もありまして早期供用開始に着手したものであります。したがって、交通安全設備等については一定、整備をしたわけではありますが、まだま

だ不十分さがあることは認識をいたしておるところであります。

御要望の件につきましては、早急に現場の確認の上対処してまいりたいと考えております。

特に信号や道路規制の問題につきましては、所轄の和泉警察署と連絡を取りながら早急に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○ 11番（井坂善行君） それはもう認識もしていただいていると思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後に1点、国体関連事業として下水道の問題ですが、これが阪本地区から競技会場の杉谷馬事公苑のところまで幹線の整備が促進されたことは理解をしておりますが、阪本、東阪本、そして、伏屋地区の面整備についてはどうなるのか。供用開始計画についてお尋ねをいたしたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 下水道工務課長（浦 一夫君） 下水道工務課浦からお答えします。

国体周辺の下水道整備でございますが、流域下水道と整合を図りながら今後、年次計画を立てて逐次、整備を図ってまいります。よろしくお願ひいたします。

○ 11番（井坂善行君） 大変心強い御答弁で頼もしく思います。一般市民の方々は、幹線が整備されたら供用開始ができるのだと毎日、工事をしていただいているのを見れば、特に期待も要望も高まってくると思います。阪本と東阪本は北池田ではないですが、北池田校区の場合には、トリヴェール地区に隣接をしております。また、伏屋地区でも光明池エリアは、泉北ニュータウンの開発等で下水道が一部新興住宅等で整備されている現状です。同じ地区内に住む住民意識として、住環境の格差には同意しかねるところであります。下水道計画については、平成8年度から第8次5カ年計画に取り組まれると聞き及んでおりますので、ぜひとも幹線整備からさらに面整備を国体関連事業として促進されるよう強く要望しておきたいと思ひます。

総論になりますが、これまで委員会等で機会あるたびに自分がスポーツに携わってきた、仕事をしてきた、また、私の住んでいる近くにメイン会場があるということも含めて国体関連についていろいろと質問もさせていただいてきました。何回も申し上げておりますように平成9年のなみはや国体が、和泉市民にとって忘れることのできない内容のある大会、実のあるものが残るような大会にするため、2、3日掛けた運動会が終わるといふようなことのないよう、和泉市が全庁的に多岐にわたって取り組んでいただかないといけな思ひます。その点を再度、強くお願ひをして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○

○ 議長（松尾孝明君） 次に、25番・天堀 博議員。

(25番・天堀 博議員登壇)

○ 25番(天堀 博君) 25番・天堀です。通告に基づきまして、一般質問をさせていただきたいと思ひます。その前に、先ほど井坂議員さんの方から市長に対する20年間の総括的な評価と言ひますか、そのものが述べられました。あえて私たち日本共産党議員団として一言、申し上げておきたいと思ひます。

池田市長の20年間は、まさに不公正な同和行政の推進からスタートして現在に至っていると思ひます。行政の主体性のなさがその部分で顕著にあらわれておりまして、これはわが党議員団の質問や指摘あるいはわが党以外の他の議員さんの指摘等でも議会等で明確になってきているところでもあります。そのことによって他市に比べての高負担、低福祉がますます明確になってきております。また、節々における的確な判断に欠ける点など、様々な問題点があろうかと思ひますが、本日は一般質問の通告の項目とは違ひますし、また、先ほどのごあいさつの中での表明でありましたので、今後、こういう点については、改めて明らかにしていきたいと思ひます。

さて、私の一般質問は3点ござひます。まず、1点目は、生活排水対策重点地域の指定と合併処理浄化槽設置補助事業の地域拡大についてであります。さきの産業文教及び厚生病院委員会協議会の資料と説明によりますれば、和泉市が本年6月1日に水質汚濁防止法の規定により生活排水対策重点地域の指定を受けたということになっております。そのことによって下水道計画区域内においても合併処理浄化槽設置に対する補助が受けられることになり、このことを受けて市民生活部においては、下水道整備が当分の間見込まれない地域を対象地域として拡大していくという方針であります。

まず、1点目は、今まで私のみでなく、他の議員さんも含めてさんざん下水道計画区域外の補助対象から調整区域あるいはそれが無理なら市の水道源であります光明池から取水をしております横山地域等に限ってもこの補助対象地域を拡大するように、と要望してまいりましたが、そこに補助金を投下して合併処理浄化槽を設置しても下水道計画区域では無駄になる、あるいは計画区域内の設置は国などが認めない。よって、単独の補助金の制度はつくれない、ということなどを理由に挙げまして、補助対象事業の拡大はできないという一点張りでありました。

平成3年8月にはお隣の河内長野市が、また、同じく4年3月には八尾、東大阪市及び柏原市の一部が指定を受けているところでもあります。そこで、この重点地域の指定というのは、市が産業文教委員会の資料にある理由で言っております必要と認めて申請をするとその指定が受けられるのか、それとも、申請をしてもなかなか指定をされないものか、そういう状況につい

てお聞かせを願いたいと思います。また、もし河内長野市等が受けた時点等に申請を出しているかどうか、その後、近年に至るまでの状況等についてもお答えを願いたいと思います。

2点目は、補助対象地域の拡大を下水道整備が当分見込まれない地域、すなわち調整区域となっておりませんが、市街化区域の中でも条件の悪いところ、いろんな事情で本管がそばを流れていても事業実施はかなり遅くなる地域、こういうところは対象地域に入れないのかどうかということでもあります。その点をお聞かせ願いたいと思います。

3点目は、建築済みのいわゆる建て売りと言われる住宅であります。これらのところで合併処理浄化槽が設置をされて売り出される場合、補助金の支払いはどのようなことになるのか。

4点目は、生活排水対策振興計画を策定して地方債も受けられる総合的な生活排水対策事業を行う、とされておりますが、その内容についてお知らせを願いたいと思います。

5点目は、実施予定日が本年10月1日となっておりますが、その理由をお示しを願いたいと思います。また、市民への知らせる方法をどう考えているのか。それまでに知らずに着手した人にはどう対処するのか、この点についてもお答えを願いたいと思います。

以上が、1点目の質問の要旨の説明であります。

2点目は、し尿汲み取り業務についてであります。実は、私の方に投書が参りました。要望書書在中ということで中を見ますと、池田市長宛に出されたし尿汲み取りに関する諸般の問題についての疑問点その他について述べられておりますが、それと同じものが同封されております。ぜひ議会で取り上げてほしい、ということでもあります。ただし、匿名の方でありますので、お答えのお返しがしにくいのですが、私も同じように汲み取りの地域に住んでおりますのでいろんな状況がわからなくてもない、同じような気持ちを抱いておりますのでこの際、お聞かせを願いたいと思います。

この点については4点ございます。まず、1点目は、し尿汲み取りに対する市から業者に支払われている助成金についてであります。業者からの申請に対し、市はきちりその数を把握をされているかどうか。個人の家は、先ほどの合併処理浄化槽であるとか、単独の浄化槽に変更されても、そのまま汲み取りの数の中に入れられたままで申請、請求されていると聞いているかどうか。また、対象人数についてもきちんと把握されているかどうか、ということでもあります。

2点目は、簡易水洗便所についてであります。汲み取りはいわゆる従量制、立米幾らということですが、この計り方の問題が言われております。例えばいろんな条件で坂道でし尿車を止められない、そういうところで止めて計る場合と平地で止める場合、車の後ろにメーターが付いてますので、その計量盤を読む問題が出てきますが、どのように把握をされている

のか。

3点目は、汲み取り料金を集金に来ておりますが、留守がちな家庭があります。そういうところについては1年分を全納しなければならない。山間部の業者に電話してもそのような返事だった、ということでありますので、その実態についてお聞かせ願いたいと思います。

4番目は、単独浄化槽、さらには合併処理浄化槽の管理についてであります。これは管理技術者が行うわけですが、1人の技術者でかなりの件数を賄い切れるのかどうか、それらの点も疑問が持たれておりますので、お答え願いたいと思います。

大きな3点目は、事務分掌の職制、職務についてであります。まず、市長にお答え願いたいわけですが、本年度、参与職を1名から3名に増やしました。さきの総務委員会協議会で確認をさせていただきましたら、以前からの参与の方は都市整備部と改良事業部の2部を担当されている。新しくなられた1人の方は総務部1部のみ、もう1人の方は市民生活部1部をみの担当である、とお答えをされておりました。幹部会に参画をされている、ともお答えをされておりましたが、どの程度の範囲で意見や発言を市長が求められ、あるいはそれぞれの参与が自らどのような形で参画をされているのか。それから、それぞれ担当が2部あるいは1部を持たせているわけですが、その意味もお聞かせを願いたいと思います。

次は、理事あるいは参事というスタッフ職がかなりおりますが、どのような目的でこういう職制を設置をしているのか、ということであります。非常にわれわれもややこしいのは、副理事や次長があります。この辺の違いというか、それぞれ原課に行って御相談したりものを言う場合、どなたにどういうふうに言っているかわからない。だれがどの部分を所管されているのか、不明確でわかりにくい。その違いはどのようになっているのか。

それから、職制、役職者が非常に多いと言われております。いわゆる水道、病院、消防、保育園の保母さんなどとなるとややこしくなりますので、本庁に限って職員数と役職者数の割合をお示し願いたい。参考のため全体的にはどうなるか、についてもお答え願いたいと思います。

以上、大きく3点について質問をさせていただきました。答弁によりましては、自席からの再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 交通公害課長（岩崎充男君） 1点目の生活排水対策の件につきまして、交通公害課岩崎よりお答えをいたします。

御質問の1番目の指定の指手続に関する件でございますが、これは市長さんから申請を出して大阪府が認可をするというものでなく、水質汚濁防止法第14条の6第1項の規定によりまして

府知事が必要と認める場合は重点地域に指定しなければならない。さらに、同条第2項の規定によりまして指定するときはあらかじめ関係市町村の意見を聞かなければならない、という規定があるわけです。したがって、この規定に基づきまして、府が指定条件に該当する市町村に対してヒアリングをし、意見聴取をしながら指定をしていくという制度でございます。

河内長野市は、平成3年に指定を受けているわけですが、平成3年3月に和泉市も第1回目のヒアリングを受けております。第1回目の平成3年から平成5年度までは、市内河川の流域地域合同のヒアリングということで、和泉市と泉大津市、忠岡町、岸和田市の3市1町合同で同一歩調をとるのが望ましい、という府の方針で合同で指導を受けてきました。平成6年度の第5回目のヒアリングから府の方針が変更されまして、各市個別に指定ヒアリングが実施されました。そこで庁内の関係部局を集めまして指定の是非について検討を開始した、というのが経過でございます。

また、庁内の趨勢も生活排水対策の基本は、あくまでも公共下水道の推進が第一義的であると考えております。しかし、その推進計画が長期にわたることから合併処理浄化槽による対応が検討され、実施をされてきたわけでありまして。また、平成6年度には、府の合併処理浄化槽の補助事業制度が改正されましたのをきっかけとして今回、下水道処理区域と合併処理浄化槽処理区域を明確にすることが庁内で調整がつかしました。このような経過の中で本年6月1日、重点地域の指定を受けるに至ったものでございます。

続きまして、4番目の生活排水対策の推進計画について説明をさせていただきます。これは水質汚濁防止法第14条の7第1項の規定によりまして指定を受けたら推進計画を策定しなければならない、ということでありまして。したがって、6月1日で私どもが重点地域の指定を受けましたので、これから推進計画の策定をしていくわけですが、現在、その準備を進めているところでございます。

具体的な中身につきましては、まだこれからの問題でございます。予定では、ハード対策とソフト対策というものを一応、考えております。ハードは、あくまでもメインになるのは公共下水道の整備促進と合併処理浄化槽の普及であります。また、ソフト部分では、現在もやっておられますが、廃品の回収、石鹼の再使用という部分、河川美化キャンペーンとか既設のいろんな水質浄化施策等を系統的にとらえながら計画づくりをしていきたいと考えております。

以上です。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 市民生活部次長（和田栗登君） 合併処理浄化槽の拡大につきまして、環境整備課和田栗よりお答えいたします。

市街化区域で条件の悪いところへ拡大をしていかないか、ということでございます。これにつきましては下水道と調整した結果、市街化区域については、下水道整備をしていただくということで話し合いが付き、今回、拡大するところは調整区域でございます。

建売住宅の補助に関しては、販売を目的とする建売建設住宅の合併浄化槽設置につきましては、対象外としております。ただし、住居を買う方の氏名がわかっている場合は、この限りではありません。

3点目の起債の対応ですが、これは下水道や農業集落排水施設等により集合的に整備することが適当ではない地域にこの制度が採用されますので、一応、和泉市としては、下水道計画区域外に対応は可能かと思いますが、この制度は、大阪府ではまだ採用しておりませんので、今後、大阪府と協議し、採用ができるかどうか考えていきたいと思っております。

4点目のPR、知らない者が設置したときの取り扱いですが、一応、重点地域の指定は6月1日で下りましたが、現在、補助を受けるための生活排水基本計画の見直し、また、補助をするための要綱の改正等の事務手続をしておりまして、これを大阪府に提出し、補助拡大の承認を受けたときに初めて国・府の補助金が付くわけです。この整備については、地元町会説明会等いろんな協議の必要がございますので、めどは10月1日としております。

次に、2点目のし尿汲み取り業務について、(イ)のし尿業者の助成金につきましては、各業者から毎月末に各町ごとに氏名、地番、トイレの種類、人員移動を記入したし尿処理助成金交付申請明細書を提出させておりまして、その内容についてのチェックを行った結果疑問点等があれば、住民基本台帳との照合及び業者への確認作業を行っております。また、汲み取り便槽から浄化槽に変更になった場合は、浄化槽設置届による確認または汲み取り便槽から下水道に変更になった場合は、下水道使用者名簿によって確認を行っております。

(ロ)のメーターによる汲み取りについては、市民から不信を抱かれず適正な処理を行うよう、引き続き業者指導を行ってまいりたいと考えております。

(ハ)の集金業務につきましては、留守家庭での1年全納の件につきましては、決して全納する必要はなく、また、汲み取りをやめることはありません。このような市民から誤解を招くような言動をとることのないよう、徹底した業者指導を行ってまいりたいと考えております。

(ニ)の浄化槽の管理業務につきましては、浄化槽の保守点検業務を営もうとする場合は、大阪府の登録を受けた業者しかできません。したがって、浄化槽の維持管理全般については、業者指導は、大阪府の指導監督下にあるわけでございますが、原課においても浄化槽の管理士の育成による指導をしているところでございます。しかしながら、浄化槽管理の技術管理者については絶対数が不足しておりますので、本市だけの問題ではなく全国的な問題でもあり、国

・府に対し技術管理者育成に努めていただくよう要望してまいりたいと考えております。

以上、合併浄化槽とし尿汲み取り業務についての説明を終わらせていただきます。よろしく
お願いします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 市長（池田忠雄君） 3点目の天堀議員さんからの事務分掌の職制、職務についてのうち特
に参与について市長からお答え願いたい、こういう御質問でございましたので、私よりお答え
を申し上げたいと存じます。

参与の職制につきましては、事務分掌条例に規定をしているところでございますが、平たく
申し上げますと、部長職のうち参与職に位置付けをいたしました者については、市のそれぞれ
の執行権上の相談事と言いますか、最高幹部会というものを設置をしております。それは助役
以下の特別職と参与をもって充てているわけでございます。参与に任命をした者については、
そうした市の幹部会に出席をいたしまして、私からいろいろ御相談に対して意見等を述べるこ
とができる。枢機に参画をするということが参与の1つの位置付けでございます。

当然、平素は、それぞれが所管をしております業務の部長としての職制もあるわけでござい
ます。3人の参与を位置付けしておりますが、富田参与につきましては、都市整備部と改良事
業部の所管的なことを統括をしており、今回、4月から参与になりました神藤参与につきまし
ては、総務部を所管をしております。それから、麻生参与につきましては、市民生活部をそれ
ぞれ従来通り所管し、部長職の役割も果たしているわけでございます。参与に位置付けをいた
しましたことによりまして、適宜行ってまいります幹部会に出席をしてそれぞれ意見を述べ、
参画をするのが主な役割でございます。部長会の中で私が参与の位置付けをさせていただいて
いる、こういう事柄でございますので御理解をいただきたいと存じます。

以上です。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 企画調整部次長（油谷 巧君） 企画調整部油谷でございます。2点ございまして、まず、
1点目は、理事、参事等スタッフ職の設置目的の関係と、2点目は、理事あるいは副理事と次
長の違いということでございます。

まず、1点目の理事、参事等のスタッフ職の設置目的の関係でございます。市の事務執行の
スタイルにつきましては、部、課、係といういわゆる縦の組織で業務を遂行していくのが通常
の事務の流れでございます。しかしながら、本格的な高齢化社会の到来を間近に控えまして、
情報化、国際化の進展、生活の質や環境への関心の高まりなど、地方公共団体を取り巻く社会
経済情勢が急速に変化をしております中、これに伴う住民ニーズもますます多様化、

高度化してまいりまして、地方公共団体の果たすべき役割も一層増大しております。

このような状況に適正に対処し、効果的な行政サービスの提供を確保していくためには、従来の縦形の組織形態だけで処理することが困難なケースも発生してきてございまして、これらに的確に対応できる柔軟な組織運営を図っていくことを目的といたしまして、特定分野、課題への専門的な取り組みを行ったり、また、特定分野、課題に対するラインの意思決定過程の中に専門的な視点を組み入れるといった観点から、市の事務分掌規則第13条第3項に規定がございしますが、部理事を初めとするスタッフ職を置いているところでございます。

このようなところから同規則第14条第2項の規定によりまして、スタッフ職は上司の命を受けて担当事務を掌理することといたしておりまして、必要に応じてその組織の長から命ぜられた担当事務に対して専門的な視点から取り組みを行うことによりまして、意思決定をより円滑、確実に図ってまいろうとするものでございます。

2つ目の理事職、副理事職と次長職との相違でございます。次長職につきましては、部、課、係といった縦割りの組織形態における意思決定過程の中に位置付けられるいわゆるライン職に相当するものでございまして、基本的には、上司の命により部を構成する課という組織単位で業務を掌理する職でございます。

一方、理事職あるいは副理事職につきましては、部の管轄する業務のうち特に重要な分野、課題に対する専門的な取り組みを行ったり、ラインで行う業務の中でも特に重要な分野、課題について、上司の命によりラインを補完するいわゆるスタッフ職に相当する者でございます。

したがいまして、次長職は、部、課、係といった縦割りの意思決定過程の中で課という組織単位での集合体を掌理する職であるのに対し、理事職あるいは副理事職については、組織単位にこだわらない特定業務あるいは課題への対応を目的とした職という点での相違がござい

ます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 最後に、役職者比率という御質問でございます。人事課今村からお答えをさせていただきます。

全体の役職者比率は、23.4%でございます。それから、御指摘の水道、病院、消防、技能労働者、保母職といった職員を除いた役職者比率では、54.4%という数字になっております。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 天堀議員。

○ 25番（天堀 博君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の生活排水対策による合併処理浄化槽の問題でありますけれども、今、御答弁をいただきましたところでは、市の方からいちいち申請するものではない、ということではあります。現実には、平成3年3月に第1回のヒアリング、意見聴取があり、それ以後、4回にわたって平成5年まで3市1町の合同のものがあったわけです。その都度、市としては現実の問題として意見を言っていく中でぜひとも指定を願いたい、いわゆる榎尾川あるいは松尾川等の汚染の状況を鑑みてそういうことを言っているはずだと思いますが、その点について再度、答弁をいただきたいと思います。

それから、平成6年に府の助成制度が確定をされた、ということではあります。国の方との関連では助成制度がどうなっていたか、合わせてお答えを願いたいと思います。

それから、この項目の2点目ではあります。補助対象地域が調整区域に限る、となっております。それについて環境整備の御答弁では、市街化区域は、すべて下水道部が担当する流域等も含めて公共下水道ですべてカバーをする、というように調整の結果なったんだ、ということです。それでは、下水道部の方にお聞きをしますが、委員会協議会に出された資料等によりまず、その説明では、おおむね10年間において生活排水対策推進計画を策定し、実施をしていく、ということです。80%、90%までいくかどうかは別として、おおむね10年後に非常にきれいな水が大阪湾に行く、という推進計画を策定していくわけですから、それまでに下水道が市街化区域全般に整備がされるのかどうか。

それから、冒頭で趣旨説明をしましたように市街化区域でも非常に条件の悪いところ、1軒、2軒、3軒がうんと離れているとか、あるいは本管の通るところが非常に低いところなどへの対応もどうされようとしているのか。これが2点目の再質問です。

3点目は、販売を目的とする建売住宅等は対象外だが、氏名のわかっているものはその限りではない、ということですが、この辺はあやふやなんですね。例えば途中で買い手が決まっているものもあれば、先にでき上がっているものなどいろんなケースがあり、そういう状況判断が非常に難しいと思います。その辺での実態の把握と対処をどのようにされようとするのか。既に建ってしまって合併処理浄化槽も付いている状況では、恐らくその購入者は、その合併処理浄化槽が設置された費用も含めて買っていると思います。入居されてそれを使用する場合、その個人から申請が出てなぜ補助の対象にならないのか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、4点目の総合的な生活排水対策事業ということで地方債も受けられる、とお聞きをします。委員会協議会での説明がそうになっているわけですが、まだこれから策定していく段階だということですが、総合的な生活排水対策事業の中で地方債も受けられる、と改めて言われております。例えば流域などの公共下水道はもちろん地方債が受けられますので、そうい

うものを指して言っているのか。それとも、そんなものは既にわかり切ったものですから、われわれがそういうふうに地方債も受けられる総合的な云々と聞けば、もっと何かがあるのではないかと思います。その点は、私どもの解釈や理解の間違いなのか、教えてください。

それから、5点目の実施日の問題ですが、対象地域の拡大の承認を大阪府から受けた時点で初めて府の方から補助金が出る。だから、地域への説明等も含めて間に合わないので10月1日からする、ということです。これは1点目から4点目までのそれぞれの再質問に対するお答えの状況でまた質問が変わるんですが、まず、ここではなぜ早くからそのような準備ができなかったのか。ヒアリングとかいろいろあった、平成6年から府の補助金も出るようになったという状況の中では、今年6月1日に指定をされるという動きとしてはほぼつかめていたはずですが、その準備がなぜされなかったのか、その辺のお答えをお願いしたい。

以上、合併処理浄化槽問題に限って先にやらせていただきます。

- 交通公害課長（岩崎充男君） まず、1点目のヒアリングでの意見等に関する問題につきまして、交通公害課岩崎よりお答えをいたします。

先ほど、御説明をいたしましたようにこのヒアリングは、和泉市だけが単独で受けてきたわけではございません。特に大津川水域に関しては、大津川水系の水質改善の連絡協議会を3市1町で組織をしております。既に20年来の活動経験を持っております。その活動を合わせまして、この重点地域の指定を受けなくても、独自で水質改善の努力、取り組みの経過もあります。何とか自分たちのところで頑張ってやっていこうという機運が強かったのも事実であります。

もう1点は、合併処理浄化槽の性格そのものも含め公共下水道のエリアと合併処理浄化槽の担当するエリアの区分分けの調整等もまだまだ付いておらない状況でもございました。したがって、そういう状況を反映しながらヒアリングの中では、時期尚早という判断をした次第であります。

4点目の地方債の関係でございます。地方債及び特別交付税措置につきましては、要綱では、生活排水対策に係る地方公共団体の財政的負担を軽減するため水質浄化事業が地方債の対象となったわけであり、具体的な中身等については、それぞれ計画を立てていく段階で府との協議事項になろうかと存じます。その中で一定、検討しながら計画の中に盛り込んでいきたいと考えております。

- 下水道工務課長（浦一夫君） 2点について下水道工務課浦からお答えします。

1点目の市街化区域の下水道整備でございますが、市街化区域内は、おおむね10年を目途に面整備を図ってまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の地形的に下水道が取れないところについては、現在、正確に把握しておりませんが、今後、技術的に調査を行い、自然流下で公共下水道に接続できるよう検討してまいります。しかし、物理的に自然流下が無理なところについては、ポンプアップして公共下水道へ接続してまいります。したがって、下水道計画区域内は、基本的に下水道で対応していきたいと思っております。

次に、私道等で関係者の同意が得られない場合は、面整備が図れるよう関係者を説得してまいります。

以上、よろしく申し上げます。

○ 市民生活部次長（和田栗登君） 建売業者の対応でございますが、補助申請の際、買い取り手とか注文建築などで個人名がわかっているものに対しては補助対象としております。わからないものを補助対象にしても業者の儲けになるので、一応、省いております。

5点目のなぜ10月に基準を設定したのか、ということですが、われわれも早くから準備をしていましたが、補助基本計画の見直しに時間がかかりまして、今、ほぼ準備が終わっている段階です。これが終わって、府の方に出して承認を受けてからでないとも補助が付かないのと、地元協議等の必要がまだございますので、それが終わってから拡大に向けていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○ 25番（天堀 博君） 1つ答弁漏れがあります。

平成6年度から合併浄化槽に対する府の補助金が付くように確定した、ということですが、国の補助金はどうなんですか。

○ 市民生活部次長（和田栗登君） 国の補助金につきましては、62年度より実施しております。

○ 25番（天堀 博君） 先ほどから質問して御答弁をいただいているんですが、1点目の和泉市から申請をするのではなく府の方から指定をしてくるのだ、と順序的に言われてます。ヒアリングや意見の聴取の中では、和泉市が早期に指定を受けられるというように、とあなた方は意見で言っているはずだと思います。というのは、産業文教委員会協議会で出された資料を見ますと、指定の理由としては、父鬼川とか松尾川、槇尾川等では水質環境基準が限界に達しているということ、きつところでは、BODが水質環境基準の約3倍になっている、人口も増加して一層生活排水の割合が高まる、下水道の普及率が非常に低いなど、るる述べられております。こういう観点、姿勢に立ってヒアリングや意見を述べられてきたと思いますが、この点はいかがですか。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 再度のお尋ねですので、岩崎よりお答えをいたします。

確かに指定を受けるにつきましては、委員会で御説明をさせていただきました4点の理由に基づいて指定を受けてきたというのは事実でございます。しかし、私どもが平成3年度から府のヒアリングを受けてきた中身は、先ほど来からお話を申し上げますように和泉市だけが単独でヒアリングを受けたのではなく、また、大阪府の姿勢も、流域関係市町村が歩調を合わせて対応することを原則にしたヒアリングの内容であったということでございます。今、先生が御指摘をいただいておりますような具体的な中身ではなかったという経過でございます。

- 25番(天堀 博君) それはおかしいですよ。いろいろヒアリングで意見聴取をされた時点では、今、私が言いましたような和泉市の実態とか恐らく述べているはずなんですよ。大阪府が勝手に来て調査し、あんたどこを指定しますよ、とはならないわけでしょう。そのために何回もヒアリングをしてきたという経過があるわけです。私が聞いているのは、あなた方の姿勢がどうであったか、ということですよ。

これは赤阪議員とか僕などが、さんざん合併処理浄化槽の補助対象区域の拡大を図れ、と言うてきましたが、それについては一切応じようとしないう原課の態度でした。それが今、ここにきて言わば突然みたいに指定を受けたことによって補助金が出るようになった。平成6年度から府も出しているので、和泉市も補助対象地域を拡大します、とやってきたんです。

この間、あなた方の答弁からすれば、平成3年3月に第1回目のヒアリングがあった経過の中で、この担当は交通公害課ですが、直接の合併処理浄化槽の担当は環境整備でしょう。あなた方はなぜ真剣にわれわれの声に耳を貸し、協議検討して府にそういう要望をしなかったのかということの問題にするため、ここまで皆さんにいろいろお話を申し上げ、説明をしてきているんですよ。まだわからないのかと思う。その点を述べているんで。

例えば私が平成3年(1991年)の予算委員会とか7月の議会では、できれば調整区域だが、光明池の上水道源になっている横山地域を対象地域に拡大をせよ、と言うてきましたが、とにかく補助金が出ない、あるいは厚生省と建設省の関係で国は何としてもあかん、ということでしたが、今、聞いて見ると、62年度から国の補助金が出ているのでしょうか。こんなだましたようなことをしてきている。縦割り行政やからある面ではしようがないかもわかりませんが、いろんな意見を聞いてきた中では、どないかせないかんという立場に立って考えてこないから今、こんなことになっている。10月から実施ということでの前、今、工事をしているところはどないするんや、と聞いたら、そんなものはあきません、それだけです。

この間、市民の皆さんは何も知りませんよ。広報の7月号は間に合わないのでも8月号で出す、ということでしょう。8月の広報を見るまでは、そんな補助対象地域になるなんてことは何も知りませんよ。その間に設置したところはどないするんですか。他の議員さんも、恐らく

厚生病院委員会協議会とか産業文教委員会協議会で報告説明されるまで知らなかった方がほとんどやと思います。

今までわれわれは、市民さんからの問い合わせに対してもあきません、と言い切ってきたわけですよ。ところが、いけるとなってあわててやったところはあきませんがな。僕も合併浄化槽にしようと思ったんですが、いろんな事情でおくれてきてしてなかった。しなくてよかったんです。30何万円かの補助金をもらわれへんとかや。後になってえらいことした、となります。これでは、だましたのと一緒ですがな。あなた方は、その辺について市の行政としてどう考えているのか、お聞きをしているんです。その点を教えてください。

- 交通公害課長（岩崎充男君） 御指摘、まことに痛み入ります。確かに平成3年度からは、これらの問題を全庁的に整合性を持たせるような調整をして意見統一を図る方向で作業を進めながら、府のヒアリングを受けてきた経過はなかったわけです。その意味では、御指摘の点については反省をいたしておるところでございます。

市全体の組織というか取り組みの中で申し上げれば、最初の答弁でも申し上げましたが、合併処理浄化槽の対応策については、大阪府下でも早い取り組みを一方でしながら、なおかつ、公共下水道を生活排水対策の第一次的な手法であるという位置付けを持っていた経過の中で、これらのエリアを含めてどのように分担をしていくか、という部分的な調整もおくれ、なかなか機運が全体に広がりを持たなかったことについては、反省をしているところでございます。

- 25番（天堀 博君） あなたは、課長になって新しいから無理ないところもありますが、今になってそんなことを言っても、われわれは子供に教えるように噛んで砕いて、いろんな例を出して説明し、指摘をしてやってきたが、耳を傾けようとしない。記録を見ても、平成3年の予算委員会と7月議会あるいは平成4年の7月議会でも質問をしています。その年の6月から下水道の処理対象区域外は補助対象になったので、その後で補助対象区域を広げなさい、という説明をして要求したんですが、一切あかん。そのときにも国から補助金が出ていることやヒアリングをしていることなども一切述べられていない。その辺の責任を感じるなら、こんな10月1日の実施やなくして、さらに早めることを検討すべきではないかと思います。

議長、もう昼ですので、その点については午後からやりたいと思いますので、よろしくお取り計らいを願いたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 天堀議員の一般質問の途中でございますが、ここで、お昼のため1時まで休憩いたします。

（正午休憩）

(午後1時00分再開)

- 議長（松尾孝明君） 午前に引き続き、一般質問を行います。
- 天堀議員の再質問からお願いいたします。
- 25番（天堀 博君） まず最初に、お昼の休憩時間中に午前中の答弁の一部に間違いがあったということでの訂正を言われておりますので、その分だけ先にお答え願えますか。
- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- 市民生活部次長（和田栗登君） 先ほど、御答弁させていただきました国の補助制度につきましては62年度よりでございますが、これは下水道計画区域外が対象でありまして、下水道計画区域内に拡大されたのは平成3年度でございますので、よろしくをお願いいたします。
- 25番（天堀 博君） 今も答弁にありましたように下水道計画区域内についても、国は平成3年度から補助金を出そうということです。午前中にいろいろ御答弁を願った中では、平成3年3月から第1回目のヒアリング、意見聴取をされてきて現在に至ってきたわけです。その辺では、産業部交通公害課と市民生活部環境整備課相互間のいろんな意見調整や、われわれの指摘に対して、本当に市民の立場に立って公共下水道がいつ引けるかわからん地域、10年、20年後にも引けるやどうかかわからん地域への対応を真剣に考えてこなかった。そのことが、その後の府からの意見聴取の中で今回、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策の重点地域の指定という流れそのものが、われわれの目に見えない状況が生まれてきました。そして今度、いよいよ10月1日から実施予定をされているわけですから、これまでの行政としての責任をどう感じているのか。
- 市民生活部次長（和田栗登君） 環境整備課和田栗よりお答えいたします。
一応、現在、基本計画の見直し作業とか補助要綱の改正等事務手続をしております。10月1日をめどに実施の準備をしておりますので、これまでの救済は、それができた時点からお願いしたいと思います。
- 25番（天堀 博君） その10月1日に実施予定ということですが、できれば、その実施時期を早めていただくこと。8月の広報で知らせると聞いてますので、それを見てすぐにでもやりたいとか、家を建築する段取りや、その中で中間検査や竣工検査などいろいろあると思いますので、早く実施をしてあげることによって救っていく。
- 市民生活部次長（和田栗登君） もう1つは、6月1日時点にさかのぼってやれるような、例えば補助を受けるには、府にき

ちんとした書類を提出しなければならない。中間検査もあるが、既に施工しているとなればそれはできないので、市の単独の補助も当然考えるべきだと思います。その点では、責任ある市民生活部の部長さん、今回、参与になられてますが、統括処理をされておりますので、お答えを願えますか。

○ 議長（松尾孝明君） 市民生活部長。

○ 参与兼市民生活部長（麻生和義君） 御指名をいただきましたが、先生の御指摘を踏まえまして、関係部局ともさらに連携を密に致さなければならない重要な問題でもございます。関係課並びに関係機関ともよく協議検討をさせていただきたいと思う次第でございます。よろしく御了承を賜りたいと存じます。

○ 25番（天堀 博君） そういう御答弁でありますので、できれば前向きに市単独でも国・府の補助金の方も出そうというぐらいの気持ちを持っていただきたい。それほど件数はないわけですよ。6月1日から10月の実施予定まで4カ月間です。何百件もない。全額出しても4人槽ぐらいなら1浄化槽当たり30万9,000円でしょう。それぐらいは市が単独でかぶっても大きな負担ではないわけですから十分検討をお願いしたい。

ここで、1時間という申し合わせの時間がきておりますが、もう少し残っているので、議長に30分間の延長をお願いしたいと思います。

次に、移ります。し尿汲み取り業務の問題ですが、それぞれ答弁をいただきました。まず、業者に支払われる助成金について、きっちり家の戸数や人数を含めて把握しているのか、ということについては、月末に氏名、地番等住民移動も含めて全部提出させ、すべてチェックをして確認をしているのだ、ということです。ただ、本当にそこまでされているのかどうか、もっと調査をしたいと思いますが、その点での問題があるように聞いております。しかも、かなりの件数であろうと思いますが、業者任せになっているのではないかと。業者から出てきた分について、本当に全部チェックをしているのかどうか。実際、ボリューム的にできないと思いますが、その点をどのように把握し、考えておられるのか。

○ 市民生活部次長（和田栗登君） 業者から申請書が出てきましたら、一定の疑問点等があればピックアップして業者に問い合わせたり、住民基本台帳を調べに行くなどしております。また、ここで問題になってます浄化槽と重複してないか、ということですが、申請書をチェックすれば、大体、1カ月ほど手続がかかり、工事に1週間、そして、3カ月後ぐらいにその名簿が落ちてくるパターンになっておりますので、よろしく願いいたします。

○ 25番（天堀 博君） これはかなりの数になるのですべてできない。だから、それぞれポイント的にチェックを今後も徹底してほしい。そのポイントのチェックの回数を増やすとかし

ていただかないと、浄化槽への変更もありますが、同時に人数とか便槽の数などいろいろ出てくると思います。業者側も言い分はあると思います。便槽や人数が増えたのに黙っているとかね。その辺も含めて行政がきっちり掌握していくことが大事であろうと思います。

2番目の立米で計る問題については業者指導を徹底していく、ということでもありますので、そういうようお願いしておきたいと思います。

それから、留守がちな家庭については、1年間全納しなければならないことはない、ということですが、これも業者にそれをよく行政指導をしていただきたい。払う方もそうですが、集金する人も大変だと思います。毎月来ても留守だということではね。その辺では、各家庭が無理のない支払い方法の改善、例えば無理矢理に振り込みにさせるのではなく、よく話し合った上でしていただくとか、いろんな改善策も考えながら業者指導を徹底していただきたい。これは意見だけ言うておきます。

それから、単独浄化槽と合併浄化槽の管理技術者の問題ですが、絶対数が不足している現状はお認めになっているわけです。だからといって、各業者には適当でいいということではないので、その点も指導を徹底していただきたいと思います。

時間の制限もありますので、最後の3点目の事務分掌の職制と職務に移ります。冒頭、市長に答えていただきましたが、私の聞いている意味をどう受け取っていただいたのか知りませんが、もうひとつ的確な御答弁になっていない。例を挙げた方がわかりやすいかもしれません。今回、3人の参与を幹部会に参画をさせ、市長からいろんな意見を求めるわけですが、その人が担当している部局以外のことでもそうしているのか。事務分掌規則を見ると、幹部会には「重要な施策の企画立案、方針決定に参画させる」とあります。一部局のみならず、全般にわたって意見を述べさせたり、あるいはその人自身が担当以外についても忌憚なく意見を述べられる状況になっているのかどうか。その点について再度、市長からお願いしたい。

○ 市長（池田忠雄君） 再度のお尋ねでありますので、私からお答え申し上げたいと存じます。

天堀さんのおっしゃるとおりでございます。いろんな問題について幹部を集めて相談をしたりするときには、参与でございますので、そのセクションにこだわらずに話ができることが基本でございます。そのように御理解をいただいて結構かと思えます。

○ 25番（天堀 博君） そうすれば、3人のうち2人は1セクションだけの担当でして、あとのお1人は都市整備部と改良事業部を担当しています。私の考えでは、都市整備部と改良事業部の関連性については、それほどないと思いますが、いわゆるその2セクションを担当させている。あとの2人は1つのセクションだという、そこら辺の違いはなぜ出てくるのか。例えば

市民生活部と福祉事務所となれば関係がありますから、そういうところも含めた担当をし、部をまたがって統括処理していくという役割を果たしていく。しかし、今回は、1つだけの部を担当していく参与という点がわかりにくいわけです。その点についてはどうお考えですか。

○ 市長（池田忠雄君） それぞれ部を統括しております部長を参与に位置付けをしているわけですので、何ら齟齬はございません。部長会の中のベテランの者を参与に位置付けをして、広範な立場で市政について私の諮問にこたえ、幹部会で練った上で私が決めていくという1つの方針をとっております。その意味での参画でございますので、それぞれの部長がやっている部の統括は、そのままやらせていくということでございます。

○ 25番（天堀 博君） どうも御答弁自体が理解がしにくい。冒頭のあいさつで11月におやめになるということですので、これ以上突っ込んでもしようがないと思いますので、この程度で置いときます。

そこで、理事、参事等のスタッフ職の問題です。人事の任命権は市長にあるわけですから、その辺でのすべてのやり方が理解をしにくいので質問をしているわけです。理事とか参事は、先ほどの御答弁のように特命のスタッフですね。何か特別にその部分だけを受け持ってやっていく。ところが、いただいております市長公室から始まって病院から消防を含めた人事配置の表を見ますと、人事担当とか市民相談担当ということで次長とか参事、理事などいろいろ付いてますが、何もないのがある。事務文章規則で言いますと、部長の命を受けて参事や理事が動けばいいわけですから、1つの課にかかわらず他の課も含めて特定の問題点を担当するのが理事や参事でしょう。ところが、どこかの職場へ異動して先に理事とか参事に決まり、そこから何か仕事が付いてくるという状況になってはしないか。

また、この配置表を見ると副理事というのがありますね。副理事について私らが思うのは、理事がおって副理事だと思いますが、理事がいないのに副理事が2人いるところがありますね。これは人事の担当ですか、その辺の御説明をお願いしたい。

○ 市長公室理事（戸口泰明君） 人事担当の戸口からお答え申し上げます。

まず、スタッフ職の担当事務について、明記している者と明記していない者があるということですが、スタッフ職の位置付けにつきましては、先ほど、企画調整部から申しあげましたように1部局内のラインのみで処理するのが困難な行政課題が発生していることに鑑みまして、よりフレキシブルに対応できるよう、いわゆる縦割りのラインだけでなく、他部局との調整といった仕事や専門的な機能を発揮させる観点からその職を設置しているものでございます。

通常、スタッフ職に任命する場合、その担当事務を辞令上明記するのが一般的であります。が、その部局において複数の行政課題に対応しなければならない場合は、スタッフ職自体が将

来、ラインの職務を遂行できる判断力、調整力といった能力を醸成することを人事施策上の目的として任用する意味もございます。ラインを補完することで部内全体が円滑な職遂行を図るべく、あえて明記していないケースもございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 市長公室次長（今村堅太郎君） 今村からお答えいたします。

副理事の件ですが、理事があって副理事だ、という御質問ですが、理事も副理事もスタッフ職になるわけです。副理事は、次長同等職という位置付けになりますので、理事があって副理事というスタイルではございません。

- 25番（天堀 博君） その辺が、われわれにとって非常にわかりにくい。部長がおって次長がある。課長がおって課長代理とか課長補佐がある。補佐をする職ですよ。だから、理事があって副理事があるの考えるのが普通だと思います。単に副理事という職階に当てはめているだけだと思います。その人の勤務年数とか仕事の出来ぐあいなどを見てここへ当てはめよう、ということで持ってきているだけでしょう。下水道部かどこかでは、部長がいて副理事がいる。次長と同等ですが、片方はスタッフ職というように理解に苦しむようなややこしいことがあります。

確かに事務文章条例規則の13条では、職制のところいろいろ書かれています。ところが、これは恐らくは後で必要に応じて書いたと思います。「部等に部長、市長公室長及び福祉事務所長、室に室長、課に課長、係に係長を置く」とありますが、これは当たり前のことです。次の2に「部に部次長、室に室次長、課に課長補佐を置くことができる」、これも当たり前です。次の3に「部等に理事、副理事、参事、主幹及び主査、室及び課に参事、主幹及び主査、係に主査を置くことができる」というポストを決めてある。だから、部にも主査がおるし、課にも主査がおるし、係にも主査がいる。あの人は部の主幹や、課の主幹や、とややこしくしてしまう方がない。

なぜこんなことをしたか、とにかく役を付けるという意味でこんなポストを一杯つくったのです。先ほど、公表してもらいましたが、私も資料をいただきましたが、水道、病院、消防、技能労務、保母を除いた本庁の職員596人。そのうち部長以下係の主査に至るまで役職が付いているのが324人、まさに54.4%が役職者です。あるところでは、12名中9名まで役が付いている。役が付いてないのが3人だけ。他にもある室ですが、14人中12人まで役が付いている。市民さんから「石を投げたら役職者に当たる」と言われるはずですが。確かに係の下に主査を置いて特命で何かの仕事をしてもらうということは必要だと思いますが、札が一杯あってその人に付けに回っている。本当にそのポストにその人が必要だということで配置をしているわけで

はないのではないか。その辺に大きな問題があると思います。

規則とか条例には幾らでも置けることになっているのだからそういう配置をしていることには疑問を持ちますし、さらには、それぞれの部や課の中で指揮命令系統を初め非常にやりにくい状態が起きてきます。例えば理事というスタッフ職でラインの課長を兼務している場合、理事は部全般を見ていくが、その下に次長がいる。理事は部長待遇ということですから、次長よりもえらいわけです。ところが、その人は課長を兼務しているので、決裁を取るときなどややこしい。この部では、部長の命で理事の課長から直接部長に上げてきたらええとしています。

これは問題はないとしても、12人中9人も役職者がいるところへ行きますと、大変ですよ。どないしたらええかわからん。しかも、その中には担当の決まっている人もあれば、決まっていない人もいる。全般を見る、と言われていた人もいます。非常に難儀なことになっているのが現状です。今後の課題として人事と企画でよく協議調整を図っていただきたい。もちろん、ポストは必要でしょうが、ポストをつくって人を張り付けたらええということではいかんと思います。その辺、十分今後の課題として取り組んでいただきたい。

時間がきたようですので、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。



- 議長（松尾孝明君） 次に、18番・赤阪和見議員。
- （18番・赤阪和見議員登壇）
- 18番（赤阪和見君） 18番・赤阪でございます。通告に従いまして、要旨の説明をいたします。
- その前に、前2人の方から市長20年間の御苦労と、それに反するようなあいさつもございました。ここではそれを省略いたしまして、ただただ私たちは、市民の生命と財産を守るという立場から市議会、理事者市長を先頭にして今後、残された期間を一生懸命にともに取り組んでいきたいと思っておりますので、それだけ申し添えます。
- 過日、いざというときのための防災ハンドブックが市民各家庭に配布されました。その中で「安全神話が一挙に崩れた阪神・淡路大震災、世紀末的惨事とも言えるこの大震災が、日本国中どこに住んでいても地震とは無縁ではいられないことを教えています。また、人々の平穏な暮らしを無残に打ち砕く地震に対して私たちは余りにも無防備ではないでしょうか。地震そのものを止めることはだれにもできませんが、正しい防災知識を身に付け、心の準備をしておくことでいざというときに適切な対応ができるようにしたいものです」とありました。
- 大地震から間もなく6カ月を迎えようとしています。私たち議員、職員並びに市民の生命と財産を守るという立場から、今回の大震災を今後の行政運営にどのように生かしていくかが大

きな課題になっております。市幹部の方々は、それぞれの立場で今回の大震災を教訓として市行政に生かしていく、と事あるごとにあいさつをしておりますが、一体、どのようなことを和泉市行政に生かそうとしているのか、大震災の教訓をどのようにとらえようと考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、2点目は、固定資産税の適正課税と実態についてであります。最近の新聞報道によりますと、「課税間違いが各所に見られる」とありました。本市においてはそのようなことがないのかどうか。また、個別明細を送るようになってからどれぐらいの問い合わせ並びに計算間違い、課税間違いがあったのか、件数、金額でお答え願いたいと思います。

また、雑種地課税はどのようにしているのか。地目、現況の認定はどのようにしているのか、お聞かせ願いたいと思います。例えて申しますと、地目農地、すなわち田畑のところへ産業廃棄物を埋め立てることによって収入を得るようなところは、現況、農地なのか雑種地なのか、また、宅地並みの雑種地なのか。また、自家利用のそれに類する埋め立てはどのようにとらえているのか、お答え願いたいと思います。

また近年、このような固定資産の評価を鑑定士による鑑定によって固定資産税を決定するかのように聞き及んでおりますが、本市ではどのようにしているのか、お答え願いたいと思います。

次に、固定資産税評価に関連してお尋ねいたします。市固定資産税課か個人か、はっきりわかりませんが、毎年、泉大津税務署より精通者意見とかいうものが依頼され、だれかから精通者意見なるものが税務署に報告され、幾らかわかりませんが、その報酬を税務署が支払っているようですが、一体、精通者意見なるものはどのような性格のものか、また、どのような制度なのか。このような制度を幹部はいつ、どのようにして知ったのか。また、このことについてどのような事項であると認識するのか、合わせてお聞かせ願いたいと思います。

最後に、ごみ減量とリサイクルセンター設置についてであります。平成6年度のごみ処理実績を見ると8%以上の増加であり、減量とは逆の方向に向いておりますが、この要因はどこにあると分析しているのか、お聞かせ願いたい。

本年4月に出された容器包装に係る分別収集及び再商品化の推進に関する法律案の中で、住民や市町村による分別排出、そして、分別収集の努力とその受け皿となるリサイクル体制の整備がなければリサイクル社会の実現は不可能、と言っております。本市のリサイクル社会実現のための施策はどのように考えているのか、お答え願いたいと思います。

次に、常々委員会、本会議、また、和泉市ごみ減量等推進審議会等で事あるごとに意見や要望として出されてきましたリサイクルセンター設置についてであります。センターの設置なく

して、また、このような拠点なくして事は前へ進みません。市民1人ひとりの協力なくしてごみ減量は考えられません。あらゆるもの、身の回りのものを大切に、不必要なものは、それを必要とする人の手にわたってこそすべてのものが生きされ、新たな生命が生まれるものであります。その尊さを喜びに感じられる社会の構築こそ、ごみ減量の一步であると思うものであります。そこで、リサイクルセンターの早期実現が必要であると考えますが、いかがでありますでしょうか。

以上、要旨の説明を終わります。答弁いかんによっては、自席からの再質問の権利を留保いたします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 企画調整部長（森 利治君） 企画調整部長でございます。第1点目の大震災の教訓をどのようにとらえているのか、ということに対してお答えをさせていただきたいと思います。

今回の阪神・淡路大震災を貴重な教訓として今後の行政執行に活かしていくことが、まことに重要であると認識をいたしているところであります。先般、大阪府におきましても、地域防災計画の見直しについて既に着手をいたしております。その概要について一定の方向性が示された時点をとらえまして、本市の地域防災計画につきましても府の計画と整合性を図りつつ、また、関係機関との協議を始めまして、府の指導も仰ぎながら、都市直下型の震災対策に重点を置いた大幅な見直しを行うことを予定しているところであります。

なお、このような本格見直しの取り組みを進めていくには、御承知のとおり時間的な余裕が一定、必要でございます。こうしたことから、これとは別に本年早々より大規模地震発生時の初動体制の確保あるいは情報収集及び伝達方法の確保その他いざという大震災が発生しました際、でき得る限り迅速的確な対応が可能な体制の確立に向けて鋭意、検討しているところでございます。

また、既に市民自らの防災知識の普及啓発の観点から御案内のとおり、防災ハンドブックを作成して市内全世帯に配布をいたしますとともに、避難所の見直しについて所要の措置を講じたところでございます。さらに、この秋には、関係機関ともどもに情報伝達に主眼を置いた防災訓練を予定をいたしているところでございます。

その他各セクションにおいても、今回の阪神・淡路大震災を契機とした他市町村の事例を参考に個別の検討取り組みに努めているところでございますが、議員さんの方から先般、一般質問の通告の中で種々御指摘をいただいております防災にまつわる種々の観点の取り組みにつきましては、一部水道なり病院等を除きまして全庁的な取り組みという観点から申しまして、市としてのまとまった形の取り組みというものは行っておらない状況にありますことは事実でござ

ざいまして、この点、われわれも深く反省をしているところでございます。

本市における限られた人的、物的資源の中で、これを裏打ちするための財政的環境は非常に厳しいものがございます。これは事実でございますが、まさしく今回の阪神・淡路大震災を教訓にして、通告において議員さんから御指摘の趣旨を十分踏まえまして、今後は、防災行政の推進という観点に立ちまして、全庁的な取り組みを通じた中で対応してまいる必要があると考えているところであります。

こうした全庁的な取り組みを進めていく上に当たりまして、当然、担当窓口と申しますか、担当部局が要るわけでありまして。現在のところ、災害対策本部という形で事務局を預かっているのが企画調整課であります。この企画調整課を一応、今回の防災の取り組みに当たりましての窓口として対応してまいりたい、かように考えておりますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 総務部次長（加久本良一君） それでは、2つ目の固定資産税の関係でお答え申し上げます。

まず最初に、課税誤りの件でございますが、固定資産税につきましては適正課税を期するため、昭和56年度から航空写真を導入いたしまして現況地目の確認、家屋の新増築並びに取り壊し等の確認を行いまして、現況の実態に則した課税ということで極力、速やかに把握できるように努めているところでございます。

また、平成4年度には、土地家屋の課税物件と登記簿謄本との法務局照合を行い、平成5年度からは、懸案事項でございました課税明細書を5月当初の固定資産税の納付書の中に折り込みまして送付をいたすようにしたわけでございます。それに準じまして、市民の方々が納付書の確認を行いました結果、物件の相違等誤りの発見によりまして、課税上、本人には責任のない比較的重大な市の方での誤りというものの対応策として、新聞紙上でも問題になりましたが、住宅用地の誤りとか、また、登記物件の滅失誤りなどその他もろもろの重大な過失に関するようなものに対応するため、地方税法に定める5年を超えて還付金を償還することを対象にして、平成5年度から和泉市固定資産税等に係る償還金交付要綱の制定をいたしたわけでありまして。

これによりまして返還対象が生じるわけでありまして、まず、償還金交付要綱を実施する前の平成4年夏から秋にかけて法務局の登記簿台帳と照合作業を行いました。その主な件数でございますが、土地家屋にそれぞれ誤り等が発見されました処理といたしましては、土地につい

ては11件、家屋については6件、合計17件程度誤りがあったかと存じます。それによって還付金または後ほどできました償還金交付要綱の対象にしたということでございます。

それから、平成5年度の償還金でございますが、当初の1年間の電話等の苦情の処理または問い合わせ等の処理につきましては、電話での処理でございますので、数字等を把握していない場合も結構ございました。主な間違いとかの処理といたしましては、趣旨説明が一番多く、約3分の1程度ではなかったかと記憶いたしてございます。それから、一番誤りの多いのが、通常、所有権誤りでございます。所有権を移転しながら、例えば法務局から市に通知が来なかったばかりに市の方での処理がおくれたというケースまたは地籍訂正、地籍更正がありながら地籍が更正されていない場合、家屋の滅失漏れ等がありながら処理されておらなかった等、もろもろ合計いたしまして350件程度の電話件数であったかと存じます。

それから、実際の処理の実績でございますが、平成5年度の償還金交付状況では、課税課でございますので調停の段階で申し上げますが、土地の方で26件、固定資産税、都市計画税の合計として188万3,630円、家屋として33件、固定、都計合計して93万2,630円、合計281万6,260円。当初に300万円の予算計上をさせていただいておりましたので、その範囲内でおさまったということでございます。

続いて、平成6年度の償還金の交付状況でございますが、当初の予算は、平成5年度の実績を参考に300万円の計上をさせていただきました。平成6年度の償還金の状況としては、土地が固定、都計合わせまして19件、213万30円、家屋としては15件、固定、都計合せて46万1,930円、合計34件、259万1,960円というのが決算見込みでございます。数字の誤りがあればいけないので、一応、見込みとしてお聞きを願いたいと存じます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 参与兼総務部長（神藤恒治君） 固定資産税の2点目に係る件について、総務部長よりお答えいたします。

これにつきましては、相続税評価の参考に資する土地の価格についての精通者意見に対する謝礼の件と存じます。本制度について簡単に申し上げますと、税務署では全国的な制度といたしまして、各所轄の土地の価格に精通した人、本来、不動産鑑定士が一番よいわけですが、現実には、不動産鑑定士や市町村の固定資産税担当課長、と申しますのは、固定資産の評価に関し相当な知識を有しているという意味でございます。それらの課長等に個人的に委嘱し、毎年1回、精通者意見価格を聴取しているところでありまして、年度末に件数等により一定の謝金を税務署が支払い、そして、支払い先も個人名義の口座に振り込んでおり、それに対する源泉徴収票を個人宛に送付しているといった制度でございます。

次に、どのような認識に立っているか、という御質問でございます。国税当局の見解等によりますれば、私的な個人という考え方に立脚して依頼をしているということでございまして、これらの事務の順当な流れからいたしますと、われわれもそのような認識に立っているところでございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 総務部次長（加久本良一君） 固定資産税の加久本でございますが、答弁漏れが一部ございますので、お答え申し上げます。

地目の認定につきまして、雑種地等の件でございます。雑種地そのものにつきましては、粗造成または造成していわゆるさら地のまだ宅地化するには未完成という状態から、雑草等が生えて農地が荒れ雑草が相当大型化している、キリン草などが大きく林のごとく生えている状態で放置されているような場合は、雑種地ということで適応する場合もございます。

- 18番（赤阪和見君） 農地の利用をしているところで雑種地というところはないのですか。
- 総務部次長（加久本良一君） 雑種地そのものは、年間の地目の変換状況を察知して行うわけですが、通常は、現況の調査または航空写真等できっかけをつかみ、現況確認の上把握する性質のものでございます。雑種地の埋め立て等が行われている途中におきましてはその状態が安定するまで、また、ものがそこに建たないかどうか、宅地に変わらないかどうか、様子を見る一定の期間を置きながら、最終的に雑種地課税をするかどうかの判断をしているところでございます。

それから、鑑定士の件でございますが、平成6年度地価公示価格の7割ということで、皆様方にも御説明いたしました固定資産の評価額の水準が是正されたわけでございます。これの上がる分につきましては、もろもろの特例措置等で税額にまでは至っていないわけですが、その影響もありまして、地価公示そのもののポイント数が少ないことから、市内の標準地そのものを地価公示水準の鑑定を取りなさい、と相なったわけでございます。そのことから平成6年度の評価替えを準備いたします準備段階、すなわち平成4年、5年の間でございますが、その時点で鑑定士に依頼をして鑑定を取ります。

また、鑑定の取り方につきましては、鑑定士の選択については、大阪府に登録をしている鑑定士に委託する。例えば市間で接点調整がございまして、大阪府自身も委託した鑑定士を中間に置きまして、市と市との接点ポイントにつきましては、あくまでも三者が寄って調整を図るという組織として協議会等もございまして、それも含めて鑑定士に委託をするという制度になったわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- ごみ減量対策課長（松田 孝君） ごみの減量とリサイクルセンターの設置に関しまして、ごみ減量対策課松田からお答えいたします。

1点目のごみ量の増加についてであります。昨年度の本市のごみ処理実績を見ますと、御指摘のように平成5年度に比べて約8%増加し、5万7,048トンとなっております。この間の人口増加率が1.6%余ということですので、ごみは、人口の伸びを大きく上回って増加しているということでございます。

この要因としましては、率直に申し上げて特定することは困難でございます。ごみ種別の増加傾向を見ますと、日常ごみよりも粗大資源の増加率が大きく、粗大ごみで約22.2%、資源物等で約18.2%の増加となっております。また、ごみ量の増加につれまして、一方では資源化量も増加しており、処理施設で缶、瓶、カレットなど2,913トンの資源化を行い、5年度に比べ10.8%の伸びを示しております。

次に、リサイクル社会の実現ということでございます。このたびの国会において成立いたしました容器包装の分別推進及び再商品化の促進に関する法律が6月16日に公布され、2年後に施行される予定でございます。この法律の運用等細部については、今後、整備されます政省令で示される予定でまだまだ不透明な部分がございますが、缶や瓶などの容器包装ごみのリサイクルについては、事業者にも一定の負担が求められてまいります。このような新システムの導入を視野に入れながら、本市並びに泉大津、高石の2市、泉北環境整備施設組合が共同で廃棄物処理の基本計画を策定、協調して減量化に努めてまいりたい、このように考えますので、御理解、御協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、間もなく委嘱を予定しておりますごみ減量等推進委員の方々に地域のボランティアリーダー的な役割をお願いをし、市民参加の形で地域に根ざした減量化、リサイクルを推進してまいりたいと存じております。

いずれにいたしましても、リサイクル型社会の実現のためには、まず、ごみの排出源でございます市民や事業者の御協力が必要でございます。このような意味から市民、事業者、行政の三者が、それぞれ立場での責務を果たしていくことが必要かと存じてございます。したがって、現在の本市のごみ処理状況やリサイクルなどの減量対策等より一層普及啓発を図りながら、また、今後の本市における分別のあり方、効果的なリサイクル、減量推進等について本市ごみ減量等推進審議会などで御検討賜り、御意見をいただいてまいりながら充実を図っていきたい、このような存じております。

最後に、リサイクルセンターの設置についてでございますが、数年来、議会を初め市民団体

からその設置について強い要望が出されている中、本市といたしましても、ごみの減量、リサイクルをより一層推進していく上で拠点施設としてリサイクルセンターの必要性を痛感し、設置について調査検討を行ってきたものでございます。

当面の問題としては、設置に適した用地を確保する必要があることから、昨年来より種々候補地を選定してまいりましたが、一定、用地確保のめどがつきつつあり、計画が熟した段階で議会にも詳しく御報告を申し上げたい、かように存じております。

今後は、リサイクルセンターの具体的な規模、構造、施設内容にどのようなものを組み入れるか引き続き検討を行い、早期の設置に向けて積極的に取り組んでまいりたいと存じておりますので、よろしく御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 赤阪議員。
- 18番（赤阪和見君） 1点目の大震災の教訓をどのようにとらえているか、ということについて質問の要旨を述べ、すり合わせもいたしました。しかし、先ほどの答弁にあったように各部各課全部局にわたる形の中で、私たちは市民の命と財産を守るため、市行政を市民から預かっているという立場で考えていくなれば、各担当すること、また、担当しなくても市行政として大変だな、ということは、皆さんが方が毎日の新聞、ラジオ・テレビで御覧になって感じていることはたくさんあると思います。

しかし、それを和泉市の行政に生かしていく制度がない。ただ、市長並びに皆さん方が「その教訓を生かし、生かし」とおうむ返しのおっしゃいますが、現実に市の行政の中におカネがあるなしにかかわらず、ある被災者は、「美しいまち並みができるより温かい心が通い合うまち並みが欲しい」と言っていました。和泉市が貧乏な市というのは周知の事実ですし、そうたくさん使えない。しかし、一步一步積み重ねていく行政が大事ではないかということで今回の質問をさせていただきました。25、6に及ぶ部課、外郭の水道や消防があり、なかなかこれを1人ひとりに聞くわけにいけないので、一本で答えていただきましたが、今回の問題をこの場だけで聞いていただいても内容がわからないと思いますので、1、2点、指摘もしておきたいと思います。

確かに今回、防災ハンドブックを市内全戸に配布をしたことは、初めてであります。今までいろんな災害のものはありましたが、防災はなかった。しかし、これを見てまことに残念なことが2、3あります。これは全国どこにも通じるものであります。和泉市の皆さん方、また、担当する消防や企画が考えてつくられたものではない。行政という会社が、こういうものができましたよ、という売り込みに乗せられてつくったものである。市でつくったのは表裏の表紙

だけ。中身は、すべて行政という会社の出来合いのもので、違いますか。

もう1つは、過去の主な地震と被害ということで1995年1月17日に起きた兵庫県南部地震が、既に過去の主な地震です。忘れ去られるような過去という形で載ってます。この本は、製作年月日ありません。ですから、10年後でもこのまま売れるわけです。本当に心の通う政治ならば、真ん中のページ、これは平成6年度の「消防白書より」となってます。全国の火災の発生率、年齢階層別の発生状況、死亡者等が出てます。和泉市の火災の実態、消防白書があるわけです。本屋からから言いますと、真ん中のページと裏は一番刷りやすいのです。

もう1つの問題は、「和泉市避難所一覧」について、私たちに何らかの相談がありましたか。こうなります、という相談がありましたか。あなた方が勝手に変えているだけでしょう。市民に周知徹底するのはこの本が初めてでしょう。避難所がこう変わりましたよ、ということですが、僕らの頭の中にはコミセンも入ってました。サンライフも入ってました。しかし、サンライフへ行きますと「ここは避難所と違いますよ」と閉められるということが起こり得ますよ。市内30カ所ある小中学校にただけでしょう。推して知るべしです。

もう好きなだけしゃべらせてもらうので答弁は要りませんが、今日の新聞でも「ヘリ利用周知せず」、兵庫県が患者の搬送用ヘリコプターを用意したが、それを使ったのは1週間でわずか40余名。それでは、市立病院の関連で大阪府下で災害が起きたときにヘリが使えるようになっているのかどうか、その点を調べないといかん。

もっと簡単なことは「緑は地震に強かった」ということもあります。毎日、何か「せやな、なるほど」ということが目の前を通ってます、皆さん方の仕事上のことがね。報道は時に嘘を書くこともあります、気になったところは、相手の市行政に問い合わせをして裏を取り、それが和泉市にどう生かせるかという形が取れるじゃないですか。それをしている課が、聞くところによるとどこもない。ただ、自分のことで1枚だけスクラップにして帳面にはさんでいるところはありますがね。

しかし皆さん、市の行政の中でこれだけの有能な幹部が一堂に知恵を持ち寄れば、15万市民を守るのは簡単なことです。おカネのあるなしで片を付けないでください。もっともっと自分たちが今、持っている知恵をどこかへ集めてください、たとえば、今回は、防災という形で企画でつくってくれました。

もう1つ、教育委員会にもついてに言うときですが、「震災被災者への奨学金特例措置、神戸市が重複受給認めず」。毎日新聞が希望奨学金をおる人にやろうとしたら、市のやつを受けているから二重ではあかん、ということで2人が辞退してます。わずか40何万、月7,000円、1万6,000円のおカネを辞退しなければならない。両親が死んだ、家をなくした人が神戸市か

らと毎日奨学金をもらおうと重複してもらえない。本当に和泉市の中で起きた場合どのようなことができるか。今から対処していかなければならない。その点が大きな思いです。それを肝に銘じてやっていただきたい。

6月号の「広報いずみ」に「第37回水道週間、給水開始満40年、見直そう水の尊さ、水は限りある資源です」と載せていただいています。子供が水を持って遊んでいるこの写真は何ですか。「水は限りある資源です」と言いながら、これが広報ですか。本当に私たちが市民から行政を預かる身として、税金を無駄遣いをしないことが常に頭の中にあれば、こんな写真は載せてませんよ。よく反省してください。水道は、広報が載せてくれたんや、と思っているかもしれませんが、水というものに対する子供からの教育を考えていってほしいと思います。

その点では、この大震災の件につきましては、先ほども答弁がありましたように全くその教訓がとらえられてなかった。しかし、水道とか病院、消防は、やはり現業のプロフェッショナルという立場の中で報告をいただいていますので、それはより一層続けるとして、今後の方向性の中で皆さんが反省をしてください。よろしくお願いします。

次に移ります。2点目の固定資産税の件であります。毎年、300万円の予算できておりますが、一昨年が30件、昨年は5件というぐらい、毎回の広報の中で何とか早く市民に徹底して呼び掛けをしていく必要があるのではないか。固定資産の件についてもよろしく申し上げます。

それから、雑種地の問題ですが、農地というものを利用し、傘上げが目的でなく、産業廃棄物の受け入れを業とするところがあくまでも農地でかかっていると思いますが、いかがなものか。その点での雑種地の取り扱い、農地の取り扱いについては、これは業とする場合はおカネを取ってますが、自家利用もやはり事業所から出てくるごみですから、雑種地あるいは農地の課税でいいのかどうか、その点をお願いします。

- 総務部次長（加久本良一君） 資産税課の加久本でございます。先ほども申し上げましたように現況に即したやり方が、本来の適正課税かと存じます。現況が変われば、その現況に応じたやり方でやるわけです。とらえ方の時点ということでは、移り変わっていく状況を一時、様子を見る場合もございます。その土地、土地によって事前の差はあろうかと存じます。基本的な考え方としては、現況でそのような状況に変わるようになりましたら、本来でしたら変えるべきであろうかと、今のお話の範囲だけの判断でございますが、そう感じるわけです。
- 18番（赤阪和見君） ですから、産業廃棄物を捨てられている農地は、ごみのシートを敷いた時点で雑種地になると理解してよろしいのですね。そういう例はあったのかなかったのか。
- 資産税課参事（石川憲一君） 資産税課石川よりお答え申し上げます。

今、御質問の産業廃棄物等に利用されているところは、納花から大野に抜ける農免道路沿いに1カ所存じてございます。あの分につきましては、低いところにビニールシートを敷いてごみを廃棄し、その上に表層土と申しますか、見た目にはさら地のような状況でございます。あの分についても検討させていただきましたが、府などとも協議した結果、付近が農地とか山林の状況でございますので、雑種地は雑種地でございますが、付近の評価と均衡を失しないように、という指導がございまして、わが方もそういう評価をしてございます。

以上でございます。

○ 18番(赤阪和見君) 僕は何も産業廃棄物と言うているのでなく、ダンプで土を埋めているところもたくさんあります。あの辺で1カ所と言われるとどこか、判断が付きかねるのですが、もちろん、農地ではない、山林でもない。業にしている雑種地とは、どんな雑種地か聞きたいのです。

僕の経験から言えば、あなた方は売買されたり、動くことによってそこに目が行くわけです。それ以外のところにはなかなか目がいってない。そういうことから公平が保てないところがあるように思います。航空写真と言いますが、これは5年に1回かと思えます。その点では、なかなか物理的に無理だ、と言われればそれまでですが、平地にしてあるが、底はごみや、と言えども、土だけを盛って山にして保管する場所にしてあるのは、雑種地でも低いところの雑種地なのか、それとも、資材置き場なのか、と言われると非常に困る。その点を市民にしっかり納得できるよう、ここはこうですよ。この辺は大きな開発がありそうですが、こうなりますよ、というところをつかんでおいてほしい。どうも1筆、1筆についてこうや、という判断を下しているようです。きっちりした基本的なマニュアルを持ってやっていただかないと困ります。これはお願いをしておきます。

それから、相続評価でありました精通者意見の件ですが、それに精通する課長という形で個人に、ということです。例えば僕なら僕が課長で精通者意見を求められると、何を基本にして出すんですか。

○ 参与兼総務部長(神藤恒治君) 内容の詳細な点については、実際に従事した課長からお答えさせていただきたいと思えます。

○ 18番(赤阪和見君) いやいや、あなたは、個人的な謝礼で問題はない、と答弁されたわけでしょう。精通者意見だ、と言われた。仮にあなたが課長にいて精通者意見を求められた場合、何を基準にして調べて出すんですか。これは資格があるものではないでしょう。

○ 参与兼総務部長(神藤恒治君) 本件については、先ほど、制度の概要について私の知る範囲で申し上げました。幹部としてどのような認識に立っているか、という御質問もございませ

たので、私の立場上、お答えをさせていただきました。実際の作業については、税務署から精通者として委嘱を受けた個人がやっているわけでごさいます、その作業の中身については、未だ私も十分な知識、内容を承知していませんので、課長の方からお答えさせていただきました。

○ 18番(赤阪和見君) 個人的な問題である、と判断するに至った根拠はあると思います。あなたは、内容も把握しないであろうということが言えますね。

○ 参与兼総務部長(神藤恒治君) お答えいたします。

先ほど、認識について、ということでごさいましたので、この制度の内容、そして、国税当局が個人に委嘱をしている、ということを知っておりましたし、現実には個人に委嘱をされ、個人名義の口座に謝金をもらい、源泉徴収も個人宛に送付されているという観点からすれば、一応、個人的な扱いになるべき制度である、という観点から申し上げた次第でごさいます。

○ 18番(赤阪和見君) それではお伺いをいたします。

それでは、御本人からでも結構ですが、あなたは、幾らぐらいを何年間にいただいた、と聞いてますか。

○ 参与兼総務部長(神藤恒治君) 確たる資料を見ておりませんが、本人から聞いておりますところによれば、年間にして平成6年度で20万円程度。そして、それ以前の5年が20万円程度。平成4年が12万円程度と聞いてます。平成元年度では3万円程度。平成2年、3年は、聞いたところでは定かではなかったので、また調べておきたいと思ひます。

○ 18番(赤阪和見君) それでは、内容について。

○ 総務部次長(加久本良一君) 私事で申しわけございませぬ。私自身もこういう作業自体、個人とは言え委託されるのは片腹痛いという気持ちはあるわけございませぬが、一応、税務署のことであり、特に個人でお願いします、ということと特別に副署長さんですがお願いに来られますし、全国的にも、また、大阪国税局管内でも全税務署を通じてそういうお願いをしているということで、この作業を受けているわけございませぬ。

作業の内容ですが、個人の口座に謝金が入る意味も税務署に問い質しました。実際には、固定資産なり資産税課にある資料そのものは、御存じのように基準年度が2年前のものであり、鑑定を取るのも基準年度の2年前の時点で鑑定を取りますので、相続税評価用には一切役に立たない。もし、役に立つということであるならば、実際に公用で依頼し、回答すれば済むものである。しかし、それでは済まないということで、その職にある人がノウハウを使っていたら、今の時点から先の予測を立てていただきたい、ということで、向こうから依頼の調査票を持って来て個人に委託をされたということございませぬ。

作業のやり方といたしましては、持ち帰って作業をしたり、今後、物価の状況などを見ながら価格が上がるか下がるか、要するにこれからその価格がどんな状況になるか、ということを中心に働かして推測をし、マイナスプラスの減点、増点のチェックをする。一たん、自分の方針が決まれば、それを単純に向こうの資料に書き込むだけという作業でございます。

それから、金額の件でございますが、当初、私もおカネが出るものとは存じませんでした。そして、初めて出たのは、参与から3万円と申しましたが、4万1,000円だったと思います。通帳の記載処理を私自身がしておりませんでしたので、2年間だけ記帳漏れということで一括処理をされておりました。今後、税務署にも聞きまして金額を確かめたいと存じますが、一応、参与に申し上げた数字程度でございます。

以上でございます。

○ 18番(赤阪和見君) 精通者意見ということですから、私が課長になってそれを求められたとき、あなたは猛勉強されたかどうか知りませんが、以前からおる職員とかにお手伝いを願ったのではないかと。それだけの作業をするのですからね。これは昨年で何点、何評点と言うのかね。あくまでもあなた個人、と言われるのなら、この場所であなただけにとやかく言う筋合いもございません。ただ、精通者評価を出すに至った、課長という役職のもとで委託を受けている、役職になった者が受けている、と聞いてます。その点では、これはどんな判断になっているのか。個人的に恨みも何もありません。その点、いかがですか。

○ 総務部次長(加久本良一君) 私も税務署の方に意図を確かめるということで聞いた範囲でございますが、本来は、不動産鑑定士の方に委託をするのだが、やはり業者だけだと、慣れ合いとかの面で一定の勘繰る面があってはいけません。ある程度説得力のある公的な職員あるいは農協などの職員に、という言い方をされおきまして、その方の中から精通した知識のある方を選びたい、というのが向こうの方針のようでございます。先ほど申し上げましたようにあくまでも個人に委嘱する、という作業の中身でございます。一般的には、税務に従事する課長職に委託をされているようです。泉大津管内でも同じ扱いにしています、ということをお伺いしております。

○ 18番(赤阪和見君) そうではなく、最初にしたとき、精通者意見ということですが、あなたは、最初は、固定資産税については何もわからなかったのでしょうか。固定資産税課に来てから課長という形の中で勉強していくわけでしょう。その中でやる以上は、2年前の評価かどうか知りませんが、それでもある程度の参考的に見ていかんことには、そういう理解に苦しむわけです。

○ 総務部次長(加久本良一君) 固定資産の資料と言いますのは、時点が全然違うので役に立

たないと存じます。実際には、税務署さん自身がお持ちの売買実例とか、それ以外の向こうで得た情報等を私どもが欲しいわけです。私の方から逆に聞いたりしまして、個人差があろうかと存じますが、そういうものも聴取しながら結局、その人のカンということで作業が進むわけでございます。

- 18番（赤阪和見君） それでは、あなたは職務時間中にそういうことを税務署へ聞いてるわけですか。晩は、向こうの税務署もおりませんからね。
- 総務部次長（加久本良一君） 昼間の時間帯を利用して聞かせていただいています。
- 18番（赤阪和見君） 僕は、こんな証人喚問みたいなことをしたくないんですよ。本人さんは別として、そういうことが市としていかなものか、と聞いてるんです。あくまでも個人的、私的なものだ、と言われるから、こういう質問になってしまう。あなたは直属の上司でしょう。あなたは、こういう話をいつごろ聞き、どのように対処したんですか。こんなことを課長に直接聞きたくないし、また、聞くべき問題ではないと思います。
- 参与兼総務部長（神藤恒治君） 答えいたします。

私が知り得たのはつい数カ日前でして、それ以前は、全く存じませんでした。わかりました以上は、できるだけことは調査をしなければいけませんので国税当局に照会をしたり、泉大津税務署管内の近隣の市にも問い合わせたりいたしました。国税当局の考え方については、先ほどからる申し上げているとおりでございまして、他の2市1町については、本市と同様の扱いをしている、と聞いているところでございます。まだまだ内容についてさらに調査をする必要があると存じておりますが、現段階では、そういう状況でございます。

- 18番（赤阪和見君） なるほどそうなんですね、僕も調査したところではね。泉佐野では個人ではなく雑収入でこれを入れている、と聞いてます。こういう点がわかれば、あなたはこういう判断をするか。やはり課長に、ということであれば、僕らでも市民相談云々と言っても私的な相談になるかもわかりませんが、庁舎の電話をお借りします。その中では、全く税務署さんを相手に昼間の時間だ、とおっしゃいますが、それは無理だと思います。堂々と和泉市の固定資産税課長として、相続問題とかいろんな評点について、税務署側に立つのでなく、しっかりと精通者の目で見てその方向性を税務署に届け出る。

これはあくまでも市民の生活、財産を守るということからすれば妥当なものではないか。しかし、そこに報酬とかがそれであっていいのかどうか。今になれば、もう何年も課長をされて精通者ですけど、次の課長さんになる人なんか気の毒ですよ。その人は前任者にも相談し、その地位にふさわしい人に相談して勉強して一つずつ出てくると思う。あくまでも業務と離れたところにある、とおっしゃられると、非常に難しい問題が出てくるのではないか。その点であ

あなたの見解を聞いているわけです。

○ 参与兼総務部長（神藤恒治君） いろいろと先生から御指摘をいただいているわけですが、現時点では、私どもも内容の掌握について不十分な点がございまして、さらに十分調査した上で国税当局あるいは市の関係当局とも協議を行い、本件について対処してまいりたい、このように思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 18番（赤阪和見君） 例えば下水道なら下水道、教育委員会なら教育委員会などでは、いろんなことに精通した有能な方がおられます。これらの方々が、婦人会とか子供会とか各種団体から講演に来てほしい、と言われたときには、市民のために職務を免除してその講演に行く、あるいは職務外でも行かれる方もあると思います。そのときには、1万円なり2万円という謝礼は、私どもも呼んだら謝礼と言うよりも薄謝ですが、渡す場合もあります。しかし、今回の精通者意見というものは、そういうものとは少し内容が違うと思います。その点をしっかりと踏まえて個人のマイナスにならないよう、しかし、衿を正すべき点は正せるようなきっちりとした方向、結果をいただきたい、このように思います。

幸い、昨日の夕刊にこのようなことが載ってました。改正道路運送車両法がこの7月1日から実施されます。現行制度は前整備後車検ですが、改正された今回は、前車検後整備でもいけるわけですし、これは規制緩和です。今回の質問も前車検は終わりました。後の整備をしっかりとってください。私も行政改革をいたしますので、その点をお願いしておきます。

何か御決意があれば……。なかったら結構です。

最後に、ごみの減量問題ですが、市民の換気を促していかなければできない。その点から言えば、なおさらリサイクルの方向、集まっていたいて、それを検討できる方向性をしっかりとしておかなければ話になりません。そこで、リサイクルセンターについてやかましく言われてきているわけです。おカネが要るとか要らないとかいう問題よりも、しっかりした市民が協力できる体制をとってくださいよ。その点で最後に減量、リサイクル関係について、決意のほどをお聞きして終わりたいと思います。

○ ごみ減量対策課長（松田 孝君） 従来から各議員さんを初め市民団体から御要望のございますリサイクルプラザ、リサイクルセンターにつきましては、市のリサイクルを推進していく拠点という位置付けで考えております。今後、その実現に向けて精一杯取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○ 18番（赤阪和見君） 終わります。

○ 議長（松尾孝明君） ここで、一般質問の途中でありますので、3時まで休憩いたします。

（午後2時38分休憩）

(午後 3 時 00 分再開)

- 議長 (松尾孝明君) 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、1 番・友田博文議員。

(1 番・友田博文議員登壇)

- 1 番 (友田博文君) 1 番・友田です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1 月 17 日、阪神大震災が発生いたしました。見るも無残な残酷な光景でありました。震災から約半年が経過しようとしています。最近、復興、復興計画は、とマスメディアを騒がせていますが、亡くなられた方々、親兄弟を奪われた方々のことを思うと胸が痛みます。

本市においても大きな活断層が走っていると聞いております。いつ、阪神大震災のような大地震が起きても不思議ではありません。私は毎日、本市の活断層のことを考えると、恐ろしくて眠れないのです。

また、山間部には、恐ろしい山林火災も多くあります。いつも何とかならないものかと小さな胸を痛めています。ごく最近のことですが、春木川町の山林で火災が発生しました。消防署の機転の効いた活動と消防団の決死の活躍で短時間で鎮火させていただきました。ありがとうございました。

このときも今さらながら、和泉市には消防団組織があってくれてありがたいなと思えました。これもひとえに地域の方々の力強い応援があったこそと喜んでいる次第です。しかし、山火事は恐ろしいものです。約 8 時間で鎮火させていただきましたが、5 ha を焼き尽くしました。この日の火事が夜であったら、また、風が出ていたら、と考えるといたたまれません。

そこで、質問です。阪神大震災を教訓に本市の防災対策は変わったのか。本市に活断層はあるのか。山に住む者としていつも懸念しているのが山火事です。山火事についての行政のあり方をお聞かせください。合わせて、大災害が発生したときの消火活動、人命救助、医療体制について、また、水の確保、自衛隊との協力体制についてもお聞かせ願いたいと思います。

最初に、ごあいさつがおくれましたが、市長は 20 年間に大きな業績を残され、今回、後進に後を譲られるということですが、大変御苦労様でございました。敬意を表しまして、御礼を申し上げます。

それでは、再質問の権利を有して質問を終わります。

- 議長 (松尾孝明君) 理事者答弁。
- 企画調整課参事 (武田健司君) それでは、友田議員さんの御質問に対しまして、4 点ござ

いましたが、1点から3点まで企画調整課武田からまとめてお答え申し上げたいと存じます。

まず、1点目の本市の防災対策は変わったのか、ということでございます。本市の防災計画の見直しに関係でございますが、基本的には大阪府防災計画と同様、都市直下型の震災対策も取り入れた内容として検討を進めたいと考えております。しかし、災害対策基本法に示されておりますように市の計画については、大阪府の計画と整合性のある計画にすることが義務付けられておりますことから、今後、府の動向を見極めながら、その計画の概要が示された時点をとらえまして、全体的に本市の防災計画の見直しに着手してまいりたいと考えているところであります。

なお、府の計画の概要が明らかになるまでの間に、本市独自の防災対策を行う上で一番重要な点であります以下の4つの基本的な事項について取り組んでいるところであります。

1点目は、大規模地震発生時の初動体制の確保とそのマニュアル化の整備でございます。

2点目は、毛布並びに食料などの備蓄物資の確保でございます。

3点目は、情報収集及び伝達方法の確保でございます。

4点目につきましては、避難所の見直しであります。

以上、4点につきまして、早急に検討を行うべくその取り組みに着手しておりまして、避難所の見直しについては、所要の措置を講じたところであります。

次に、大きな2点目の本市に活断層があるのか、ということでございます。この活断層の関係につきましては、先般の第1回定例会におきましても一定、御答弁したところでございますが、任意に入手した東大出版会から出されている資料によりますと、活断層と褶曲合わせて数本が本市域内にあることが確認されているようでございます。

3点目の山火事についての防災のあり方でございますが、山火事は、山林に立ち入る方々に対して、その恐ろしさと発生予防のためのマナーについて十分御理解をいただくとともに、火災が発生した際には、その延焼の防止のため、迅速かつ的確な手立てが非常に重要であると考えているところでございます。

したがいまして、日ごろから啓発に努めるとともに、万が一、山林火災が発生した場合、本市におきましては、消防署と消防団による密接な連携による消火活動や関係セクションなどによる情報収集の把握、伝達に当たるとともに、状況によっては、広域消防総合応援協定などに基づく近隣市との応援や大阪市との応援協定に基づくヘリコプターの出動、さらには、自衛隊出動などについて要請してまいることといたしております。今後とも、本市及び関係機関が一体化した取り組みを行っていく中で山林火災に対処してまいりたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 警備課長（小野林操君） 大震災を教訓とした対応について、消火体制、人命救助体制、救急体制につきまして、消防本部警備課長小野林から御答弁申し上げます。

まず最初に、消火体制についてでございますが、消防本部並びに地域防災の中核を成す消防団につきましては、A号配備からC号配備まで3段階に区分し、災害の規模に応じた出動体制を整え、大災害が発生したC号配備では、消防職員124名、消防団員357名の人員、消防車両46台で万全を期しております。

阪神・淡路大震災の教訓及びさきの決算委員会で御指摘のあった各種災害における消防活動に必要な人員が不足した場合、防災知識及び技術を有する市民の協力を得て的確に応急措置をすべく、消防作業従事協力者制度を設けて被害を軽減し、安寧秩序の保持に努めており、協力者の消防活動中における事故等の補償につきましては、和泉市消防団員等公務災害補償条例を適用し、受けた損害を補償するよういたしております。

続きまして、人命救助体制でございますが、本署に救助工作車1台、また、分署及び出張所に救助機能を合わせ持った救助工作消防ポンプ自動車を配備し、万全を期しております。また、消防団につきましては、阪神・淡路大震災を教訓に人命救助に一番役に立ったというのこぎり、パール、つるはし、ロープ、スコップの5点セットを全車両に積載し、整備を図りました。

続いて、救急体制でございますが、阪神・淡路大震災クラスの地震がこの和泉市を襲った場合、南部地域を想定したとき、南部の中心部に当たる横山高校に応急救護所を設け、負傷の程度に応じた区分を行い、緊急に病院に搬送しなければならない重傷者は、先日、春木川町で発生しました山林火災の折、臨時ヘリポートとして使用しました関空ゴルフ場をヘリの基地として管外への病院搬送を計画しており、既に関係者からは承諾を得ております。

以上でございますので、よろしく御理解をお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 産業部理事（松林 保君） お訪ねの4番目の水の確保につきまして、農林課松林より農林関係でございますため池の御説明を申し上げます。

現在、市内では約450カ所のため池がありますが、農業用施設としての災害予防対策として水防ため池に位置付けするとともに、基幹ため池に対しては、地元水利組合に改善改修等の指導を行っております。また、水防ため池以外でも要改修ため池として位置付けを行い、緊急ため池整備事業としての改修工事等を行い、防災に努めております。

なお、現在までのため池改修工事個所は、58カ所行っております。

また、消火水用ため池といたしまして、市内に約114カ所があります。これらは消防署との協調を図っております。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 企画調整課参事（武田健司君） 企画調整課武田でございます。医療体制と自衛隊との協力体制につきましてお答えしたいと思います。

災害発生時の医療体制でございますが、災害発生時において災害から市民の生命身体を守るため、和泉市立病院、和泉市医師会及び和泉診療所はおのおの連携を図り、医療活動を行うことといたしております。特に和泉市立病院は、和泉市災害対策本部の機関の1つとして医療部を編成し、迅速的確な医療活動を実施するとともに、和泉市医師会は災害救助隊の編成を行い、被災地の医療活動をすることといたしております。また、協力病院は被災者の収容及び治療に当たり、市の災害対策本部及び市立病院との連携を密にした医療活動を実施し、和泉診療所におきましても、市長の応援要請のもとに被災者の応急治療及び収容を行うこととなっております。

続きまして、自衛隊との協力体制につきましては、和泉市長は、災害が発生した場合または発生のおそれがある場合、市民の生命財産を保護するため自衛隊の派遣を必要と認めるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊の災害派遣を要請することといたしております。

したがって、山林火災など比較的大規模な火災が発生した場合などにつきましては、通常の場合、市長から府知事を通じて自衛隊への応援要請を行うこととなろうかと存じます。しかし、現実的には、直接市長から自衛隊に対し通報による協力依頼もあり得ますことから、常日ごろから十分な連携を図り、大規模な災害発生時には、速やかな対応を依頼していく考えでございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 病院事務局次長（梅山世紀君） 和泉市立病院の災害時の医療体制につきまして、総務課梅山より御答弁申し上げます。

災害が発生したとき和泉市立病院は、和泉市地域防災計画に基づき、和泉市災害対策本部の機関として医療部を編成し、医療救護活動を実施するものとされております。和泉市立病院におきます医療部の体制は、本部との連絡や災害情報の収集、医療救護計画や動員計画の策定を行う連絡情報班、また、市立病院に搬入されて来る被災者の応急治療や救護を行う医療救護

班1、被災地において被災者の応急治療や救護を行う医療救護班2、市立病院に収容している患者並びに市民病院に収容した被災者の治療を行う医療救護班3、医療活動に必要な物品や医療備品の輸送を行う輸送班、医療活動に必要な物品や食料の調達を行う調達班、市立病院の施設の管理を行う施設班から成っております。

なお、医療救護班1は、医師、看護婦で1チームを組み、4チーム1班で4班を編成し、市立病院に搬入されて来る被災者の応急治療や救護を行うことにしております。医療救護班2は、医師、看護婦その他の職員で1チームを組み、4チーム1班で3班を編成し、被災地において被災者の応急治療や救護を行うことにしております。また、医療救護班3は、医師、看護婦その他の職員でチームを組み、市立病院に収容している入院患者並びに市立病院に収容した被災者の治療を行うことになっております。

和泉市で災害が発生したとき、市立病院はこの体制で全力を尽くしてまいりたいと存じております。よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 河川水路課長（井阪 弘君） 河川水路課の井阪でございます。第4点目の災害時に係る水の確保に関しまして、河川の活用という観点から御答弁申し上げます。

議員さんがお説のさきの阪神・淡路大震災におきまして断水で消火活動が十分でなかったり、また、生活用水が不足した等を教訓といたしまして、こうした水を確保するため、都市河川という大きな川から水を引き込むという方策で柔軟に対応していこうという、今、国でも検討されているように聞いております。

本市におきましては掘り込み河川が多く、その形状とか地形的な立地条件等で難しい面もございますが、議員さんがお説の有事における河川の役割の重要性も一定、理解するわけでございます。したがって、今後、関係課とも協議し、大阪府の御指導も仰ぎながら研究してまいりたく存じますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 友田議員。

○ 1番（友田博文君） ちょっと変な話ですが、この防災計画書218ページの第4条「会議の庶務は、和泉市企画調整課において掌理する」とありますが、「企画調整課」でいいんですか。

○ 企画調整課参事（武田健司君） このとおりでございます。

○ 1番（友田博文君） こういうときは、企画調整部でなしに課ですか。企画調整部企画調整課というのが普通じゃないんですか。

○ 企画調整部次長（油谷 巧君） 企画調整課油谷からお答え申し上げます。

組織機構によりますと、詳しくは和泉市企画調整部企画調整課ということになるかと思いますが、ここでは、会議の庶務の所在ということですので、和泉市企画調整課ということで表現したことになります。

○ 1番(友田博文君) 和泉市防災計画は、先ほど、赤阪議員さんの答弁でもありましたが、今から大阪府と協議、その方針に沿って和泉市もやっていくのだ、という話ですね。大震災が終わってから半年たちます。新聞を見ると、各県、各市でいろいろやっています。この中で地震の規模というのがあります。東大の人やいろいろな人が研究をしていますが、和泉市に活断層があることは知れ渡っていますね。

もう1つは、阪神大震災は、現在ある活断層で起きたのと違うと言われてます。その隣の発見できなかった活断層から地震が発生した。そうなったとき、和泉市でも、今ある活断層から地震が発生するとは限らんということですね。大きな活断層が走っていると私も聞いてますし、新聞等でも見させていただきました。皆さん方もそれを見ていただいていると思います。大阪は「商売の都」と言われてますが、こういう防災に関してはゆったりしてますね。いつしてくれるやらからんという状況では、怖くていてられませんわ。

前にも「震災が起きたらすぐ活動できる体制をつくってください」と言うてきましたが、この本を見てびっくりしました。地震の規模が震度5～6、直下型地震については書いてない。震源地は紀伊半島沖。なぜ、即体制を整えられへんのか。大阪府ばかりに頼ってはいけません。それやったら、大阪府に皆やってもうたらよろしい。何も和泉市がする必要はない。私らは和泉市民を守り、自分らを守っていかないかん。だれも何も言わなかったらいいですが、今回の質問でも3人も出てるのに体制がとられてない。今まで防災会議は何回したんですか。

○ 企画調整部次長(油谷 巧君) 企画調整部油谷より御答弁申し上げます。

防災会議につきましては、ここ近年に1回程度開催してございます。

また、先ほどの計画の見直しに関係でございしますが、災害対策基本法という法上では、全体的な計画につきましては、府が上位計画となりますので、一定の整合性が要ります。しかしながら、われわれとしてはそんなものを待ってもいられないということで、最もベーシックになるものを固めていきたいと思います、ということで先ほど、御答弁申し上げた4点について見直しを図っていく。特にその中で一番重要と考えられますのは初動をどうしていくか。阪神大震災でも初動体制のおくれが指摘をされております。その点につきまして今、先進事例を集めて検討を加えている最中でございます。よろしく御願い申し上げます。

○ 1番(友田博文君) 私は、防災会議を何回したか、と聞いてます。この6カ月で何回した

んですか。初動体制も大事ですがね。

- 企画調整部次長（油谷 巧君） 平成5年3月に策定しました地域防災計画につきましては、1回でございます。
- 1番（友田博文君） 阪神大震災が起ってから防災会議を何回したんですか、と聞いてます。
- 企画調整部次長（油谷 巧君） 1回でございます。
- 1番（友田博文君） ここにたくさんの防災会議の名簿が出てますね。消防長、どう思うんですか。
- 消防長（一ノ瀬喜廣君） 消防長一ノ瀬でございます。地域防災計画の見直しですが、今、油谷課長が御答弁申し上げましたように国あるいは府との整合性の問題がございます。ただ、いつ大震災が発生するかもわかりませんので、消防本部としては万全の体制をとっております。
- 1番（友田博文君） 私は言うているでしょう、消防署や消防団は一生懸命にやってくれているとね。何も消防をどうこう言うているんじゃない。大災害が起こったとき和泉市をどないしていくか、を一番先に考えてもらえるのが消防長でしょう。だから、大阪府より早くしなさいよ。よその県や市は既にやってますよ。防災会議の一番身近な人間として消防長がいるのですから、おくれたらあかん、と発言してほしい。
- 先ほども話が出てましたが、防災会議に入っている方々はこのパンフレットを読みましたか。教育長、どうですか。
- 教育長（杉本弘文君） 一通りは目を通してございます。
- 1番（友田博文君） 今回、私も全部目を通しました。全市民さんに配ったということですが、地震や火事が起こったとき、どれだけの人が見ると判断してますか。これで万全やと思いますか。
- 企画調整課参事（武田健司君） ハンドブックは、市民啓発、日ごろの心構えという意味で一読していただく。日ごろの備えについて、気持ちとして置いていただく。これは災害に対して大きく4点について書いてますが、具体的なものではなく、いざというときの心構えとしてつくったものでございます。
- 1番（友田博文君） これは震災が発生して最近、配ったものでしょう。これを読んで、これでうちの家は万全や、とはよう思えませんでした。和泉市の防災という立派な本もつくっていただいてますが、防災について本当に考えたことがありますか。最近、毎日のように新聞で復興計画とかどうしたらええか、出てます。にもかかわらず、和泉市で防災会議は1回しか

開かれてない。活断層が走っていると言われるのに真剣に取り組んでくれない。そんな防災会議みたいなものはするな、と言いたい。

今回の震災で和泉市からも何千万円も贈ったでしょう。市の前で受け付けをしたやないですか。先に和泉市だけのことをやればいいんですよ。それをしていただかないと、起こったら起こったときのことかいな、となるでしょう。やはりもう少し真剣にやっていただきたい。特に震災の問題については、消防長がイニシアチブを取っていただかないと、だれかするんですか。

○ 消防長（一ノ瀬喜廣君） さきの1月17日未明に発生しました阪神・淡路大震災を教訓とし、地域防災計画の見直しについては、国・府との整合性の問題がありますが、われわれとしては、いつ大震災が発生するかもわかりませんので、それに対応するため、小野林の方から申し上げましたように消火体制あるいは人命救助体制等について既に検討し、また、自衛隊との連携の問題についても先ほども出ておりました。地域防災計画に基づく総合防災訓練も10月に実施してまいりたい。また震災の折、一般市民の防災意識の向上あるいは地域防災の中核である消防団を中心とした連帯意識の向上、こういう目的で8月には消防フェアを開催したい。また、消防の水利につきましては……。

○ 1番（友田博文君） 立派な意見を長々と聞いていると時間がありません。私は何もそんなことを聞いてない。和泉市民の人命、財産を守るうえから和泉市の防災会議のイニシアチブを取って進めていくことでは、消防長が一番大事なポジションやと思います。それで消防長、取っていただけますか、と聞いたので、イエスカノーでいいですよ。

○ 消防長（一ノ瀬喜廣君） 地域防災計画の所管事項は、企画調整部でございますが、われわれは地域防災の任に当たる職場である関係から、今後とも企画調整部にアドバイスし、連絡調整を取っていきたいと思います。

○ 1番（友田博文君） 消防長、頼んでおきます。

自衛隊との関連ですが、大阪府では、自衛隊と防災会議を開くようになってないですね。和泉市には、自衛隊という大きな組織がありますので、自衛隊と密接に協議をしてやっていかないといけない。できるだけ関係を密にすることが大事ですよ、と前から言ってます。よそでは、自衛隊と防災会議をやってますよ。今は、特に来てくださいよ、と言うてますが、なぜ和泉市は即できないのですか。いつも皆さんが自衛隊へ行っ行って会うてますやろう。もっと真剣にとらえてほしい。今の時点だからできるのです。自分の仕事がそこへ掛かってくるまで待っていたらええ、ということでは困るわけです。

若樫町では水を抜いています。春木川町では地滑りしたので、この前、えらいおカネをかけて

水を抜いていただいた。福瀬町では段差ができた。昔は槇尾山地震というのがあったらしいですが、私が住んでいる地域は和泉山脈が縦断しており、光明池周辺にもたくさん線が入っている。皆さん方は、その実態がわかってながらどうしようもしない。何とか動いてほしい。新聞を読みますと、「阪神大地震発生後、ほとんどの自治体が地域防災計画の見直しに乗り出している」と書いてます。和泉市の活断層を見たとき、早くやってほしいな、と毎日のように思い、質問もしましたが、動かない。なぜ動かないんですか。

- 企画調整部次長（油谷 巧君） 企画調整課油谷でございます。先ほど来、数点にわたる御指摘、痛み入ります。防災計画の見直しに本市が着手していない、ということでございますが、防災会議を開いてお願いますときは、全体的な計画の姿ができた段階というのが従来のパターンでございます。今は何をしているか、と言いますと、実質上は、防災計画のパーツになる部分を一生懸命に考えているという状況でございます。何をさておいても、初動体制をどう構えていくか、その考え方をまとめていくのが喫緊の課題ではないかと考え、今、その辺を先進事例をもとに検討しているところでございます。よろしくお願ひ申し上げます。
- 1番（友田博文君） マニュアルをつくってこうです、それから防災会議を開く、そんなあほうなことはない。たくさんの賢い人に寄ってもらって意見を聞いたらええやないか。その中で和泉市はどないしたらええか、それを先にせないかんのではないか。自分たちで全部計画をつくって、これでどうですか、ということですか。それが全部万全と言うのか。それで間違いないと言うのか。やはりこれだけの人が入っているのだから、寄ってもらうと和泉市の現状、これからどうしていくか、という意見を聞いていく形を持っていかないかん。大阪府、大阪府と言いますが、大阪府に早くせよ、と依頼したらええやないか。大阪府から言うてくるのを待ってるんですか。防災会議を開いてくれるんですか。
- 企画調整部次長（油谷 巧君） 企画調整課油谷でございます。説明不足で申しわけないと思いますが、実は、先般の3月2日に防災会議をお願いいたしまして、1月17日の阪神・淡路大震災後の和泉市の対応と、今後、市としてどういう計画に力点を置いてまとめをしていくか、について御報告申し上げました。それか先ほど来、申し上げた4点の一番ベースになる考え方でございます。防災会議に開催をお願いをして一定、御報告を申し上げております。
- 1番（友田博文君） 議長、防災会議の資料の提出をお願いします。
- 企画調整部次長（油谷 巧君） 議長と御相談申し上げた後、御提出申し上げたいと存じます。
- 1番（友田博文君） 関空ゴルフがヘリポートとして指定されるのは、大変結構なことだと思います。市街地においても、できるだけヘリポートが必要だと思います。この間の震災の状

況を見ても、なかなかヘリポートが使えない状況です。その辺のところもお願いしておきたい
と思います。

それから、私が住む地域でもため池がたくさんあります。今、農林の理事の御答弁でも全部
で450カ所、改修されたのが58カ所ということです。私らの地域へ行くと、大きな池が山の
上にあります。この前も2件ほど雨で決壊しましたが、ものすごい水が流れます。

水利組合の人たちをお願いをして改修をしていただいておりますが、池の改修というのは大変で
す。近くの仏並池で改修費が1億かかりました。外環が通ってうまくいきましたので、少ない
負担金で協力していただきました。水が不要になり、ため池として要らなくなったところもあ
ります。水があればいいなと思いつながら管理ができません。ある程度管理をしていますが、大変
老朽化してどないもできない。田んぼがなくて、おカネが出ないという状態です。まして、
山林火災などのとき水が必要なんです。あのときは1時ぐらいに出火したのでうまく鎮火さ
せていただきましたが、一体、どないして水を上げたんですか。

○ 消防本部理事（池野 透君） 消防本部池野でございます。先日の春木川町の山火事につい
ての御質問でございます。自然水利は、一切使える状態ではございませんでした。春木川町の
一番上地でございます中塚さんのお宅の前でございます消火栓から、元ポンプを起点として母
川に7台のポンプ、それから、山の中の急斜面の圧力に負けない揚水をしなければならないと
いうことで2台のポンプを入れ、計9台をつなぎ合わせて放水をいたしました。

以上でございます。

○ 1番（友田博文君） 本当によくやっていたいただいと感心しています。その辺に水がたくさん
あったら、と思いませんでしたか。

○ 消防本部理事（池野 透君） 端的にそのように思います。われわれは、市民の生命、財産
を守るのが任務でございます。そのため水を有効に使って戦術を立てていくという最前提の義務
がございます。

以上でございます。

○ 1番（友田博文君） 私もいつも気にしています。現在ある池を壊してしまったら、もうでき
ないんですわ。池をつくるなんてとっても無理な話です。すぐそばに大きな池があったら、焼
けたのが1haで済んだかもわからへん。貴重な財産を守れるんです。まだたくさんのため池が
ありますので、それを大事に使っていく方法を考えていかなければならないと思います。つぶ
すのはすぐですが、つくるのは大変です。企画はどう考えますか。

○ 企画調整部次長（油谷 巧君） 確かにため池の有効利用は大事なことでございます。災害
対策事務局を預かる企画調整課といたしましても、今後、関係課ともどもそういった視点に立

った検討もしていかなければならないと思います。

- 1番(友田博文君) 大事なものというよりも必要なんですよ。それを今からつくるとなると莫大なおカネがかかります。しかし今、たくさんありますが、それが危機に直面しています。震災が起こったらつぶれます。水が出たら火事は消火できるしらんけど、家がつぶされま。絶対に必要やと思います。あなた方は市民の生命や財産を守る義務がある。そのため必要な水の確保が一番大事な要素で絶対必要なんですよ。きっちり頭へ入れといてください。

山へ行くといつも気になるのは、大きな石を紐でくくってあるんですよ。一番大きな石は直径何ぼあるか、何トンありますか、教えてください。横山にも父鬼にもあります。80歳を越すおじいさんが「友田さん、この上に大きな石があって括ってあるんや。大きな地震が起こってこの石が落ちてきたら私の家はつぶれます。どないか改修してくださいよ」と言うんです。これは和泉市の方々にもありまして、大変に問題ですよ。

皆さんも大きな税金から給料をもらうてやっているんですから、市民の生命と財産を守るためにやってもらわんといかん。もう半年もたったんですから、すぐ防災会議をしてください。新聞を見てもあちこちでいろいろやっていますよ。和泉市はここまで考えてますよ、と大阪府に見せたらどうですか。お願いしておきます。

それから、この辺で消防団があるのは和泉市と忠岡だけ。堺市や岸和田はない、と聞いてますが、どうですか。

- 総務課長(平松好弘君) 消防本部の平松でございます。大阪府下の近辺では、堺市、岸和田、泉大津には、消防団がございません。岸和田につきましては、水防団という組織がございます。その他大阪市も当然ございませんが、その他の市町村については、消防団組織がございます。和泉市においては、357名の消防団員に日夜御苦労をかけている状況でございます。
- 1番(友田博文君) 周辺であるのは和泉市だけ。和泉市は人口15万人、市域も広い大きな市ですからね。そこに消防団があるのはありがたい限りです。消防長、どうですか。
- 消防長(一ノ瀬喜廣君) 端的に常々、ありがたいと思っております。
- 1番(友田博文君) 消防に意見だけ言うておきます。

消防団員は、夜中でもすぐ出動できるように寝るときも傘とかっぱをすぐそばに置いておく。いつ、出なくてはいかんかわからへん。大変な仕事ですよ。これは理事者の皆さんにお願いをするのですが、消防団員の皆さんは、ほん少しの手当で一生懸命にボランティア的な精神で頑張ってくれています。このままでは非常に気の毒です。この消防団に頑張ってもらうため、地元が費用負担をしているんです。この辺では、財政も含めて大阪府の意向などいろいろありますが、もう少し考えてやっていただきたいと思います。

それから、この震災で道路が目茶苦茶になりましたね。この辺の復旧関係も大変です。その場合、復旧関係の道路、ルートも考えていかなければならないと思いますが、関さんの一言、ばちっとしたお言葉を聞いて終わりますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 道路課長（関 和直君） 防災対策における道路の築造について、道路課関から御答弁申し上げます。

防災という意味と災害発生時の対応、発生後の処理という3段階の考え方があろうかと思えます。今、御質問の点は、発生段階における道路の軌道復旧ということの1点に絞られるかと思えます。幸いにして本市は、地形的には、神戸というような都心部の道路状況ではございません。平坦な地形でございますので、地震が発生した際の道路のひび割れ等の災害には早急に対応が可能ではないかと思えます。特に和泉中央線を中心とした道路の確保という部分が、今後の和泉市の防災対策には果たす役割としては中心になるのではないかと思えます。

ただ、中央線や幹線道路における橋の防災上の対応となりますと、想定される震度によってかなりばらつきがございますので、これらの構造的な対応については、建設省、大学教授など専門知識を有した方々の耐震構造についての一定の判断が出た段階でわれわれも対応していきたい。

以上でございます。

○ 1番（友田博文君） よろしく願いをして終わります。

○ 議長（松尾孝明君） お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思えますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

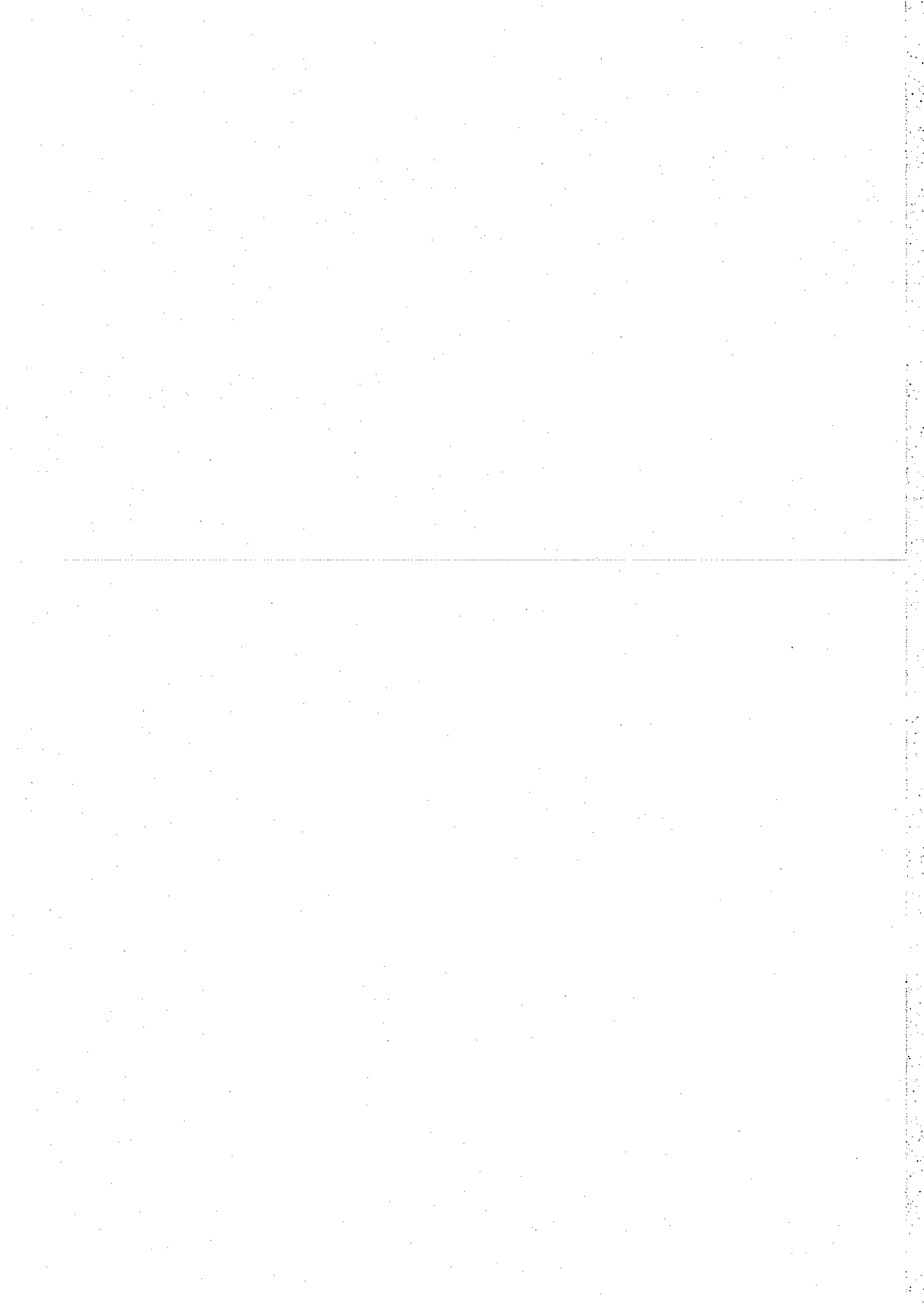
御異議ないものと認めます。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、定刻御参集くださいますようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

（午後4時15分散会）

第 2 日



平成7年6月30日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番 友田博文君
2番 森悦造君
3番 若浜記久男君
5番 上田育子君
6番 田代一男君
7番 松尾孝明君
8番 中塚新治君
9番 讃岐一太郎君
10番 池田秀夫君
11番 井坂善行君
12番 大谷昌幸君
13番 柏富久蔵君
15番 木村静雄君

16番 竹下義章君
17番 須藤洋之進君
18番 赤阪和見君
19番 穴瀬克己君
20番 並河道雄君
21番 辻正治君
22番 西口秀光君
23番 柳瀬美樹君
25番 天堀博君
26番 原重樹君
27番 早乙女実君
28番 猪尾伸子君
29番 勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼契約課長	北橋輝博
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同財政課長	林和男
市長公室長	逢野博之	同和対策部長	三井義秋
同理事(人事担当)	戸口泰明	同次長兼総合調整課長	門林良治
同次長兼人事課長	今村堅太郎	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同人権啓発室長	山本襄	参与兼市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事兼保険年金課長	長岡敏晃
企画調整部長	森利治	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同理事(行政改革推進担当)	井阪和充	福祉事務所長	坂田平之
同次長兼企画調整課長	油谷巧	同理事	池辺一三
同次長兼情報政策課長	西岡政徳	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同次長兼女性政策課長	樋渡和子	同次長兼総合福祉会館長	高橋健介
同次長(施策推進担当)	石本博信	産業部長	萩本啓介
参与兼総務部長	神藤恒治	同理事兼農林課長	松林保
同理事(財政担当)	阪豊光	同理事	池辺功昭
同次長兼総務課長	山下喬三	同副理事(交通公害担当)	大塚俊昭

参与兼都市整備部長	富田 宏之	同次長兼総務課長	梅山 世紀
同理事(再開発担当)	橘本 昭夫	同次長兼医事課長	尾食 良信
同次長(再開発担当)	清王 政志	消 防 長	一ノ瀬 喜廣
同次長兼都市計画課長	田中 武郎	消防本部理事兼消防署長	池野 透
同次長兼開発調整課長	上出 卓	同次長兼予防課長兼消防署長補佐	飯坂 慶治
同次長兼公園課長	藤本 仁	土地開発公社事務局長	北野 喜平
コスモポリス推進部長	中屋 正彦	同次長兼総務課長	植田 真人
同 理 事	鈴木 常弘	教 育 委 員 長	藤井 謹市
同次長兼業務課長	福原 進	教 育 長	杉本 弘文
建 設 部 長	奥村 富彦	教育次長兼社会教育部長	大塚 孝之
同理事(道路担当)	谷 俊雄	管 理 部 長	鹿嶋 賢昌
同用地室長兼用地第一課長	奥野 義一	同次長兼総務課長	田丸 周美
下 水 道 部 長	藤原 清司	同次長兼学事課長	着本 直幸
同 次 長	中野 英二	指 導 部 長	木村 吉男
同副理事(河川水路担当)	樋渡 頭治	同次長兼指導課長	堀川 不可止
同副理事(ふるさと急務対策担当)	岸本 孝二	社会教育部次長兼社会教育課長	田丸 勝之
改 良 事 業 部 長	中辻 寿夫	同副理事兼久保徳記念美術館長	中野 徹
水道事業管理者	田中 稔	収 入 役 室 長	藤木 意継
水 道 部 長	仲田 博文	選挙管理委員会委員長	松井 一雄
同理事兼営業課長	城前 伊佐雄	同 事 務 局 長	着本 善夫
同 次 長	西尾 浩	監 査 委 員	庄司 清
同次長兼総務課長	池野 文一	同 事 務 局 長	吉田 陽三
病 院 長	竹林 淳	農 業 委 員 会 会 長	森口 義忠
病院事務局長	谷上 徹	同 事 務 局 長	席田 嗣夫

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野 満 男

○
本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原 茂 隆
参 事 山本 茂 樹
主 幹 大谷 幸 広
議事係長 田中 康 弘
議事係主査 田村 隆 宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第2回定例会議事日程

(6月30日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1		一般質問について	

(午前10時00分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。議員の皆様には、公私何かとお忙しい中連日、わたり御出席賜り、ありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは23名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはございません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、23名でございます。
- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(松尾孝明君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

- 議長(松尾孝明君) それでは、日程審議に入ります。

日程第1「一般質問について」を行います。最初に、28番・猪尾伸子議員。

(28番・猪尾伸子議員登壇)

- 28番(猪尾伸子君) おはようございます。28番日本共産党の猪尾伸子です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

4月に和泉中央駅が開業して間もなく3カ月になろうとしています。駅の開業とともに和泉中央線の延伸、バス路線やダイヤの再編も行われ、市中南部の交通事情は大きく変わりました。また、市役所の出張所や自転車駐車場が開設されるなど、市民の暮らしにかかわる大きな

変化がもたらされました。

私は、これらの変化を市民がどのように受け止め、市民の暮らしがどのような影響を受けたのか知りたくてアンケートを実施いたしました。それと並行して当議員団が市民から寄せられた要望をまとめ、5月12日に市に対して要望書を提出し、それに基づいて5月19日、関係部署と話し合いを持ったところです。

話し合い以後、約1カ月の間に30件近くのアンケートに対する回答意見が届き、雑談的な会話を含めれば、数え切れない市民の声が寄せられています。アンケート葉書には、様々な意見、要望が寄せられていますが、当議員団が提出した要望書に盛り込んだ駐輪場とバスに関するものが予想通り多くを占めています。

そこで、寄せられたこれらの意見をお聞きいただきながら、当議員団との話し合い以後の取り組み状況と、新たに出ている問題に対する市のお考えをお聞きしたいと思います。

まず、駐輪場の問題です。寄せられた葉書から何点か読んでみたいと思います。駐輪場の問題について苦情があるのは当然だと思います。光明池駅は屋根があり、遅くまで開いているのにどうして中央駅はできないのでしょうか。うちの子供はわざわざ光明池駅から通っています。これは浦田町の方から寄せられた御意見です。屋根が欲しい。終電まで間に合うように開けてほしい。もう少し駅の前にあってほしい。一時預かりの場所はどこにあるの、とお書きになっています。

自転車その他の駐輪場は屋根がありませんので、雨の日は車で送迎となり、光明池駅に比べ時間も早く終わるので、新駅ができて光明池駅を利用している人もいます。また、駐輪場は、全部月決めと当日払いの2つにすべきです。全部というのは、駅の北側と南側の今、月決めと当日払いが分離をされているのを指して言われているのだと思います。

このうち今、お読みした葉書の要望の中で、屋根の問題についてはその必要性を認め、取り付けに掛かっていただいていることは大変嬉しく思っています。そこで、利用時間の延長については、話し合いをしたときには、他市の状況を調査検討中、というお答えでしたが、調査内容、検討状況と実現の見通しについてお聞かせください。さらに、定期利用と一時預かりが駅の北側と南側に分けられています、南北それぞれに定期と一時預りをつくって欲しい、という要望について、現在の場所を二分して両方をつくることはできない相談でしょうか。

2点目は、バス路線およびダイヤの改編についてです。この問題についても葉書から少し御紹介します。松尾寺から府中方面へ行く直通バスが廃止になってしまい、和泉中央駅で乗り換えねばならなくなった。そのためバス代も片道240円ほど高くなった。これは松尾寺町にお住まいの方からのお葉書です。

また、朝7時台、8時台の泉大津行きバスの父鬼線の便数が大幅な減便となり、室堂から東からの乗車する者にとっては、和泉中央駅経由のため泉大津までの所要時間が長くなり、まことに不便になった。まさかこんなに利用者無視のダイヤ編成がされるとは夢にも思っていなかった。何とか改善に努力してほしい。これは室堂町の方からのお葉書です。

和泉中央駅を中心とした路線ダイヤ編成となり、中央駅より南部特に南北松尾地域、横山地域から和泉府中、光明池駅方面への足が不便になっています。市との話し合いの中で通学時間への配慮なども要望しましたが、それ以降、南海バスと協議をされたのかどうか。されたのであれば、その内容についてお聞かせください。

また、バス路線に関連して和田南から石尾山の間の路線が廃止されたことについても、改善を求める強い要望が寄せられています。この点についての市のお考え、改善の見通しについてお聞きしたいと思います。

3つ目は、中央駅北側の道路に関する問題です。この問題についても、厳しい指摘が寄せられています。いぶき野にお住まいの方からのお葉書です。駅北側にできた商業施設にあるローソンの側ですが、横断歩道に信号機を早急に付けてほしい。人間が陸橋を渡る必要はない、とこの方はお書きになっています。老人のことを考えるべき。通勤の人も道路を横切っている。事故を起すので早くしてください。事故を起してからでは遅い、と書いておられます。

これはちょうど1年前の6月の開発の委員会でもいただいた資料ですが、駅の北側の道路を渡るには、この角に自転車の一時預りがあります。これが「ペDESTリアンデッキ」と言われる歩行者用屋根付きの横断の陸橋です。ここが駅舎になっています。この北側に光明池の方向、大阪行きの泉州山手線の側道、そして、こちら側に岸和田方向に行く側道があります。そして、南側には、駅に行くバス停の前を通る横断歩道があります。ところが、北側には、横断歩道は橋のところにあります。横断歩道を渡って北側を歩く歩行者用の歩道がありません。横断歩道を渡った人は、橋を渡ってぐるっと南を回ってもう一度横断歩道を渡り、南側の歩道を通ってさらに横断歩道を渡って駅舎に入る。それでなければ、階段を上がってこのペDESTリアンデッキを渡る、こういう流れをするように整備をされています。そして、いぶき野の方向に行くには、駅の東側にある屋根のない陸橋を渡るようになっています。

今、朝の通勤時間をピークに一時預かりの駐輪場から横断歩道を渡ったとしても、車道あるいは信号からかなりの交通量のある道路を斜め横断する車道通行が非常に多く行われています。葉書が指摘しているようにいつ事故が起きても不思議ではない状況が、毎日、繰り返されています。この状態について、市はどのようにとらえておられるのか。そして、この解決の方策についてお聞かせください。

大きな2点目、トリヴェール和泉と緑地の問題に移ります。

緑豊かだった中央丘陵が変貌していく様子、暮らしの中に当たり前のように存在していた自然が、都市計画で決まったからともぎ取られていく様子を日々目の当たりにして、和泉市の緑が豊かだといつまで言えるのか、真底、心配になっています。

平成5年第4回定例会でわが党の早乙女議員が公園の問題についての質問をし、その中で和泉市の緑地の状況、緑のマスタープランの問題に照らして実態はどうか、ということをお聞きをしています。それ以後、マスタープランの見直しが行われたと聞いてますが、早乙女議員の質問以後の変化についてお聞きをしたいと思います。

まず、マスタープランの目標年次における市街化区域と確保される緑地の面積、その割合。公園緑地の計画面積、市民1人当たりの面積と市街化区域内における割合。そして、それぞれの現在の到達の数字をお聞かせください。

御答弁に対して自席から再質問をさせていただきたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） まず、第1点目の中央駅の関連での駐輪場とバス路線の問題について、交通公害課岩崎よりお答えをさせていただきます。

駐輪場の時間延長の件ですが、先生からお話がありましたと同時に各市に問い合わせの調査票を回させていただき、その整理分析を急いでいるところでございます。

また、この中央駅の駐輪場につきましては前からお話をしているとおり、駅の開設に伴い中央駅周辺の整備計画が一定、推進されるまでの間、暫定的に住宅・都市整備公団から用地を借用して設置をしている暫定の駐輪場でございます。

駐輪場の開設時間につきましては、管理を委託している和泉交通安全協会と協議をし、JR沿線の他の駐輪場との整合性を図る必要から午前6時から午後10までと設定をいたしました。しかし、中央駅の駐輪場は、ほかのJR沿線の駐輪場と異なりまして、競合する民間の駐輪場はございません。その意味では、利用される市民にとっては、選択する余地が全くない状況であるということは理解できます。中央駅の駐輪場の開設時間につきましては、他の駐輪場と違って個別に対応していくということで検討してまいりました。

具体的な対策としては、機械化の導入等も考えられますが、臨時的な暫定駐輪場であることから無駄な投資を最小限に抑えるため、当面、人的対応という方向で関係者と詰めの作業を行っているところでございます。実施時期につきましては、可能な限り早い時期に実施をしたいと考えております。

それから、駐輪場の2番目の問題の一時預かりの件でございますが、確かに現在、一時預か

りを実施しているのは北駐輪場だけで、南側にも欲しい、という市民の方の要望は一定、理解をするものでございます。しかし、北以外の駐輪場で一時預かりを実施しようとするれば、その管理体制特に南側にある東駐輪場の部分につきましては、周りには何もございません。駐輪場だけがポツンとあるだけ。しかも、シルバー人材センターから派遣された管理人さんが1人で管理をしておられるという状況でして、現金を取り扱うことになれば、防犯上の管理もきちんとなしななければならない。1人が切符を切り、1人が自転車を整理し、2人配置しなければならないとなると人件費の問題も生じてきます。そういう対応が難しい問題があるということでございます。

市民の方に御不便をお掛けして申しわけなく思いますが、先ほど申し上げましたように現在の駐輪場はあくまでも暫定のものでございます。正式なきちんとした市立の駐輪場を設置した段階では、月決めと一時預かりの併用で運営することを検討していきたい。それまでの間は、当分、御辛抱いただきたいと思っております。

2点目のバス路線の変更に係る問題でございますが、先生が御指摘のように今回のバス路線の改定につきましては、非常にたくさんの方から御意見なり苦情なりをちょうだいをいたしているところでございます。また、逆に非常に便利になった、ありがとう、という感謝のお言葉もいただいております。私どもバス路線を担当する課としましては、市民の要望をしっかりと把握をし、公共交通機関としてのバス路線を整備するという考え方で4月以降、二度にわたって南海側と事務レベルの折衝をしてきました。その中で一定の改善案を引き出したところでございます。

その内容を御説明させていただきます。4点ほどでございます。1点は、学校関係の対応ですが、バスを利用して登下校されている小中学生にとって一番切実であるということで重点的に取り組みました。北松尾小学校及び南松尾小学校の下校時間の時間帯のダイヤを下校時間に合わせて変更をする。また、槇尾中学校の登校時のダイヤについて、学校始業時に間に合うよう変更をする、という回答をいただいております。

2つ目に、朝の父鬼光明池線の関係で増便を望む声が非常に多かったのですが、1便だけです増便をする。そして、朝の7時台の便がダイヤ編成上なかったのですが、それらのばらつきをなくし、7時台にも走らせるというダイヤ変更の回答も得ております。

それから、和泉中央駅止めのバスで乗り継いでいく場合、同じバスで同じ運転手で乗り継ぎをするという不都合さがありました。同一車両への乗り換え問題の解消策も一定、回答をいただきました。

もう1点の光明池車庫発の始発ですが、泉大津行きの分が現在、空車の回送で走らせております。利用者からなぜ乗せないのか、という指摘をいただきましたが、それが復活していた

だける。

以上、4点の回答をいただきまして、7月の早い時期から実施をする、という回答をいただいております。

それから、もう1点の浦田町経由の復活の話ですが、今、申しあげました改善案が提示されている以外の市民からの要望もたくさん残されております。今、継続して事業主体である南海側と協議をいたしているところでございます。中身によりましては、100%市民の御要望におこたえするのは難しい問題もありますが、市民の切実な願いに少しでもこたえられるよう、精力的に南海側と折衝していきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 道路課長（関 和直君） 道路課関です。3点目の道路問題について答弁いたします。

まず、本年4月に和泉中央駅が開業いたしまして、和泉市の道路事情も和泉中央線の開通からかなり都市化された施設が充実してまいりました。その意味から今回の泉州山手線の市民の方の乱横断に対しましては、確かに駅前交通広場の利用という観点から起こってきたものだと十分理解をしているところでございます。

ただ、こうした都市施設がさらに整備されていく中で起こってくる問題については、当然、市民のモラルの惹起をしなければならない点と、利便性を確保していくという2点の判断が必要かと思えます。

今回の問題については、あくまでもセンターの施設がまだすべて完了しておりませんので、暫定的な道路施設の利用となっております。将来、センターが完成してきますと、先ほどの御質問にありましたペDESTリアンデッキの横断歩道の高さが将来、センターの北施設、南施設の高さをちょうど平面的に通るような形になってまいります。それと、歩行者の幹線としても、同じように南北のそれぞれまちから駅へ向けての歩行者道線が出てまいります。ただ、歩行者道線と申しますのは、あくまでも道路の車道と立体交差をする予定をしてございますので、当然、歩行者の安全性という面では、将来、すべて完備されるようになってまいります。

その中では今後、市民の方々が都市施設を利用される際の基本的な考え方は、それぞれの施設の持つ意味合いをよく御理解をいただくよう、われわれとしても、それぞれエレベーター施設とか横断部分の施設の利用の方法等に対するPRをさらに進めてまいりたいと思っております。

また、駅前広場の利用については現在、南海バス、和泉署、桃山大学、OTK、タクシーとといったところに働き掛けまして、駅前広場利用者会議を重ねております。いろいろ市民の駅前広場利用の問題点については、こういったところで十分協議しながら、改善策が必要な部分に

については、利便性を追求しながら改善をしていく。しかし、安全性という点では、時に市民に対して不便を強いる場合もありますけれども、都市という1つの施設の利用の面からは、当然、市民として守っていただかなければならないルールもございますので、その辺は、しっかりPRをしながら利用していただく方向で検討していきたい。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 公園課参事（林 宏昭君） 大きな2点目の御質問につきまして、公園課林からお答えいたします。

以前の緑のマスタープランの御質問におきまして、1人当たりの公園整備面積は4.33㎡と御報告させていただいておりますが、現在では、整備面積が68.9ha、1人当たりの整備面積は4.4㎡となっております。

平成5年度における緑のマスタープランでは、市街化区域の30%以上の緑地と1人当たり20㎡以上の施設緑地の目標数値は変わっておりませんが、変更部分につきましては、市街化想定面積3,060.8ha、確保すべき緑地の目標面積は4,001haであり、緑地比率は130.7%となっております。

なお、現在の市街化面積は2,509haであり、緑地面積が3,420.4ha、緑地比率は136%となっております。

以上でございます。

- 28番（猪尾伸子君） それでは、再質問させていただきます。今、いただいた御答弁のうち、まず、駐輪場の問題から1つずつお願いしたいと思います。

時間延長の問題については、暫定駐輪場だが、民間の競合する施設がないので可能な限り早く実施をしたい、という御答弁をいただきました。これについては、ほかに預けるところがない。10時までに帰って来られないことがわかっている場合、その辺に止めときたいが、止めておくと撤去をされる、ということで市民さんが非常に悩んでおられます。車で送迎してもらえ手があればいいんですが、仕方なく光明池駅へ出ているという意見もたくさん聞いてます。この点については、ぜひ早急に解決していただきたい。切実な願いですので、ひたすら、市民に成りかわってお願いをしたいと思います。

それから、2番目の月決めと一時預かりを両方に分散してほしい、という意見です。やはり朝の通勤通学の忙しいとき、北側から来た人が定期預かりのところに行くには、一たん駅を通り越して自転車を預けてもう一回、後戻りをしなくてははいけない。これは心理的にも大変な負担です。長年、私自身も電車で大阪まで通ってましたので、朝の3分、5分が惜しいという心

管理からすれば、毎日、恨めしい思いで駅を通り過ぎて自転車を預け、また、駅へ駆け込んでおられると思います。こういう点の改善をしてほしい、という要望はよくわかります。

また、今の御答弁では、管理体制で現金を取り扱う安全性がネックになっている、という御説明だったんですが、これを解消する上で現金を扱わなくてもできる方法を検討されたのかどうか。例えば大はやりのプリペイドカードにするとかね。それをするためには機械を導入しなくては、ということであれば、昔のバスの切符みたいに回数券を発行することで解消できないか。その点の御検討についてちょっとお聞きをしたいのです。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 今、具体的な一時預かりのやり方等について御提案をいただきましたが、私ども、実際に駐輪場を管理しております管理者と協議をしながら具体的に作業をしているところでございます。御提案いただいた回数券なりプリペイドカードなりの方法につきましては、現実にそういう運用が可能かどうか、改めて検討してみたいと考えております。

○ 28番（猪尾伸子君） 今までになかったことをやっていくわけです。自転車の不法駐輪も禁止をされるなど新しい制度ができ、新しいまちづくりが進んでいく中では、従来の発想だけでは対応できないと思います。従来の一時預かりは、開設をした場所での一時預かりは、その都度、現金で120円か150円をもらっている方式ですが、そのやり方をそのまま新しいところにも持ち込もうという発想そのものを転換をしていただきたい。新しいところには、新しい方法はないかどうか、ということを考えて対応をぜひしていただきたいと思います。

今、回数券とかプリペイドカードについて検討をする、とお答えをいただきましたが、正式な駐輪場ができたときには、当然、両方を設置してもらわないと困るわけです。今の計画が進み、正式なものがいつできるか、その確答が市民にできないわけです。市民はその間、毎日自転車を預けて自分の生活を続けていくわけですから、対応できることは極力対応していくという積極姿勢をぜひ示していただきたい。この点についても要望しておきます。

バスの問題ですが、私たち日本共産党としての要望書を提出して以来2回、南海バスと協議をしていただいた、というお答えをいただき、4項目の改善が出ていることは大変喜ばしいと思います。特に子供さんたちの通学時間帯での改善、増便の問題、乗り継ぎの問題等について改善をしていただいたことは、十分評価をしたいと思います。市民の皆さんは、毎日、不便をかかっているわけですから、1日も早く市民さんにも知らせていただきたいと思ひますし、私どもも具体的に聞かれておりますので、できれば改善案についての南海側の回答について、文書なり資料としていただけたらと思ひますが、いかがでしょうか。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 回答文書がございますので、議長さんと相談させていただい

た上でお渡ししたいと考えます。

- 28番（猪尾伸子君） 市民に対しては、改善された、良くなった、ということは1日も早く知らせていきたいと思ひます。

それから、中央駅止めでの乗り継ぎが改善される、ということもお聞きをしましたが、私が読み上げた葉書の中でも、一たん中央駅で降り、違う路線に乗り換えなくてははいけない。そのことでバス代が240円ほど高くなる、と書いておられます。

この点の解消について、私の1つの案としては、最初に乗るとき、中央駅を經由してどこそこまで乗るといふ料金体系の見直しも必要かもしれませんが、中央駅で降りるとき、それから先までの料金を払って乗り継ぎ券をもらうという、統一料金で乗り継ぎチケットを中央駅で渡すことによりて料金の二重払いを解消することができないものか。大阪市などでは乗り継ぎ制度があり、地下鉄と市バスの乗り継ぎ制度も運用されております。その点での改善についてはいかがでしょうか。

- 交通公害課長（岩崎充男君） 乗り継ぎの件につきましても、先ほど御答弁申し上げましたように、継続して南海側と協議をしていく項目の中に入れてございます。したがって、この件については、実施をする方向で南海も考えてくれているような、まだ確答までいたしてませんが、その方向で話が進んでおるところでございます。

- 28番（猪尾伸子君） 今後とも、ぜひとも改善が実現するように交渉を進めていただきたいと思ひます。

御答弁の中にもありましたように公共交通として果たす役割について、和泉市は、道路網は中央線がかなり供用部分が伸び便利になったとは言え、半面、まだまだ狭い道に車やバイクが走って安全が脅かされている状況が市内各所であります。公共交通網が機能を果たしていないことが、私的な車やバイクを運用せざるを得ない状況を生み出していると思ひます。だから、道路管理上も、市民の安全上からも、これら公共交通が社会的にしっかりと役割を果たせるよう、市民の立場に立って今後の交渉を進めていただき、改善が進む努力を引き続いてお願いをしておきます。

バスの件はこれで終わります。

それから、駅の北側の問題ですが、将来的には、すべてが立体交差になり、このペデストリアンデッキというのが平面的に歩行者を誘導し、駅の北と南をつなぐのだ、と言われました。全部立体交差をするということは、この北側には横断歩道や信号を付けるつもりはない、という御答弁だと受け取れるわけです。市民にとっては、そういう将来の全体構想については知らされていないし、何も見えてない。今も障害者やお年寄りにとっては不親切な駅や、福祉の駅

や、とシールを張っているが、少しも福祉に配慮してないやないか、という強い怒りや要望が寄せられています。

この点では、将来的な計画があるとしても、計画の発想そのものが車のスムーズな運行、流れが優先的に考えられており、御答弁の中にあつたように歩行者は遠回りをしてでも立体交差点の上を通れ、という高齢者や障害者に対して冷たいという点を指摘をした上で今後のことについてお願いもし、改善の要望もしたいと思います。

今、言いましたように長期的な全体構想がわかり、不便さの原因や解消される展望が理解できれば、北側に横断歩道がない、信号もないという理由が、市民さんも一定の理解ができると思います。安全のためには遠回りをしなければならないと、しぶしぶであっても一時の我慢とすることで一定、協力もできると思いますが、前段での市民への周知、情報の提供が非常におくれていると思います。

確かに駅の構内から新しくできた商業施設である「エコールいずみ北館」の一角にエレベーターがありますが、このエレベーターの場所が非常にわかりにくい。どちらも市の施設ではなく、駅の施設、北の商業施設の一角のエレベーターを使うわけです。お年寄りやそこに滅多にこない人にとっては、特に駅北側のエレベーターは、ぐるっと建物の壁みたいのところを通じて内側に入り込まないとわからない。ほとんどの人は、あそこにはエレベーターがないと認識されているのではないかと思います。この点では、市民への広報についてぜひとも周知を図っていただきたいし、少しでも横断をなくする努力、一時的にも何とか少なくするための努力について、具体的に何らかの手立てをお考えなのかどうか、御答弁をお願いいたします。

○ 道路課長（関 和直君） 再度、道路課長から御答弁申し上げます。

確かに現状、市民、歩行者が利用する点では、非常に不便を強いられていることはよくわかる点でございます。少なくとも、具体的な解決策となりますと、現状の泉州山手線の交通量の中で歩行者を安全に横断させるという面では、現在の施設を御利用いただくことが最善ではないかと思えます。その点については、特に施設の利用という部分でPRし、再度、徹底を図るような方法を講じてまいりたいと思えますので、よろしくお願いを申し上げます。

○ 28番（猪尾伸子君） すぐに解決できないということであれば、まず、市民に徹底をしていただかなければ困ると思えます。それについて言えば、今の御答弁の中で駅前広場利用者会議という話がありました。泉北高速鉄道や南海バス、タクシー、公団、もちろん市も入っておられると思いますが、気になったのは、そこに利用者の代表が入っていないことです。実際に毎日、斜め横断をしたり、不便を訴えておられる市民の声がそこに反映できていない。その会議で検討されている内容が市民に伝わらない点が大きな問題ではないかと思えます。その利用者

会議の中で改善をしていこうと思うのであれば、市民の声を取り入れることが必要ではないかと思いますが、その点についてのお考えはいかがでしょうか。

○ 道路課長（関 和直君） 現状の施設を管理しておりますそれぞれの会社の参画ということでこの会議を持っております。利用いただいております市民からのいろんな声は、かなり駅なり南海バスさん、和泉署、桃山大学さん等に市民の声が届くという点では、今後、この利用者会議を大きく広げていくよう、われわれとしてもそれなりの努力してまいりたいと思います。今後、市民の方の参画については、それなりの検討を図りながら努力してまいりたいと思います。

○ 28番（猪尾伸子君） 組織的に住民を入れていくことは、これまでの経過とか運営上の問題で困難があるかもしれません。その詳しいことは私もお聞きしていませんので、強引には申しませんが、会議として、例えばその周辺の自治会の代表の方から年に何回か意見を聞く場を設けるとか、そういう形でもできるのではないかと思いますので、その点についての御配慮もぜひお願いをしておきたいと思います。

次に、トリヴェール和泉と緑について、に移りたいと思います。御答弁いただきましたが、市街化区域がさらに増えていく。今、市街化区域の面積率が136%、目標値が130.何%かということで市街化区域が増え、緑が減っていくというプランになっていることははっきりしています。

公園緑地の整備面積は、前回、早乙女議員がお聞きしたときよりも確かに増えています。しかし、そのときの質問でも出ましたが、前回60年のマスタープランに示された平成7年、今年の整備目標は1人当たり7.7㎡になっています。これに比べると、4.4㎡という御答弁をいただきましたので到達率が57.1%、目標の半分ちょっとしか整備をされていないという点では、マスタープラン自体が見直しをされていますが、現状追認で計画を変えていくという姿勢ではないかと思います。

市街化区域そのものも前回では2.393ha、それが2,509haということで116haも増えているわけです。この中で公園の増え方は微々たるものです。市が真剣に緑を守り、公園整備をしていく点の姿勢はまだまだ弱いものがあるのではないかと思います。

さらに、この市街化区域に比べて緑地の率が136%と言いますが、これは和泉の広大な山間部、大きなため池等も含めた数字であります。実際に人が暮らし、車が走り回り、子供たちが育っている環境の中でどれだけ公園が配置をされ、緑が整備をされているのか、ここが市民にとって問題ではないかと思います。

そういう観点からお聞きをしたいのですが、緑のマスタープランの中に千里ニュータウンを

例に挙げ、公共緑地率は24%と数字が上がっています。この数字に照らして言えば、今、開発中のトリヴェール和泉の公共緑地率は何%になるのか。また、参考までに泉北ニュータウン、既に開発が終わっている光明台地域の緑地率はどれだけあるのか、数字をお聞きしたいと思います。

○ 施策推進課長（辻井正昭君） 施策推進課辻井が答弁いたします。

ただいまの御質問でトリヴェール和泉の開発区域内の緑地率は幾らか、ということでございます。開発面積が370haございまして、そのうち公園緑地面積が35.85ha、緑地率9.6%でございます。また、他地域との比較ですが、光明台地区においては23.1%、鶴山台では7.78%、金剛ニュータウンでは5.7%、金剛東ニュータウンで7.6%でございます。

○ 28番（猪尾伸子君） お聞きした泉北ニュータウンがなくて、お聞きしていない鶴山台や金剛ニュータウンが出たのでびっくりしましたが、それで結構です。9.6%ということで金剛や鶴山台に比べれば多いとおっしゃったかっただと思います。

しかし、ちょっと古いですが、昭和53年11月の中央丘陵開発の一番最初の段階の資料だと思います。私は、まだ和泉市民ではありませんでしたが、和泉市の全く山だった地域の今後のニュータウン開発に向けての計画ですが、ここで「地目別面積比」というのが出ています。田28%、畑24.6%、宅地5.7%、山林32%、池堤7.8%、その他2.1%となっております。このうち田、畑、山林、池堤という緑に関する数字を合計すると92.4%、ほとんど山だったところの緑を剥取って開発を進めてきたということです。そのうち9.6%の緑を残すというよりは、新たに植林なども含めて公園緑地の整備をしていこうとなっているわけです。

そして、さらにこの計画案の中では、新たに整備をされる中央丘陵の公共用地の中に占める公園緑地の割合が13.1%となっております。今、実際に計画決定をされているのが9.6%、随分減ったものだと思います。これは昭和53年からの長い間にいろんな経過をたどって数字が見直され、適正だと思われる方向で変更もされてきたのだと思いますし、その変更はやむを得ない部分もあったと思います。しかしながら、当初の計画より緑地率は減っていると思います。

この点については、緑のマスタープランの中でも、既存の緑地の中で残せるところは残すべき。環境保全の要因としていろんな地域、市街地後背の中央丘陵に隣接する地域として万町の石尾中学校北側付近、緑ヶ丘付近あるいは松尾寺周辺、青葉台周辺が挙げられております。また、今後の開発計画に先回りして緑地の保全または緑地的開発計画を確立し、市街地の連たんを防ぎということもマスタープランには述べられています。

こういう観点から1つの例として、緑ヶ丘小学校の東側の緑地を残して欲しい、という市民さんの署名運動が広がっています。私も署名を求められたり、御意見をいただいております。

こういう御意見の中では、緑のマスタープランに照らしても、また、今回の震災の中でも緑が被害を食い止めたということもありますので、できる限り今の計画の中で市民の要望、声を生かす、緑を残せるところは残すよう積極的に取り組んでいただきたいと思います。具体的に緑ヶ丘がどうのでもなく、今の緑をさらに大切にしていくという方向でトリヴェール和泉の開発を進める上での市の姿勢をお伺いをしたいと思います。

- 企画調整部次長（石本博信君） 再度の御質問に対しまして、企画調整部次長石本からお答えさせていただきます。

先生もおっしゃっていただいておりますが、土地利用計画を変更することは困難でありまして、その辺はひとつ御理解をいただきたいと思います。ただ、それらの土地利用計画に沿ってできるだけ多くの緑を残し、また、緑をつくっていくことは引き続き公団にも要望しまして、市としても実現できるよう努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

- 28番（猪尾伸子君） このパンフレットは3年前、住都公団が最初にいぶき野で分譲住宅を発売するときに出したものです。トリヴェール和泉について、こういう説明が載っています。「トリヴェール和泉とはフランス語で3つの緑。豊かな自然環境を生かした3つのブロックに多様なライフスタイルに対応する住居や文化スポーツ施設のみならず……」ということでトリヴェール和泉は緑が豊かな自然環境である、とうたっています。そして、住宅地の中には緑のオープンスペースを配置するなど様々な工夫が凝らされており、緑豊かなまちだと売り出しています。

ところが、これは今、売り出し中の公団の土地を案内するパンフレットです。この中で説明をちょっと読んでみます。「フランス語で3つの緑という意味が込められたトリヴェール和泉。都市機能、居住機能、研究開発機能を北部、東部、西部の3つのブロックがそれぞれ担い、複合多機能都市です」となっています。

最初のパンフレットには、「3つの緑」ということを言い切っています。まちの中に豊かな自然、緑がある、ということを知らせていますが、今、売り出しているパンフレットは、「3つの緑という意味が込められ」と必ずしも緑がある、とは言っていない。その後続いて都市機能を前面に打ち出しているのです。この分譲宅地のパンフレットでは、都心へのアクセスがいかによりか便利であるか、ということばかりが前に出ています。緑は桃山大学の中にあるんだ、と出ています。住都公団自体が緑については軽視をしてきている、後退をしてきているあらわれではないかと思えます。

これに対して市としては、真剣に緑を大切にしまちづくりをする気があるのか。当初、高層住宅は計画に入れない、建てない、と言っていたのに、あの中央駅から見えるピンクの何と

かシャトーみたいな高い高い高層住宅ができ、計画が変更されていく。まさに主体性のない開発ではないか、と私たちは言い続けてきましたが、こういう実態が起ってきております。

緑のマスタープランも平成5年度に見直されたということですが、現状を追認して計画を変更したのでは、マスタープランという名前ではないでしょう。市民の声に耳を傾け、本当に豊かなゆとりのあるまちづくりをするのであれば、緑を十分に残す配慮をしたまちづくりを進めていかなければなりません。そのためには、市としても言いにくいかもしれませんが、公団に対しても、言うべきことは市民の立場に立って厳しくものを言っただき、また、これから先も続く開発です。ぜひともトリヴェール和泉の名に恥じないまちづくりを進め、その先頭に立っていただくことをお願いして私の質問を終わります。



○ 議長（松尾孝明君） 次に、21番・辻 正治議員。

（辻 正治議員登壇）

○ 21番（辻 正治君） 皆さん、おはようございます。21番公明党の辻でございます。通告によりまして、趣旨説明をさせていただきます。

本年は、戦後50年の節目を迎える年であります。この半世紀にわが国は、第2次世界大戦の敗北の辛酸をなめつつ経済復興に立ち向かい、経済高度成長期を経、今日、世界の経済大国とも言われるようになりました。しかしながら、庶民の生活実感としての豊かさはないものの、モノの豊かさはまさしく事実であります。この50年の長きにわたり、先進国に追い付き追い越せとのモットーをもとに額に汗を流して働いた世代の人たちが今、高齢期に入っております。これらの人々に何として報いるべきか、今こそ、安らぎのある老後を保障すべきであると考えます。そういった観点からの質問でございます。

本格的な高齢社会の到来を目前に控え、病院や老人ホーム等の社会資本の整備のためには、負担がある程度増えても急ぐべきだと希望している、という意見が、総理府の調査で約4割に達していることがわかりました。4年前の調査では、負担が増えるならおくれてもやむを得ない、との意見が多かったが、今回の調査では、早急に整備をしていくべきである、との意見が高まってきていることを示している、との説明がありました。

最近、厚生省も在宅介護の充実のため新高齢者福祉の10カ年戦略、新ゴールドプランの予算を提示しましたが、肝心の財源の裏付けが乏しく、計画の実現が疑問視されており、国民の間に不安感が強いられることは否めない事実であります。21世紀初頭の高齢社会までに残された時間は多くないことを思うとき、国民全体の課題として深刻に受け止めていかなければならないと考えます。

本市においても昨年、和泉市老人保健福祉計画が策定され、具体化に向けて充実した内容が盛り込まれているものと大いに期待をしております。そこで、寝たきり老人や痴呆性老人などの介護が必要な高齢者が増えつつある中、施設を重視した福祉から在宅を基本にした福祉へ、という考え方が強まってまいりました。

この背景には、施設だけでは需要を賅い切れないといった現実的な理由も確かにありますが、根本的には、自分の身体が思うように動かなくなったとき、住み慣れた場所で親しみのある家族に包まれながら暮らしたいとの気持ちは、人間として当然の要求ではないでしょうか。したがって、お年寄りを隔離して病院や施設に収容してしまうのではなく、可能な限り家庭とともに生活できるようにするという人間的観点から、いわゆるゴールドプランの策定があることは言うまでもありません。

しかし、高齢者を在宅で介護すると言っても、現実には簡単ではありません。要介護老人のある家庭の生活を考えて見ようではありませんか。日常的に食事、入浴、排泄の世話、着替え、洗濯、病気の心配等常に気の休まる暇がないのが実情であります。介護に当たる家族は、妻や嫁の立場の人が圧倒的に多いが、70歳の娘が90歳の親を介護している家庭、逆に60歳の娘を80歳の親が介護している。また、妹が、姉が介護している家庭も不思議ではありません。いずれの場合も不安といらいらを感じ、ストレスもたまり、ちょっとした外出にも気を遣い、ましてや、家族旅行など思いもよらない。睡眠不足に過労が重なる。肉体的にも負担が重く、介護のために職場をやめ、経済的負担は精神的不安となり、まれには、介護疲れから痛ましい尊属殺人が起きた、との報道もありました。このような状況では、介護者の介護が必要、という深刻な声も多いという専門家の意見もありました。

常にわが和泉市長は、「生きがいを感じ、健やかなくらしと心のふれあいを広めるまちづくり」の方針を掲げておられますが、先ほど申し上げましたように在宅介護の重要性の高まりと介護者への労苦の思いをさらに強化していただく施策として、寝たきり老人と痴呆性老人に関する介護手当の要望であります。この件、いかがでありますでしょうか。介護者への思い遣りのある答弁をお願いします。

次に、水辺環境の整備について質問をいたします。

市長は、運営方針の第1に「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」を掲げ、公園緑地の整備を述べられています。私は言葉だけでなく、また部分的でなく、具体的、計画的、しかも、全市的規模で推進されなければならないと思います。このような立場から以下の諸点についてお伺いをいたします。

第1に、市民の参加についてであります。行政のイベント的行事の取り組みでなく、一面的

な参加者では、実質的に市長の言う市民に安らぎと憩いの場、くづろぎの場とは必ずしもなり得ないのであります。和気小田地区水辺環境事業もその1つであります。セメント、コンクリートに固められ、植え込みも整えられておりますが、つくられた緑道の悲しさ、地域住民からの愛着や豊かな自然の良さが極めて少ないのであります。地元地域住民の緑道設置の計画レベルからの参加や植樹への参加等今後における工夫が大切であります、お考えをお伺いをいたします。

第2には、水辺についてであります。松尾川の河川改修で川辺はコンクリート資材でぎゅうぎゅうに固められ、さながら放水路となってしまいました。川辺の散策で潤いなど味わえたものではありません。昔は、柳の木や松、竹、根っこの張る樹木で堤防や土手を固め、雑木や雑草も四季に色とりどりの草花を咲かせ、蝶や小鳥が川辺に集まり、孫を子守する人たちも夏ともなれば夕涼みをするという川辺空間は、生活の憩いの場そのものでした。今、水防、防災の立場のみの視点で川を管理し、人工的な土木資材の改良投入、護岸オンリーで水辺が奪われているのが現状であります。ふるさとの川モデル河川と言うならば、今一度、原点から考え直していただきたいものであります。

市長のおっしゃる文化活動の場などとは、市民のだれ1人もコンクリートで改修された河川、松尾川などを見て思っておりません。河川敷の活用、文化活動の場と言うならば、実施設計の段階で子供やお年寄り、娘さん、青年たちの意見を聞く機会をつくり、真に潤いの河川になるよう、もの言わぬ河川の声を聞くつもりでやるべきと思いますが、いかがでしょうか。お答えをお願いいたします。

最後に、本年は最終年度と言われるが、次のことについてどうなっているか、お聞かせください。川辺環境である水の流れをどのように考えているのか、お伺いをいたします。また、水利組合の松尾川からの誘水に同意を得られなかったと聞くが、合わせてお答えください。

私の質問の趣旨説明を終わらせていただきます。答弁のいかんによりまして、再質問の権利を保留させていただきます。御清聴ありがとうございました。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 1点目の介護手当につきまして、福祉事務所金谷からお答えを申し上げます。

先生がおっしゃいますように寝たきり老人あるいは痴呆性老人を介護する家族に対して介護手当を支給してはどうか、ということでございます。確かに御指摘のとおり、寝たきり老人の介護あるいは痴呆性老人の介護は、家族にとって心身ともに大変な負担であろうかと存じます。このような家族の御苦勞に対しまして、金銭的に報いるべく介護手当を支給するのも1つ

の方法かと存じます。

しかしながら、本市におきましては、従来、例えばホームヘルプサービスとかデイサービスの充実に力を注ぎ、各種サービスを提供することによって家族の介護の実務的な負担を軽くするという施策の充実に取り組んでいるところでございます。介護手当支給制度創設という先生の貴重な御提言でございますけれども、当面は、金銭の個人給付的な事業よりは、むしろ実際上の家庭介護の負担の軽減を図るという従来の本市の方針に沿って取り組んでまいりたいと考えておるところであります。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 公園課参事（林 宏昭君） 大きな2点目の水辺環境事業について、公園課林から御答弁申し上げます。

和気小田地区水辺環境整備事業につきましては、和泉市総合計画において「緑豊かな活力あふれる都市の基盤を築くまちづくり」の一部として緑と森のネットワークを想定しており、その中で緑道の整備、河川、ため池など水辺環境の整備、歴史的風土の保全などを位置付けております。この位置付けの中で緑のネットワークの1つとして事業を行っているものであります。

整備に当たりましては、本事業区域は松尾川旧河川敷であり、自然の川を模した流れ、また、子供たちが水に親しめ、遊べる空間を確保することにより昔からの地域生活と密着した関係を再現し、一部区域が小栗街道と接する区間もあることから、歴史性を生かし、遠い昔を感じさせる道づくりを基本方針として設計し、地元住民への説明会などを行い、事業を実施しているものであります。

確かにつくった緑道が一定の自然に甦るには時期がかかります。また、地域住民の意見も大切でございます。これらを踏まえましてわれわれも研究してまいりたいと考えておりますので、今後の研究課題とさせていただきます。

最後に、この水辺環境整備事業は、平成5年度より地元住民の御協力により本年度完成をめぐりに進めているところでありますが、せせらぎ水路への通水については、地元水利関係者に御協力をお願いをいたしました。一部的水利関係者から用水量の不足という理由から現在、理解を得ていないのは事実でございます。しかしながら、これからも継続して進めてまいります。完成に向けてせせらぎ水路への取水方法を早急に検討し、地元住民の方々の御期待にこたえられるよう精一杯努力してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 辻議員。

○ 21番(辻 正治君) 今回は、2点だけに絞って質問させていただいておりますが、在宅介護の大変さということは、先ほどの趣旨説明の中でよくおわかりいただけたと思います。新ゴールドプランでは、平成11年度までの施設といわゆる65歳以上の高齢者人口の推計も出ていますが、実際、65歳以上の何%ぐらいのお年寄りを在宅で介護し、かつ施設で何%の方を収容していこうと考えておられますか、ちょっと聞かせていただけますか。

○ 福祉事務所次長(金谷宗守君) ただいまの御質問でございますが、新ゴールドプランに基づく計画の見直しはまだできておりません。従前のゴールドプランに基づく本市の老人保健福祉計画での数字を申し上げたいと存じます。

老人保健福祉計画におきましては、在宅の痴呆性老人につきましては約0.9%、寝たきり老人については、ちょっと正確な数字を思い出せませんが1.数%、いずれにしても、相当数の寝たきり老人なり痴呆性老人が出ます。施設につきましては、特別養護老人ホームに1.3%のお年寄りを入所させる計画でございまして、本市では274名となります。現在では、220名の特別養護老人ホームの整備をしている状況でございます。

いずれにしても今後、在宅の寝たきり老人あるいは痴呆性老人は、合計700~800名に上るであろうと推計をしております。正確な数字でなくて申しわけございません。

○ 21番(辻 正治君) 今、お聞きいたしましたか、課長さんの答弁は、少しも私の質問の趣旨をわかっておりません。私の計算間違いかもしれませんが、現在、和泉市の65歳以上の人口が1万3,000人、11年の65歳以上の推計を見ますと2万1,000人に増えます。在宅以外では病院とか特養、老健病院等があります。現在、特別養護老人ホームとして光明荘、ピオラ和泉、唐国園、信太山には老人ホームの4施設がございます。そういう施設でお年寄りを収容しているお年寄りが220人あるいは227人とか数字を言うてますがその比率が1.3%、あとは在宅で見てあげなくてははいけない。

ここで、病院に入院されれば医療費の負担が増大します。施設に入れば措置費が増えます。国民健康保険で医療費を払っていくし、施設での措置費は行政が払っていく。いずれにしても、病院や施設でお世話になっているのが全体のお年寄りの1.3%、227人の方々だけが行政と国保の負担になる。

私どもの控え室にも労健施設の病院から「もし、お年寄りの介護で家族が大変な場合はこちらにお越しく下さい」と名刺を持って来られます。こういう施設でこれだけの経費が要りますが、これらはこのように手配してまいります、と説明書を付けながらパンフレットを持って来てくれます。そういう結構な時代ですが、私が言うのは、一部のそういう施設に入れるお年寄りでなく、在宅でお世話しなくてはならない老人の問題です。確かに寝たきりのお年寄りにモ

ノで支給していますが、パートをやめ、わが親と言えども嫁や娘がお世話している老人に対して介護手当の支給をしてあげることができないか、このように思ってお尋ねしているわけです。

その面では、現在の4施設で出している措置費について、施設ごとに教えていただけますか、よろしくをお願いします。

- 福祉事務所次長（金谷宗守君） 老人ホーム関係でございますが、市内に4施設ございます。個々の施設ごとの1人当たり単価は手元に持ち合わせておりませんが、平成5年度における老人ホームの種類ごとの平均単価を申し上げたいと存じます。

市内の信太山にあります養護老人ホームが5年度単価で14万1,000円程度。7年度は約15万6,000円程度でございます。一方、寝たきりや痴呆のお年寄りが入所する特別養護老人ホームは、市内では光明荘、唐国園、ビオラ和泉の3カ所がございますが、本市が入所させている平成5年度の実績で1人当たり単価は24万1,000円。7年度の見込みで28万2,000円程度でございます。

- 21番（辻 正治君） 信太山老人ホームだけが少し低いが、他の3施設は24万1,000円です。ビオラは50人ですか、唐国園50人、光明荘が120人、全部で220人の施設で1人当たり24万1,000円の措置費を支給している。これでも一部のお年寄りです。

もう1つお聞きしたいのは、家庭と施設の間期的な労健施設というか労健病院とかの施設費、医療費ですか、その点も同じようであろうかと思いますが、どこか教えていただけないものでしょうか。

- 市民生活部理事（長岡敏晃君） 市民生活部の長岡でございます。きっちりした数字は持ってございませんが、中間施設では、23～24万円と聞いております。

- 21番（辻 正治君） 数字とおカネについて聞きました。なぜこんなことを聞くのかと言いますと、先ほどもお尋ねをいたしました。ゴールドプランについて、いろんな福祉施策の委員会に出て感ずることは、和泉市においては、ホームヘルパーやデイサービス、ショートステイの福祉3本柱が他市に比べて取り入れられているところもたくさんありますが、もう一步、いろんな面から見たとき、各市町村の在宅介護の思い遣り、お年寄りを介護しながら家族の方がどんな思いで過ごしておられるか。

先ほど申しましたように寝る時間も気にしながら大変な中でお世話をしている。親だから当然と言えば当然ですが、パートもやめ、仕事も返上し、本当に身体が休まる暇もないと聞いてます。勤めていて介護費とかおむつ代、福祉のサービスに幾らぐらい払っているのか聞くと、3万8,000円ほど実費で出しているわけです。何も親に使うおカネが惜しくて入浴もちびって

いるのではない。入浴サービスも受けながらも、在宅で時間を費やして頑張っております。パートで8万7,000円ほどもらっていたが、と申すてました。あんたの親やし、あんたもまた子供に見てもらやないか、ということです。少しでも行政でしてやれることがあればしてあげてほしい。ちなみに阪南各市の実態も先日もお話し、聞いていただいています。課長さん、ひとつ各市町の内容をお聞かせ願えますか。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 泉州各市の老人の介護手当の状況ですが、9市中3市が支給をしております。お隣の高石市が一番高く年間12万円。泉大津市が年6万円。泉南市が年3万円、以上の3市でございます。

○ 21番（辻 正治君） 先日、泉大津市へ行って聞きましたら8万円と申すてましたが、それは府と市が持ち出して支給をしていると思います。河内長野市は、平成5年から月額5,000円、年6万円と聞いて参りました。いずれにしても、このような泉大津市とか高石市、3市1町の中で和泉市ができてないということは、何とか平均の内容を取り上げていただきたいと思いますが、温かい配慮はできないものか。再度、お尋ねいたします。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 介護手当についての再度の御要望でございます。現在、公的な介護保険制度をつくらうということで、政府において検討を行っております。恐らく平成9年度から公的な介護保険制度を発足させようという状況でございます。その中身は検討中ですが、現物給付としての介護サービスだけを給付するのか、あるいは現金の給付もあるのかは定かではございません。さような状況でございますので、その行方も見守りながら、当面は、従来の介護実務の軽減、ためたまにはショーステイを御利用いただく、あるいはデイサービスとかホームヘルプを御利用いただく方法をお願いをいたしたいと存じます。

○ 21番（辻 正治君） とにかく平成9年の介護休業法は国会で検討中ということです。平成9年にそれが成立するかどうかわかりませんが、現状がどうであれ、将来の確かな見通しはないわけです。平成7年より、あるいは1年前の平成8年からでもわが和泉市で介護支給制度を行う、と確信を持ってお答え願いたいと思いますが、最後によろしく願います。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 厳しい御指摘でございます。その実施ができるかどうかも含めまして本年度、検討をしてみたいと存じます。介護保険の関係もございまして、一応、他市の状況等も勘案しながら今後、検討をしてみたいと存じます。

○ 21番（辻 正治君） 「検討をしてみたい」と確かに大勢の皆さんの前でお聞きをいたしましたので、この件についてはよろしく願います。

水辺環境につきましては、きついというか嫌味みたいな話をして申しわけございません。今年是最終年度でございまして、順次、明年春3月までに完成をまいります。何分、自然を大

切に残していくことが大事な要因でもあります。当初に事業化していく以前、川辺の山林等においても、河川が埋められていくので木を市に掛けて売るんや、というようないろんな相談、話が出てまいりました。ここに市が大きな予算を投じて緑道計画や自然を生かした蛸も飛び、魚も泳ぐような昔に戻る。そうか、それでは置いとこうか、という話の中の地域でございます。

そのことを私どもが喜びとし、念願して今日まで実態を見守ってまいりました。しかし、コンクリートで固め、幅は1mほどありますが、深さは20cmほど、本当に“空山水”みたいな川ができ上がってまいりました。一体、これが水辺に適しているのかどうか。鳥も蛸も川辺に寄り、お年寄りも孫と一緒に川辺で憩える安らぎの場にしようという環境が何もないので、厳しいようですが今回、お尋ねいたしました。鳥や蝶や自然も取り入れた川辺にする考えが当初からあったのかなかったのか。

- 公園課参事(林 宏昭君) 林でございます。現場は、コンクリートで固めてある、という御指摘でございます。実は、構造的に、そして、現場の状況から廃川敷の盛り土がしてございまして、府の指導もある中で現在に至った状況でございます。よろしく願いいたします。
- 21番(辻 正治君) 「よろしく願いいたします」ということでそのとおりかと思えます。

もう1点、最後にお尋ねいたしますが、具体的にファブリダムと言うか、いわゆる忠岡高月が管理し、小田の一部が管理している北田水利の俗に言う井堰がありまして、そこにファブリダムという3mの風船みたいなものが上がって満水になり、角川の辺りまでプールみたいなものができてます。昨日から赤阪議員さんや友田議員さんがいろいろ防災の話もなさっておられましたが、防災面でも夏場にはプールができ、水が満々にたまっているのが現状でございます。だけど、それは灌漑用水としての田を養っているもので、具体的に川辺に持ち込んでいくには非常に厳しい水路でございます。その点、地元水利組合との協議ができたのかどうか。未だにその形跡もないように思いますので、再度、お尋ねいたします。

- 公園課参事(林 宏昭君) 再度の御質問でございます。水利組合とは合意ができたのか、という点でございます。現在まで水利組合と再々協議をしておりますが、まだ合意には達しておりません。これからも水の利用につきまして、水利組合と調整をしております。
- 21番(辻 正治君) 「これから水利組合と調整をしております」という答弁ですが、相当ハードルが高いと思いますよ。そう簡単に水をお裾分けして「使とくなはれ」というわけにはいきません。本日は、その点でしっかりと皆さんの前でお約束していただきましたので、間違いがないと確信をして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○ 議長（松尾孝明君） それでは、ここでお昼のため1時まで休憩いたします。

（午前11時42分休憩）

（午後1時00分再開）

○ 議長（松尾孝明君） 午前に引き続き、一般質問を行います。

次に、17番・須藤洋之進議員。

（17番・須藤洋之進議員登壇）

○ 17番（須藤洋之進君） 17番・須藤です。通告順に従いまして、一般質問をいたします前に市長に申し上げます。

昨日来、るる申し上げられておりましたので、私もまた、端的に、率直に申し上げます。昨日の冒頭のあいさつを聞いておりました、胸中、察するに余りあるものがありました。淡々と「今後の市政は後進に道を譲る」と締められました。私は、市長に対してそこに男の美学を感じ、最良の選択肢だと思えます。これからは大所高所よりいつまでもあなたがこよなく愛されたこの和泉市を見詰めていただきたく思えます。私から次の言葉をお贈りします。「人生50、60は花なら蕾」。賢明なお方です。私の意のあるところをお汲み取りください。

それでは、質問に入ります。まず、道路、交通行政の迷惑駐車対策について質問をいたします。

この課題については、過去にも委員会等を通じ、あるいは各種団体、町会とも話し合い論議されてきた案件であり、時あたかもキャンペーン中でもありますので、市内各所、庁舎敷地内でも公用車駐車場前に横断幕で「迷惑駐車追放 交通事故をなくす運動 和泉市推進協議会」と運動もされており、その背景の情勢については、特にくどくどと触れません。

1点目は、これらに対する取り組みの現状とその成果についてどのように評価しておられるか、お尋ねいたします。

2点目は、1年を通じて各種キャンペーンを実施し、その都度の対応をされたことと合わせ、管径各種団体との相互連携の実態をお尋ねします。

3点目は、大阪の名物とも言われている迷惑駐車であります。現在、マスコミ等でもこの迷惑駐車、不法駐車一掃のキャンペーンが展開され、特にテレビコマーシャルではマンガチックに放映され、皆さん方も一度や二度は見たことがあると思います。「うちだけなんでやね、皆やってるや」と困ったコマーシャルがやられておりますが、あれは大阪市内のこと、対岸の火事とまるで他人ごとのように見て笑っておられるが、大阪市を初め北摂地域の各市では、早くから迷惑駐車、不法駐車をなくすべく取り組みをされております。関西国際空港開港を機会に

泉州の行政区においても迷惑駐車、不法駐車等に視点を当て、取り組みがなされようとしております。

本市にあってその機運はどうかと見てみますと、まず、1. それ相当の整備をしていかなければならないための財源の問題。

2. この種のもは警察の所管との認識が強く、抜本的な解決策としての迷惑駐車防止条例等の制定の動きがありません。聞き及びますと、泉佐野市、熊取町、田尻町等では既にできており、それなりの効果も出ているようです。本市においても今月のキャンペーンを機会に本腰を入れてこの条例化への取り組みをすべきではありませんか。その姿勢と方向性についてお尋ねをいたします。

今1つは、摘発行為を伴う歩行者等の安全な通行を確保するとともに良好な生活環境を保持することを目的とする和泉市自転車等の放置防止に関する条例が施行されましたが、現在までの効果と成果についてお聞かせください。

また、条例9条によって区域が決めますが、北信太駅周辺についてのお考えはどうか。

もう1つは、撤収自転車の小売りだけでなく、NGOを通じ海外援助をしてはどうかと思うが、いかがなものか。

次に、道路上の不法占拠対策であります。以前から問題になり、全国的にも取り組みが展開されておりました自動販売機等のはみ出し対策であります。本市における最終撤去警告等の実態と行政指導の成果、今後の対応策について。

また、これから夏になってまいりますと、昼間もさることながら、夜間の商行為による歩道の不法占拠対策についてお尋ねをいたします。これは夜間通行する歩行者や自転車で走行する者にとっては、まさに不安全行為の何ものでもありません。このような個所で歩行者あるいは自転車走行者と車両との接触事故が起きましても、正しく通行するべき通路が確保されないで、不法に占拠している関係者はこの事故に無関係という現状に何とも言えない矛盾を感じるのであります。したがって、こういう問題の解決策についてはどのように対応されているのか、お尋ねいたします。

最後に、沿道環境整備対策への総合的な取り組みについてであります。快適な生活空間を創造していく上で欠かすことのできない要因の1つに道路整備が挙げられます。本市の道路交通網体系は総合計画にもあるとおり、幾つかの都市計画路線が整備対象にされておりますが、諸般の事情であろうか、手付かずの路線が多々あります。「道路は1日にして成らず」、これはよく理解をしているところでありますが、もし、このことで現状維持がさほど市民に不便を与えていないと思っておられるならば、行政を預かる者の怠慢と思われても仕方がないのではな

いでしょうか。福祉の精神に則った道路交通体系の整備や不安全個所解消への取り組みのための中長期にわたっての道路並びに周辺環境の整備に係る整備マスタープラン策定がなされるべきと考えますが、いかがでしょうか、お聞かせください。

以上で私の質問を終わります。再質問があれば、自席より求めます。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 産業部参事（黒川一成君） 交通公害課黒川よりお答え申し上げます。

まず、1点目、2点目の迷惑駐車の取り組みの成果と関係団体との連携の実態であります。

近年の自動車交通の著しい進展によりまして道路における迷惑駐車が蔓延し、交通の安全や生活環境への影響が大きな社会問題となってきております。本市におきましてもこのような状況が発生し、特に駅周辺や集合住宅地周辺の道路に顕著にあらわれているところであります。

このため迷惑駐車をなくすため、和泉警察署や交通安全協会、また、和泉交通安全活動推進委員会や和泉警察署駐車問題協議会とともに春秋の交通安全及び春の迷惑駐車追放府民運動期間に合わせまして、地域の迷惑キャンペーンを含め啓発活動を実施しております。

本年度につきましては、5月にJR各駅前から鶴山台の迷惑駐車キャンペーンや和泉府中駅前の春の交通安全運動初日キャンペーンでの迷惑駐車のパンプの配布、和泉府中駅前、鶴山台の迷惑駐車キャンペーン等を実施するとともに広報に迷惑駐車の記事を掲載し、公用車にステッカーを張っております。また、4月から5月にかけては、各小中学校をお借りして運転者講習会を開催し、迷惑駐車追放のパンプの配布や講話等により啓発活動を展開しているところでございます。

これら啓発活動を含め取り締まりの強化と警察が主体となって推進しているものでありますが、依然として迷惑駐車が解決されていないという状況になってございます。今後とも迷惑駐車の問題の解決を図るため、市としてもより積極的に啓発活動等の展開に努めてまいりたく考えてございます。

3点目の違法駐車防止条例の取り組みの姿勢についてでございます。駅周辺等の路上駐車の多い地域については、取り締まりや指導啓発活動により対応しておりますが、現状は、芳しい状況とは言えないものがございます。違法駐車防止条例は、路上駐車の多い路線地域を設定し、指導員等の配置により未然に違法駐車防止をしようとするものでありますが、法的な強制力を発揮できないものであり、この効果については、警察等の協力も必要なものであります。現在、府下8市2町でこの条例が制定されていると聞いてございます。今後、これらを調査研究するとともに警察等とも協議し、条例制定の効果等も含め検討してまいりたく考えてございます。

それから、自転車等の放置防止条例の効果についてでございますが、平成6年12月に条例を制定いたしまして、この4月より和泉府中、光明池、中央駅を、また、6月より信太山駅を放置禁止区域に指定し、自転車等を撤去しております。条例の適用以前につきましては、特に和泉府中、信太山各駅前には放置車が多く、和泉府中駅前については400台、信太山駅前については300台程度の放置自転車があったものであります。しかし、条例制定後、現在では、各駅5台から10台程度と激減したものでございます。この点については、条例が大いに効果が出たものと考えますが、今後においても手を緩めず、なお一層の監視に努めてまいりたく考えております。

それから、北信太の取り組みについてでございます。現在、北信太駅前については、300台から400台程度の放置自転車がございます。住宅地域の多いことから日常生活等に支障を来すケースも出てまいります。特に交通安全上、また、これら生活に影響を及ぼす地域については、部分的に警告、撤去等を行っておりますが、当駅につきましても他の駅同様禁止区域を指定し、即時撤去をできる状況に持っていくことが必要であると考えてございます。しかしながら、当駅については、受け皿とも言うべき駐輪場設備ができていないものでございます。従来からいろいろ検討もしてまいったところでございますが、今後とも、引き続きこの駐輪場整備に努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、海外援助についてでございますが、新聞記事等にも掲載され、また、当団体から本市に紹介もございました。本市の場合、撤去自転車等の再利用については、安全整備や防犯登録等の問題をクリアするため、現在、検討しているところでございますが、海外援助となりますと、この整備や運送経費等の問題もあるかと考えます。現に大阪市が対応している、と聞いてございますので、状況等も研究してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 道路課長（関 和直君） 道路課関でございます。道路課に係ります2点について御答弁申し上げます。

まず、1点目の道路法の範疇にあります道路上の違法行為の件でございます。もちろん、商業活動やそれ以外の道路の不法占拠等については、現状、パトロールをする中で一定、行政指導し、また、車等の違法物等については、道交法の問題もございまして、警察とも調整を図りながら対処している現状でございます。今後とも、さらにこういった調整を密に図りながら、いろんな不法行為に対して行政指導を強めてまいりたいと思います。

当然、道路上におきましては、道路法上では、すべての商業活動等は認められておりませ

人。道路法で取り扱いのできる商業は、露天商のみとなっております。そういった法体系上もきちんとして守りながら行政指導を強めてまいりたいと思っております。

2点目の道路の今後の整備の方針についてのお尋ねでございます。おっしゃるとおり、和泉市は過去、道路行政が非常におくれてまいりまして、新設道路には常に力を入れてまいりました。しかし、前議会でも御答弁申し上げましたように、これからは、メンテナンスを中心に生活幹線の再整備に取り組んでまいらなければならない状況がかなり起こってまいっております。その意味では、いろいろと将来の道路のメンテナンスを1つのマスタープランにつくり上げられるよう、本年1年をかけて取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 須藤議員。
- 17番（須藤洋之進君） 再質問はありません。

○

○ 議長（松尾孝明君） 次に、12番・大谷昌幸議員。

（12番・大谷昌幸議員登壇）

○ 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。通告に先立ちお許しをいただきまして、市長に一言、申し上げます。

昨日、後進に後事を託することを御表明され、本日は、各新聞紙上にも報道されております。市民の皆さん方もさぞ驚きの目をもってこの記事を読まれたことと思います。和泉市が市制を施行して満39年のうちの20年、実に51%の間、市長を務められました。この長い間の労苦に対しまして、改めまして敬意と謝意を表する次第でございます。

私事を顧みますと、市長の兄さんであります池田美夫さんとは大阪学芸大学を卒業、和泉市内で5人おりますメンバーのうち1人でございます。今も昵懇にさせていただいております。

また、過日亡くなられました池田幸子さんにつきましては、私、国府小学校におきまして2年余、同じく勤めさせていただいたものでございます。

市長のお父さんであります池田重之助さんは、旧和泉町の町会議員として御功労を残されました。その遺志を継がれた池田忠雄さんが今日まで市長を務められたことは、非常に意義のあることだと思います。

市長は昭和7年のお生まれ、まだまだお若いので、今後とも十分健康に御留意され、また、後任の方にも過去20年間の実績と経験をもとに何分のお力添えをいただきましたら、私どもに

とりましてまことに幸甚ではないかと存じます。どうも御苦労さんでございました。

それでは、ただいまより一般質問の要旨を披露させていただきます。

本年度より固定資産税が改定されました。過日もすり合わせの中で、この固定資産税の改定が国より最高7.5%まで認められている、と承ったわけであります。本年度の固定資産税の歳入を見ますと、7%の増加がしているわけです。最高7.5%値上げされたわけですが、まだその他に5%あるいは3%のところもあるやに聞いてますので、これをどのように査定され、額を決定されたか。その点を納得のいくまで承りたいと思います。

御説明のいかんによりましては、自席より再質問をさせていただきますことをお願いいたします。まして、通告の説明といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 資産税課参事（石川憲一君） ただいまの大谷議員さんの御質問に対しまして、資産税課石川より御答弁申し上げます。

まず、固定資産税の評価及び課税につきましては、地方税法の規定によりまして決定しているものでございます。課税の基礎となる評価額の見直しにつきましては、3年に一度実施されるものでございまして、現在、使用しております評価額は、平成6年度に改定されたものでございます。

平成6年度の評価替えは、それまでの評価替えとは大きく考え方が変わりまして、全国一律地価公示価格の7割程度となったものでございまして、その結果として、評価額が非常に大きく上昇することとなりました。そこで、自治省におきましては、このように大幅な上昇となりました評価額が、直接税の負担増加につながらないような緩和措置、すなわち暫定的な課税標準の特例措置を加味した負担調整措置を考案いたしまして、それまでと変わらない程度の税負担の増となるようにされております。

この負担調整率は、具体的に上昇率となるわけですが、現在、土地の宅地の評価方法につきましては、市街地宅地評価法、一般的には路線価評価法と呼ばれている方式が採用されてございまして、具体的には、当該路線ごとに価格を付設し、そこから各土地の形状などが加味されまして価格が決定されるわけでございます。したがって、当該土地の形状などに変化がございませでしたら、同一路線に面している土地の上昇率は、大体同じようになるものと考えられます。

まず、本年度の予算の中で土地に係る上昇率は、大谷議員さんがおっしゃるように6.9%、約7%の増となっております。これに係ります分につきましては、当然、負担調整率分の増と地目変更の増、減の要素としては、土地が住宅用地になれば4分の1になったりしますの

で、そういう要素を加味して6.9%、7%の増となっております、負担調整率に係る純増は6.6%でございます。これは先ほどおっしゃっておられましたが、負担調整率の5%と7.5%の両方がございますので、一応、両方の間ぐらいになっているものでございます。

なお、負担調整につきまして御説明申し上げたいと存じますが、7.5%に据え置き、という指導はございません。たまたま和泉市は、本年度は全部7.5%におさまっておりますが、最高1.2までございまして、そういうような負担を強いることがないように今回、税法改正をしまして、おおむね全国レベルで7.5%におさまるように、中にはおさまっていない市町村もあるように聞いてます。また、最低は5%でございます。ただ、年税額としては、家屋と土地の両方がございますので、家屋が上昇してございません。土地が5%の上昇となった場合、3%とか4%という数字が出てきますが、土地だけでしたら、まず、5%か7.5%になっていると理解してございます。

以上でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 大谷議員。

○ 12番（大谷昌幸君） まず、言葉尻をとらえるわけではないですが、今の説明の中で1.2という話があったが、これは12%という意味ではないのですか。

○ 資産税課参事（石川憲一君） 失礼しました。それで結構でございます。

○ 12番（大谷昌幸君） 今、ありがたいことに納税の通知書に土地と家屋を別々に書いてくれてあるので、私も間違いない計算したのです。今まで聞いているのは、和泉市は、和泉府中駅前を起点として、駅から遠ざかるごとに下がっていくと聞いてます。これは間違いないでしょう。

○ 資産税課参事（石川憲一君） お答え申し上げます。

府中には基準地がございまして、それがおおむね最高地ということでございます。山手に行くくと、徐々に下がるようになっております。

○ 12番（大谷昌幸君） 今、地価の見直し云々ということがありましたが、このバブルが弾けて和泉府中駅前周辺の地価が全国一やなかったが、近畿で一番大きく値下がりがした、と大きく新聞に出たことがあります。それであるのに、なぜ7.5%上げなければいけないのかと疑問を持つわけです。

固定資産税についてはプライバシーがかかっているもので、個人で皆違います。だれ彼なしに調べることはできません。私は、たまたま府中町一丁目9番に土地を持っている関係で調べましたが、それが7.5%です。それで、府中町一丁目の向かい側の七丁目のところをお聞きすると、5%です。私の一丁目9番と、七丁目のところ（番号は言いませんが）とは、わずか路面

距離にして100m足らずです。それが、それほど違ってます。

今までの一般質問などで検討します、というお答えをよくしてありますが、職員の皆さんは、自分らのしていることは間違いない、という大きな自信を持っていろんな施策をされていると思います。それを尊重しますと、たった100m足らず違うところでなぜ7.5と5と違うのか。私は、何も7.5%上げられて、それを掛けるのがいや、とは言うてません。情けないことに全期分納めるだけのカネがなかったので、1期分は納めましたが、その点が理解できないんです。

そこで、念のため他市について聞いてました。高石の基準地はどこか知りませんが、市役所のところが加茂一丁目、その北側が加茂二丁目、路面距離で300mぐらいですが、そこを聞いたら5%です。岸和田の方もうちの家内のさとの別所町。今度、岸和田駅が高架になって裏口ができましたが、駅から路面距離で150mぐらいのところですが、ここも5%です。同じくこれの従兄弟が土生町二丁目にあります。「サティ」の西の方になりますが、ここも5%です。とにかく今までから私が持つ府中町一丁目9番がいつも上がり幅がきついです。私が自分のことを例に出すのはつまらないんですが、同じ隣のことは聞けませんからね。だから、隣も一緒やろうと思って言うているわけです。

例えば3%上げるのと5%上げるのと7%上げるのと、3年置きに見直しがかかってきますから、それを19年目、回数で7回に3%ずつ上げていくと、19年で1.17上がるんです。途中で四捨五入してますから、きっちりした数字ではありません。5%ずつですと、19年目には1.34になります。3割4分上がるわけです。7%で計算しますと、19年目には1.5、5割上がるんです。今、地価は10年前の水準ぐらいまで下落してます。そういうことから考えれば、この評価替えが適正かどうか疑問を持つので、今回の一般質問をさせていただきました。

先ほど、他の議員さんからも質問がありましたが、和泉中央駅ができました。この中央丘陵の開発計画が初めて報告されたのが昭和53年ごろだったと思います。この辺の所有者にしてみれば、山林であれば固定資産税はただみたいな状況でした。この370haを開発して宅地化すれば固定資産税がうんと上がる。当初は赤字だが、昭和62年か63年には税収がプラスになってくる、という説明を受けました。現在、ようやくその状況が回ってきました。そして、和泉市が二極の核を持つ市になるから相互に発展するように努力してもらいたい、と希望したことを覚えてます。

今回、和泉中央駅ができ、和泉府中からのバス路線が改編され、非常に不便になりました。ごく最近、和泉府中の駅長が代わりました。私も新しい人の顔を見たさに行きました。「和泉中央駅が開業されてからこの府中駅にどのような影響があったか」ということをお聞きしましたら、「実は申しわけない。いろんな事情があってまだその調査はできてません」ということ

でした。「ただし、3月31日までは、朝の7時から8時半ぐらいまでのラッシュの改札時間には乗客が途切れることはなかったが、4月1日以降は何回か途切れます」ということをお聞きしました。

それだけ乗降客が減ったわけです。府中へ来る人が減ったことによって一番こたえるのは商店街です。皆さん、土曜日、日曜日の買い物は、一体、どこへお出でになりますか。もう何年か前から、「日曜日にさびれる商店街は将来性がない」と言われてます。JR和歌山駅からわずか200mのところ、近鉄百貨店があり、その横にある商店街では3分の1が空き店になってきた、と最近の新聞に載ってました。

どういうわけか、と言いますと、あちこちに量販店ができていますからです。皆さんが日曜日、買い物に出かけるときには、奥さんと一緒にマイカーで量販店に行きはるはずで、何時間止めても駐車料が無料のところも有料のところもありますが、大抵、量販店に行かれるでしょう。だから、一般の商店街は、日曜日になるとかえって閑古鳥が鳴くことになります。この和泉府中町にあるマーケットも含めた商店街は、全部そのような状態になっています。にもかかわらず、いつまでたっても何年か前に決められた基準地の方法でやられるということに対して、私は、1つの大きな憤りを感じます。

念のため申し上げますが、何も税金をかけるのがいやで言うているわけではありません。適正な判断の仕方を持ってやっていただきたい、とお願いをしたいがため申し上げたわけです。市長さん、あと5カ月の任期の間、こういう点も見直していただけるよう御指導いただけたら幸いではないかと思えます。

以上で終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 次に、27番・早乙女実議員。

○ (27番・早乙女実議員登壇)

○ 27番（早乙女実君） 27番日本共産党の早乙女実です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

最初に、防災まちづくりについてであります。あの阪神・淡路大震災から半年が過ぎようとしています。他の議員さんからも質問がありましたようにどのように教訓としていくかが今、問われていると思います。3月議会でも議論をしましたが、地域防災計画を見直していきたい、ということで4点ほどポイントを挙げていました。その地域防災計画は、どのような段階でどのように進んでいるのでしょうか、進捗状況をお知らせください。

また、5月17日に大阪府の防災会議が開催された、と聞いていますが、大阪府の見直しスケ

ジュールなど内容はどのようなもので、市町村への指導はどのように行われるのでしょうか、お示してください。

さらに、前回の震災問題の質問で神戸市真野地区の進んだコミュニティーが被害を少ないものにした、ということを少し紹介しました。私は、見直しのポイントは、住民参加、市民参加だと思いますので、次の点についての考えをお聞かせください。

第1は、防災ハンドブックを市民に配布しましたが、作成経費は幾らでしたか。配布だけで十分とお考えなのでしょうか。今後の活用方法などを検討されていますか、お聞かせください。

第2は、市民住民を巻き込んだ防災訓練などの実施状況はどうなっていますか。

第3番目には、危険箇所等の防災情報の現状と市民への公開はどうなっていますか。

第4に、市民住民協力での防災体制の現状と考え方はどうなっていますか。

第5に、今回、見直しをしている計画の作成とその実施において、住民参加をどのように考えておられるのでしょうか。

最後の第6に、防災まちづくりの現状と考え方について、例えば水と緑など自然保護の問題や都市計画といったハード面も含んだ考えをお持ちなのかどうか。

以上ですが、よろしく御回答ください。

次に、2番目のJR和泉府中駅周辺のまちづくりについてであります。昨年9月、関西新国際空港が開港しました。アクセスの充実ということでJR阪和線のダイヤが改正され、踏切の開閉時間が変わり、待ち時間もさらに長くなった、という声が出ていました。一定の改善はなされたものの、依然として踏切が閉まっている時間が長く、朝のラッシュ時などでは、通勤を急ぐ人たちが遮断機をかい潜る危険な状態であります。また、本年4月の桃山大学開校による乗降客、特に降りて来る人の増加で駅舎の階段などは、朝は相当な混雑となっております。

そこで、お聞きをしますが、他の2駅もそうですが、JR和泉府中駅の西乗降口の必要性についてどのような認識、御見解をお持ちでしょうか、お聞かせください。

また、国道480号線の立体交差化、アンダーパス化の計画は今、どうなっていますか。進捗状況についてお聞かせください。

合わせて、平成5年度第2回定例会で市民の方からの手紙で要望された事項について一般質問の中でお聞きをしましたが、府中駅南2番踏切から駅への一方通行の道路の歩道の設置や、自転車預かり所出入口近くの自動販売機の移動など、歩行者安全対策はどうなったのでしょうか。

当時の回答は、土地がJR清算事業団のものなので歩道設置は困難だ、というものでした。

その後、土地は市が購入をし、自転車置き場が増設されるという状況の変化がありますので、改めてこの点について市の考えをお聞かせください。

次に、大きな3番目、学童保育についてであります。先日もミニコミ紙に報道や投書がされていましたが、国府小学校仲良しクラブ学童保育で、定員オーバーで入れなかった子供たちのため保護者が自主保育を始めた、とありましたが、なぜこうした事態になったのか、経過を御説明ください。また、行政の対応に満足できず、市民がせっぱ詰まって行ったこの問題をどのように受け止めていらっしゃるでしょうか、お聞かせをください。

こうした事態は、以前より和気小、国府小などの定員オーバー問題で指摘もし、2クラス要望も行ってきたところでありますが、今後、どのように対応するのか、お考えをお聞かせください。合わせて、市内の他の学童保育でも似たような状況があると思いますが、定員状況についてお示しください。

以上で一般質問の趣旨説明を終わります。答弁によりましては、自席から再質問をさせていただきます。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 企画調整部次長（油谷 巧君） ただいまの早乙女議員さんの御質問につきまして、企画調整課油谷からお答え申し上げます。

まず、前段の地域防災計画見直しに関する御質問でございますが、本市の防災計画の見直しにつきましては、都市直下型の震災対策に重点を置いた検討を進めてまいりたいと考えておりますけれども、法令上、大阪府の防災計画と整合を図る必要がございますことから、今後、府の動向を十分見極めてまいりますとともに、その計画のアウトラインが一定、明らかになった時点でとらえまして、本市防災計画の見直しに着手してまいりたいと考えているところでございます。

なお、このような防災計画の本格見直しとは別に、今回の阪神・淡路大震災を教訓にいたしまして、①大規模地震発生時の初動体制の確保のためのマニュアルの整備②食料、毛布等備蓄物資の確保の方法③情報収集及び伝達方法の確保④避難所の見直しにつきまして早急に検討を行う必要があるところから、本年度早々よりその取り組みに着手いたしておりまして、このうち避難所の見直しにつきましては、6月の広報でもお示しいたしましたとおり、既に所要の措置を講じているところであります。

次に、去る5月17日に開催されました大阪府の防災会議の内容でございますが、この会議の中では、大阪府地域防災計画の修正に係る基本方針が示されておりまして、初年度に当たる本年度におきましては、被害想定調査等の検討を行い、次年度におきましては、それを受けて内

容をまとめていくといったおおむねのスケジュールのもとで、平成8年度末を目途として、計画の全面的な見直しを行うことといたしておるようでございます。

また、大阪府の方では、この見直しに当たりましては、府下市町村を初めとする防災関係機関との相互連携協力のもと、大規模都市型震災、局地的直下型震災への対応、広域応援体制の整備などの検討に取り組んでいくことといたしておりまして、特にこの取り組みに当たっては、12の主要な検討項目がございますが、それにつきまして、ワーキンググループ方式によりまして、府下市町村も参画した中で検討を進めていくことが予定されてございます。

次に、後段の御質問の中の1点目の防災ハンドブックでございますが、作成比は280万円でございます。いつ起きるかわからない災害の発生に備えまして、市民の皆様にも常日ごろから本ハンドブックを御一読いただくことで、万が一の備えの一助になればという啓発の意味を込めまして、作成配布いたしましたものでございます。

次に、5点目の計画の作成とその実施におきます住民参加の問題でございます。本市の現行の防災計画におきましては、町会、自治会等への防災訓練指導や自主防災組織の育成計画などが盛り込まれているところでございますが、今後の計画の見直しに当たりましては、今回の阪神・淡路大震災の教訓も十分踏まえまして、住民参加を考慮した防災対策が重要であると認識いたしているところから、府等の指導も仰ぎながら、その計画作成に向けて取り組んでいく必要があるものと考えているところであります。

次に、6点目の防災まちづくりの現状と考え方でございます。本市におけるまちづくりの中で各セクションがそれぞれ取り組んでいる都市基盤や都市施設の整備におきましては、これらの根拠となる各法体系や整備方針の中で一定の防災面への配慮といったものもなされているところでありますが、今後は、これらまちづくり全般につきまして、防災というところでの総合的な視点を組み入れていく必要を感じているところでございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 警備課長（坂倉良文君） 防災訓練、防災情報の現状、住民協力の防災体制の3点につきまして、消防本部警備課長坂倉から御答弁申し上げます。

まず最初に、市民住民を巻き込んだ防災訓練などの実施状況でございますが、防災意識の啓発活動として消防が取り組んでいる訓練には、防火訓練と救急応急手当指導があります。平成6年の実績を申し上げますと、防火訓練では、町会、自治会関係では14回、災害弱者を収容する社会福祉関係では16回、病院関係では17回、また、学校関係では58回、スーパー等の不特定多数の者の出入りする施設では18回、一般事業所関係では20回、合計143回実施しています。

また、救急応急手当指導状況ですが、学校関係21回、保育園、幼稚園関係24回、社会福祉関係4回、事業所及び各種団体関係7回、合計56回実施しています。

なお、さきの阪神・淡路大震災を教訓として本年度におきまして、市民の防災意識の高揚を図る目的で、8月20日午前10時から和泉中央駅南側の住宅公団所有地をお借りして「IZUMI 40心のふれ愛、市民と消防」をメインテーマに消防フェアの開催に向け準備中であります。

また、10月29日午前10時から信太山自衛隊演習地及び市民グラウンドにおきまして、市企画課、消防本部、消防団、陸上自衛隊第37普通科連隊、自衛隊中部方面ヘリコプター隊、大阪市消防局航空隊等防災機関の参加予定で直下型震度6の烈震に直撃され、建物の倒壊、道路の損壊等あらゆる施設機能が麻痺状態になった中、同時多発火災を初め救出救護事案が続発していると想定した和泉市総合防災訓練の実施に向け作業中であります。

2点目の防災情報の現状と市民への公開についてでございますが、情報伝達で一番大切なことは、市民にどのような情報を提供して安全を守るかであります。防災情報には、災害発生の兆候があらわれ、住民に警戒を呼びかける警戒期の情報、現実に災害が発生しつつある発生期の情報及び災害の衝撃が一段落し、負傷者の救助や罹災者の救援などが行われる避難援護期の3つの情報があります。

情報の伝達手段としては、いろんな方法がありますが、和泉市としては、消防団無線、救護ポンプ自動車及び広報車による地上広報並びに消防ヘリによる上空広報その他サイレン吹鳴、市民広報向け応答ガイドで情報公開をしております。

3点目の市民住民協力での防災対策の現状と考えについてでございますが、昨日も御答弁いたしましたように阪神・淡路大震災の教訓により、各種災害における消防活動に必要な人員が不足した場合、防災知識及び技術を有する市民の協力を得て的確な応急措置をすべく消防作業従事協力者制度を設け、被害を軽減し、安寧秩序の保持に努めております。協力者の消防活動中の事故等の補償につきましては、和泉市消防団員等公務災害補償条例を適用し、受けた損害を補償するようにいたしております。よろしく御理解くださいますようお願いいたします。

以上です。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 大きな2点目の第1点、和泉府中駅西口乗降口について、再開発課橋本より御答弁申し上げます。

和泉府中駅前の利用状況を見ますとJR阪和線以西からの利用客も多く、利用者の安全性、利便性からも西口乗降口の必要性は認識いたしているところでございます。そのため今回、計画しております和泉府中駅前再開発事業計画の中で和泉府中の駅舎を橋上駅化して西側にも乗

降口を設置し、東西の連絡を図れるような計画をしているところでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 建設部理事（谷 俊雄君） 2点目の国道480号線の進捗状況につきまして、建設部谷よりお答えいたします。

国道480号線の大阪和泉南線から国道26号線の間は、現在、相当な交通量がある上、阪和線の踏切によって慢性的な交通停滞となっております。このため大阪府に常々事業促進を要望しているところであります。大阪府におきましては既に予備設計を行い、技術的な検討を行っているつつ、J R阪和線との交差について、J Rと事前協議を進めているところであります。合わせて、市に対しても協議がきております。

この計画では、阪和線との交差はアンダーパスとし、片側2車線の4車線で、両側に側道と歩道を付ける構造となっております。市としては、この道路は本市の都市軸としての幹線道路であります。また、日常の生活道路でもありますので、機能的な対応策をいろいろと検討中であり、また、大阪府とも協議を進めているところでございます。

なお、大阪府の考え方といたしましては、平成8年に事業認可を目標に取り組んでいただいているところでございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 道路課長（関 和直君） 平成5年第2回定例会での御答弁ということで私もその段階で御答弁申し上げたわけでございます。駐輪施設が当時、まだできておりません、J R清算事業団の所有物であった、という先ほどのお話のとおりでございます。

ただ、その段階で御答弁申し上げましたのは、安全対策をそれなりに講じてまいりたい、ということでございます。そのときには、道路の施設と駐輪施設が一体的に利用のできるようなイメージを描いておりましたけれども、現実、駐輪施設という中で交通安全対策を講じるといふ理論が少し成り立たなかったという状況が発生し、現在の状況になっているものであります。

以上です。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 社会教育部参事（西垣宏高君） 社会教育部西垣より学童保育について、お答えをさせていただきます。

1点目の国府小学校学童の自主保育に至った経過でございますが、現在、市の留守家庭児童

会は、クラス定員40名、指導員2名を配置し、15校区、15クラスの運営を行っております。

社会教育課におきましては、留守家庭児童会入会説明会を行い、申し込み受付を行った3月13日の時点で57名の申し込みがあり、定員をオーバーしておりました。そのような中で保護者からの要望を受け、協議しながら、低学年1年生児を優先し、定員を45名に増員し運営を行っております。しかしながら、3年生児の保護者から全員入会できるような要望がありました。しかしながら、物理的な面からも不可能な状況を説明する中で、保護者としてもいつまで待機するのかめどが立たないところから、自主的な保育を始めたと聞き及んでおります。

2点目につきまして、社会教育課といたしましては、現在の社会情勢では、留守家庭児童会の必要性は十分認識しておりますが、物理的な面からも考慮する中で現在の対応となっております。

3点目について、定員をオーバーする留守家庭児童会につきましては、最大限措置できる定員について今後、考えてまいりたいと思います。

4点目につきましては、国府小では、入会数45名で待機が12名。和気小では、入会数45名で待機が15名。芦部小では、入会数45名で待機がゼロ。光明台北小では、入会数45名で待機がゼロ。鶴山台南小では、入会数45名で待機がゼロ。鶴山台北小では、入会数45名で待機がゼロ。

以上でございますので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 早乙女議員。

○ 27番（早乙女実君） 3問ありますので、1つずつやらせていただきます。

最初、地域防災計画見直しの防災がらみのまちづくりの問題ですが、これは通告を出してなかったんですが、昨日も青色の表紙の地域防災計画が議論になりました。端的に確認だけしておきます。

これは人事課だと思いますが、13ページに「職員に対する防災教育」が冒頭に出てきます。「災害対策の成否は、職員の十分な防災知識及び心構えに基づく迅速、適確な行動が重要な要素となるので、あらゆる機会を利用して職員に対する防災教育を実施する」となっておりますが、昨年1年間で防災教育を職員研修でやられたのでしょうか。やったかやらなかっただけで結構です。

○ 市長公室次長（今村堅太郎君） 今村です。行ってございません。

○ 27番（早乙女実君） つまり、見直しということ昨日から随分言ってますが、今、できている地域防災計画がだめだということではない。いろいろ初動体制等で問題はあったのですが、その中で激震と言われる神戸並みの地震が起きたら対応できる設定基準になってないということが見直しのスタート時点ではありますが、全体を通じて言えば、これまで10何年近くもず

っとやられてきたこれが全くだめだ、ゼロではないはずです。この中にもきちんとやるべきことをやっていないということが大きな問題としてある、ということが今の一言でおわかりいただけたと思います。各セクションについて全部書いてありますので、もう一度御覧になってください。最初に要望しておきます。

その中で今回、その見直しについて御指摘をしているわけです。今回、議員の視察の中で東京都の国分寺市を選びました。たまたま議会にも置いてます全国の先例の中で昔の井戸というのを防災の項目で見付けました。それが国分寺市にあるということで見に行き、びっくりしました。若干、御紹介をし、御参考にしていただきながら御質問をしたいと思います。

国分寺市は災害の危険診断地図を出し、市民全戸に配布してます。中身は、市内のどこが危ないかが全部わかります。多摩川の沿岸ですので、ちょっと離れたところに立川断層があります。それは国分寺市内ではありませんが、その断層図も入れながら国分寺市全域を地図に載せてます。その中で書かれているのは、例えば出火危険区域、浸水危険区域、消火活動困難区域、つまり、消防車が入らない狭い道の区域があるとか、少しの雨でも浸水してしまうという、市民から見れば、自分たちの住む地域が安全であるかどうかの目安になっています。

ただし、これを出せばどうということになるかは、賢明な管理職の皆さんはわかると思います。例えば10年前にこれを市民に配り、10年後に同じ地図が配られたら市民は怒りますよ。10年たっても燃えたら危険だと言われている地域が全然改善されていなかったらね。国分寺市は、既にこれを3回配ってます。おわかりだと思いますが、当局が自信を持ってここが危ない、と言え、それに向けて安全対策の改善策を市の公約、施策としてやっているということです。

ここまでつくるのにどういうことをやらなければいけないか、多分、企画の油谷さんはわかると思いますが、地域診断マップというのは、地域調査をしないと出てこない。例えば府中町で消防自動車が入れない地域とか、ポンプ車のホースをつないでどこまで届くかなど、全部調べ上げないとこれできません。基礎データも含めて膨大なおカネもかかります。国分寺市は人口約10万人。うちの3分の2。財政規模も小さいのにそこまでおカネを組んでしているという、ここに大きな差を感じました。確かに関東圏あるいは東海地震の予想の中で防災の取り組みが進んでいることは御承知のとおりですが、そのギャップは余りにも大き過ぎます。

もらった資料を見ますと、スタート時点が昭和49年です。20年近くのギャップがあります。国分寺市の防災のあり方の答申が出たのが昭和52年です。そこからスタートして今みたいなことをしているわけです。

和泉市も防災ハンドブックを出されてます。昨日、他の2人の議員さんが言われたので、そ

の中身については置いときますが、こういうものにおカネを使って市民に啓発するあり方ですが、そのときの観点、内容が大事になってくるのではないかと。先ほど示した災害危険診断地図を消防にやれ、と言ってもできないと思います。下水の問題等市がトータルに把握しないつかめぬデータばかりです。その意味では、位置付けそのものからやり替えてもらわないとだめになってます。

その中でもともと防災で聞きに行けばどこのセクションの人が出て来るかな、と思いましたが、都市整備部の防災まちづくり推進課です。本来は、建築畑の皆さんの方がまちづくりなので、その中できちんと総合的に防災を位置付けてやっておかなければいけない。東京では、そうなっているということをお紹介しておきます。

もう1点は、湧き水を守る、という赤阪議員さんがおやりになる中水利用の話です。公園の中にモデル的に20mぐらい掘って井戸をつくってます。煮沸すればきれいな飲める水ですが、それを年次的に10カ所づくり、非常時は避難所的に公園を使えば、そこで水が出るというものです。ここまででしたらただの井戸づくりですが、水を汲み上げてなくなったら地盤が沈下するといういろんな問題もありますが、国分寺でやっているのは、湧き水を守るために雨水浸透ますを公費でつくっちゃう。住宅を新築するとき、当初は、市が補助を出して付けたんですが、下水道がないところもとゆを伝えて落ちてくる水を浸透ますで受け、川に流さずに地下水脈に全部戻す。駐車場などもコンクリートを打たず、浸透性の舗装か砂利を敷いて透水性の平板を敷くという、それを全部指導している。これは緑と水課で環境部の中に位置付け、開発指導とリンクさせて水を地下に戻しています。

最後に、啓発の面では市民防災まちづくり学校、これは和泉市で言えば広報課になりますが、これを年間11回やっています。タイトルは、第1回が「国分寺の現状と課題」、第2回「まちづくりと都市づくり」、3番目が「水と暮らしと安全」、4回「都市環境と緑」、5回「新しい都市づくりと地域づくり」、6回「住まいの安全対策」、7回でやっと「災害事例と災害危険」が出てきます。8回目「生活安全講習」、9回が「リサイクルと廃棄物」、10回「防災対策の現状」、第11回「私にとっての防災、そしてまちづくり」、これを毎年やるんです。平成7年度版で第15回、15年やっています。この市主催の防災まちづくり学校をどういった人が講師をやらなければいけないか、聞いてたらわかるでしょう。外の大学からも呼んでますが、ほとんど管理職の皆さん方のセクションにかかわる内容で防災まちづくり学校をしています。ここまでして、先ほど紹介した危険マップもつくっています。

昨年は、職員に対する防災講座を1回もしていない、というこの和泉市と、人口がたかだか10万人という小さな市がここまでやっているという違いは、単におカネがあるなしの問題でな

く、本気で住民を巻き込み、住民の命を守る立場に立っているかどうかの問題です。単にまちづくりに参加させるだけでなく、その後、国分寺市では、市民防災推進委員会というのをつくり、そこへ登録してもらってます。昨日、和泉市でも女性が来られてましたが、後で聞くと、女性アドバイザー講座の受講生でして、その講座の一環として見に来られたそうですが、ああいうアドバイザー講座の方々も、それが終わった後は登録をし、女性アドバイザーにしていくな。女性施策では、和泉市もそこまでやられているのですが、国分寺市は、同じことを防災でやっているわけです。

先ほど、パンフレットに二百数十万円かけた、と言われましたが、その同じおカネで防災学校はできると思います。少し工夫をすれば、年間10回ぐらいの講師料を含め、皆さん方が講師をやれば講師料は要りませんからね。その辺の基本的にどんな立場でやるか、という発想の転換が大変大きいと思います。

今回は、前にお2人が質問されてますので余りしつこくやりませんが、こういう紹介したことを聞いてどう思われるか。消防本部長さんと企画あるいは市長でも結構ですが、感想を少しお聞かせください。

- 企画調整部次長（油谷 巧君） ただいま早乙女議員さんから国分寺市における各種防災施策の内容についてお聞きをしました。住民参加のもとで災害危険診断地図、防災マップという言い方もあろうかと思いますが、それから、市民防災まちづくり学校といった数々の先進的かつユニークな取り組みを展開されていると感じたわけです。

お聞きした種々の取り組みにつきましては、われわれとしては多々参考になるところでございまして、本市としても、一挙にこのようなレベルにまではまいらんわけですが、今後の防災行政を進めていく上で貴重な御意見と受け止めさせていただき、役立ててまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

- 消防長（一ノ瀬喜廣君） 消防長一ノ瀬でございます。ただいまは、防災まちづくりにつきまして、先進市である国分寺市の事例を御紹介いただきました。消防の基本的な取り組み方、考え方についてお答えさせていただきます。

今、われわれに課せられている喫緊の課題は、阪神・淡路大震災を教訓とした効果的な防災施策の積極的な取り組みであります。その1つに、「自らの地域は自らが守る」という連帯意識の育成あるいは「自らの家庭は自らが守る」という防災意識の高揚を図り、市民の防災対応力の強化をすることでございます。御指摘のとおり防災まちづくりとは、市民参加のもと、防災に対する行政と市民の役割分担を明確にしつつ相協力し、ともに災害に強いまちをつくって

いくことであります。

御紹介いただきました国分寺市の防災まちづくり事例を参考にその手法及び活動内容等についていさらによく調査研究をさせていただき、一步一步可能なものから取り組み、災害に強い安全で暮らしやすい地域社会づくりに取り組んでまいりたいと存じております。どうかよろしくお願いたします。

○ 27番（早乙女実君） 他に都市整備や病院、水道部からも聞きたいんですが、置いときます。たまたま行ったところが国分寺で面白いところを見学し、話も聞けたということでして、国分寺だけがずば抜けていいとは思いません。ただ、私が持っている資料がそれだったので使わせていただきました。静岡を含めた関東圏を初め全国的に先進例は一杯あると思います。ただ、それを取り込むと言うか、行政の皆さん方が学ぶ意欲をお持ちになり、責任を持って市民に返すんだという気持ちがあれば、私は何ぼでもその取り組みは学べると思います。そのことをぜひお願いをしてこの問題は終わらせていただきます。

2番目の府中駅の問題です。回答をいただきましたが、前回、関さんに公共下水道問題の関連でお聞きをしました。再開発事業があるために府中駅前公共下水道が通るのが最後になってしまうのではないかと聞いていたわけですが、何かあの辺のまちづくりを聞きますと、再開発事業があるということでどんどん先送りにされてしまうような印象がどうしても拭えないんですが、その辺をどのように考えておられるのか、もう一度お聞きをしておきたいと思えます。再開発に着工しない限り、府中駅の西側乗降口について必要性はお認めになってますが、橋上化で再開発のときに、ということが付いてますので、それまでは、和泉市としては全く何もしないのかどうか。

一方、道路のアンダーパス問題は、当初は再開発の部分が掛かってます。それとのかかわりもいろいろおっしゃってましたが、分離とまでは言いませんが、それ独自での追求が進められて事業認可云々の話までできたと思えます。それらを考えますと、駅問題もその観点でやれないのかというきもします。

もう1点は、先ほど、関さんも言うておられましたが、毎週金曜日に駅前で宣伝をしておりますので、駅の方から歩いて帰って来ますと、市の建物が建っている駐輪場の前で自動販売機にぶつかります。その建物を過ぎると端っこにトイレがあり、その次に新しくできた駐輪場の入り口があります。そこからフェンスとフェンスの間に空間がありますが、それが先ほど、関さんが言われた空地ですが、ロープが張られていて入れない。それがずっと今、ある仮設で大きくした駐輪場の端まで続いてまして、それから先の清算事業団の土地は、何も手が付いてなくて広場になってますが、その中に入れるような道が付いてます。土地全体は南1番踏切のところ

までで、それがフェンスで閉じられているという面白い形ができてます。あれは何のためか。以前要望した歩道になると思ってましたが、どうもそうではないようです。再度、お聞きをいたします。

○ 再開発課長（橋本通弘君） 再開発課の橋本です。再開発と他の公共事業との関連ですが、再開発事業の中でもいろんな道路、公共下水道等の公共事業の計画がございます。再開発区域のみならず、再開発区域周辺との調整、整合性を図っていくことが必要でございます。そのため庁内の関係部局とも連携した協議協力が必要と認識しております。平成5年7月、庁内組織として再開発事業推進委員会を設置していただいたところでございます。今後とも、この推進委員会を中心に関係部局とも十分連携を図りながら事業推進に取り組んでいきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 府中南の暫定駐輪場の横にある空間は何か、という御質問につきまして、交通公害課岩崎よりお答えいたします。

まず、暫定駐輪場の整備計画から御説明しますが、御承知のとおり昨年12月、本議会において成立しました自転車等の放置防止条例の施行に伴いまして、本年4月1日からJR和泉府中周辺を放置自転車禁止区域に指定をいたしましたところでございます。

その関連で路上等に放置されている自転車の受け皿として、緊急に駐輪場の整備が必要となり、和泉市土地開発公社が所有しております現在の場所に急拠、設置をいたしましたものでございます。

計画当時、道路の交通安全につきましては、関係課と協議をした経過はありますが、いろんな問題があります。先ほど、道路課長さんの答弁にもありましたが、結果的には日程の都合上、現状のような暫定駐輪場を設置したものでございます。

お尋ねの通路の件でございますが、あれは駐輪場から自転車やバイクが前の車道に飛び出すと非常に危険であることから、一種の緩衝帯としての安全対策上の通路ということで設置をしたものでございます。お尋ねの既設の自動販売機のある通路も同様の考え方でございます。したがって、この通路は駐輪場の施設の一部である、という考え方でございますので、当然、駐輪場で御負担をいただいている借地料の対象物件でもある、という取り扱いをさせていただいている状況でございます。

○ 27番（早乙女実君） 今、御答弁をいただいたのですが、西口の乗降口の問題だけ先に片付けます。道路の問題は、釈然としないものが一杯ありますので、後に回します。

わが党の「赤旗」にも報道されてますが、6月7日に日本共産党藤田衆議院議員と一緒にJR交渉をやりました。阪南の議員団もそろって参加をし、「はるか」など日根野なども含めま

して各駅停車の停車駅でものごく待ち時間が長くなったという問題があり、ダイヤ改正等交渉を行ったわけです。その中で参加していた泉大津の議員団とも西口要望をぶつけたわけです。

その中でJR側は「自治体から申し入れがあれば協議をする」ということでした。JR側は、負担金の問題とか財政問題を抜きにすればこういう言い方で済んでしまうので簡単ですが、財政の問題が絡むと大変なことはわかっています。ただ、JR当局が「自治体から申し入れがあれば協議に入る」というところまでいっていることを前提として、西口乗降の問題について和泉市当局はどう考えているか、再度、お聞かせください。

○ 交通公害課長（岩崎充男君） 和泉府中駅西口の開設につきまして、交通公害課岩崎よりお答えいたします。

JRに対しては過去、幾度となくいろいろの改善要望の申し入れをしてきたところでございます。最近では昨年12月、JR側と市の代表者が、当面する問題について協議してきた経過がございます。そのときのJR側の回答では、この西口の開設については、当面、西口の開設計画はないものの、仮に駅の整備をすれば、西出入口の整備については駅の橋上化が前提条件であり、都市計画事業等と並行して行う考えである、という回答が出されている状況であります。

市といたしましては駅前再開発事業だけでなく、先ほど、お答えがありました480号線のアンダーパス事業等とも関連してこの問題を取り扱っていくべきであろうと考えています。今後は、駅周辺の整備計画等に合わせまして、西出入口については、関係部局と協議をしながらJR側に働きかけていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○ 27番（早乙女実君） 過去、要望している経過があります。それから、大谷議員さんも要望しておりました連続立体という多面的な追求は、私自身も必要だと思えます。その中で住民要求にこたえる道筋に早く到達するという御努力と研究について、先ほど、再開発の方からは組織をつくってやっている、というお答えがありましたので、その協議の形を単に棚上げするための協議でなく、本当の意味で市民の要求にこたえる前向き実現のための協議をやっていただくよう要望しておきます。

駐輪場の一部、と言われた空地の問題は、これは押し問答になるので言いませんが、一度、通勤されてない管理職の皆さんは府中駅まで歩いて見てください。非常に面白いこれが歩道でなくて何だろ、というような空き地になっています。ぜひ一回御覧になってください。

それと、駐輪場から自転車が飛び出すということで自動販売機云々とおっしゃいますが、自動販売機のところはすぐ横に出口がありますが、そこは自転車が真直ぐ飛び出さないよう、曲

がって通るようなガードが中にあります。鉄の柵みたいなものがあって飛び出せません。表の方の入り口には、ちゃんと監視員さんがいます。今度、臨時に新しく増やしたところにも、ちゃんと一時受け付けもあり、係の人が付いています。その意味では、緩衝地としての空地だ、と言われても、どう考えても合わない。

答弁にありました土地開発公社が所有しているという問題と、駐輪場の施設の一部で借地料対象物件でもある、ということは、多分、この辺りのことだろうと推測します。しかし、公社だろうと何であろうと、同じ和泉市の中のことです。この件で住民の方からまだ手紙はもらってませんが、自動販売機のお手紙をいただきました。この状態が長く続くと、また、手紙が来るだろうと思います。だれが見てもおかしい形状は、ぜひ安全で通れる道路にでももらえるよう要望して終わっておきます。

最後に、学童保育問題を残りの時間でやらせてもらいます。一応、ある面ではどちらにも取れるという、これで来年度は受けてもらえるのか、とは思いますが、最大限措置できる定員について、という言葉で答弁されました。その最大限というのが、45なのか50なのか60なのかわからない。勝手に解釈できるので、もう少し詰めてお聞きしたいと思います。別に和泉市だけが特的に40人定員を超えて待機児が出ているわけではないんです。

以前、吹田の例をお示ししましたが、これは運動団体が出している大阪学童保育連絡協議会から大阪の学童保育に関する昨年1994年版の資料集が出てます。これは学童保育にかかわっている人たちが各市を調べて1冊の本にしたものです。その中を見ますと、指導員の配置基準が40人定員を超すと増やす、という市があります。例を挙げるので御存じだったら教えてほしいのですが、吹田市、羽曳野市、守口市、交野市については、どんな状況で運営をされているのか、お示しを願いたい。

もう1点、つい先日お電話をいただいたのですが、和気小は、先ほどのお話で定員40を広げて45人まで受けている、ということにして、あと待機者が何人かいます。4月当初から始まりましたが、なじまなくて脱会が出るんです。何人かが減りますが、45人を少し減っても補充をしないそうです。40人以下になって初めて補充をするというわけです。45まで受け入れているのだから、2人減って43人になればうちの子が入れる、と思うのが普通です。ところがそうではなく、40人を割るまで入れない、と言われたようです。これはどう考えてもおかしいと思いますが、他市の事例と合わせて今の和気小の問題についてお答えください。

- 社会教育部参事（西垣宏高君） 社会教育部西垣です。お尋ねの市について実態を申し上げます。

吹田市は、45名定員で2教室の運営を行っており、定員90名を超えることがないようであり

ます。

羽曳野市におきましては、空き教室使用の場合40名定員で、プレハブ教室の場合面積が広く約130㎡ございまして、定員60名で運営をしており、定員超過の対応として空き教室の前提条件となっております。

守口市は、40名定員で空き教室を使つての運営でございます。定員超過のときは、教室が確保できれば増やしますが、確保ができないときは、55名を限度として運営してございます。

交野市におきましては、空き教室利用の場合最大50名を受け入れて運営。他に軽量鉄骨2階建てづくり面積170㎡、もう1つの約130㎡の教室では、それぞれ定員70名で運営しております。超過定員の児童について、隣の校区で一部措置している状況もございまして、

続いて、2点目の退会児が出たときの措置でございますが、先生がお尋ねのとおり、当初の定員を基本として措置していく方向で考えてまいりたいと思います。よろしく願いをいたします。

○ 27番（早乙女実君） 当初の、ということは、40人になるまでそのままということですか。

○ 社会教育部参事（西垣宏高君） 40名の定員を拡大し、45名で運営したその45名という意味でございます。よろしく申し上げます。

○ 27番（早乙女実君） ということは、和気小の親御さんの要望は解決できる、と理解をさせさせていただきます。

もう1つ大事なことは、今、お示しいただきました吹田は2クラス対応で90人を越さない、ということできちんとした制度ですが、それ以外でも、空き教室が前提だがもう1クラス増やすとか、プレハブそのものが大きくて最初から定員が70とか大きい形になっている状況、つまり、もともと和泉市であらわれているような40定員という、何が何でも40人にこだわるということか、しかも、最大増やしても45だという発想ではない。毎年、親御さんの要望、学童の希望者など、仲良しクラブへ入りたい人数は流動化しますので、常時2クラスという形ではないと思っております。ただ、臨時的にでも全体で調整してやるんだ、という形が府下でも4、5市あるんだということです。

その意味では、学童保育の必要性は認める、と最初の答弁で言われていることからすれば、市の責任でもってここまで考えるのが当然でして、現にやっている市もあるということです。これまでは、吹田の例しか御紹介しませんでした。今回、かなり細かく見ますと、府下でかなりやられていることがはっきりしました。

今年の和気小、国府小に未だに待機児がいるということと、現実にはどんな形になっている

か、ミニコミ新聞を引用しますと、6月から父母の会の多数決で自主保育が実施されています。学童保育入所費と比べ親の経費負担は1,500円から4,300円に急増しました。つまり、よそでオーバーしている人たちが自主保育をする。これは「サダンパーク」の集会所をお借りしたようですが、その人たちは、その部分費用を負担するだけではない。国府小に通っている子供の親御さんたち全体、つまり、50何人かでサダンの分までを持つという、これはすごい親御さんたちの考えだと思いました。うちの子供も別のところへ預けなくてはいけなかったが、たまたまうちの子は入れたが、同じだということで全体で持っています。市民がここまでやっている。よその市では、ちょっと大きめのプレハブを準備して60名までやっているところがあるのでしょうか。この辺の行政のおくれは決定的だし、冷たいと言われても仕方がないと思います。その辺も含め教育長でもいいですが、再度、責任を持って御答弁ください。

- 社会教育部長（大塚孝之君） 社会教育大塚からお答えをいたしたいと思います。

確かに本年、和気小あるいは国府小学校で若干の定員がオーバーをしているのは事実でございます。その実態を踏まえながら、本年から定員をオーバーしているところにつきましては、40人から45人に新たに定員を拡大をいたしまして対応しているところでございます。

今、お尋ねの今後、どうしていくのか、ということでございます。われわれとすれば、できる限り御父兄方の御要望におこたえしたい、ということを経験的なスタンスとして持っているところでございますが、1つは、物理的な部屋の大きさの問題がございまして、これらも空き教室を前提としております。

ただ、プレハブでもやっておりますけれども、雨の日に留守家庭児童会に行きますと、傘を持って幼女の方がおられます。普通教室の大きさでは、机が整然と並んで40～45人がうまくおさまっています。午後ですので、リラックスをして保育をしているという状況になりますと、物理的に一定の限界が出ているのが実態でございます。あるいは天気の良い日には、運動場へ出て保育をしなければならないこともありますので、複数の指導員あるいは定員を増やすことによる指導員の増員といったことも検討しなければならないと考えているところでございます。

いずれにしても今後、できる限り定員のさらなる拡大について努力をしてみたいと考えているところでございます。御理解をいただきたいと思います。

- 27番（早乙女実君） 最後に、河内長野を紹介して終わります。ここも大変な問題が起きてます。くすのき小というのが1,000人のマンモス校らしいですが、93年12月議会で学童保育の複数学級の請願を全会一致で採択したそうです。94年は40人定員で44人、1割増でやっていたらしいですが、今年95年4月で52名の希望が出た。うちと同じです。結局、もう1教室を確保し、30人と22人でそれぞれ指導員を2人ずつ付けてやり出したということです。うちはやらな

かった。この辺りの差は非常に大きいと思います。

さらに、来年度に向けては、少し広い体育倉庫を別のところに移して内部を改装し、2クラス型に対応できるように改善をする、と言っているそうです。ぜひ和泉市でも今年と同じように親御さんに不平等感が残らないよう形にならないよう要望して終わります。

○

○ 議長（松尾孝明君） 以上をもちまして、一般質問は全部終了いたしました。皆さんの御協力により予定より早く終了できましたことに厚く御礼を申し上げます。

お諮りいたします。本日はこれにて散会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

なお、過日の議会運営委員会で御了承を賜っておりますので、明日から2日間を休会とし、7月3日より議案審議を行いますので、定刻御参集くださるようお願いいたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

（午後2時40分散会）

○

最 終 日



平成7年7月3日午前10時和泉市議会第2回定例会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(26名)

1番	友田博文君	16番	竹下義章君
2番	森悦造君	17番	須藤洋之進君
3番	若浜記久男君	18番	赤阪和見君
5番	上田育子君	19番	穴瀬克己君
6番	田代一男君	20番	並河道雄君
7番	松尾孝明君	21番	辻正治君
8番	中塚新治君	22番	西口秀光君
9番	讃岐一太郎君	23番	柳瀬美樹君
10番	池田秀夫君	25番	天堀博君
11番	井坂善行君	26番	原重樹君
12番	大谷昌幸君	27番	早乙女実君
13番	柏富久蔵君	28番	猪尾伸子君
15番	木村静雄君	29番	勝部津喜枝君

欠席議員(なし)

本日の会議に出席報告のあった者の職、氏名は次のとおりである。

市長	池田忠雄	同次長兼契約課長	北橋輝博
助役	田中昭一	同次長兼資産税課長	加久本良一
収入役	中塚白	同財政課長	林和男
市長公室長	逢野博之	同和対策部長	三井義秋
同理事(人事担当)	戸口泰明	同次長兼総合調整課長	門林良治
同次長兼人事課長	今村堅太郎	解放総合センター所長兼事業課長	池辺修次
同人権啓発室長	山本襄	参与兼市民生活部長	麻生和義
同秘書課長	木寺正次	同理事兼保険年金課長	長岡敏晃
企画調整部長	森利治	同次長兼環境整備課長	和田栗登
同理事(行政改革推進担当)	井阪和充	福祉事務所長	坂田平之
同次長兼企画調整課長	油谷巧	同理事	池辺一三
同次長兼情報政策課長	西岡政徳	同次長兼老人障害福祉課長	金谷宗守
同次長兼女性政策課長	樋渡和子	同次長兼総合福祉会館長	高橋健介
同次長(施策推進担当)	石本博信	産業部長	萩本啓介
参与兼総務部長	神藤恒治	同理事兼農林課長	松林保
同理事(財政担当)	阪豊光	同理事	池辺功
同次長兼総務課長	山下喬三	同副理事(交通公害担当)	大塚俊昭

参与兼都市整備部長	富田宏之	同次長兼総務課長	梅山世紀
同理事(再開発担当)	橘本昭夫	同次長兼医事課長	尾食良信
同次長(再開発担当)	清王政志	消 防 長	一ノ瀬喜廣
同次長兼都市計画課長	田中武郎	消防本部理事兼消防署長	池野透
同次長兼開発調整課長	上出卓	同次長兼予防課長兼消防署長補佐	飯坂慶治
同次長兼公園課長	藤本仁	土地開発公社事務局長	北野喜平
コスモポリス推進部長	中屋正彦	同次長兼総務課長	植田真人
同 理 事	鈴木常弘	教 育 委 員 長	藤井謹市
同次長兼業務課長	福原進	教 育 長	杉本弘文
建設部長	奥村富彦	教育次長兼社会教育部長	大塚孝之
同理事(道路担当)	谷俊雄	管 理 部 長	鹿嶋賢昌
同用地室長兼用地第一課長	奥野義一	同次長兼総務課長	田丸周美
下水道部長	藤原清司	同次長兼学事課長	着本直幸
同 次 長	中野英二	指 導 部 長	木村吉男
同副理事(河川水路担当)	樋渡顕治	同次長兼指導課長	堀川不可止
同副理事(ふるさと会館事務担当)	岸本孝二	社会教育部次長兼社会教育課長	田丸勝之
改良事業部長	中辻寿夫	同副理事兼久保惣記念美術館長	中野徹
水道事業管理者	田中稔	収 入 役 室 長	藤木意継
水道部長	仲田博文	選挙管理委員会委員長	松井一雄
同理事兼営業課長	城前伊佐雄	同 事 務 局 長	着本善夫
同 次 長	西尾浩	監 査 委 員	庄司清
同次長兼総務課長	池野文一	同 事 務 局 長	吉田陽三
病 院 長	竹林淳	農 業 委 員 会 会 長	森口義忠
病院事務局長	谷上徹	同 事 務 局 長	梶田嗣夫

※備考 各課長級の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

○
 本会の議事を速記法により記録した者は、次のとおりである。

和泉市囑託速記士 中野満男

○
 本会の事務局長及び職員は次のとおりである。

事務局長 河原茂隆
 参 事 山本茂樹
 主 幹 大谷幸広
 議事係長 田中康弘
 議事係主査 田村隆宏

本日の議事日程は次のとおりである。

平成7年和泉市議会第2回定例会議事日程

(7月3日)

日程	種別及び番号	件 名	摘 要
1	監査報告 第11号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成6年12月分)	別 冊 P. 1
2	監査報告 第12号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成6年12月分)	別 冊 P. 11
3	監査報告 第13号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成6年12月分)	別 冊 P. 17
4	監査報告 第14号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成7年1月分)	別 冊 P. 22
5	監査報告 第15号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年1月分)	別 冊 P. 32
6	監査報告 第16号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年1月分)	別 冊 P. 38
7	監査報告 第17号	例月出納検査結果報告 (収 入 役 扱 平成7年2月分)	別 冊 P. 43
8	監査報告 第18号	例月出納検査結果報告 (水道部企業出納員扱 平成7年2月分)	別 冊 P. 53
9	監査報告 第19号	例月出納検査結果報告 (市立病院企業出納員扱 平成7年2月分)	別 冊 P. 59
10	監査報告 第20号	定期監査(平成6年度第三次分)結果報告	別 冊
11	報 告 第3号	和泉市土地開発公社平成6年度決算書類の提出について	P. 1
12	報 告 第4号	財団法人和泉市商工業振興会平成6年度決算書類の提出について	P. 2
13	報 告 第5号	財団法人和泉市商工業振興会平成7年度事業計画書類の提出について	P. 3
14	報 告 第6号	財団法人和泉市文化振興財団平成6年度決算書類の提出について	P. 4
15	報 告 第7号	財団法人和泉市文化振興財団平成7年度事業計画書類の提出について	P. 5
16	報 告 第8号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度決算書類の提出について	P. 6
17	報 告 第9号	財団法人和泉市公共施設管理公社平成7年度事業計画書類の提出について	P. 7
18	報 告 第10号	財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度決算書類の提出について	P. 8

日程	種別及び番号	件名	摘要
19	報告 第11号	財団法人和泉市公園緑化協会平成7年度事業計画書類の提出について	P. 9
20	報告 第12号	財団法人和泉市住宅センター平成6年度決算書類の提出について	P. 10
21	報告 第13号	財団法人和泉市住宅センター平成7年度事業計画書類の提出について	P. 11
22	報告 第14号	財団法人和泉市福祉公社平成6年度決算書類の提出について	P. 12
23	報告 第15号	財団法人和泉市福祉公社平成7年度事業計画書類の提出について	P. 13
24	報告 第16号	専決処分の報告について (交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 15
25	報告 第17号	専決処分の報告について (小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 18
26	報告 第18号	専決処分の承認を求めることについて (平成6年度和泉市一般会計補正予算(第5号))	P. 21
27	報告 第19号	専決処分の承認を求めることについて (平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号))	P. 26
28	報告 第20号	専決処分の承認を求めることについて (平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号))	P. 31
29	報告 第21号	専決処分の承認を求めることについて (平成7年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号))	P. 34
30	報告 第22号	平成6年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 39
31	報告 第23号	平成6年度和泉市公共下水道水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について	P. 41
32	議案 第24号	工事請負契約締結について (和泉市立いぶき野小学校増築工事)	P. 43
33	議案 第25号	工事請負契約締結について (和泉市立北池田中学校増築工事)	P. 50
34	議案 第26号	土地改良事業の施行について (池の谷上改修工事)	P. 54
35	議案 第27号	委託契約締結について(和泉中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等に関する平成7年度委託等)	P. 58
36	議案 第28号	和解について (車両破損事故に係る損害賠償の額の決定と和解)	P. 62
37	議案 第29号	平成7年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について	P. 65
38	議案 第30号	和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 71

日程	種別及び番号	件名	摘要
39	議案第31号	和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例を廃止する条例制定について	P. 75
40	議案第32号	平成7年度和泉市一般会計補正予算(第1号)	P. 78
41	諮問第1号	人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて	P. 95
42	選挙第1号	泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について	別紙
43	議員提案議案第8号	ボランティア活動の振興に関する意見書	別紙
44	議員提案議案第9号	「宗教法人オウム真理教」の早期解散と施設の完全撤去等を求める意見書	別紙
45	議員提案議案第10号	ILOパート労働条約批准を求める意見書	別紙

(午前10時00分開議)

- 議長(松尾孝明君) おはようございます。議員の皆さんには、公私何かとお忙しい中御出席いただき、まことにありがとうございます。

それでは、本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長より報告させます。

(市議会事務局長報告)

- 市議会事務局長(河原茂隆君) 御報告申し上げます。
- ただいま御出席の議員さんは22名でございます。欠席並びに遅刻の届け出の議員さんはいません。その他の議員さんにつきましては、ほどなくお見えになることと思います。現在、22名でございます。
- 議長(松尾孝明君) ただいまの報告のとおりであります。よって、議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 議長(松尾孝明君) 本日の議事日程は、お手元に印刷・配付してあるとおりでありますので、よろしく御了承願います。

監査報告第11号 例月出納検査 収入役 扱 平成6年12月分 P. 1

監査報告第12号 例月出納検査 水道部企業出納員扱 平成6年12月分 P. 11

監査報告第13号 例月出納検査 市立病院企業出納員扱 平成6年12月分 P. 17

監査報告第14号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成7年1月分	P. 22
監査報告第15号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成7年1月分	P. 32
監査報告第16号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成7年1月分	P. 38
監査報告第17号	例月出納検査	収 入 役 扱	平成7年2月分	P. 43
監査報告第18号	例月出納検査	水道部企業出納員扱	平成7年2月分	P. 53
監査報告第19号	例月出納検査	市立病院企業出納員扱	平成7年2月分	P. 59
監査報告第20号	定期監査（平成6年度第三次分）結果報告			別 冊

- 議長（松尾孝明君） それでは、日程審議に入ります。

日程第1より第10までは、いずれも例月出納検査結果報告並びに定期監査結果報告でありますので、これを一括議題といたします。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、監査報告第11号より20号までの報告を終わります。

報告第3号

和泉市土地開発公社平成6年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、和泉市土地開発公社の平成6年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池 田 忠 雄

- 議長（松尾孝明君） 日程第11「和泉市土地開発公社平成6年度決算書類の提出について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。
- 土地開発公社事務局長（北野喜平君） 土地開発公社の北野でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第3号「和泉市土地開発公社平成6年度決算書類の提出について」の説明を申し上げます。

公社の運営につきましては平素から格別の御指導を賜り、経営の健全化、効率化に取り組んでいるところでございます。今後とも、一層の御指導を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元の別冊「平成6年度和泉市土地開発公社決算書」に基づきまして、その概要を説明いたします。

1ページの「平成6年度和泉市土地開発公社事業報告書」1. 総括事項でございます。平成6年度事業は、和泉市外からの委託に基づきまして、計画的に事業を進めてまいりました。その主な内容を順次説明いたします。

まず、(1) 公有地取得事業でございますが、一般公共事業では、光明池春木線の用地を初め、阪和東側2号線の用地等合わせて3,737.94㎡を測量委託料も含め2億6,812万5,615円で、また、環境改善整備事業では、住宅地区改良事業用地等2,056.11㎡を建物補償費等を合わせて3億5,626万3,484円で取得し、さらに、大阪府施行事業の池上下宮線用地では、測量委託料として29万2,520円を支出いたしました。

これら先行取得用地合計は、土地63筆、5,794.05㎡、建物補償32件、測量委託料4件で、事業費総額は、6億2,468万1,619円でございます。

次に、(2) 公有地売渡事業でございます。一般公共事業として光明池春木線用地、小田公園用地等1万1,206.42㎡を建物補償費等合わせて8億6,603万1,259円で、また、環境改善整備事業用地として住宅地区改良事業用地等1,748.05㎡を建物補償費等合わせて3億4,592万4,324円で和泉市へ譲渡したのを初め、大阪府施行事業用地として岸南線及び池下線の用地3,994.70㎡を5億7,218万5,733円で大阪府へ譲渡いたしました。また、環境改善整備事業用地取得の促進を図るための換地対策事業用地として809.40㎡を7,316万2,804円でそれぞれの権利者に譲渡いたしました。さらに、一般処分用地のうち聖神社下がりの土地293.48㎡を3,280万2,055円で売却いたしました。

以上、公有地売渡事業合計は、土地76筆、1万8,052.06㎡、建物補償費等35件で、事業収益は、18億9,010万4,325円でございます。

なお、(1) 公有地取得事業費及び(2) 公有地売渡事業の内容につきましては、5ページ以下3. 業務事項に記載いたしております。

次に、9ページの「平成6年度和泉市土地開発公社決算報告書」について説明いたします。

まず、9ページの収益的収入及び支出の収入でございます。

第1款 事業収益、第1項 公有地取得事業収益とも同額の18億9,010万4,325円を収入いたしました。

その内容は、当年度和泉市外に譲渡いたしました公有地の譲渡代金収入でございます。

次に、第2款 事業外収益は、515万9,109円を収入いたしました。

その内訳は、第1項 受取利息で基本金等預金利息17万1,665円を、第2項 雑収益498万

7,444円は、和泉市府中駅前駐輪場使用料その他の収益でございます。

以上、収益的収入合計は、18億9,526万3,434円と相りました。

次に、10ページの支出でございます。

第1款 事業原価、第1項 公有地取得原価とも同額の17億9,879万4,475円を支出いたしました。

この内容は、和泉市外に譲渡いたしました公有地の原価でございます。

第2款 販売費及び一般管理費、第1項 販売費及び一般管理費とも同額の6,068万6,179円を支出いたしました。

これは公社職員の人件費を初め、事務費及び財産管理費等の経常経費でございます。

第3款 事業外費用、第1項 支払利息とも同額の88万1,783円を支出いたしました。

これは販売費及び一般管理費に充当いたしました短期借入金の支払利息でございます。

第4款 予備費は、支出いたしておりません。

以上、収益的支出合計は、18億6,036万2,437円となりまして、収益的収入支出差引額3,490万997円は、当期純利益となるものでございます。

次に、資本的収入及び支出について説明いたします。11ページでございます。

まず、収入でございます。

第1款 資本的収入のうち第1項 借入金及び収入合計は、ともに同額の29億1,050万6,779円でございます。

この内容は、当年度に取得した公有地取得事業費及び借入金の元利償還金に充当する資金として金融機関より借り入れたものでございます。

次に、支出でございます。

第1款 資本的支出、合計とも同額の45億4,663万533円を支出いたしました。

この内容でございますが、当年度先行取得いたしました公有地の取得事業費として第1項 公有地取得事業費6億2,468万1,619円を、また、第2項 借入金償還金39億2,194万8,914円を支出いたしました。借入金の償還内訳は、元金37億6,752万5,405円、支払利息1億5,442万3,509円でございます。

以上、資本的収入支出差し引きいたしまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額16億3,612万3,754円は、当年度分損益勘定留保資金で補填いたすものでございます。

次に、12ページ以下に平成7年3月31日時点における資産、負債、資本の状況を示す貸借対照表を、15ページ以下に当年度の経営成績を明らかにするための損益計算書を添付してございます。当年度は、3,490万997円の当期純利益を計上することができました。したがって、前

年度よりの繰越欠損金1億5,206万8,400円と差し引きいたしますと、翌年度への繰越欠損金は1億1,716万7,403円と相なりまして、やや減少いたしました。

次に、公有地の保有状況でございます。21ページ以下の「財産明細書」に記載いたしておりますとおり、保有地の総面積は5万4,637.90㎡で、帳簿価格は56億4,845万8,058円となっております。

以上、簡単ですが、平成6年度和泉市土地開発公社決算の報告を終わります。

なお、18ページ以下に財産目録、決算付属明細書等を添付いたしておりますので、御参照賜りますようお願い申し上げます。

本公社の経営実態は、依然として厳しいものでございます。今後、事業遂行に当たり、市と緊密な連携により経営健全化に向けて努力する所存でございます。議員皆様方の御指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 26番（原 重樹君） 26番・原です。特別委員会にも出ておりますので多少だぶるところもありますが、1、2点、聞かせていただきたいと思ひます。

まず、22ページに北部第一住宅地区改良事業用地として7,604.74㎡を保有しているわけですが、これは委員会でもこの中身を、ということていろいろ要求をしたんですが、未だもらってないということです。

本日は、ちょっと視点を変えますが、これは一般処分用地と違いますので、目的をそれぞれ持っていると思ひます。この7,600余㎡の土地がどういう目的を持って買われているのか、教えていただきたい。

2点目は、7ページに換地対策事業ということで地区内5筆、地区外1筆がありますが、これは何年何月にまとめてということではないと思ひますが、大体、いつごろ取得をされたものか、教えていただきたいのと、この地区外というのは、多分伯太三丁目のものだと思います。22ページに649㎡が残っている、という書き方をしていますが、あと何区画残っているのか、についても合わせてお願いします。

以上です。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 土地開発公社事務局次長（植田真人君） 土地開発公社植田よりお答えいたします。

1つ目の環境改善整備事業用地の内訳でございますが、地区内換地用地といたしまして約4,000㎡、区画割にして16区画ございます。また、その他この換地予定地が約800㎡、残地として2,800㎡ございます。

それぞれの取得した年度でございますが、換地用地につきましては、昭和57年より平成6年にかけて用地取得を行ったものでございます。

それから、2つ目の7ページの換地対策事業用地の件ですが、御指摘のとおり地区外換地は、伯太三丁目を指しております。この分であと残っている換地用地は、4区画でございます。

それと、地区内換地の取得年度でございますが、昭和61年度より平成元年度にかけて取得したものを今回、3区画譲渡いたしました。地区外換地につきましては昭和50年に取得し、昭和60年度より譲渡しているものでございます。

以上でございます。

○ 26番（原 重樹君） 1点だけ理解がよくできないので教えてほしいのですが、7,604.74㎡の分の換地として約4,000㎡、予定地が800㎡ですか。その辺の区分けについて。予定地とはどんな意味か、説明してほしい。

○ 土地開発公社事務局次長（植田真人君） 現在、16区画の換地を保有しております。その面積が4,000㎡です。それから、平成7年度から造成計画に入っております予定地が800㎡でございます。

○ 26番（原 重樹君） もう1点、公社にお伺いしたいのは、委員会では、平成7年度に850㎡ぐらい買収取得していく予定がある、という話だったと思います。これには例えば換地対策用地などが入っているのか、という点です。

あと改良事業部の方だと思いますが、計画では、地区内の代替地はあと何区画ですか。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 改良事業課長（阪口国彦君） 改良事業部の阪口でございます。平成7年度以降は、あと13区画でございます。

○ 26番（原 重樹君） 先ほど聞いた7,604は、平成6年度末で保有している分ですね。平成7年度予算でまだ取得する分で850ほどの予定があると思います。そこには換地対策用は入っているんですか。それには入ってなくて、他の道路用地とかそういうものですか。

○ 改良事業課長（阪口国彦君） 800㎡については、入っております。失礼しました。入っておりません。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁ははっきりしなさい。

○ 26番（原 重樹君） 平成7年度の計画で換地対策として新たに取得する分はありますか、と聞いているだけです。

○ 改良事業部長（中辻寿夫君） 改良事業部の中辻でございます。ただいまの800㎡について

は、公共事業としていろいろ道路等を買収する用地でございます。

- 26番(原 重樹君) それは結構です。今、聞いたようにあと地区内の換地が計画されているのが13区画。今、公社の4,000㎡だけで16区画持っている。もちろん、残地の2,800㎡云々がありますがね。計画からすると、この7,604㎡のかなりの部分が余ってくる。改良事業部等が計画を出している分からすれば、換地対策としては、今、公社が保有している7,600を全部使うわけではない。計画を全部遂行したとしても余ってくる。この余った分はどうされるのですか。
- 改良事業部長(中辻寿夫君) 一応、計画的には13でございますが、いろんな区画割等の関係もございまして、やはり5区画ぐらいは計画より余分にできてきます。それについては、被買収者に代替地として譲渡していく計画でございます。
- 26番(原 重樹君) 何か聞かれればそういう答えをする。同和対策特別委員会で出された資料を持っていますが、平成6年4月現在の資料、A B C D E F Gまでのいわゆる計画の見直しのやつを出したことがありますね。それで見ても、そういう中身です。平成7年2月の委員会でもそういう形になってます。それでは、13区画ではない、たくさんになる、という話はいつ変えたのですか。「何区画ですか」と聞けば「13区画です」と答えが出てくるんですよ。それを「余ってきますね」と質問されると、いやちがう、こういうことで、という話でしょう。ちょっとおかしいのではないですか。計画を変えたわけですか。
- 改良事業部長(中辻寿夫君) ただいまのところ、13区画ということで計画どおりやっておりますが、道路用地等の切った残地の部分とか、公共事業で残った用地等については、この事業の終局に合わせて代替地として処分をしていくということでございます。今のところ、計画としては、その13区画が活着しているということでございます。
- 26番(原 重樹君) 余った部分は、代替地としてしていろいろしていくのだ、という答えですね。それでは、この7,604㎡というのは、全部公社から買い戻す。公社に残るといってはいないんですね。大体、平成8年度で計画が終わることになってますが、それはないわけですね。余らして、最後は公社に持たせる。後でサントリー横みたいな一般処分用地云々ということにはならないということですか。これは大事なことで、その辺の基本をお答えください。
- 改良事業部長(中辻寿夫君) 一応、市の依頼により地区内の買収をしてございます。最終的には、公社に保有土地は残らないという計画でやっております。
- 26番(原 重樹君) それは決意として聞いておきます。ただし、計画でやっているのではない。皆さんが示されている計画からすれば余るんですよ。その辺の計画はきちんと示すべき

じゃないですか。

あと1点、7ページの方の問題ですが、伯太三丁目の代替地であと4区画残っているということですね。今の話と合わせて先ほど紹介しました平成6年4月につくったと言われる計画からすれば、もうとくに地区外代替地は、平成6年も7年も全部ゼロになっているんですよ。伯太三丁目の代替地はもうない、売れているという計画ですわ。それが残っているんです。伯太三丁目というのは75区画でしたか、もともとはそれほど要らないから一部分、一般公募します、というのが最初の計画でした。ところが、バブルがはじけてなかなかそうはならず、全部同和対策ということで結局、売れ残っている。持っているんです。そこで、この7ページの地区内外の代替地の5筆、1筆は、赤字を出してますね。これはなぜ赤字になるのか。

○ 土地開発公社事務局次長（植田真人君） 御報告申し上げます。

端的に申し上げますと、代替地は、路線価で買収した土地を路線価で売却するということになってます関係で、保有期間が長ければ長いほど、その金利が、そのまま公社の損失となってあらわれる仕組みになってます。公社としては、過去、他の公共事業用地の買い戻しによる利益等でその損失をカバーしてまいりましたし、今後もそのように経営努力をしていくところでございます。御理解をお願いいたします。

○ 26番（原 重樹君） 路線価で買収して路線価で売るということになりますので、ということですが、そのとおりだと思います。それがいいか悪いかは別として、路線価で買収して路線価で売るということは、例えば今年買収して来年売の場合、路線価そのものを上げたら公社として利益が出る場合もありますね。それとも、ここは既にその人の代替地ということが決まっています即それで土地が動けば、金利がほとんどかからないので損をしないことになります。一たん、例え1カ月でも2カ月でも公社が抱え込めば損をするというやり方ですね。5筆で△785万円となっておりますね。伯太三丁目もそうなんですね。トータルでは知りませんが、既に赤字が出るようになってきている。

そして、それだけ売却できずに公社の方で抱え込んでいるのが実態ですね。あと4区画やれば、もっと期間が長いわけですから、間違いなく損するわけです。それで本当にいいのか、と言うてます。先ほど申し上げましたように13区画の計画で16区画持っている。もちろん残地とかいろいろありますが、それが処分できるかどうか、できないとかあやふや、処分ができたとしても損をする、赤字覚悟でやらなければいけない現状になっているのではないかと。それをどの程度にどう見ているんですか。

○ 土地開発公社事務局次長（植田真人君） 過去の統計は別といたしまして、平成6年度におきます換地対策事業では、809㎡の換地を売却して約869万円の損失を出しております。単純

に計算しますと、1㎡につき約1万円の損失になるわけでございます。したがって今後、約4,800㎡の換地を処分するとすれば、約4,800万円の損失が見込まれるという計算になります。

- 26番（原 重樹君） 公社としてはそう答えるよりしょうがない。結局、今まで公社が抱え込んでますから売っても赤字なんです。そこへもってきて、来年度が基本的に最終年度で改良事業を終結していこうというときに、まだ代替地が13区画でやっていて、そのあとの分も代替地として、と言うてますが、そうそう見通しのある話をしてしているのではないと思います。今、売っても損をする、下手すれば処分できないという状況があるんです。

最後はどうなっていくか。委員会で聞けば、あちこちに70何筆あるということです。最後は一般処分用地のように損をする、サントリーの二の舞ですわ。その辺、最後にきちんとした計画を出すべきだと思いますが、理事長として市長、いかがですか。

- 議長（松尾孝明君） 市長答弁。
- 市長（池田忠雄君） 長年にわたります環境改善整備事業は、原課もいろいろ苦勞しながら用地集約をし、また、代替地の処分をしながら運営をしまいであります。その尻仕舞が、現行法が再来年の3月までと相なっております。基本的には、再来年の3月までに道路あるいは住宅等いろんな施策の物的事業については、一応の畳み込みをしまいでありたいと考えております。

ただ、御案内のとおり、大規模対象地区でございますので、絵に描いたようにはまりにくいのが実態でございます。どうしても不良住宅を除却し、改善をしていかなければならない面が多少残ってまいります。そういうことを含め荒筋、完成に向けて邁進をしているのが、同和対策の物的事業に対するわれわれの考え方であるわけであります。

その中では、多少の代替地等で損失等が出てまいります。いつも申し上げておりますように公社が先行取得した用地については、和泉市がすべて債務保証をしているのが現実でございます。したがって、環境改善整備事業用地その他についても、その事業終結に際しては、公社としてのマクロの財政の立て直しもございまして、一定の時期が来て損失が出た場合には、和泉市が補填をしていくのが基本でございます。その点、可能な限り、公社としての努力をそれぞれの原課と合わせまして今後ともしてまいりたい、このように考えております点を御答弁いたしたいと思っております。

- 26番（原 重樹君） 一定の時期がくれば云々ということですので、次の市長さんの話かなと思います。ここで余りやってもしょうがないという状況なんです。ただ、伯太三丁目の代替地の例を取れば、数字がうる覚えで正確かどうかわかりませんが、75区画あるうち50区画は同

和事業として使う。あとの25区画は一般に処分する、という話が当初ありました。当初どおりしておればこんな赤字は出てこない。それは地区内の代替地も一緒やと思います。計画どおりきちんとしておれば、こんなことにはならない。

ところが、今になって大きな損失あるいはこれが処分できるかどうかさえわからないという状況がきております。市が持とうが公社が持とうが、赤字は赤字になります。一定の時期がくれば云々ではなく、来年度で終わる話をしているんです。

その意味では、改めて要望しておきますが、今の7,600余㎡の部分はどこにどういう形であるのか。それから、その処分の仕方、それに対する損失等の計画一切を議会に明らかにしてほしい、ということで終わっておきます。

- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第3号を終わります。

報告第4号

財団法人和泉市商工業振興会平成6年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成6年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第5号

財団法人和泉市商工業振興会平成7年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市商工業振興会の平成7年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長（松尾孝明君） 日程第12「財団法人和泉市商工業振興会平成6年度決算書類の提出について」及び日程第13「財団法人和泉市商工業振興会平成7年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

- 議長（松尾孝明君） 報告の説明をお願いします。

- 産業部長（萩本啓介君） お許しを得まして自席より、ただいま御上程いただきました報告第4号「財団法人和泉市商工業振興会平成6年度決算書類の提出について」、産業部長萩本よ

り御報告申し上げます。

まず、当振興会が執行いたしました事業概要について、別冊2ページを御覧願います。1の商工業振興に関する事業といたしまして、産業ビデオの放映及び貸し出しにつきましては、和泉市産業ビデオをじばしん南大阪において放映するとともに、市内教育施設及び一般市民に無料貸し出しを行いました。

商工ニュースにつきましては、市内各事業所を対象に商工会議所との共同編集により、年6回発行したものであります。

通行量調査につきましては、商工会議所とタイアップし、市内各商店街において実施いたしました。

商工まつりにつきましては、平成6年10月15日、16日の2日間にわたり都市緑化フェアと同時開催で5万人以上の来場者を数え、市民、出展企業双方より好評を博しました。

2の特産品普及、宣伝に関する事業といたしまして、大阪国際見本市への参加でございますが、南港のインテックス大阪において開催され、本市からは、ガラス細工製品の出品を行いました。

3ページの産業編ビデオの放映及び貸し出しでございますが、和泉市伝統産業ガラス細工をじばしん南大阪で放映するとともに、一般市民に無料貸し出しを行いました。じばしんフェアへの参加につきましては、平成6年9月24日、25日の2日間、じばしん南大阪において開催され、人造真珠製品を出品いたしました。かつらぎ町産業まつりへの参加につきましては、平成6年11月3日に開催され、本市からは人造真珠製品を出品いたしました。

3の観光に関する事業といたしまして、観光ビデオの放映及び貸し出しにつきましては、和泉市観光ビデオを大阪府国際観光情報センター等で放映するとともに、無料貸し出しを行いました。観光用特産品パンフレットの配布でございますが、当市の特産品を広く紹介するため市内外に配布いたしました。観光パンフレット作成に係る事業につきましては、既存の観光名所に槇尾山グリーンランド、弥生文化博物館を新しく掲載し、また、国際化に向けて英文説明を加えた観光パンフレットの原版を作成いたしました。

以上、平成6年度において実施いたしました事業についての説明を終わります。

続きまして、平成6年度収支決算について4ページをお願いいたします。

まず、収支計算書の収入の部、基本財産運用収入は、決算額が3万3,900円で、基本金100万円の定期預金の利息でございます。

補助金等収入は決算額658万円で、和泉市一般会計からの補助金でございます。

雑入につきましては4万7,020円で、運用財産利息収入として普通預金利息が7,020円、そ

の他雑入として特産品あっせん手数料が4万円でございます。

以上により前期繰越収支差額62万2,203円を加えまして、収入合計決算額は、728万3,123円となっております。

続きまして、支出の部でございます。5ページをお願いいたします。

まず、事業費でございますが、決算額は654万2,855円で、その内訳といたしまして、観光事業費は決算額178万2,505円で、その主な内容といたしましては、観光パンフレット作成費等でございます。地場産業振興事業につきましては366万350円となっており、その主な内容といたしましては、商工まつり事業負担金等を支出したものでございます。次に、受託事業費につきましては110万円で、その主な内容は、情報提供事業負担金等を支出したものでございます。

一般管理費は15万2,819円で、その主な内容は、消耗品等を支出したものでございます。

予備費につきましては、予備費、差異ともに41万4,495円となっております。

以上により当期支出合計の決算額は669万5,674円で、当期収支差額は△3万4,754円となり、このため次期繰越収支差額は、58万7,449円となっております。

なお、6ページ以降には正味財産増減計算書等を掲載させていただいておりますので、御参照賜りたいと存じます。

続きまして、報告第5号「財団法人和泉市商工業振興会平成7年度事業計画書類の提出」について御説明申し上げます。

事業計画の概要でございますが、別冊1ページを御覧願います。まず、1の商工業振興に関する事業といたしまして、和泉市産業ビデオをじばしん南大阪において放映するとともに、市内教育施設及び一般市民に無料貸し出しを引き続き行う計画でございます。

商工ニュースの編集、発行につきましては、和泉市商工会議所と連携を強めながら商工ニュースを年12回発行いたします。

市内商店街における消費者の流動を把握するため、通行量調査を実施する計画でございます。

次に、和泉市商工まつりに例年どおり参画していく所存でございます。

また、商工業の振興に関する情報資料を引き続き収集、提供してまいります。

2の特産品の普及、宣伝に関する事業といたしましては、第21回東京国際見本市へ出展参加いたします。

特産品の常設展示を市役所及びじばしん南大阪で行うとともに、引き続き特産品を市内外の皆様に安価にてあっせんし、普及、宣伝に努めるよう考えております。

産業編ビデオ和泉市伝統ガラス細工をじばしん南大阪において放映するとともに、無料貸し出しを行う計画でございます。

3の観光に関する事業でございますが、和泉市観光ビデオをじばしん南大阪と大阪府国際観光情報センターにおいて放映するのを初め、市内外への無料貸し出しを引き続き実施いたします。また、特産品パンフレットを市内外に配布し、特産品を広く宣伝、紹介する考えでございます。観光パンフレットの作成につきましては新しく観光名所を追加し、また、国際化に向けて英文説明を加えた観光パンフレットの印刷、製本を続ける計画でございます。

以上が、平成7年度の事業計画の概要でございます。

続いて、収支予算について御説明申し上げます。2ページを御覧願います。

まず、収入の部では、基本財産運用収入として基本金100万円を定期預金しておりますが、その利息1万7,000円を計上いたしました。

補助金等収入として、和泉市からの補助金658万円を計上いたしました。

雑入では、運用財産利息収入として普通預金利息1万円。その他雑入として特産品あっせん手数料4万円、合わせて5万円を計上いたしました。

以上により収入合計は、664万7,000円となっております。

3ページの支出の部でございます。

まず、事業費として613万8,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては、観光事業費として161万円を計上し、主な支出としては、観光パンフレット作成費114万円でございます。地場産業振興事業費として342万8,000を計上し、主な支出としては、商工まつり事業負担金300万円でございます。受託事業費として110万円を計上し、主な支出としては、情報提供事業負担金64万円でございます。

管理費として31万円を計上。

予備費につきましては、19万9,000円を計上いたしました。

以上により当期支出合計は、664万7,000円でございます。

なお、4ページ及び5ページに収支予算明細書を添付してございますので、御参照を賜りますようお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、財団和泉市商工業振興会平成7年度事業計画及び収支予算についての説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第4号及び第5号を終わります。

報告第6号

財団法人和泉市文化振興財団平成6年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成6年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第7号

財団法人和泉市文化振興財団平成7年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市文化振興財団の平成7年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（松尾孝明君） 日程第14「財団法人和泉市文化振興財団平成6年度決算書類の提出について」及び日程第15「財団法人和泉市文化振興財団平成7年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。

○ 社会教育部長（大塚孝之君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第6号「財団法人和泉市文化振興財団平成6年度決算書類の提出について」及び報告第7号「財団法人和泉市文化振興財団平成7年度事業計画書類の提出について」の2件につき、教育委員会大塚よりその内容について御説明申し上げます。

まず最初に、平成6年度の決算関係でございますが、決算書1ページの事業概要でございます。研究発表展事業では、特別企画展示として「花の器」をテーマとし、日本、中国、朝鮮半島における陶磁器を展示及び特別陳列展示「書画の名品」展といたしまして、館蔵品の中から優れた書画の展示を行いました。また、常設展示といたしまして、「中国の工芸」「近代中国の絵画」「日本の工芸」「源氏絵」の4つのテーマでそれぞれ展示を行ったところであります。

このほか2ページから3ページに掛けて記載をいたしております関係事業といたしまして、特別企画展示「花の器」の展覧会図録と蔵品選集英訳版及び研究書の発刊、美術品の保存、ま

た、国際交流として海外の美術館、博物館への出版物の寄贈その他資料の交換、また、ミュージアム・コンサート及び市民茶会並びに茶室の貸し出しを行い、市民文化の向上に努めてまいりました。

以上が、事業の概要でございます。

なお、4ページから6ページに掛けましては庶務の概要でございますので、御参照いただきたいと存じます。

次に、収支決算について御説明を申し上げます。7ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございます。

基本財産運用収入でございますが、基本金3億円を信託運用してございまして、利率2.55%で765万円を収入いたしてございます。

また、事業収入でございますが451万6,890円。

補助金等収入といたしまして6,987万5,000円。

雑収入として470万2,521円を収入いたしてございます。

以上、収入合計として8,674万4,411円、前期からの繰越金837万4,415円を合わせまして、収入合計9,511万8,826円と相なった次第であります。

次に、支出の部を御説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

まず、事業費でございますが、研究発表展事業費4,037万9,919円、出版事業費632万361円、情報資料収集事業費207万7,694円、美術品整理保存事業費34万8,171円、国際交流事業費28万3,883円、普及事業費90万6,727円、広報活動事業費38万円、施設管理事業費1,036万2,836円、特別研究事業費75万8,766円をそれぞれ支出をいたしました。

次の管理費の一般管理費でございますが、1,436万2,834円を支出いたしました。

次に、基金積立金でございますが、407万4,000円の支出なり、支出合計は、8,025万5,191円と相なった次第でございます。収支差額の1,486万3,635円につきましては、次期繰越収支差額として平成7年度に繰り越しをいたすものでございます。

次に、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、決算審査意見書、収支計算事項別明細書は、9ページから18ページに掲載をいたしておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で平成6年度の決算状況についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成7年度の事業計画並びに予算について御説明を申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、研究発表展事業の特別企画展といたしまして「歌絵」の展示。特別陳列展では、館蔵品から書画の名品展示。また、常設展といたしまして

は、「中国古代の青銅器と玉」「中国の近代絵画」「茶の器」「源氏絵」の展示。その他関係事業といたしましては、特別展の解説図録、研究書の出版、蔵品図録の出版など、地域住民に対する美術への意識の向上、美術事業の広報活動を行い、市民文化の発展に努めるものでございます。

以上の事業計画実施の裏付けとなります収支予算でございますが、予算書5ページをお願いいたします。

まず、収入の部でございますが、基本財産の運用による利息収入が870万円。

事業収入につきましては534万円。

補助金収入といたしまして、市からの受託金収入7,278万7,000円。

また、雑収入110万円。

以上、収入合計が8,792万7,000円となり、前期からの繰越金を加えた合計は、9,331万6,000円と相なっております。

続きまして、支出の部でございますが、6ページをお願いいたします。

まず、事業費でございますが、前年度と同様研究発表展事業費を初め9つの事業費を合わせまして、事業費合計6,468万4,000円を支出予定をいたしております。

次に、管理費でございますが、一般管理費といたしまして2,263万2,000円。

基金積立金支出といたしまして500万円。

予備費として100万円をそれぞれ支出予定をいたしております。

以上、支出合計は、9,331万6,000円と相なる次第でございます。

なお、7ページから11ページに収支予算事項別明細書を掲載をいたしてございますので、御参照いただきたいと思います。

以上、まことに簡単でございますが、報告第6号並びに報告第7号についての説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

- 議長（松尾孝明君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 19番（穴瀬克己君） 7年度の予算でございますが、管理費の館内外の施設修繕費688万円は、どのような改修工事予定をされているのか、御答弁を願います。
- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- 社会教育部次長（田丸勝之君） 館内外の施設整備につきまして、社会教育部田丸よりお答え申し上げます。

現在、考えておりますのは、誘導灯その他4カ所でございます。

- 19番（穴瀬克己君） せんだって、館の方にお邪魔いたしました。もう閉めておりました

が、茶室が非常に痛んでおりまして、茶会等ができない状況になっています。障子なども破れたままです。せっかく、和泉市きっての久保惣美術館であり、茶室であり、言わば和泉市の迎賓館のように使っているにもかかわらず、茶室等の痛みが非常に激しい。この間の台風だろうと思いますが、壁などが朽ちて雨漏りがしているという。障子などを見ましても穴が開いたまま。せっかくの施設をきちんと管理をしていかないと、最後には、大変な費用が生じる大改修をしなければならないようになりかねないと思います。今回の修繕費にも充当されていないように思いますが、こういったことについてどのような考え方をしているのか。

- 社会教育部長（大塚孝之君） 私の方からお答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、茶室がせんだっての大きな影響ではございませんが、地震などの関係で柱と壁の継ぎ目が外れたところがかなりございます。壁自体に若干、亀裂が入っている部分もございます。また、障子も破損をしている部分がございます。

今回の当初予算には盛ってございませんが、前年度繰越金が1,400万円程度出てございますので、その中で次の理事会に諮りまして、そういった補修事業を行ってまいりたい。財源的には、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第6号及び第7号を終わります。

報告第8号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成6年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第9号

財団法人和泉市公共施設管理公社平成7年度決算書類の提出について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公共施設管理公社の平成7年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（松尾孝明君） 日程第16「財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度決算書類の提出について」及び日程第17「財団法人和泉市公共施設管理公社平成7年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。

○ 社会教育部長（大塚孝之君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第8号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成6年度決算書類の提出について」並びに報告第9号「財団法人和泉市公共施設管理公社平成7年度事業計画書類の提出について」の2件につき、教育委員会大塚から内容の御説明を申し上げます。

平成6年度決算関係でございますが、別冊の事業状況報告並びに収支決算書の2ページでございます。

最初の事業状況でございます。公社設立10年目に当たる平成6年度の受託事業といたしましては、和泉中高年齢労働者福祉センター（サンライフ和泉）、光明池球技場、光明池運動場、光明池緑地運動施設、和泉市立コミュニティ体育館及びコミュニティセンターの合計6施設の管理運営を行ってまいりました。

また、当公社の独自事業といたしましては、市と連携を取りつつ教養、趣味、娯楽、健康のための各種講座の開設などを行い、市民福祉の増進に相努めた次第であります。

なお、和泉中高年齢労働者福祉センターでは、平成6年9月18日に開設10周年記念行事を開催し、光明池球技場では、テニスコートの夜間照明設備が完成し、平成6年10月10日から供用開始に至っております。

以上、これら各施設の運営及び利用者の状況につきましては、4ページから17ページに掛けて種々掲載してございます。また、18ページには、本年度の理事会議決事項を、同ページから19ページには、役員、職員に関する事項を掲載しておりますので、よろしく御参照願いたいと存じます。

次に、決算状況について御説明申し上げます。20ページをお願いいたします。

収支計算書の収入に部につきましては、基本財産の運用収入は、年利率2.55%で51万円。

一般事業収入は、独自事業によるものが814万6,500円。受託事業収入が1億4,969万8,291円でございます。

雑収入が239万9,099円でございます。

以上、収入合計が1億6,075万3,890円と相なっております。

次に、21ページの支出の部につきましては、一般事業費のうち勤労者福祉事業費が455万3,259円。体育事業費が165万6,900円でございます。

受託事業費のうちサンライフ和泉事業費は2,970万5,829円、光明池球技場、光明池運動施設事業費は3,376万7,751円、光明池緑地運動施設事業費は1,261万3,788円、コミュニティ体育館事業費は3,502万8,596円、コミュニティセンター事業費は3,335万2,475円と相なっております。

管理費といたしまして1,007万5,292円。

予備費については、決算額としてはゼロでございます。

以上、支出合計は、収入合計と同じく1億6,075万3,890円と相なった次第であります。

以上が、平成6年度収支決算でございます。

なお、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、決算審査意見書、収支決算事項別明細書につきましては、22ページ以降に掲載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、別冊資料平成7年度事業計画並びに収支予算について御説明申し上げます。

まず、1ページの事業計画でございますが、平成7年度においても、前年度に引き続き市民及び勤労者の福利厚生の上昇を図るため、市から委託を受けております6つの施設の事業を適切に運営をいたしてまいりたいと存じます。

それでは、平成7年度事業計画実施の裏付けとなります収支予算でございますが、予算書2ページから3ページをお願いいたします。

収入の部につきましては、基本財産の運用による利息収入が58万円。

公社が独自に行う一般事業収入でございますが、サンライフ和泉の勤労者福祉事業収入として640万8,000円、光明池球技場の体育事業収入として187万2,000円を計上いたしました。

次に、市の委託を受けて行う各事業施設の管理運営事業に係る受託事業収入として、サンライフ事業収入2,857万3,000円。光明池球技場及び光明池運動場の体育施設事業収入3,350万7,000円。光明池緑地運動施設事業収入1,324万4,000円。コミュニティ体育館事業収入3,792万6,000円。コミュニティセンター事業収入4,932万9,000円をそれぞれ計上いたしました。

雑収入として10万円を計上してございます。

以上、当期収入合計は、1億7,153万9,000円でございます。前年度からの繰越金がないので、収入合計は、同額と相なるものであります。

次に、3ページの支出の部でございますが、一般事業費のうち勤労者福祉事業費として448万1,000円。体育事業費として166万5,000円を計上いたしました。

受託事業費につきましては、サンライフ和泉事業費3,050万円。光明池球技場及び運動場の体育施設事業費3,371万4,000円。光明池緑地運動施設事業費1,324万4,000円。コミュニティ

イ体育館事業費3,792万6,000円。コミュニティセンター事業費3,693万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、管理費の一般管理費では、1,074万9,000円を計上いたしました。

最後に、予備費は、232万5,000円を計上いたしました。

以上、当期支出合計額は、収入合計額と同額の1億7,153万9,000円と相なる次第であります。当期収支差額及び次期繰越収支差額は、いずれもゼロでございます。

なお、4ページから10ページに掛けますは、収支予算事項別明細書等を掲載をいたしてございますので、御参照賜りますようお願いを申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、財団和泉市和泉市公共施設管理公社平成6年度事業報告並びに収支決算書及び平成7年度事業計画並びに収支予算についての説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（穴瀬克己君） 取り分けてないんですが、他の委員会でも社会教育の振興に基づいていろいろ意見を出させていただいています。特にコミュニティセンターも充実した活用をされております。ただ、入り口が非常に暗い。もっと照明等について検討していただき、常時電気を灯けておくようにしてください。真っ暗でして、折角の広い場が活用されていない。照明等について考慮していただけたらと思います。

特に学校開放等も含め社会教育の面で文化スポーツの振興についてさらに努めていただきたいと思います。以前から学校開放について何度か提案をしております。この部分では、前向きな形で実施をしていかないと、これだけの文化スポーツに対する市民ニーズに対応し切れない状況になっております。多様化する市民ニーズに対応できるよう積極的な学校開放に向けて取り組みを願いたい。こういった問題について、教育長から御答弁を願いたい。

あのコミュニティセンターの入り口について、証明等も含めての改造をお願いしたい。特設の常設ギャラリー等も設置しながらもっと有効な活用を図っていただきたい。今は、大きなテーブルをぼんと置いてあるだけでして、なかなか活用がされていない面があります。

以上の2点についてお聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 教育長（杉本弘文君） 1点目のコミセンの玄関ホールの照明についていろいろ御指摘をいただいていますので、これはぜひ改善をしてみたいと思います。

それから、2点目の学校開放につきましては、先生が御指摘のように市民の文化ニーズに対する大変な要望もございます。今、教育委員会で考えておりますのは、まず、山手地区と下手

地区ということで2校を開放してまいりたいと取り組んでおりますので、今しばらくお時間を
いただきたいと思ひます。

- 19番(穴瀬克己君) 特にコミュニティセンターの玄関は、照明だけでなく、今、設置してあるホールそのものの活用を含めもっと活発に利用できるよう御検討をお願いしたい。この点を意見としてお願いしておきます。
- 議長(松尾孝明君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第8号及び第9号を終わります。

報告第10号

財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度決算書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成6年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第11号

財団法人和泉市公園緑化協会平成7年度事業計画書類の提出について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市公園緑化協会の平成7年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

- 議長(松尾孝明君) 日程第18「財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度決算書類の提出について」及び日程第19「財団法人和泉市公園緑化協会平成7年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。
- 議長(松尾孝明君) 報告の説明を願ひます。
- 参与兼都市整備部長(富田宏之君) お許しをいただきまして自席から、ただいま一括御上程をいただきました報告第10号「財団法人和泉市公園緑化協会平成6年度決算書類の提出について」並びに報告第11号「財団法人和泉市公園緑化協会平成7年度事業計画書類の提出について」、その概要を都市整備部富田から御報告申し上げます。
それでは、平成6年度の事業状況報告であります、資料の1ページをお願いします。

本協会は、市内153カ所の公園の維持管理として、毎日の巡回及び遊具の点検と清掃、除草、樹木の剪定などを行いました。

緑化啓発事業につきましては、「みどりの週間」には、JR3駅において草花などの配布、秋には「商工まつり&都市緑化フェア」の実施、花と緑のまちづくりとして公共施設に花の種ボックスを設置し、また、和泉府中駅前広場にボランティアの活動による花壇づくりや黒烏山公園の植樹、また、園芸教室の開催など、花と緑のまちづくりに努めてまいりました。

続きまして、収支決算でございますが、6ページでございます。

収入の部では、基本財産運用収入705万円と、市からの事業の補助金収入5,488万9,000円でございます。

雑収入は118万2,171円。

以上、収入合計額は、6,312万1,171円と前期繰越額の102万2,596円で、総収入合計決算額は、6,414万3,767円となるものでございます。

7ページの支出の部では、公園維持管理事業費3,774万1,060円、緑化・啓発事業費1,813万4,039円。

管理費758万4,907円。

以上、支出合計予算額は6,414万3,000円、決算額6,346万6円で、その差異68万2,994円で、次期繰越収支差額としましては、68万3,761円と相なるものであります。

8ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、収支計算書、事項別明細書及び決算審査意見書を添付させていただいておりますので、よろしく御参照のほどをお願い申し上げます。

続きまして、報告第11号「財団法人和泉市公園緑化協会平成7年度事業計画書類の提出について」、平成7年度事業計画並びに収支予算について概要の説明を申し上げます。

まず、1ページの事業計画につきましては、都市公園維持管理事業では昨年同様、施設管理の充実を図るとともに、緑化啓発事業においては、都市緑化フェアや花と緑の園芸教室、また、地域における緑化啓発の推進に努めます。

引き続き、収支予算書の収入の部（2ページ）であります。基本財産利息収入では870万円。

市からの補助金収入では、公園維持管理事業費受託金収入及び緑化啓発事業補助金収入で6,199万円を計上。

また、雑収入では45万円。

以上、当期収入合計額は、7,114万円を予定いたしております。

次に、支出の部（3ページ）ですが、事業費では、都市公園維持管理事業費として4,122万2,000円、緑化啓発事業費として1,839万6,000円。

管理費では1,112万2,000円。

予備費は40万円を計上。

当期支出合計を7,114万円とし、収入支出ともに同額と相なるものであります。

5ページ以降に収支予算書、事項別明細を記載させていただいておりますので、御参照のほどをお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

- 議長（松尾孝明君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 19番（穴瀬克己君） 153カ所の公園の管理をしていただいておりますが、市の公園課の直接の管理並びに緑化協会に委託する、緑化協会はまた事業者に委託をする、という3つが絡んでの公園管理の形になっているように思います。

特に今回は、黒烏山公園の整備拡張ということではら園等も検討しているようですが、よその公園に行きますと、直営の部分でかなり専門的な職員も入れながら、公園管理をしているところがほぼ大勢なんです。先日、浜松のフラワーパークにも行って参りましたが、大規模な公園です。直営で相当人数を入れながらも、かなり委託をしていかないと公園管理がなかなかできないのが実態だろうと思います。

公園緑化協会の理事者は十何人とおられますが、職員は6人しかいない。この6名の中でも、事務局長を除くと現業の職員は4名です。これではなかなか対応できないと思います。完全な業者委託、シルバーという形であり、直の公園管理ができない実態ではないか。

これだけ和泉市の都市公園が整備されていく中では、今後の緑化協会のあり方としては、全部はできなくても、市の公園課からの委託に対応し得る体制をとっていくべきだろう。どこの公園へ行っても20人、40人の体制で管理をきちんとされ、いつでも市民に憩いの場を与えているというのが公園の管理のシステムです。その意味では、定期的な形でシルバーや造園協会に委託をしているという形では、本来の公園管理にはならないのではないかと思います。今後の公園管理のあり方についての考え方があれば、御答弁を願いたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） お答え申し上げます。

御指摘のとおり公園緑化協会は、昨年までは6名の職員として、事務局長を除きますと、アルバイトの女性と4名が稼働できる体制でございました。本年度よりわずかですが、市のOB職員1名プラス現場でのプロパー職員1名を増員いたしまして、8名体制で今年を乗り切って

いくという体制でございます。

まだまだ中央丘陵を含め公園の管理面積は年々増加をしております。そういう背景もございますので、今後は、公園緑化協会の運営、体制につきましても一定の年次計画を立てながら、公園の管理のあり方について十分検討していく必要があると認識しておりますので、よろしく願い申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） 近くには、大阪市長居公園もあります。最近、市民の要望としては、四季折々の花がきれいに植えてある公園です。今回、黒鳥山公園にばら園をつくりますが、今度は、そのばらを維持管理しようと思うとなかなか大変でございます。

この間、行きましたフラワーパークには、あじさいが公園一杯にあります。また、大きなしょうぶ園がありますが、そのしょうぶの花も剪定をしておりました。市民ニーズに合わせて四季折々の花などを公園に設置していく形になってきますと、きちんとした管理をしないと公園が見られないような状況になってしまいます。

今までは、樹木が生い茂っていると森という感じで、花は4月の桜だけでしたが、これからはたんなどいろんな花を公園に設置をしていきますと、今みたいなことではとても管理はできない。ましてや、そんな花は、なかなかシルバーや造園業界に委託をできない仕事でして、直営でしなければならない。また、そのような形をとらないと、市民に四季折々の花などを見ていただけない。公園の構想がある中では、その維持管理の体制もきちんととらえ、市民に喜んでいただけるような都市公園づくりのために抜本的な改革を目指して取り組んでいただきたい。このことを要望しておきます。

○ 議長（松尾孝明君） 早乙女議員。

○ 27番（早乙女実君） 27番・早乙女です。3点ほどちょっとお聞かせください。

今、穴瀬議員さんの答弁で8名体制、とありましたが、平成6年度の事業報告の4ページに職員数が載ってます。増員4名と減員4名ですが、退職者を補充したという意味に理解していいかどうか。

それから、8名体制、と言われましたが、現在の体制をちょっと教えてください。

それと、決算と来年度予算の絡みですが、平成6年度の役員報酬については、平成6年度予算が15万6,000円で決算が12万6,000円、差異が3万円となっております。平成7年度では、11万7,000円アップの27万3,000円が計上されています。この考え方ですが、これは何人分で、アップはどういう理由なのか。役員さんが増えたのか、あるいは単価的に増えたのか。余っているのに増やしたというか、内容を教えてください。

それから、同じく役員にかかわる問題ですが、平成6年度の理事会の役員会議に関する事項

が4ページ、5ページに載っていますが、各種規定を改定ではなく制定としてやられています。公園緑化協会の設立が何年で、これまで何年になるのか教えていただき、これまでこういう規定はなかったのかどうか、その辺についてお聞かせください。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 公園課参事（林 宏昭君） 公園課林でございます。数点の御質問につきましてお答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、増員4名、減員4名ということですが、こういう表示の仕方によいと考えております。現状8名ということで2名の増員をしております。これにつきましては、4月からOB1名と、募集によります職員を採用してございまして、現状が8名になってございます。

役員報酬につきましては、民間の方については7,000円。本年度は、18名ということでございます。その根拠でございますが、和泉市議会選出の附属機関の委員報酬を参考にしながら決定をしております。

また、公園緑化協会の設立は、昭和62年6月1日でございます。

諸規程の制定でございますが、財団法人和泉市公園緑化協会の職員就業規程、業務規程など内規によって運用しておりましたが、内規の整備をいたし、成文の規程を制定したものでございます。内規により運用してきたことにつきましては、本協会自身が未成熟な段階でもございましたことから、内規の整備を行い、諸規程などの制定をいたしたものでございます。

以上でございます。よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○ 27番（早乙女実君） どうも質問のとおり答えていただけないので、こちらから聞きます。

4ページに平成6年度の職員数の表があります。この分で8名というのは、事務局長1名、局長補佐1名、職員のところは1名のOBの方がおられますが、両方とも正職員化して6人で非常勤があるなしかどうか、その意味で8名体制の内訳について教えてほしい、と言ったのです。

さきの答弁で平成7年度が8人になった、とおっしゃった。その8人の内訳、事務局長と局長補佐が1人ずつあって、そのあとの職員についてはOBと採用の方が1名、とおっしゃったので、職員の部分を身分を含めて教えてほしい、と言ってます。

○ 公園課参事（林 宏昭君） 8人の内訳でございますが、事務局長1名、事務局次長1名、職員5名、非常勤が1名、以上、8名でございます。

○ 27番（早乙女実君） わかりました。

それから、役員報酬ですが、単価7,000円で18名分は聞きましたが、平成6年度から言えば

上がっているんですか。平成6年度15万6,000円だったのが、7年度で27万3,000円になった理由を聞いてます。単価が上がっていたらいいんですが、6年度は、役員の人数は少なかったんですか。

○ 公園課参事(林 宏昭君) 役員の報酬の人数ですが、出席をした数になってございます。この役員報酬7,000円と言いますのは、2年ほど前に改定されたということで理解をしています。

○ 27番(早乙女実君) 私の質問の仕方が悪いのか、よくわからないのですが、今年は、出席率が上がると見込んだ、ということですか。普通は、そういう計上はしないと思うんです。会議日数×役員数×月数ということでしょう。出席率を勘案するなんて初めて聞きました。

○ 議長(松尾孝明君) 質問の内容をよく理解をして答弁してください。

○ 公園課参事(林 宏昭君) 15万6,000円から27万3,000円に増額された内容でございます。役員報酬につきましては、役員の出席者の数によって違ってきております。それから、役員の会議を開いた回数の違いも出てきているということでございます。

以上でございます。

○ 27番(早乙女実君) 大体わかりましたので、これで置いときます。公園課長が病気で休んでいるということもありますが、基本的なことなので、しっかりお願いします。

もう1点、緑化協会設立にかかわる問題です。昭和62年6月に設立してから8年ほど内規で運営してきて、6年度で制定しています。その中には、職員の退職手当の規程も含め職員採用委員会規程の制定など、ある面では、根幹にかかわるものです。

以前、公社の採用問題で天堀議員が質問したことがあります。当時の内容も含めると、8年間ほども明確な公文書的な位置付けがないままでやられていたことは納得ができません。財団法人の法人格を取得するに当たっては、こういう諸規程は提出をしなくもよかったのですか。

○ 公園課参事(林 宏昭君) 本協会は3億円の寄付によって目的を制定し、設立されたものでございます。本来、法人の設立時にこの諸規程が必要と存じますが、協会が未成熟な状況から内規でもって発足したものでございまして、今回、制定をさせていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

○ 27番(早乙女実君) 最後に言いますが、昭和62年から今年が平成7年ですからね。その間、未成熟の期間が長過ぎたと思います。はっきり言って諸規定の管理がルーズにやられてきたと思います。そういうことのないよう要望して終わります。

○ 議長(松尾孝明君) 赤阪議員。

- 18番（赤阪和見君） これは財団法人の報告事項ですので、最後にまとめてお聞きをしようと思ったのですが、若干、お聞きをします。

1点目に、役員会に関する事項の中で第17回の理事会が平成7年3月29日、第16回の評議員会が同じく平成7年3月29日に開かれています。3月29日と言いますと、当議会が開会中なんです。この前日の28日に閉会になってますがね。このような理事、評議員の皆さんに通知するのは、以前からしておかなければならない。池邊さんとか紀之定さんなど他の人も入ってます。こういう形の中で29日の昼にやられると決まっていたのなら議会軽視もはなはだしい。問題があらうと思いますので、その点、いかがお考えか。

全般的にお聞かせ願いたいんですが、以前から言ってますが、和泉市の財団法人であるならば、公共施設であらうが、公園であらうが、後に出てくる住宅、福祉であらうが、この内容を一定した方向で出してほしい。文化振興財団の中では手当がゼロとか出てます。その点でなぜできないのか。管轄が違うから、と言われればそれまでですが、和泉市の所管する財団法人ということであれば、文部省あるいは大阪府の文化振興財団へ出さなくてはいけないものとかいろいろな形の制約はあらうと思いますが、一応、一定の方向性で書けるものは書いて報告してほしい。その点はいかがか。

もう1点は、人員の問題ですが、財団法人の種類によって市職員が派遣されているところと派遣されていないところ、市職員が派遣されているいないというよりははっきりしないところ、最初の商工では、職員などははっきりしていない。市職員が事務局を仰せ付かってやっているだけだと思います。その点のアンバランスなところをちょっと報告願いたい。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） まず、理事会、評議員会の日程の問題ですが、新年度平成7年度の市の予算が成立しなくては各協会の予算の編成ができないという体制がございまずので、各財団、協会の日時がこの辺に集中するのは御理解願いたいと思います。

それから、2点目の報告書の件でございますが、御指摘痛み入ります。法人によってかなり詳細に報告する必要のある部分もありますが、公園緑化協会について簡素に報告申し上げた点については、反省をいたします。今後、各協会と連絡を密にし、一定の報告書の作成に努めてまいりたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 次。
- 市長公室理事（戸口泰明君） ただいま市の職員を派遣しているところは、住宅センターと福祉公社でございます。それ以外は派遣しておりません。
- 18番（赤阪和見君） なぜそうになっているのか、基本的なことを聞いてます。そんなことは

聞いてない。

- 産業部長（萩本啓介君） お答えになるかどうかわかりませんが、和泉市の商工業振興会の場合につきましては、規程の中で事務局を商工課が担当する、ということでございますので、特段の職員の派遣はしていないということでございます。
- 18番（赤阪和見君） ほかはどうなってますか。
- 建設部長（奥村富彦君） この後に報告をさせていただきますが、住宅センターの場合は、若干、家賃の徴収の問題とか公権力の執行とのかかわり合いがございますので、市の職員がどうしても住宅センターの管理にかかわらざるを得ないということで、市の職員の派遣を願っているところであります。
- 議長（松尾孝明君） 理事者に申し上げますが、質問の内容をよく理解して答弁を願いたいと思います。市長。
- 市長（池田忠雄君） 原課の方で統括をさせていただいているところがなかなか難しいようでございますので、総括をして私よりお答えをさせていただきたいと存じます。

財団法人等が6部門ございまして、それぞれ御報告をさせていただいております。その内容につきましては、担当しております部門の仕事によりまして市の職員が派遣されているところ、あるいはそうでないものと分かれております。それを統一すべきではないか、というお尋ねであろうかと思いますが、その辺は、担当しております職務内容や部門によって相違が出てまいっておることは事実でございます。統一すべきであろうと思いますが、そうもできない事情もございまして、御理解いただきたいと思います。

- 18番（赤阪和見君） 1点目の3月29日の問題ですが、議会が終わらなければならない、ということはそのとおりだとしても、3月29日にそれを予定するのはいかがなものか。まだ、議会開会中ですからね。もし、本会議が3月29日まで会期一杯したしすれば、民間の方に「今日ではできません」ということでいけるんですか。民間の人がたくさん入っていますからね。その点で開会の日をきちんと言っておかないといけないと思いますが、いかがなものか。

それから、人員の派遣はわかりますが、現実的に公園の方は、余り市の職員が行かなくてもいけるということですね。

そこで、もう1点お伺いをしますが、文化振興財団の館長の中野徹さんは市の職員ですか、それとも、財団法人の職員ですか。

- 社会教育部次長（田丸勝之君） お答え申し上げます。

中野館長並びに船木佳代子については市の職員でございまして、専門職ということで美術館に張り付いております。

○ 参与兼都市整備部長（富田宏之君） 先生の御指摘の日程の問題でございますが、われわれも十分理解をしておりますが、物理的にその年の3月31日ということは決まっております。その中で議会の今までの経過を踏まえて一定の予定を立てざるを得ないということについては、ひとつ御辛抱、御理解をいただきたいと思えます。

○ 18番（赤阪和見君） 御辛抱とかでなく、3月31日までに開かなくてはいかんということはないと思うんですよ。議会の会期中ということに対する見解を求めているのです。

○ 参与兼都市整備部長（富田宏之君） そういう面も含め例えば3月20日に予定をするということはしておりません。それなりに3月定例議会、予算委員会の背景を十分勘案しながら一定の日時の設定をしております。

○ 18番（赤阪和見君） 何もどうのしようとする気持ちはありませんが、勘違いされたら困るのは、大体終わるであろう、ということで組まれたら、この議会軽視と言えるかどうか知りませんが、和泉市の議会は、会期は29日までだが、28日に終わるやろう、ということで決められたら困る。それでは議会軽視になる。終わったからその後でやった、というならいいんですが、悲しいかな、職員ばかりではない。一般の人も入ってます。その点についてしっかりやってもらわんといかん。4月1日から新しい予算が始まるといえども、役員会の中で事後承認ということもありますし、専決処分という形もできるんでしょう。これは会期中でした、ということも言ってます。

それから、職員の派遣の問題ですが、これもはっきりしてもらわんと困る。財団法人を組んだ目的は、専門的にやっていただくことも1つですが、逆に言えば、市職員の数のバランスでしょう。条例で決められた職員数以外に雇えるという隠れ簍、と言えばおかしい言い方になりますが、若干、そのような考え方もあることは、ある程度私たちも理解をしております。

しかし、それを余りに踏み込んでいくと困る。職員でやらなければいけないものなら、職員できちんとやっていけばよろしい。条例の定数がありますので、財団法人を増やす中で職員をどんどん増していくという形をとろうとされている。それから、募集という形にもなってくる。それをあやふやにされると、行政の不信というものが生まれてくる。その点をしっかり私たちが把握し、私たちと連携が取れてなかったらおかしいものになる。

最後に、8名になった、ということですが、1名はどのように募集をして増やされたのか、その点をお願いします。

○ 公園課参事（林 宏昭君） 公園課林から御答弁申し上げます。募集については、一般公募については、募集をして採用試験を実施し、採用したものでございます。

○ 18番（赤阪和見君） いつですか。

- 公園課参事（林 宏昭君） 5月1日付で採用いたしました。
- 18番（赤阪和見君） 了解。
- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第10号及び第11号を終わります。
- 議長（松尾孝明君） それでは、ここでお昼のため1時まで休憩いたします。
（正午休憩）

○

報告第12号

財団法人和泉市住宅センター平成6年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市住宅センターの平成6年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

報告第13号

財団法人和泉市住宅センター平成7年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市住宅センターの平成7年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

（午後1時00分再開）

- 議長（松尾孝明君） 午前に引き続き、会議を開きます。
- 日程第20「財団法人和泉市住宅センター平成6年度決算書類の提出について」及び日程第21「財団法人和泉市住宅センター平成7年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 報告の説明をお願いします。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村でございます。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました報告第12号「財団法人和泉市住宅センター平成6年度決算書類の提出について」並びに報告第13号「財団法人和泉市住宅センター平成7年度事業計画書類の提出について」の2件につきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、報告第12号でございますが、別冊平成6年度事業報告と決算を御参照願います。1ページでございます。

住宅センターは発足以来4年目を迎え、その運営も一定、軌道に乗ってまいりました。市営住宅の維持管理を初め各種事業を積極的に取り組んでまいりました。

まず、良好な住環境の保全と居留意識の向上を図るべく〔1〕住宅環境啓発事業では、平成6年8月10日、和泉第1団地集会所におきまして、市営高層住宅の入居者を対象にエレベーターの正しい乗り方、使い方についての知識を身に付けていただくため、講習会を実施いたしました。

今回の講習内容は、エレベーターの使用方法につきまして、大人にも子供にもわかりやすく学んでいただくよう配慮をいたしました。

また、重点事業の1つとして人命と貴重な財産を守るため、防災特に火災に対する予防と避難の知識等実践を身に付けていただくため、防火指導を黒鳥第1住宅、第2住宅、第3住宅の入居者を対象として、6年度は、平成7年1月21日に黒鳥第2住宅において実施をいたしました。

内容につきましては、集会所において「防火の心得」の映画の上映、野外では、初期消火のための消火器の使い方等の実演を行い、多くの入居者が参加をされ、好評を得ました。

他に市営住宅における共同生活のあり方や居留意識の向上のため、チラシの配布や住宅センターニュースを発行し、また、市営住宅内でのごみの分別収集の徹底を図るため、住宅敷地内のプレイロットに空き缶、空き瓶専用のごみ箱を設置し、啓発活動に努めました。

次に2ページ、駐車場管理事業では、平成5年度までは入居者組合に委託をしていた駐車場管理を、平成6年度から住宅センターに一元化することによりまして、駐車場の管理運営の適正化と使用の適正化が図れるようになりました。

さらに、駐車場の適正管理の必要性から空き駐車場にバリカーの設置あるいは団地内の不法迷惑駐車につきましてもスタッカーを張り付けるなど、その解消に努めてまいりました。

次に、住宅センター事業の根幹を成します市営住宅の維持管理事業では、市と密接な連携のもと建物の保全と修繕、家賃徴収と住宅巡回を通じて入居者とのコミュニケーションを深め、市営住宅に対する理解と協力を得るよう努めてまいりました。

3ページに役員会と議決事項、4ページ、5ページに役員及び職員について記載をしておりますので、よろしく御参照をお願いいたします。

続きまして、決算状況でございます。6ページをお願いいたします。

初めに、収入の部について説明をさせていただきます。

大科目1の基本財産運用収入は、基本財産2億円の利息収入で470万円。
大科目2の一般事業収入は、駐車場管理事業収入で1,590万8,000円。
大科目3の受託事業収入は、市営住宅維持管理事業収入の1億7,059万7,590円。
大科目4の雑収入は、運用利息等の収入で26万3,474円。
以上、当期収入合計は、1億9,146万9,064円で、前期繰越金552万0,614円がありますので、収入合計は、1億9,698万9,678円となりました。

次に、支出の部について御説明を申し上げます。7ページです。
大科目1の事業費では、住宅環境・啓発事業費として48万2,155円。
駐車場管理事業費として1,590万7,900円でございます。
住宅維持管理事業費では1億7,059万7,590円を執行し、事業費合計は、1億8,698万7,645円でございます。

8ページの大科目2の管理費では、総務管理費として192万7,206円でございます。
大科目3の予備費の支出はございません。
以上、当期支出合計は、1億8,891万4,851円となります。

なお、当期の単年度収支差額255万4,213円につきましては、前年度からの繰越金552万614円を合わせまして807万4,827円を次年度に繰り越しをいたしました。
9ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録等を添付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で平成6年度の事業報告と決算についての説明を終わらせていただきます。
引き続き、報告第13号の平成7年度の事業計画と予算について説明を申し上げます。別冊1ページをお願いいたします。

まず、事業計画でございますが、本年度も引き続き市との密接な連携のもと、市営住宅の効率的な維持管理と入居者の自主的な参加を求め、居住意識の向上啓発と各種住宅問題に取り組んでまいります。

住環境の整備や快適な都市住宅に関する調査研究等自己研鑽を図りながら、住宅センターニュースの充実など啓発事業の成果を高めるとともに、防火指導につきましても、引き続き実施をしていく予定でございます。

2の駐車場管理事業では、引き続き管理運営の適正化に努めるとともに、駐車場内の補修や不法迷惑駐車車両への指導等の強化を図り、不法迷惑駐車の解消に努めてまいります。

2ページの市営住宅の維持管理事業では、市からの維持管理業務を受託し、住宅センター設立以来の経験をもとに、入居者との信頼関係の上に立ちましてより積極的な事業を行ってまい

る所存でございます。

次に、これらの事業を遂行するための予算について説明をさせていただきます。4ページを御参照願います。

まず、収入の部でございますが、大科目1の基本財産運用収入として580万円を計上いたしました。

大科目2の一般事業の駐車場管理事業収入では、1,624万5,000円を計上いたしました。

大科目3の受託事業の市営住宅の維持管理事業収入といたしましては、1億8,614万1,000円を計上いたしました。

大科目4の雑収入の運用利息収入につきましては10万円を計上。

以上、収入合計は、2億828万6,000円を計上をいたしました。

次に、5ページ支出の部でございますが、大科目1の事業費につきましては、住宅環境・啓発事業費として369万8,000円、駐車場管理事業費として1,624万5,000円、住宅維持管理事業費として1億8,614万1,000円を計上し、事業費合計として2億608万4,000円を計上いたしました。

大科目2の管理費としては、総務管理費として175万5,000円を計上いたしました。

大科目3の予備費として44万7,000円を計上。

支出合計は、2億828万6,000円を計上いたしました。

6ページ以降に事項別明細書を添付しておりますので、御参照を願います。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第12号並びに報告第13号の説明を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

- 議長（松尾孝明君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。
- 19番（穴瀬克己君） 今、報告を伺いましたが、特に住宅センターの事業の主体は、改良住宅を中心に推し進めているように思うわけですが、あくまでも市営住宅全体の管理ということで、改良住宅は、ほぼこの事業内で整備をされますし、老朽化についても改修が行われているように思います。

ところが一般住宅は、この中でも木造住宅が主軸になろうかと思えます。やっと坊城川住宅の建て替えが実施される運びになってまいりましたが、耐用年数から言いますと運きに失しているわけですが、それなりの努力は認めるわけです。今後の残された木造住宅の老朽化の著しいところについての建て替えについては、きちんと住宅の建て替えの基本構想を上げていただきましたが、具体的には、財源の裏付けも取られていない状況であります。

こういった中で、建て替えが5年、10年、20年とかかるような状況になってまいりますと、

改良住宅も老朽化してくるので、住宅の維持管理に大変な金額が必要となってきます。今からそういう状況に対応していかなければならない。というのは、今の改良住宅以外の市営住宅に対する改修並びに建て替えができていない状況下、将来、改良住宅の状況が複合してくるようになると思います。その意味では、住宅センターができ、きちんとした方針を立てて取り組んでいく考え方を聞かせていただきたいと思います。

この報告の中で改良住宅は何ぼ、一般住宅は何ぼという内訳は申し上げませんが、伯太団地等でも、1つの住宅に手を入れようと思うと5億円ほどのカネが要る。ほとんど建て替えと変わらない。横山から始まっては伯太団地まで、件数も5件、10件と少ない市営住宅について、財政的な予算をきちんと計画に入れないと大変なことになるのではないか。その辺についての取り組みの考え方をお聞かせ願いたい。特に一般住宅に対する建て替え計画と改善・改修の取り組みの状況をお聞かせ願いたいと思います。改良住宅についてはわかっておりますので、結構です。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 建設部長（奥村富彦君） 奥村でございます。ただいま先生の方からありました質問のうち、基本的な部分について私から答弁させていただきたいと思います。

御指摘のとおり一般市営住宅につきましては、木造部分が圧倒的です。昨年、今年と伯太改良住宅につきましては、それなりに浴室部分の増築ということで取り組ませていただいておりますが、本格的な建て替え事業につきましては、本年度から坊城川住宅を初め順次、今のところ、国の方では10カ年計画に基づいて計画を出すように言われておりますが、和泉市の場合には、15カ年で計画を立てています。

財源の問題で御心配をいただいております。確かに市営住宅につきましては、現行の家賃の問題もございます。したがって、建て替えをいたしますと同時に、家賃の改定も無理をお願いをしていかなければならないと考えております。財源につきましては、国の住宅政策に基づきまして、あらゆる補助金や起債等を活用いたしまして、できるだけ負担が少ないようにしながら、精一杯取り組んでまいりたいと考えておりますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 住宅課長（辻健次郎君） 住宅課辻の方からお答え申し上げます。

一般住宅の修繕につきましては、雨漏り並びに内外装の関係につきましては順次、修繕を行っております。一応、今後の建て替えまで持つような改善や修繕を行っていきたく思いますので、よろしく願い申し上げます。

○ 19番（穴瀬克己君） 年次的に改修費も増額をしていかなければなりません。ここで内訳を出せば、一般市営住宅の改修費が出てくるわけですが、微々たるものです。年数も相当たっており、なかなか手が付けられないような住宅が相当あります。その意味では、15カ年計画ですが、15件ほどありますので、毎年、1件ずつ建て替えていかなければあかんということになります。

本当にふんどしを締めて取り組んでいただかないと、おくれると、一度に2カ所も3カ所も住宅を建て替えなければ15年でできない。その辺のところをきちんと現実のものを受け止めていただきたい。今まで放置してきた分をこの15カ年計画で対応できるよう、着実な年次計画で対応するよう要望しておきます。

それから、もう少し計画的に進めていただきたいのは、坊城川住宅の建て替えと同時に今度、伯太改良住宅の建て替えを行います。ここは岸和田南海線用地なので、空き家ですずっと放置していたわけです。今回、6軒改修して、坊城川住宅の入居者のあっせんに使うわけですが、もっと一貫した考え方を持っていただかないといけません。改良住宅は、都計道路でいらわない、と言うていたわけですが、坊城川住宅の建て替えて入居者の希望も聞いたんですが、改良住宅の改修を行う。

その辺では、これから市営住宅の建て替えについては、すべてそのようにしておかなければいけないのか、という問題も起こってまいります。場当り的な感じもしないではない。一貫した建て替えに伴う諸問題についてきちんと計画をしないと、そこに手を入れても、用地買収ですぐ取り壊さなければならない問題も生じてきますので、計画的、総合的な住宅の推進をお願いしたい。

特に15年も待たなくてはならないわけですので、その間における営繕改修事業をきちんと予算化していかなければならない。思いはたくさんありますが、なかなか予算が付いていきません。住宅の建て替えは大きな事業でございますので、15年間にわたる老朽化した市営住宅の改修にきちんと財源計画も立ててフォローしていただかないと、15年間の推進ができなくなってしまいますので、よろしく願いをいたします。

それから、センターニュースの発行とか住宅環境の啓発、駐車場管理など書いておられますが、ほぼ改良住宅中心の事業計画です。一般市営住宅にもきちんと住宅ニュースが届くよう、改良の方ばかりをすると怒ってくるかもしれませんが、全体構想も含めて住民皆さんの御理解をいただけるような事業の推進方をよろしく願いしたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第12号及び第13号を終わります。

報告第14号

財団法人和泉市福祉公社平成6年度決算書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市福祉公社の平成6年度の決算に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

報告第15号

財団法人和泉市福祉公社平成7年度事業計画書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、財団法人和泉市福祉公社の平成7年度の事業計画に関する書類を別紙のとおり提出する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

○ 議長（松尾孝明君） 日程第22「財団法人和泉市福祉公社平成6年度決算書類の提出について」及び日程第23「財団法人和泉市福祉公社平成7年度事業計画書類の提出について」を一括議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。

○ 福祉事務所長（坂田平之君） 福祉事務所坂田でございます。お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第14号「財団法人和泉市福祉公社平成6年度決算書類の提出について」並びに報告第15号「財団法人和泉市福祉公社平成7年度事業計画書類の提出について」の2件につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

最初に、平成6年度の事業報告であります。別冊決算資料1ページを御覧いただきたいと存じます。

福祉公社は、発足後2年目を迎えた平成6年度は、その目的であります市民の保健福祉の知識の普及啓発並びに在宅福祉サービスの向上を図るため、各種事業に取り組んでまいりました。まず、調査研究事業といたしましては、要援護老人に対する支援のあり方や介護用品等の活用についての研修会、また、地域ふれあい講座等の開催を行うなど関係機関相互の連携を図り、サービスの提供に努めるとともに、その他のサービス事業の取り組みについても調査研究に努めてまいりました。

次に、普及啓発事業では、各種啓発冊子の配布を行うとともに、介護用品、福祉機器展を開催、さらに、在宅生活の維持向上支援のため各種ビデオを市民に貸し出しを行い、知識の普及啓発に努めてまいりました。

次に、2ページの介護技術等の研修事業では、一般家庭介護法の在宅介護講座を開催いたしました。

また、相談並びに情報提供事業では、高齢者の生活に関する相談に応じるほか、介護用品や福祉機器等を低価格で市民の方にあっせんするとともに、障害老人の介護についての問題を提起した映画会を開催いたしました。

なお、和泉市より事業受託をしております老人デイサービス事業につきましては、利用者の地域割を行いました結果、登録者数は年度末で120人、年間延べ利用者数は2,558人となっております。

3ページから4ページに役員及び職員に関する事項及び理事会に関する事項を記載しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、決算報告でございます。

5ページの収支計算書の収入の部でございますが、まず、大科目1 基本財産収入470万円は、基本財産2億円の運用収入でございます。

次に、大科目2 受託事業収入4,339万2,633円は、老人デイサービス事業に伴う市よりの受託料収入と利用者からの実費負担金収入でございます。

また、大科目3 雑収入3万7,182円は、普通預金の利息収入でございます。

以上、当期の収入合計は4,812万9,815円で、前期よりの繰越金が27万3,754円ありましたので、収入合計は、4,840万3,569円でございます。

続きまして、6ページの支出の部でございます。

大科目1 事業費では、保健福祉サービス事業費186万1,052円、老人デイサービス受託事業費4,339万2,633円で、合計4,525万3,685円でございます。

大科目2 管理費は、公社の運営経費として216万9,271円を支出いたしました。

以上、当期の支出合計は4,742万2,956円となり、当期の収支差額70万6,859円と、前期からの繰越金を合わせた98万613円を次期に繰り越しをいたしました。

7ページ以降に正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、収支計算事項別明細書及び決算審査意見書を記載しておりますので、御参照のほどをお願いいたします。

次に、平成7年度の事業計画と予算について御説明を申し上げます。別冊資料の1ページをお願いいたします。

まず、事業計画でございますが、昨年に引き続き市民の保健福祉並びに在宅福祉サービスの向上を図るため、関係機関相互の連携や知識の普及啓発に努めるとともに、介護技術研修等を実施いたします。

また、受託事業では、和泉市老人デイサービスセンターの管理運営を行うとともに、本年度より新たにホームヘルパーの派遣事業を開始してまいりたいと存じます。

続きまして、ただいま御説明申し上げました事業計画を遂行するための予算について、3ページの収支予算書に基づいて御説明をさせていただきます。

まず、収入の部でございます。

大科目1 基本財産運用収入といたしまして460万円。

大科目2の受託事業収入のうち、老人デイサービス受託事業収入として4,825万9,000円、ホームヘルプサービス受託事業収入として7,991万3,000円、合計1億2,817万2,000円でございます。

大科目3の雑収入として9万円を計上致しました。

以上、収入合計1億3,286万2,000円でございます。

次に、4ページの支出の部でございます。

大科目1の事業費のうち、保健福祉サービス事業費として154万6,000円、老人デイサービス受託事業費として4,775万9,000円、ホームヘルプサービス受託事業費として7,991万3,000円、合計いたしまして1億2,921万8,000円を計上。

大科目2 管理費は、総務管理費として314万4,000円。

大科目3は、予備費として50万円を計上いたしました。

以上、支出合計は、1億3,286万2,000円でございます。

なお、5ページ以降に収支予算事項別明細書を添付いたしておりますので、御参照のほどをお願いいたします。

以上、まことに簡単でございますが、報告第14号並びに報告第15号の内容の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本報告に対し質疑、御意見ありませんか。

○ 19番（穴瀬克己君） いよいよ老人福祉の事業内容もこれからどんどん豊かに増大してくるわけでありますが、特に市民PRの部分については、これだけ老人福祉に取り組む中でどのように啓発をされているのか。特に市広報等に定期的に連載をすべきだろうと思います。新規事業の折には、広報等に掲載をしておりますが、隔月ぐらいに特にヘルパーやデイサービスの部分について、要するにサービスの品目や手続等についての広報活動が余り周知徹底されていな

いように思われます。そういった部分については、どのように計画的な取り組みをされているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 福祉事務所次長（金谷宗守君） 福祉事務所金谷からお答えを申し上げます。

ただいま先生から御質問のございました市民への各種老人福祉サービスのPRでございます。従来、先生がおっしゃいますように新規事業を行った場合には、市の広報等に掲載をいたしておるところでございます。また、昨年度は、長らく出していなかったのですが、久方振りに「老人保健福祉の手引」というパンフレットを作成をし、65歳以上の高齢者のいる全家庭に配布をさせていただきました。

なお、ただいま御指摘のございました市の広報誌への定期的な連載等については、今後、検討させていただきたいと存じます。

○ 19番（穴瀬克己君） 特にそのときに必要としない場合は、1回見ても余りにしないものでございまして、いざ、サービスを受ける段階ではなかなかわからないという形がございまして。家族も含めて健丈な人たちが、老人福祉に対するマニュアルが終始一貫してわかるような形で、時には、年2回なら年2回、広報の別枠1ページに老人福祉事業に対するPRを載せるとかしていただきたい。ただ、施設を利用するだけでなく、在宅の家族や周囲の方の理解も当然必要になってくるわけです。その意味では、市民全体に高齢化社会に対応していけるような啓発のため、徹底した広報活動が必要ではないかと思えます。ぜひ検討して取り組みをしていただきたい。このことを要望しておきます。

○ 議長（松尾孝明君） 上田議員。

○ 5番（上田育子君） いろいろの間、福祉サービスの拠点としての取り組みを行ってきていただいておりますが、私は、役員のごことで再三、お願いをしてきておりますので、そのことについて質問をさせていただきます。

御存じかどうかわかりませんが、ひっそりとこの4月から6月に掛けて国会で正式にILO 156号条約が批准をされました。マスコミの報道も非常に少ないのですが、通称「家族責任条約」と言われております。男女がともに家事や育児、介護などの家族責任を引き受けることによって一切の差別を受けてはいけない、ということの内容にした条約であります。家庭の責任も仕事も社会活動も含め、結果としての男女平等を大切にしていこうという趣旨の条約であります。

その具体的な中身として、例えば総合職に付けない女性を差別してはいけない、等の内容も含めてですが、この条約の効用としてとりわけ、企画決定過程への女性の対等の参加を保障を

していく大きな1つのきっかけになっていくのではないかと期待をしております。

特に福祉公社というものが、老人福祉を重点に置いていただくことを考えたとき、今、穴瀬議員からもありましたように市民に対する周知徹底、市民とともに歩んでいく福祉公社の建設が問われていると思います。その意味では、今後の企画決定過程を担う大切な役員構成の中に女性の席というものを、きちんとした中身も含めて原則対等に確保されるつもりがあるのかどうか、その点についてお答え願いたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- 老人障害福祉課参事（大中 保君） 老人障害福祉課の大中よりお答え申し上げます。

上田議員さんの御質問の件でございますが、福祉公社の役員への女性の登用の件かと思いません。以前にもお答え申し上げますが、福祉公社については、理事、監事が決定権限を持ってございます。組織としては、役員会とその下に評議員会を構成しておりまして、理事会の中には現在、女性は参加しておられませんが、6人の評議員のうち2名の女性の方を参加していただいております。今後、理事職におかれましても、積極的に女性の登用を図るよう検討してまいりたいと思いますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第14号及び第15号を終わります。

報告第16号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第2号

交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、交通事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成7年3月27日 専決

和泉市長 池田 忠雄

市は、交通事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市和気町一丁目2番24号 橋本良子氏
- 2 損害賠償の額 175,840円
- 3 和解の要旨

市は、相手方との間に起こした交通事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（松尾孝明君） 日程第24「専決処分の報告について」（交通事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。
- 産業部長（萩本啓介君） 産業部の萩本でございます。お許しを得まして自席より、ただいま御上程をいただきました報告第16号「専決処分の報告について」、その内容について御説明申し上げます。議案書15ページでございます。

本件は、公用車による交通事故に係る損害賠償について和解が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定及び市長の専決処分事項に関する条例に基づき、専決処分をさせていただきましたもので、同法第180条第2項の規定により御報告申し上げるものであります。

まず、事故の状況でございますが、平成6年9月22日午後2時15分ごろ、交通公害課職員が和泉市シルバー人材センターへ事務連絡に向かうため、公用車で市来客用第3駐車場出入り口から市道府中町2号線に出ようとしたところ、南方向より自転車で走行してきた和泉市和気町一丁目2番24号橋本良子さんと接触、右足を打撲したもので、即刻、医院で治療をしていただきました。

なお、自転車の損傷はなく、通院治療をしていただいたものであります。

次に、損害賠償の内容でございますが、治療期間の30日間に対しまして慰謝料として12万3,000円、加療1日につき4,100円、治療費として5万2,840円、合計17万5,840円を支払うことで和解が成立いたしました。

なお、被害者においては、お勤めを休む必要がないとのことで休業補償はございませんでした。

また、本件の損害賠償金17万5,840円は、自動車損害賠償責任保険よりてん補いたすものであります。

職員に対しましては、常々、安全運転を心掛けるよう指導しておりますが、今後、より一層安全運転を周知徹底させる所存でございますので、よろしくお願ひ申し上げ、報告の説明とさ

させていただきます。

- 議長（松尾孝明君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 3番（若浜記久男君） ちょっとお尋ねをいたします。

事故はやむを得ないと思うんです。車に乗ることは仕事で必要ですし、また、事故そのものはもらい事故なりいろいろ種類もあると思います。この事故については、別にとやかく言うつもりはありませんが、若干、わからない点を教えていただきたいと思います。

1つは、この損害賠償金は、保険会社の方から出されるわけですが、この件とは別にして、重い人身事故等で免許などの行政処分を受けた場合、講習なりを受けに行かなければならない。公務の事故の場合、その費用はどこから支出されるのか、保険会社から出るのかどうか。

もう1点は、この示談に当たっての交渉は事故センターがやられるのか、行政の担当者でやられるのか、その辺のことをお聞きしたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- 産業部副理事（大塚俊昭君） 産業部副理事の大塚より御説明を申し上げます。

行政処分等につきましては、この場合はございませんでしたが、普通の場合は、詳しいことはわかりませんが、多分、本人の責任になるのではないかと思います。

それから、事故の示談とか最後まで交渉につきましては、和泉市の場合は、総務課の方で担当していただいております。

○ 3番（若浜記久男君） 今回は、けがの度合いが大したことではないので、このことで申し上げているわけではありません。過去に行政処分の対象になった経過もあろうと思います。公務の業務中に事故を起こした場合、例えば本人が罰金を5万円なり、免許が半年であれば2日は講習に行かなければならないし、1カ月の場合は1日行かなければなりません。そうすると、いろんな費用も含めまして相当カネがかかると思います。それが公務中であるからといっても、本人が出さなければならないことであれば、仕事に車を使うことが非常におかしな考え方になると思いますので、その点、もう一度確認の意味で御答弁をいただきたいと思います。

○ 総務部次長（山下喬三君） 総務部の山下でございます。この自動車事故の場合、示談については、担当課でもって交渉していただいております。

それから、公務中の行政処分云々でございますが、事故は、不可抗力の場合とかいろいろあろうかと思いますが、とりあえず、交通違反によります処分は、当然本人が受けなければいけないと思っております。後の公務云々は、私の方では答えかねます。

○ 3番（若浜記久男君） これは助役さんなり市長さんの方から答弁いただくことですが、和泉市以外の行政でもそういうことはあると思います。やはりきっちりしておかないといけな

い。違反もあるでしょう。シートベルトなどは反則点だけで済みますが、信号無視等もあるでしょう。そういう場合、仕事の一環で車を使っているのが本人となると、ちょっと納得できない部分があると思います。この件については、今後、きちんとした御答弁をいただくということで検討していただきたいと思います。私自身もどちらがいいのか、なかなか結論みたいなものを出せません。十分その辺の検討をしていただきたいと思います。

それから、もう1点の示談交渉に総務の方が当たっている、ということです。示談交渉に当たっておられるということは、それだけの知識をお持ちなのか。毎回のように専決の報告が出ますが、その中でそういう質問もなく、御答弁もなかったし、私自身も十分理解をしておらなかったということもありました。こういう示談交渉については、全国の自治体が加盟している損害保険会社の事故センターが被害者と交渉をされた結果、治療費は別として、慰謝料や物損についても、今回は自転車の物損はなかった、ということですが、医療費と慰謝料だけということで大した金額ではありませんが、そういうのは保険会社がするものだ、と認識していたのですが、総務がされているというのはいかがなものか。

○ 総務部次長（山下喬三君） 再度、お答え申し上げます。

基本的には事故を起した場合、担当課で被害者の方と交渉、示談についてしていただくことになっております。私どもはその事故報告を受けまして、保険会社といろいろその問題について調整をしているのが現状でございます。

それから、議員さんが言われたように保険会社がこういう問題について交渉をするのか、というお話ですが、全国市長会の賠償保険会社は、基本的には、当該市が交渉をするという決め方になっております。

○ 3番（若浜記久男君） どちらかと言えば、その方がスムーズにいくと思います。保険会社というのは、シビアに査定をしていきますからね。市の総務の方でやってけば、ちょっと高い水準の中で決着が図られるものだと思います。

それから、今までに交通事故で示談交渉がうまくいかなかったという、例えば司直に任せるケースあるいは大きな事故で裁判まで持っていったというケースはおありでしょうか。

○ 産業部理事（池辺 功君） 私が総務におる間は、1件もございませんでした。

○ 3番（若浜記久男君） ありがとうございます。終わります。

○ 議長（松尾孝明君） 須藤議員。

○ 17番（須藤洋之進君） 17番・須藤です。若浜議員が交渉その他について突っ込んだお話をされたので、その辺は省きます。私は、この報告事項に関してのみ質問をいたします。

この事故については幾つかの問題点があり、また、それを教訓としなければならない点もあ

るのではないかと感じました。まず、今、交通公害の方でしたか、報告を聞いたところでは、この人は行政処分がなかった、ということですが、まず、それだけの確認を取らせていただきたい。罰金その他免停についてもね。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 産業部副理事（大塚俊昭君） ございませんでした。

○ 17番（須藤洋之進君） そうしましたら、この事故は、自転車の方にも過失が何%あったわけですか。

○ 産業部副理事（大塚俊昭君） 保険で言われる何対何ということは、私の方は聞いておりません。事故の状況については、いわゆる角っこでの出会い頭の事故です。この場合は自動車と自転車ですが、一般的には、双方の不注意というのが原因のようです。

○ 17番（須藤洋之進君） 双方の不注意、ということは覚えておきます。私もこの第3駐車場からこの道へ出てみたんですよ。普段は、入り口のところの鉄の扉が二重になって閉まっているんですが、西から東へ出るとき若干、それが邪魔になって南から北向きの視界が遮られるわけです。その視界が遮られるという観点から、この駐車場を開設したとき、東から西へ向いて渡る場合、西側の入り口に南北の視界を良くするために取り付けたとと思われるミラーがあります。

この事故は、昨年9月に起こってますが、その事故の要因としては、鉄の扉のために自転車が陰に隠れて見えにくかったため、出会い頭に事故が起こったというようにも聞いてます。そうしましたら、これは危険な出口ということで即、東側にミラーを取り付けてこそ、行政として当然ではないか。これは市民にけがをさせているのですからね。なるほどおカネは、12万3,000円を慰謝料として払ったが、身体と心の痛みは消えませぬからね。その辺の対応が非常に緩いということをまず1点、指摘をしておきます。私も通りました。皆さんも通りはったらわかりますが、扉が開いているときは、右の方の視界は見にくい。

それと、これは大きな問題ですが、産業部長が事故の概要を御報告されました最後に、「なお、自転車の損傷はなかったものである」と議案書のとおり読まれましたが、それは事実ですか、どうですか。

○ 産業部副理事（大塚俊昭君） 損傷はありませんでした。

○ 17番（須藤洋之進君） わかりました。それでは、証人として本人を呼ん来ましょうか。そこまでシラを切って「損傷はありませんでした」と言われるのでしたら、証人として本人を呼んで来ないとしようがないと思います。だれですか、さらの自転車を本人さんのところへ持って行ったのは。

- 議長（松尾孝明君） あいまいな答弁をせず、的確な答弁をしてください。
- 産業部長（萩本啓介君） ちょっと担当を呼びますので、しばらくお待ちいただきたいと思
います。
- それから、先ほど、ミラーの件で対応が緩い、と御指摘をいただいております。これにつ
きましては、担当課でもミラーの設置につきまして検討しておりますので、御了解いただき
たいと思います。
- 産業部参事（黒川一成君） 自転車の損害の件につきまして、交通公害課黒川より御回答申
し上げます。
- われわれは、自転車屋さんにも事故の確認をしたんですが、事故による損傷はほとんどあり
ませんでした。ただ、本人さんが当たって転倒しておりますので、その辺の気分的な問題もご
ざいます。どうしてもこの自転車はげんの問題がございますので、新しくしてほしい、とい
うお話もございました。この辺については、保険会社とも相談をさせていただいたんですが、全
然対象とはならない。ただ、われわれ交通公害課としても、市民さんに対する事故の状況等を
勘案いたしまして、個人的にこういう必要はないのですが、ちの職員でたまたま自転車が欲し
い人がございました。その方が、その自転車と交換をさせていただいたという事実がございま
す。事実、本人さんの事故等を勘案した上で交換をさせてもらった状況でございます。
- 17番（須藤洋之進君） 「自転車の損傷はなかったものである」とここに掲げておりますの
でね。しかし、若干でも損傷があったんですよ。修理して、悪いけど、これで乗ってくれ、と
持って行きましたね。そしたら、げんの問題というか、こんな修理したもんは乗られへんやな
いか、と言われ、わかりました、ということで、新しい自転車をこういう人が持って来はりま
した、と証言まで取っているんですよ。せやから、自転車の損傷がなかった、なかった、と二
度も三度も言われるのでしたら、証人としていつでもここへ呼んで来ます、と言うんです。
初めからそのように説明してくれたら、そんなきついことは言いませんけどね。損傷はなか
ったが、実は……とそのときにでも言うてくれていたら、こういうことはなかった。個人的にそ
の自転車を持って行ったのは、交通事故を起された方ですか、どうなんですか。
- 産業部参事（黒川一成君） これはその当事者ではありません。
- 17番（須藤洋之進君） ということは、その金額はどうしたんですか。それは管理者です
か。
- 産業部参事（黒川一成君） 当然、当事者ではないのですが、自転車を購入する時期にあっ
たうちの職員がございまして、損傷程度についてもほとんどない状況ですので、その自転車を
買う代わりに交換をしたという状況でございます。

○ 17番(須藤洋之進君) えび茶色のきれいな自転車ですね。交換したということは、その自転車屋さんがそれを引き取って新しいのを渡したということですね。

○ 産業部参事(黒川一成君) そのとおりでございます。

○ 17番(須藤洋之進君) これ以上突っ込んだ話はしませんけどね。実は、こういうことがあるんです。恐らく管理者の方が相談され、この話が付かないので、自分らのうちうちでしようかとなると、ボトムアップができてないということですね。総務の方で全部交渉をした、と言っていますが、現場ではそういうことになっているんですわ。その話がなぜできないのか。それができるようなシステムをつくっておかないといかんと思います。

市長、この話をいつごろ聞かれたのか、その点だけ教えてください。3月27日に専決してはいるからね。

○ 市長(池田忠雄君) 事故の後、私の方に報告がございまして、人身事故を起こしているの
で誠意を持って対応するように、ということございました。

○ 17番(須藤洋之進君) 事故の後、ということは、去年中ということですね。本人の橋本さんは40歳前の方ですわ。なるほどお菓子を持って上司の方が来てくれたが、本人さんからの電話もなければ、もちろん来なかった、ということです。その辺の対応について、おカネはいただいたが、腹が立ってしょうがない、とおっしゃってます。

私も自動車会社にいた関係上、こういうことが起きると非常に気になるんですわ。部下も随分交通事故を起こしてきたが、その日のうちに保険会社が指導すると思います。人身事故を起こしたら、相手方に一度は行ってくれ、後の交渉するから、と言います。私も当然、本人を連れて自宅へ行ってます。えらいすみませんでした。後はできる限りのことはやりますから、ということ、それから後は本人さんは顔を合わしませんけどね。本人は来てないし、電話も掛かってこない、というので考えましたよ。

掛けをした本人さんも言うてましたが、うちの社員が事故を起こして相すみませんでした、とトップの社長か専務が電話1本でもすると、後の交渉が随分やりやすくなるという意味で、市長あるいは助役さんでも、うちの職員がかくかくしかじか、えらい痛い目に遭わせて相すまんことでした。後の対応は十分しますから、と電話をすべきです。

この事故は、いやしくも和泉市民の女性の方です。痛い、痛い、と言うてはるのですからね。その辺の心遣いができていたら、こういうことにはなってこない。本人は来ない。電話も掛かってこない。なるほどお菓子を持って来たが、それで終わり。修繕した自転車を持って来たが、こんな自転車はよう乗らんわ、と言うたら、新しい自転車を持って来たという、そういう話を聞いていたのに、ここに「自転車の損傷はなかった」と堂々と書いてますのでね。

もう1点、全国市長会自動車損害賠償責任保険というのは、われわれが入っている大蔵省管轄の強制賠償保険ではないわけですか。

- 産業部参事（黒川一成君） これは自賠償でございます。
- 17番（須藤洋之進君） 自賠償というのは、僕らを使うてる自賠償と同じですな。
- 産業部参事（黒川一成君） そのとおりでございます。
- 17番（須藤洋之進君） 1日4,100円というのは、主婦の休損は、自賠償なら1日5,200円が慰謝料として出るはずですがね。全国市長会が4,100円と決めているのかな。1,100円ほど違いますね。
- 産業部参事（黒川一成君） 保険会社から支出されてますので、金額については、4,100円で間違いないと思います。
- 17番（須藤洋之進君） これはもう一度調べといてください。どこの強賠を使うてはるか知りませんが、休業補償もなしで、ただ1日の主婦休損では5,200円となっておりますのでね。
いろいろきついことも言いましたが、ボトムアップがスムーズにいけるようになってたら、こんなことになってない。現場で何とか言うているので、気の毒ですがな。どうせ何万円かおカネを出して、課長か係長かがやりはったんやからね。そんなこと、わしは知らん、と言わず、そういう場合は報告しなさいよ。
対物保険はあかん、と言うてるんやね。お前とこだけが保険会社やないぞ、と圧力も掛けながら取るのが担当の腕やからね。その辺のところこれからお願いします。
- カーブミラーの件は、確かにあそこは事故が起きるような危ない個所ですからね。今、用意している、と言うてはったから、早速お願いしておきます。
- 産業部参事（黒川一成君） 安全対策のカーブミラー等につきましては、十分にさせていただきます。
- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第16号を終わります。

報告第17号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第7号

小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び市長の専決処分事項に関する条例（昭和44年和泉市条例第9号）の規定により、小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分する。

平成7年6月5日 専決

和泉市長 池田 忠雄

市は、小学校児童の事故に係る損害賠償につき、次のとおりその額を決定し和解する。

- 1 損害賠償及び和解の相手方 和泉市鶴山台二丁目2番23棟503号
申立人 土江 潔 氏
親権者 土江 毅 氏（法定代理人）
親権者 土江 美江子 氏（法定代理人）
- 2 損害賠償の額 30,000円
- 3 和解の要旨 市は、和泉市立鶴山台北小学校児童の教室内の事故について、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（松尾孝明君） 日程第25「専決処分の報告について」（小学校児童の事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。
- 管理部長（鹿嶋賢昌君） お許しをいただきまして、ただいま御上程をいただきました報告第17号「専決処分の報告について」、その内容につきまして教育委員会管理部鹿嶋より御報告申し上げます。18ページでございます。

本件は、平成4年1月22日に発生いたしました鶴山台北小学校児童の事故の解決に伴うものでございまして、岸和田簡易裁判所において、相手方の調停申し立てにより審理が進められておりましたところ、平成7年5月19日、円満解決を見るに至り、損害賠償の支払いに当たりまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成7年6月5日付で専決第7号として専決させていただき、同条第2項の規定に基づき、本日、御報告申し上げる次第でございます。

損害賠償の和解の相手方は、和泉市鶴山台二丁目2番23棟503号 土江 毅、児童名土江 潔でございます。

損害賠償の額は3万円でございます。

事故の内容ですが、平成4年1月22日午後1時ごろ、鶴山台北小学校6年4組教室内で授業

終了後教室内の清掃も終わり、担任の教諭は、和泉市書初展出品作品の糊付け作業を土江 潔君（被害児童）とA君（加害児童）外2、3人とで行っておりました。

その後、児童数人がストーブを囲んで遊んでおりましたが、A君が球技大会で使用するため持って来ていた金属バットをストーブで温めていたので、担任教諭が危険を感じ数回注意を与えたにもかかわらず、A君は注意も聞かず、ストーブで温めた金属バットを土江 潔君の後頭部首筋に当て、火傷を負わせたものでございます。

なお、解決金3万円につきましては、全国市長会学校災害賠償保険より全額でん補されることになっております。

以上、簡単ではございますが、報告第17号の説明を終わらせていただきます。

なお、学校管理下における児童生徒の事故防止につきましては、日ごろより細心の注意を払うよう指導いたしておるところでございますが、今後、一層指導の徹底を図り、安全対策に万全を期してまいる所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
- 5番（上田育子君） 産業文教副委員長をやっているのですが、そのときは実態がわからなくて質問できなかったもので、今、お願いしたいと思います。

本当にショックな事態です。私もいじめの実態について議会でも質問をさせていただいてましたが、訴訟中ということでして、公的に明らかになっている問題であるにもかかわらず、議会でも全く報告されてこなかったと記憶をしております。

この件に関しまして、具体的に事件が引き起こされたとき、PTAの皆さんに対してどのように事実を報告され、ここに至った問題点についてどのようなミーティングをやり、今後の対策について、PTAの父母や子供たちとの話し合いも含めどのように対応されてきたのか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。
- 指導部長（木村吉男君） 指導にかかわる御質問でございますので、指導部木村よりお答えをいたしたいと思います。

当時のことについてははっきりと記憶しているわけではございませんが、まず、この事件について結果的に見ますと、軽いけがですんだということが、学校あるいは担任の対応が、保護者の方の心証を悪くしたと考えております。すなわち、初期対応のまずさが問題の解決をおくらせたと考えております。このことを教訓にいたしましてそれ以降、学校長に対しましては、対応も含めてきめの細かい指導の徹底をいたしているところでございます。

今後、市の教育委員会といたしましては、学校に対しまして、目配りを大切にいじめ問題

に発展しないよう十分留意をしまいたいと考えているところでございます。

先生から御質問がございました当時、PTAに対する説明等については、はっきり学校長から報告は受けておりません。

以上です。

○ 5番(上田育子君) 現在の段階では、そのことについてどのように指導をされているんでしょうか。初期対応のまずさということで学校から報告を受け、PTAに説明会をしたとか、今後の事故防止に対するPTAの協力を要請したとか、ミーティングをしたとか、その報告が一切なかったということですが、今後もこのような問題が起きたとき、父母の協力とか生徒同士のミーティングはせず、学校当局内部の問題として解決しようとされているのか。この反省の上に立って新たに何か検討されているのか、その点はいかがでしょうか。

○ 指導部次長(堀川不可止君) 先生の御質問に対しまして、指導課堀川よりお答えいたします。

安全指導につきましては、学校長に対しましては、小さなけがでも必ず養護教諭と相談をし、医師等への対応も図るように指導をしております。

事故防止に関しましては、子供たちの安全指導ということについて、危険であるという部分での子供たちの判断を育てていきたいと考えております。この点につきましても、学校の方で安全指導という形で行っていききたいと考えておりますので、よろしく御理解願いたいと存じます。

○ 5番(上田育子君) これ以上言いませんが、今のお答えの中で指導ということはあるのですが、自分たち自身が何をどう反省するのか、学校当局ないしは教育委員会が、父母や子供たちの意見を聞き合うとか、学び合うとか、そこでいじめが起きないように協力を求めながら、良い発案などをお互いに探りながら、ともにいじめのない学校をつくっていくという発想を持っていない。ともに真相の究明をやっていくという発想も持っていないことが、いじめがますます陰湿になっていく原因の1つではないかと、私は、個人的に考えております。その意味では、今、言いましたように問題が起これば、日ごろ、おカネの面などで頼りにしているPTAに対して真相を明らかにし、その対応策も含めてともに検討されることを強く要望して終わります。

○ 議長(松尾孝明君) 他に質疑、御意見ないものと認め、報告第17号を終わります。

報告第18号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第3号

平成6年度和泉市一般会計補正予算（第5号）

平成6年度和泉市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（地方債の補正）

第1条 既定の地方債の変更は、「第1表 地方債補正」による。

平成7年3月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	補			正			前			後					
	限度額	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法	限度	起債の方法	利率	借入先	償還の方法
道路整備事業	1,067,700	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。	1,165,900	普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。		普通貸借 又は 証券発行	年8.0% 以内	府 政 銀 行 其 他	25年以内(内据置5年 以内)ただし、市財政 の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し もしくは繰上償還又は 低利に借換えすることが できる。
河川整備事業	22,500	同上	同上	同上	同上	26,200	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
都市計画 整備事業	237,600	同上	同上	同上	同上	124,400	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
農道 整備事業						11,300	同上	同上	同上	同上		同上	同上	同上	同上
計	4,051,246					4,051,246									

○ 議長（松尾孝明君） 日程第26「専決処分の承認を求めることについて」〔平成6年度和泉市一般会計補正予算（第5号）〕を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。

○ 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程いただきました報告第18号「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」について、専決処分をいたしました理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、地方債の確定に伴います限度額の変更を行うもので、地方自治法第179条第1項の規定により去る3月31日に専決処分をさせていただきました。よろしく御了承賜りますようお願い申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして、内容の御説明を申し上げます。22ページでございます。

第1条でございますが、地方債の補正でございまして、地方債の確定に伴います限度額の変更でございます。

内容につきましては、「第1表 地方債補正」のとおりでございまして、地方債の総額は、補正前後とも同額でございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして御説明申し上げます。24ページでございます。

土木債の道路橋梁債につきましては、光明池春木線整備事業債といたしまして9,820万円の追加。河川債の松尾川水辺環境整備債で370万円の追加。都市計画債の松尾寺公園整備事業外2事業債で1億1,320万円の減。

また、農林水産事業債につきましては、農業債といたしまして1,130万円を計上し、補正後の歳入歳出総額は、484億648万3,000円と補正前と同額でございます。

以上、簡単でございますが、専決処分をさせていただきました報告第18号「平成6年度和泉市一般会計補正予算（第5号）」の内容の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第18号を承認することに決しました。

報告第19号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第4号

平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成6年度和泉市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,972,684千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成7年3月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11. 財産収入			9,770	9,770
	1. 財産運用収入		9,770	9,770
歳入合計		7,962,914	9,770	7,972,684

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金			9,770	9,770
	1. 基金積立金		9,770	9,770
歳出合計		7,962,914	9,770	7,972,684

- 議長（松尾孝明君） 「日程第27「専決処分の承認を求めることについて」〔平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）〕を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） ただいま御上程をいただきました報告第19号「平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、専決処分をいたしました理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、和泉市国民健康保険事業財政調整基金条例第4条の規定に基づき、基金の運用収入を積み立てるものでございまして、去る3月31日に専決処分をさせていただきました。何とぞよろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容を御説明申し上げます。27ページでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ977万円を追加し、歳入歳出予算の総額を79億7,268万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

次に、28ページでございます。歳入予算といたしまして、基金運用収入977万円を。また、歳出予算といたしまして、財政調整基金への積立金同額977万円を計上いたしました。

以上、簡単ではございますが、専決処分をさせていただきました報告第19号「平成6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の内容の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認め、報告第19号を承認することに決しました。

報告第20号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第5号

平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)

平成6年度和泉市の公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 既定の繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成7年3月31日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
1. 下水道事業費	2. 下水道整備費	南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金	5,935

○ 議長(松尾孝明君) 日程第28「専決処分の承認を求めることについて」〔平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)〕を議題といたします。

○ 議長(松尾孝明君) 報告の説明を願います。

○ 総務部理事(阪 豊光君) ただいま御上程をいただきました報告第20号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」について、専決処分をいたしました理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、下水道整備事業費の繰越明許費を追加するものでございます。

それでは、予算書に基づきまして、御説明申し上げます。32ページでございます。

第1条でございますが、繰越明許費といたしまして、経費の一部を平成7年度に繰り越して使用する限度額593万5,000円を追加するものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、専決処分させていただきました報告第20号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」の内容の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長(松尾孝明君) 本報告について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認め、報告第20号を承認することに決しました。

報告第21号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらる。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

専決第6号

平成7年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算(第1号)

平成7年度和泉市の老人保健事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,094千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,974,190千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成7年5月25日 専決

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 支払基金交付金		5,898,949	405	5,899,354
	1. 支払基金交付金	5,898,949	405	5,899,354
2. 国庫支出金		2,011,325	40,689	2,052,014
	1. 国庫負担金	2,011,325	40,689	2,052,014
歳入合計		8,933,096	41,094	8,974,190

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 諸支出金			10,944	10,944
	1. 償還金		10,944	10,944
4. 前年度繰上充用金			30,150	30,150
	1. 前年度繰上充用金		30,150	30,150
歳出合計		8,933,096	41,094	8,974,190

- 議長（松尾孝明君） 日程第29「専決処分の承認を求めることについて」〔平成7年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）〕を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） ただいま御上程をいただきました報告第21号「平成7年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」について、専決処分いたしました理由並びにその内容の御説明を申し上げます。

本特別会計の平成6年度決算見込みにおきまして国庫負担金等の収入不足が生じ、収支決算で不足が生じる見込みとなりましたので、平成7年度予算において繰上充用の必要が生じました。去る5月25日に専決処分をさせていただきましたので、よろしく御了承を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容を御説明申し上げます。35ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,109万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ89億7,419万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして御説明申し上げます。37ページでございます。

まず、歳入予算でございますが、過年度分の国庫負担金などで4,109万4,000円を計上いたしました。

また、歳出予算では、諸支出金の償還金といたしまして1,094万4,000円及び前年度繰上充用金といたしまして、平成6年度決算見込みにおきまして3,015万円の不足が生じる見込みとなり、これに充当するため計上いたしましたものでございます。

以上、簡単でございますが、専決処分をさせていただきました報告第21号「平成7年度和泉市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）」の内容の説明を終わります。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を報告どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認め、報告第21号を承認することに決しました。



報告第22号

平成6年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成6年度和泉市一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠 雄

平成6年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既 定 財 源	未 収 入	特 定 財 源		
					国庫支出金	府支出金	地方債		
7.土木費	5.住宅費	既設公営住宅改善事業	円 272,000,000	円 272,000,000	円 92,352,000	円	円 54,400,000	円	円 125,248,000

○ 議長（松尾孝明君） 日程第30「平成6年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。

○ 総務部理事（阪 豊光君） ただいま御上程をいただきました報告第22号「平成6年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」、その内容について御説明を申し上げます。

去る平成6年第4回定例会におきまして、和泉市一般会計予算の繰越明許費として御議決いただきました事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告いたします。40ページでございます。

内容につきましては、既設公営住宅改善事業で2億7,200万円を平成7年度に繰り越したものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第22号「平成6年度和泉市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」の内容の説明を終わります。よろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、報告第22号を終わります。

報告第23号

平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したもので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田忠雄

平成6年度和京市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額 (議決限度額)	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入 特定財源				その他
						国庫支出金	府支出金	地方債		
下水道 1. 事業費	下水道 2. 整備費	公共下水道 整備事業	円 615,488,000	円 615,479,270	円 192,502,000	円 1,646,000	円 305,500,000	円 115,831,270	円	
下水道 1. 事業費	下水道 2. 整備費	南大阪沿岸 北部流域 下水道事業 費負担金	5,935,000	5,934,178			4,800,000	1,134,178		
合		計	621,423,000	621,413,448	192,502,000	1,646,000	310,300,000	116,965,448		

○ 議長（松尾孝明君） 日程第31「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 報告の説明を願います。

○ 総務部理事（阪 豊光君） ただいま御上程をいただきました報告第23号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告申し上げます。42ページでございます。

内容につきましては、第1点目は、公共下水道整備事業で6億1,547万9,270円。第2点目には、南大阪湾岸北部流域下水道事業費負担金593万4,178円、合わせて6億2,141万3,448円を繰り越したものでございます。

なお、未収入特定財源につきましては、関係機関の承認を得ているものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告第23号「平成6年度和泉市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書について」の内容の説明を終わります。よろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本報告について質疑、御意見ありませんか。

○ 26番（原 重樹君） 26番・原です。簡単に伺いますが、繰越明許費ということですが、予算を年度内に事業ができなかったので翌年度へ繰り越す、これは当たり前の話ですが、6億円余の公共下水道の事業費が繰り越されるということですか。

実は、関連して心配するのですが、一般質問等でもされました合併浄化槽との絡みの中では、市街化区域は10年以内にやるんだ、という話が出ました。これは7年から10年だと思いますが、その点まず、間違いないのかどうか、もう一度答弁をお願いをしたいということが第1点。

それから2点目は、市街化区域と調整区域が分かれるようになりますが、調整区域内というのは、別に山だけではありませんので、その調整区域内で10年以内に下水道が通るところがあるのかないのか。

以上、2点についてお聞かせください。

○ 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

○ 下水道部長（藤原清司君） 下水道部長からお答えします。

下水道計画につきましては、大阪府の上位計画でございます「コスモス21」によりまして、和泉市の場合は、市街化区域を10年以内に仕上げるというのが目標でございます。

2点目の調整区域につきましては10年以内にするかどうか、という御質問でございます。和泉市の場合は、都市計画そのものが市街化と調整区域が入り混じったところがございます。市街

化区域の整備に当たりまして、調整区域にまたがる部分については、部分的に市街化調整区域についても下水道整備をしております。ただ、その進捗状況によりまして発生しておりますので、現在、どの位置をどのように整備するかは、まだ公表できないのが現状でございます。

- 26番（原 重樹君） どの位置をどうか、ということはあると思いますが、今の幹線の通りぐあいを見ましても、ちょっと伸ばせば調整区域でも取れる部分があると思います。それは入り組んでいる状況で当たり前だと思います。調整区域が隣り合っている部分はやらないという話にはならないのは当然だと思います。

関連になりますが、下水道もそういう計画の中で環境の方と合わせて合併浄化槽云々ということが決められたと思いますが、そういう調整区域は、合併浄化槽も四角四面に考えればOKとなると思うんです。その辺がいかかなものかという気がします。

- 下水道部長（藤原清司君） ただいま御質問の合併浄化槽の調整区域の問題でございますが、現在、調整区域そのものは、全部環境の方で合併浄化槽の対象区域に入っております。ただ、環境との調整の中では、毎年、その区域を見直す、という1項がございますので、市街化区域の面整備を図る上で調整区域を一部下水道区域に取り入れる場合は、合併浄化槽の区域から除外する。これは各課との間で調整を図ってまいりたいと存じております。
- 26番（原 重樹君） 意見だけにしておきます。

今、答弁をいただきましたが、答弁としては当然だと思います。公共下水道が通るところは、調整区域であっても除外をしていく、当たり前の話です。ただし、今、公表できない、という話がありましたが、それが市民に対して、調整区域は合併浄化槽がいけます、という発表があると思います。そのとき困るでしょう。矛盾や混乱が起こってくる可能性がありますね。その辺を言いたい。

調整区域で2、3年後に公共下水が来るが、一方では、合併浄化槽もいける。うちはやろうと思っていたが、再来年になれば公共下水が来るのか、という話にもなってしまいます。調整区域、市街化区域という分け方がいいのかどうか問題だと思います。これは幸い、条例事項ではありません。逆に市街化区域でも10年でやるという計画らしいですが、なかなかそうはいかんだろう、かなりおくれると思っている方も多くあると思いますので、その辺については、かなり弾力性を持って市民が混乱を起こさないような形をとってほしいと思います。これは関連として要望だけしておきます。

- 議長（松尾孝明君） 他の質疑、御意見ないものと認め、報告第23号を終わります。

議案第24号

工事請負契約締結について

和泉市立いぶき野小学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 和泉市立いぶき野小学校増築工事 |
| 2 契約者 | 和泉市長 池田 忠雄 |
| 3 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4 契約金額 | 357,410,000円 |
| 5 契約の相手方 | 和泉市北田中町219番地
大高建設 株式会社
代表取締役 奥野 喜八郎 |

- 議長（松尾孝明君） 日程第32「工事請負契約締結について」（和泉市立いぶき野小学校増築工事）を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼総務部長（神藤恒治君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第24号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容につきまして、総務部神藤より御説明申し上げます。議案書43ページでございます。

まず、提案理由でございますが、住宅・都市整備公団が進めます和泉中央丘陵開発トリヴェール和泉の住宅入居に伴いまして、いぶき野小学校の児童数が増加してきましたことにより、同公団によります立て替え施行で校舎棟の増築を行うもので、工事請負契約の締結をするに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

内容でございますが、契約の目的は、和泉市立いぶき野小学校増築工事。
契約金額は、3億5,741万円。

契約の相手方は、和泉市北田中町219番地 大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と契約しようとするものでございます。

工事概要でございますが、参考資料及び参考図面にお示しいたしましたとおり、工事場所

は、和泉市いぶき野三丁目3番1号。

工事内容としましては、鉄筋コンクリート造3階建。延べ床面積1,768.3㎡に普通教室12教室、図工室、焼窯質、便所及び階段外を施行するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成8年3月21日までといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第24号「工事請負契約締結について」御説明申し上げます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

○

議案第25号

工事請負契約締結について

和泉市立北池田中学校増築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 和泉市立北池田中学校増築工事
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 指名競争入札
- 4 契約金額 158,105,000円
- 5 契約の相手方 和泉市幸一丁目7番7号
株式会社 竹内建設
代表取締役 竹内 博文

○ 議長（松尾孝明君） 日程第33「工事請負契約締結について」（和泉市立北池田中学校増築

工事)を議題といたします。

- 議長(松尾孝明君) 提案理由の説明を願います。
- 参与兼総務部長(神藤恒治君) ただいま御上程をいただきました議案第25号「工事請負契約締結について」、提案の理由並びにその内容につきまして、総務部神藤より御説明申し上げます。50ページでございます。

まず、提案理由でございますが、住宅・都市整備公団が進めます和泉中央丘陵開発トリヴェール和泉の住宅入居に伴いまして、北池田中学校の生徒数が増加してきましたことにより、同公団によります立て替え施行で校舎棟の増築を行うもので、工事請負契約の締結をするに当たり、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

その内容でございますが、契約の目的は、和泉市立北池田中学校増築工事。

契約金額は、1億5,810万5,000円。

契約の相手方は、和泉市幸一丁目7番7号 株式会社竹内建設代表取締役竹内博文と契約しようとするものでございます。

工事概要でございますが、参考資料及び別添図面にお示しいたしましたとおり、工事場所は、和泉市いぶき野三丁目4番1号。

工事内容としましては、鉄筋コンクリート造3階建。延べ床面積833.5㎡に普通教室6教室、便所及び階段外の工事を施行するものでございます。

工期につきましては、御議決をいただきました日から平成8年2月9日までといたしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第25号「工事請負契約締結について」の御説明をいたしました。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長(松尾孝明君) 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

議案第26号

土地改良事業の施行について

団体営ため池等整備事業、池の谷上池改修工事を施行するにつき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- | | |
|-------------|---|
| 1 工 事 名 | 池の谷上池改修工事 |
| 2 施 行 場 所 | 和泉市久井町地内 |
| 3 工 事 の 概 要 | 堤体延長 50m
取水施設 1か所
余水吐 1か所
防護柵 100m |
| 4 事 業 費 | 50,000,000円 |
| 5 実 施 年 度 | 平成7年度（着手）
平成7年度（完了予定） |
| 6 施 行 方 法 | 請 負 |

- 議長（松尾孝明君） 日程第34「土地改良事業の施行について」（池の谷上池改修工事）を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第26号「土地改良事業の施行について」、提案の理由並びにその内容について産業部長萩本より御説明申し上げます。議案書54ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、本市久井町地内に位置する池の谷上池は、波浪により著しく侵食され、随所で漏水が見られ、貯水困難な状態となっております。この改修に当たり国・府の補助を受け、土地改良事業として実施いたすべく計画をいたしました。大阪府知事の認可を受けるに当たり、土地改良法第96条の2第2項の規定により議会の議決が必要でございますので、今般、御提案申し上げた次第でございます。

次に、その内容でございますが、池の谷上池は農業用ため池で、堤体延長50m、貯水量7,900トン。本市では小規模のため池で、他の池とともに受益面積4.9haの農地を灌漑いたしております。

また、改修いたします事業内容といたしまして、堤体50mと取水施設、余水吐施設各1カ所、防護柵100mを平成7年度において事業費5,000万円で改修する予定でございます。

施行方法は、請負方式を考えております。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びにその内容の説明を終わります。

なお、55ページより土地改良法の抜粋並びに位置図、工事区域図を添付いたしておりますので御参照いただき、よろしく御審議をいただき、原案どおり可決、御決定賜りますようお願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

議案第27号

委託契約締結について

和泉中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等に関する平成7年度委託等契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年和泉市条例第14号）第2条の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 1 契約の目的 和泉中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等に関する平成7年度委託等
- 2 契約者 和泉市長 池田 忠雄
- 3 入札の方法 随意契約
- 4 契約金額 309,844,000円
- 5 契約の相手方 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号
住宅・都市整備公団関西支社
理事支社長 平井 健児

○ 議長（松尾孝明君） 日程第35「委託契約締結について」（和泉中央丘陵地区における宮ノ上公園の設置等に関する平成7年度委託等）を議題といたします。

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 参与兼都市整備部長（富田宏之君） お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程をいただきました議案第27号宮ノ上公園の業務「委託契約締結について」、提案の理由並びにその内容について、都市整備部富田から御説明申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、宮ノ上公園は、和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業区域内の地区公園として計画されており、平成5年度より住宅・都市整備公団関西支社との間で業務の委託契約を締結し、施設整備を行っているところでありますが、引き続き、今回も平成7年度事業として業務の委託を行おうとするものであります。

なお、今回の委託等契約を締結するに伴い委託費が、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の御議決をお願いするものであります。

次に、その内容でございますが、本業務委託は、宮ノ上公園の施設整備工事の業務を委託するものであり、契約者並びに契約の相手方、契約の方法につきましては、本事業が、新住宅市街地開発事業の一環として行われるものであり、当該新住事業の事業主体が住宅・都市整備公団でありますので、和泉市長と当公団との随意契約として契約を締結しようとするものであります。

また、契約金額は、3億984万4,000円で、委託期間につきましては、本議会の御議決の日から平成8年3月21日までとするものであります。

なお、委託の工事内容につきましては、事業認可区域面積5.4haのうち2.2haの整備を行うものであり、園路広場工、修景施設工、休養施設工、管理施設工及び便益施設工の各施設整備を行う予定であります。

なお、参考資料として59ページには委託等の概要を、60ページには位置図を、61ページには工事の施行区域図を添付しておりますので、御参照のほどをお願いをいたします。

以上、簡単でございますが、議案第27号宮ノ上公園の業務「委託契約締結について」御説明申し上げました。よろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 1番（友田博文君） 公団に委託契約をする、とありますが、公団がしているところになぜ和泉市が委託契約をしなければならないのか、この辺がわかりませんので、よろしく御願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

- 公園課参事(林 宏昭君) 公園課の林でございます。なぜこの委託契約を結ばなければならないのか、ということでございますが、新住事業の事業主体が住宅・都市整備公団でございますので、和泉市と契約をいたすものでございます。

以上でございます。

- 1番(友田博文君) 公団さんが手掛けているものですからね。それなら、和泉市がしなくて公団が全部やればいい。なぜ和泉市が、この「和泉市長」という名前のもとで公団のしているところについて公団に委託をしなければならないのか、この辺が全く分からない。和泉市には、これをできる業者がおらないのですか。また、公団は自分のところで直営でやるのですか。

- 公園課参事(林 宏昭君) 住宅の促進事業といたしまして早急にこの事業を施行していくということでございまして、公園事業サイドの補助枠が少ないので、今回、そうした施行をいたすものでございます。

- 1番(友田博文君) 和泉市の業者へ当てるのと、公団との差はどのぐらいあるのですか。公団にやられた方が和泉市は得なんですか。同じ金額で同じように当てられると思いますが、何が違うのか、さっぱりわかりません。

- 議長(松尾孝明君) 都市整備部長

- 参与兼都市整備部長(富田宏之君) 提案理由でも簡単に御説明申し上げましたが、新住法というのは、国の補助採択の中でかなりの金額が補助申請をしても付いてくるという利点が1つございます。

それから、委託につきましては、公団が国の補助をいただくという形の中では、一たん、市の中で予算を組み、その財源の裏付けは、国並びに公団が行っていくということでございます。

業者の問題ですが、公団サイドで指名競争入札になるわけですが、その辺については、和泉市が行っております工事の発注と全然変わりはありません。経費の問題についても変わらないと思います。

- 1番(友田博文君) 今の話で国からいろいろおカネが入ってくる、ということですが、それが公団を通じないと入ってこないから、公団に委託をする、ということですか。

- 公園課参事(林 宏昭君) お答えいたします。

事業主体そのものは公団ではございますが、補助事業の形で和泉市が事業主体となって推進していく、ということでございますので、御理解をお願いいたします。

- 1番(友田博文君) さっぱりわかりません。こういうややこしいことをしないと、この公

園はできないということですか。和泉市が、ちゃんと自分のところで整備をしてできないのですか。これは公団に任さないといけないのですか。和泉市は、そんなに情けない市なんですか。そんなことはないと思いますよ。立派な技師も職員さんもおります。結局、公団がやるにしても、外に委託をするんでしょう。

こういう問題は、和泉市の中できちんとやっていくべきです。別によその人の手を借りなくてもいいじゃないですか。皆さん方がどうしてもできないと言うなら別ですがね。予算を仰ぐのも、公団から国へ頼んでもらってくる。和泉市から国に頼まないんですか。どちらにしても、和泉市へカネが入ってくることなんでしょう。この事業は、和泉市からカネを払わないんですか。

○ 議長（松尾孝明君） 市長。

○ 市長（池田忠雄君） 多少、説明の仕方によりましてややこしくなっているようでございますので、私から御答弁をさせていただきたいと存じます。

この公園について国の補助金等を仰ぎますのは、和泉市でないと仰げません。公団では、仰げません。その意味では、市がこの事業の形をとって補助金を導入する。そして、事業主体の公団に補助金を渡して仕事をしてもらう、こういう仕組みでございます。補助金を仰ぐため、和泉市の行政としての名前が必要でございますが、事業主体の公団に仕事をさせるということでございます。こういう仕組みでございますので御理解を相賜りたい、このように存じます。

○ 1番（友田博文君） 公団の仕組みはどんな形かわからないんです。先ほどの学校の増築も公団の中にありますわな。この仕組みもわからないし、道路もわからないし、鉄道もそうですし、今まで公団さんが主体になってやってきていると思います。和泉市も一生懸命に頑張ってきてここまで来たんですが、こんな公園1つ、和泉市はできないんですか。和泉市が絵を描いて、そして、和泉市としての公園をつくっていくのと違いますか。そこまで公団が事業主体としてしなくては行かないんですか。

○ 議長（松尾孝明君） 都市整備部答弁。

○ 都市整備部次長（田中武郎君） 都市整備部田中より御答弁申し上げます。

先ほど、参与が答弁いたしましたように、公団が国の法律に基づきまして、施行区域に網をかぶせるというのが1つございます。その中で公団が将来の管理者に同意を得るという条件が1つございます。例えば以前にもありましたように、道路をつくる場合には、道路管理者の同意を得るということで公団が施行するわけでございます。

公団は、市がつくるどうのこうのというよりは、将来、引き取る管理者が、これだけ精神論を含めたものをつくりなさい、と市が条件を出すわけです。それに基づいて住都公団がそれな

りの補助金を取り、将来、市に引き取ってもらう。市が施行するというよりは、住都公団が住宅をつくるについての国の枠がございまして、その枠に基づいて道路なり公園をつくっていく。将来の管理者の同意を得ながら住宅公団が施行する、という一定のルールがございまして。

○ 1番(友田博文君) それやったら、公団にやってもらったらどうですか。何も和泉市する必要がない。

○ 都市整備部次長(田中武郎君) 答弁が漏れて申しわけございません。将来の管理者ということの中で、周辺にどういうものをつくったらいいか、市の同意を得てつくる。その中でつくったものを市が引き取るという。市がそれなりの内容について、公団に条件を付けてつくらせるという1つのルールがございまして、よろしく願い申し上げます。

○ 1番(友田博文君) ここに「和泉市長」と付けてある。それやったら、公団につくらせたものを公団からもらうだけや。和泉市の名前が要らないやないか。初めからこの地域はこういう形でつくってください、とものだけ言えばいい。なぜここに「和泉市長」の名前が出てくるんですか。

和泉市が主体になって物事を運ぶことによって、われわれも図面を見せてもらうたんか、私は見てないけど、格好が付いてくるでしょう。プールもそうでしょう。2億3,000万円かよけいカネを付けてええものをつくるんや、お願いします、と来てくれました。これは何もきてくれない。

和泉市が主体でつくるとなると、皆さんが一生懸命になってやる。道路もそうでしょう。広い道路をつくらないかんということで、公団に言うてつくらせてますでしょう。今回の公園も和泉市の主体事業ですよ。それを委託するということですが、おカネを取るのがこの方が楽かどうか知りませんが、公団から言うてもおカネは取れないんですか。

○ 都市整備部次長(田中武郎君) 都市整備田中から御答弁申し上げます。

先ほど御説明させていただきました同意ということの中には、和泉市の議会の議決を得る、ということがございまして、市長の名称が入っております。

もう1点、道路にしろ公園にしろ、その中身を検討する場合には、費用の問題や図面、構造物の問題も含めながら住宅公団と協議をし、再度、市から住宅公団に委託をする、というルールでやっております。

○ 1番(友田博文君) 何もそんなことを聞いてない。公団が自分のところでできないのか、と聞いてます。

○ 議長(松尾孝明君) 企画調整部長答弁。

○ 企画調整部長(森 利治君) ただいま議員さんから宮ノ上公園整備の方法論について御意

見をいただいております。もともと宮ノ上公園も含めましての370haは、新住宅市街地開発事業ということですべて施行主体は公団でございます。たまたま、この公園については、こういう委託契約という格好を取り、将来の管理者である和泉市長の同意を得る、ということがございます。

たまたまこういう形を取りますのは、住宅促進事業という補助制度がございまして、市に対して補助金が交付される。その手続を経て補助金を受け、事業そのものは公団に施行させるという委託契約を締結し、最終的には、市がその公園を管理する、そういう一定の手続上の問題でございます。本来的には、この新住事業の施行者は公団であります。いろいろな形のテクニックなり方法が取られていると御理解いただけたらいいかなものかと思う次第でございます。

○ 1番(友田博文君) 市長が国へ向けて申請した分が市に下りてくる。それを公団に委託するということですか。こういうややこしいことをしなくても、公団に対して、こういう計画があるという形の中でできないものか。初めの計画はあると思います。

○ 企画調整部長(森 利治君) 再度の御質問でございます。もともとこの事業そのものは公団でできるわけですが、公団ですと、補助金が受けられないということがございます。そこで、市長の方で補助金を受け、もちろん補助金は公団負担になるわけですが、こういう形をとって公団が事業を実施するという内容でございますので、御理解いただきたいと思ひます。

○ 1番(友田博文君) なぜ公団は補助金をもらえないんですか。われわれが聞いているのは、このトリヴェール和泉というのは、公団が土地を買収し、もともと立派な高級住宅地にする、と聞いてきました。それが高層住宅を建ててます。何ぼで売っているのか知らんが、どっさりカネ儲けをしている。自分のところで返りと両方やっているわけでしょう。

何もそんなしんどい、ややこしいことをしなくても、すべて頼んだらよろしい。そして、口を出したらよろしい。公団さん、ちゃんとしてもらわんとうちの市長のハンコは押しませんよ、と言ええのと違いますか。よけいな力を使う必要はないと思ひます。

○ 企画調整部長(森 利治君) お答えしたいと思います。

当然、補助金がなくても、公団がしなければいけないものはしなければならぬんですが、安くして良好な住宅地を提供する、という公団の使命からしても、道路にしても公園にしても下水道にしても、一定、補助金が付くものについては導入していくことが原則的な考え方でございます。公団の資金ですれば、宅地を供給する場合、その分が跳ね返ってきますので、できるだけ補助金を導入する形で立派な公園をつくらせていくという考え方でございます。補助金を導入して工事を施行する、という一定のテクニック上の問題である、と御理解いただきたいと思ひます。

○ 1番(友田博文君) 安い良好な住宅を提供する、と言いますが、坪60万円も70万円もするんです。周辺はもっと安いのに、ここだけ高い。安い良好な住宅というなら、今、何ぼにしたらええのか。

○ 企画調整部長(森 利治君) 公団の使命について申し上げたわけでございます。現在の60万円、70万円が高いか安いかという議論ではございません。住宅公団の使命は、安くて良好な住宅地を提供するものでございます。現在の価格が高いか安いかの論議はしてないつもりでございます。

○ 1番(友田博文君) 今回、財産評価の問題でいろいろありましたね。今、土地はどんどん下がっているんですよ。路線価格よりも実際の価格の方が安い。ここはええのか悪いのか知らんが、初め売ったときとずっと一緒や。まだ、ちょっと上がっているかもわかりません。安い良好な住宅地をつくるのなら、もっと下げてやったらええ。この現状の路線価格は何ぼですか。

○ 議長(松尾孝明君) 赤阪議員。

○ 18番(赤阪和見君) 議事進行について。

この問題については、ちょうど3時がきてますので暫時休憩し、御本人さんによく納得のいくように説明をしてあげてほしい。議員全体を見渡しまして、あと2人の議員さんが手を挙げております。ここで、暫時休憩時間を取っていただき、理事者からしっかり説明してあげてほしいと思います。

○ 議長(松尾孝明君) 友田議員の質問の途中であります。ここで、3時25分まで休憩したいと思います。

(午後3時08分休憩)

(午後3時25再開)

○ 議長(松尾孝明君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

友田議員の質問に対し、答弁を願います。

○ 参与兼都市整備部長(富田宏之君) 先ほどから御答弁申し上げておりますとおり、全体の開発事業につきましては、新住法の適用を受けております。また、新住法の適用を受けながら、公団に委託をするという業務の利点もたくさんございます。そういう面で今回、御提案を申し上げている次第でございますので、よろしく御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

○ 議長(松尾孝明君) 赤阪議員。

○ 18番（赤阪和見君） 端的にお伺いをいたします。

これは平成8年3月21日という期間があるわけですが、それ以後の管理について、いつごろどのように市へ引き取られるのか、供用開始になるのか、その点をお伺いをいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 公園課参事（林 宏昭君） 公園課の林でございます。一応、完成が3月末ということでございます。その後の管理でございますが、住都公園と話し合いを進めながらやってまいります。

以上でございます。

○ 18番（赤阪和見君） ということはまだ決まってない。以前から管理について申し上げておりますとおり、非常に管理というのは、大変な作業になってくると思います。いしたちはら公園もまだ市の管理にはなっていない、と理解をしてよろしいのでしょうか。

○ 公園課参事（林 宏昭君） お答えいたします。

いしたちはら公園につきましては、平成6年9月1日から引き継ぎをしております。

以上でございます。

○ 18番（赤阪和見君） そこで、市道の方も聞きたいのですが、案件が違うので申しません。平成6年9月1日から引き取りをされている、とおっしゃいますが、あの公園の周辺は、公団が勝手に美しくしてくれているわけですね。今回も売り出しをやっています。草刈りもちゃんとしてくれる。今のところ、市は何の手も下していないような感じがします。以前は、あの横を売るときにはちゃんと草花まで植えて、今は、その草花も消えていますけどね。公園の管理にしる、道路の管理にしる、今回、売り出しをしているところは抜いたり刈ったりしているわけです。

その点の管理の面においては、公園の樹木というものについて若干、考えてほしいのです。

市は、公園や道路などの街路樹、庁内についても、その樹景というものについてどのようにとらえているのか。決りがあるならある、ないならないとはっきり答弁をしていただきたいと思っております。

○ 公園課参事（林 宏昭君） お答えいたします。

樹景と言いますのは、修景的な管理ということになってくるかと思っております。本市では、公園緑地等の整備等における植栽後の樹木の育て方や管理につきましては、成育を良好にするため病虫害や抵抗性を高めるよう常に心掛けております。植樹当初は、そういう気持ちを持って育てていく必要があると思っております。

それから、植樹後数年は、特に夏場における冠水、下草刈り、病虫害防除を行いまして、樹

木の成長とともに剪定など管理をしていくことになっております。そういったところで進めてまいっております。

以上でございます。

- 18番（赤阪和見君） 樹景は決まっているんですか。
- 公園課参事（林 宏昭君） 樹景につきましては、宮ノ上公園につきましては、自然林あるいは植栽の両面がございます。自然的な形あるいは樹景は考えてございます。
- 18番（赤阪和見君） 庁内と街路樹の方は。
- 総務部次長（山下喬三君） 庁内の中にも樹木がございますが、別にこういう樹景にするという決まりはございません。
- 建設部長（奥村富彦君） 特に公園とのかかわり合いで言いますと、公園と相談をしながら樹景を決めた形で進めてきているわけです。和泉市の場合は、街路樹によってなかなか一貫性がないということも指摘をされております。それらにつきましては、今、でき上がってきているものを含めまして、これからの検討ということでやっていきたいと思っております。
- 18番（赤阪和見君） 樹景を決めない、ということは、行き当たりばったりの剪定をするということなんですよ。それが証拠に、この裏のいちょうは、一枚も葉がないような感じでばさばさに切ってます。ここのプラタナスもそのとおりです。堺筋のプラタナスは、ごっつい背が高くてぼこっという感じ。御堂筋のいちょう並木は自然樹林です。ところが、東京へ行くと、いちょうの木を三角の杉木立のような刈り方をしています。

きちんと刈っていかなくてはいけません。同じ木を切りながら育ちを全然考えてない。ともすれば、シルバー人材センターが安くやってくれるので、「おい、切っておけよ」ということです。ある人は、丸刈りにする方がいいやろう。ある人は、こういう樹景にしていく方がええやろう。毎年、同じ人が刈ればいいが、毎年、違う人が刈るものですから、木が難儀をしますよ。あっちへの伸びようとしたら刈られる。こっちへ伸びようとしたら、今度は違う人に刈られる。以前、木に耳を当てて、という話をしたことがありますが、全く何も考えず、茂ってきたら切ったらええわ、という感じです。

同じおカネを掛けても、あなた方が木を育てようという気があればきちんと育つんですよ。ところが、行き当たりばったりのことをやっている。そこのいちょうの木を御覧なさいよ。雑木ですから、下から上まで芽が出て青々してますわ。鉛筆型に樹景を育てているような感じですよ。先を止め、一定の樹景にする。上の分だけ下の根が張るようにするならば、根はきちんとした方向性で伸び、無駄な根は枯れてしまうという、木の習性を知った上でやってほしい。今、市制施行40年ですが、40年で育った木は1本も見当たらない。非常に残念なことです。

もう一つ、苦情を言うならば、中央線の弥生町の自治会館のところですが、道路のそばに木を植えるところがあるが、その真ん中へ危険防止のため手摺を通してある。木を植えるために穴が開いているが、どこへ木を植えるのかなと思う。何も考えていない。次の手を打つ方向性が何もない。これは止めてほしい。その点からすれば、同じおカネを掛けるならば、育てるという気持ちを持ってほしい。この続きは、次の議案でやらせてもらいます。

○ 議長（松尾孝明君） 猪尾議員。

○ 28番（猪尾伸子君） 28番・猪尾です。宮ノ上公園の整備に関連してお聞きをしたいんですが、今回の委託内容に管理施設工と便益施設工一式というものが入っております。その一つに駐車スペースが入っていますが、これは何台分のものか、お聞きをしたいと思います。

もう一つは、これまで様々な経過がありました。この宮ノ上公園の中に歴史収蔵庫というものをつくるため公団と協議を進めている、ということですが、今、どの程度の話合いが進んでいるのか。そして、見通しについて、お聞きできる範囲でお答えをしたいと思います。

以上です。

○ 議長（松尾孝明君） 答弁。

○ 公園課参事（林 宏昭君） 駐車場でございますが、現在、36台で計画を進めております。

以上でございます。

○ 議長（松尾孝明君） 次。

○ 施策推進課長（辻井正昭君） 文化財資料館の取り組み状況についてでございますが、現在、宮ノ上公園内に建設すべく、公園課並びに社会教育課、施策推進課及び住宅・都市整備公団と協議調整を行っているところでございます。

事業年度でございますが、宮ノ上公園の建物を除く整備は、平成7年度が最終年度となっております。公園管理棟は、平成8年ないし9年度で整備を行う予定でありますので、文化財資料館につきましても、それと合わせて整備を図ってまいりたいと考えております。現在、具体的な基本構想等について鋭意努力をいたしまして、これの策定作業に取り組んでいるところでございます。

○ 28番（猪尾伸子君） これまでの経過からも市の原案を示しながら公団と交渉していく、ということでしたので、ぜひともこの中央丘陵開発に伴う資料がきちんと保管収蔵できるようにしていただきたいと思っております。

そして、管理棟との合築ということもお聞きをしておりますが、付け足し的な建物でなく、きちんと歴史資料が市民の前に明らかにできるよう収蔵する施設にさせていただく。今後、その節々の内容についての議会への報告、市民への周知も引き続きやっていただきたいことをお願い

いをして終わります。

- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮り致します。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

議案第28号

和解について

車両破損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解について議決を求める。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

1. 損害賠償及び和解の相手方 和泉市鶴山台三丁目8番57棟202号

入戸野 雅代 氏

2. 損害賠償の額 400,000円

3. 和解の要旨 市は、相手方との間に起こした車両破損事故に係る損害賠償については、当該損害賠償の額を支払うことで和解する。

- 議長（松尾孝明君） 日程第36「和解について」（車両破損事故に係る損害賠償の額の決定と和解）を議題といたします。

- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明をお願いします。

- 建設部長（奥村富彦君） 建設部の奥村です。お許しをいただきまして自席から、ただいま御上程いただきました議案第28号「和解について」、提案の理由並びにその内容について御説明を申し上げます。議案書62ページから64ページまでを御参照願います。

本件は、車両の破損事故にかかわります損害賠償の額の決定及び和解について御議決をいただきたいというものであります。

まず、事故の状況であります。平成7年5月13日、市道信太3号線の道路敷のり面にありました松の木が枯れておりまして、根本から倒れました。隣接する民営の駐車場に駐車しておりました鶴山台三丁目8番57棟202号にお住まいの入戸野雅代さんの所有であります軽自動車の屋根及びボンネット数カ所等を直撃し、車両を破損したものであります。

次に、損害賠償の内容でございますが、被害者と話し合いの結果、車両修理費といたしまして、損害賠償額40万円を支払うことで和解が成立したものであります。

なお、損害賠償額40万円につきましては、道路賠償責任保険によりすべてでん補するもの
あります。

また、事故後の処理といたしましては、現場を踏査し、枯れ木等を調査し、危険と思われる
木等を伐採しますとともに、今後、より一層管理を行い、事故防止に努めてまいる所存であり
ますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

以上、まことに簡単でございますが、提案の理由並びに内容の説明を終わらせていただきま
す。何とぞよろしく御審議の上、可決、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。
- 18番（赤阪和見君） 皆さんがこの案件を読まれて、和泉市の他にこういうところがない
のかどうか、何も感じなかったら感じないで結構ですがね。だれかありませんか……。ない
ようでございますので、端的に申し上げます。

模尾山の桜が枯れて久しいわけです。15、6本の道路にかぶさっているぼこぼこになった桜
が、今日のような風であれば、いつ倒れるかわからない。これは大阪府道であると言えそれ
までですが、和泉市内のことですから、その点はいかがなものでしょうか。御感想があれば、
だれか教えてください。

- 議長（松尾孝明君） 答弁。
- 建設部長（奥村富彦君） 建設部奥村です。御指摘痛み入ります。今回の事故は、鶴山台の
開発の際に公団が道路を築造し、のり面に昔からあった松の木を自然木のまま残しておいたも
のでございます。例えば池の堤防部分等にあったものは移動しましたが、ここの部分について
は、松の木があってもいいのではないかと放置してきた経過があります。

先ほどから御指摘をいただいておりますように道路の安全管理の面では、道路のへこみある
いはひび割れ等については、道路パトロールで今までも注意してきましたが、こういう部分に
ついては府道も含め、あるいは道路運行上の問題として十分注意を払ってこなかった点につい
ては、反省をしなければならぬと考えております。この件を通じまして以後、こういうこと
のないよう万全を期して注意をしまいたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜り
たいと思います。

- 18番（赤阪和見君） 土曜日でしたか、僕は模尾山の方に用事がありまして山の頂上まで登
ろうと思ったんですが、途中で下りてきました。植えてある桜の木が枯れてます。子供が走っ
てきて止まらないのでその木をつかんだとします。細い木ですから、ぼきっと折れて川へ落ち
たということがあれば、これまた補償問題ですわね。

以前、こういう話をしました。沖縄へ行くと、崖っぶちにロープが張ってない。崖っぶちか

ら何メートルか入った道の外側にロープが張ってある。なぜか、ロープが切れて転落したら県が補償しなければならない。ロープを張ってないところから落ちたら、もともと張ってないのだから注意せよ、という言い方になる、という話もしました。

青少年の家に話をしましたところ、これを取り払う、植え替えをする予定がある、ということを知りましたので、安心しました。昨年の渇水という形の中で公園などで何本か枯れました。金額的にも張るので放置してあると思いますが、何本ぐらい枯れたか、御存じならこの際、お答え願いたい。そういうものに対する管理について、神経質というよりも基本的な認識を持っておく必要があるのではないかと思います。その点でひとつお答えを願いたいと思います。

わかってなかったら、今後、そういう方向性の中でしっかり管理をお願いをしたいと思いません。

もう1点、今、中央丘陵で区画整理上5本の楠が移動されました。横へ仮植えしています。ところが、ちょうど5本街路樹で枯れているところがある。何も仮植えしないで、街路樹から街路樹へ移動すればいいのに、とつくづく思います。その点、もう少しきめ細かな動きをよろしくをお願いをしたい。

これは1つのわずかな事故という捉え方でなく、この事故から管理する者として気付いた点は、皆さん方が英知を絞り、管理、注意をするよう、しっかり行政運営をやっていただきたいと要望しておきます。

以上、終わります。

- 議長（松尾孝明君） 他に、大谷議員。
- 12番（大谷昌幸君） 12番・大谷です。貴重な時間を取って恐縮でございますが、後学のため教えていただきたいと思えます。

63ページの最後に、「てん補する」という言葉がありますが、「補てん」ならわかりますが、この「てん補」という言葉はあるのですか。教えていただけませんか。

言葉というのは難しいので、例を考えました。昨日からデモで集まってましたが、「集結する」と言うでしょう。しかし、「集結」を逆にして「結集」という言葉と一緒に使いますか。意味が全然違いますよ。「デモが集結する」というのはいいですが、「デモが結集する」とは言わないでしょう。「総力を結集する」と言いますが、「総力を集結する」という言葉は使えないと思います。最近、この「てん補する」という言葉が行政用語としてあるんなら教えてほしいと思います。

- 議長（松尾孝明君） 理事者答弁。

- 企画調整部次長（油谷 巧君） 企画調整課油谷でございます。私も以前、「補てん」ではないのか、と例規担当に確認した経過がございます。そのときの話では「てん補」という言葉がある、という確認を取ってます。
- 12番（大谷昌幸君） 一応、あると理解をしいわけですね。国語辞典を見ましたが、「店舗」はありますが、「てん補」はありませんでした。また、調べで報告します。
- 議長（松尾孝明君） 他に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。
お諮り致します。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
御異議ないものと認めます。よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

○

議案第29号

- 平成7年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について
- 平成7年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例を次のように制定する。
- 平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

- 和泉市条例第 号
- 平成7年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例（案）

（目的）

- 第1条 この条例は、平成7年6月支給分の期末手当の額の特例に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（特例）

- 第2条 平成7年6月支給分の期末手当に限り、和泉市職員の給与に関する条例（昭和38年和泉市条例第16号）第25条の規定の適用については、同条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の165」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に10,000円を加えて得た額」とする。
- 2 平成7年6月支給分の期末手当に限り、和泉市特別職の職員の給与に関する条例（平成7年和泉市条例第2号）第6条の規定の適用については、同条中「100分の220」とあるのは「100分の225」と、「割合を乗じて得た額」とあるのは「割合を乗じて得た額に10,000円を加えて得た額」とする。
- 3 平成7年6月支給分の期末手当に限り、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例

(昭和31年和泉市条例第20号)第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の220」とあるのを「100分の225」と、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に10,000円を加えて得た額」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 平成7年6月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に和泉市職員の給与に関する条例、和泉市特別職の職員の給与に関する条例及び和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給した期末手当は、これらの条例及びこの条例の規定による期末手当の内払とみなす。

理 由

府下各市の状況その他諸事情にかんがみ、本年6月支給分の期末手当の額を特例的に増額する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 日程第37「平成7年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 市長公室理事（戸口泰明君） それでは、お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第29号「平成7年6月支給分の期末手当の額の特例に関する条例制定について」、市長公室戸口から提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。65ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、職員の勤労意欲並びに府下各市の状況を勘案する中で、平成7年6月支給分の期末手当に限り特例的に増額しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、本条例案第2条第1項は、和泉市職員の給与に関する条例第25条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「100分の160」とあるのを「100分の165」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に10,000円を加えて得た額」とし、100分の5プラス10,000円を上積みしようとするものでございます。

次に、本条例案第2条第2項は、和泉市特別職の職員の給与に関する条例第6条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条中「100分の220」とあるのを「100分の225」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に10,000円

を加えて得た額」とし、100の5プラス10,000円を上積みしようとするものでございます。

また、本条例案第2条第3項は、和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第5条を適用するに当たり、所定の読み替えを行うものでございまして、同条第2項中「100分の220」とあるのを「100分の225」とし、「割合を乗じて得た額」とあるのを「割合を乗じて得た額に10,000円を加えて得た額」とし、100の5プラス10,000円を上積みしようとするものでございます。

なお、本条例案は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第29号につきまして、提案の理由並びにその内容についての御説明を終わらせていただきます。68ページ以降に記載しております特例措置の規定と本来の規定との対照表を御参照の上、よろしく御審議をいただきまして原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

議案第30号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する 条例の一部を改正する条例制定について

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）
和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年和泉市条例第28号）の
一部を次のように改正する。

別表中

150,000円	255,000円	370,000円	505,000円	685,000円	870,000円
140,000	240,000	340,000	445,000	620,000	805,000
130,000	225,000	320,000	420,000	570,000	750,000
125,000	210,000	295,000	385,000	535,000	715,000
115,000	190,000	265,000	345,000	475,000	640,000
105,000	175,000	245,000	320,000	430,000	600,000

を

155,000円	260,000円	375,000円	510,000円	695,000円	880,000円
145,000	245,000	345,000	450,000	625,000	815,000
135,000	230,000	325,000	425,000	575,000	760,000
130,000	215,000	300,000	390,000	540,000	725,000
120,000	195,000	270,000	350,000	480,000	650,000
110,000	180,000	250,000	325,000	435,000	605,000

に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成7年4月1日以後に退職した非常勤消防団員（次項において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成7年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給された改正前の和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

理 由

消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令の一部を改正する政令（平成7年政令第90号）が公布、施行されたことに伴い、本市においてもその改正趣旨に従い非常勤消防団員の処遇改善を図るため、所要の規定の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 日程第38「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

- 消防本部理事（池野 透君） 消防本部池野でございます。お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第30号「和泉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について」、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。議案書71ページでございます。

まず、提案の理由でございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金法施行令が一部改正されたことに伴い、本市においても、条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

次に、改正の内容であります。消防団員の処遇の改善を図るため、退職報償金の引き上げの措置を講じようとするものでございます。72ページ別表につきましては、消防団員として5年以上勤続し、退職した場合の退職報償金の支給額について定めたもので、階級及び勤続年数により現行最低10万5,000円から最高87万円までの36段階に区分されておりますが、これを最低11万円から最高88万円にそれぞれ改正しようとするものであります。

なお、附則といたしまして、本条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成7年4月1日以後の退職者から適用することといたしております。

また、現在までの該当退職団員は、47名でございます。

参考資料として74ページに新旧対照表を掲げさせていただきましたので、御参照賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、提案の理由並びにその内容について説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり御可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

議案第31号

和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例を廃止する条例制定について
和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例を廃止する条例を次のように制定する。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

和泉市条例第 号

和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例を廃止する条例（案）

和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例（昭和50年和泉市条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

和泉市における個人給付的事業等の見直しに関する方針により和泉市同和地区職業転換準備資金貸付要綱が廃止されたことに伴い、「和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例」を廃止するものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

- 議長（松尾孝明君） 日程第39「和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例を廃止する条例制定について」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 産業部長（萩本啓介君） お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第31号「和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例を廃止する条例制定について」、産業部萩本より提案の理由を御説明申し上げます。

本条例は、昭和50年に同和対策の一環として、同和地区の中高齢者層が近代産業への職業転換を積極的に推進するため、職業転換準備資金の貸し付けを行うとともに、一定の要件を具備した者に対し貸付金の償還を免除することにより、生活の安定に資するため制定されたものであります。

今般、和泉市における個人的給付事業等の見直しに係る方針により、平成6年度から本貸付制度が廃止されたことに伴いまして、和泉市職業転換準備資金の償還免除に関する条例を廃止しようとするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、提案理由の御説明を終わらせていただきます。何とぞよろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

議案第32号

平成7年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

平成7年度和泉市の一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ81,342千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,911,342千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 分担金及び負担金		815,992	20,000	835,992
	2. 負担金	785,321	20,000	805,321
11. 国庫支出金		5,043,756	20,000	5,063,756
	2. 国庫補助金	1,835,691	20,000	1,855,691
18. 繰越金			41,342	41,342
	1. 繰越金		41,342	41,342
歳入合計		46,830,000	81,342	46,911,342

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		410,005	1,433	411,438
	1. 議会費	410,005	1,433	411,438

2. 総務費		5,049,186	8,019	5,057,205
	1. 総務管理費	3,242,131	4,341	3,246,472
	2. 徴税費	665,456	1,518	666,974
	3. 戸籍住民基本台帳費	339,666	945	340,611
	4. 選挙費	155,360	134	155,494
	5. 統計調査費	84,036	84	84,120
	6. 監査委員費	43,992	114	44,106
	7. 同和対策費	518,545	883	519,428
3. 民生費		13,741,848	13,235	13,755,083
	1. 社会福祉費	6,402,837	1,752	6,404,589
	2. 児童福祉費	4,522,884	10,957	4,533,841
	3. 生活保護費	2,802,998	526	2,803,524
4. 衛生費		5,178,915	1,887	5,180,802
	1. 予防衛生費	2,417,361	1,150	2,418,511
	2. 環境衛生費	2,559,656	633	2,560,289
	3. 墓地管理費	188,238	104	188,342
5. 農林水産業費		441,231	661	441,892
	1. 農業費	433,624	661	434,285
6. 商工費		275,479	409	275,888
	1. 商工費	275,479	409	275,888
7. 土木費		10,388,791	44,106	10,432,897
	1. 土木管理費	1,510,903	982	1,511,885
	2. 道路橋梁費	2,941,346	288	2,941,634
	3. 河川水路費	541,795	464	542,259
	4. 都市計画費	3,924,726	41,612	3,966,338
	5. 住宅費	1,470,021	760	1,470,781
8. 消防費		1,322,796	3,754	1,326,550
	1. 消防費	1,322,796	3,754	1,326,550
9. 教育費		4,864,219	7,838	4,872,057
	1. 教育総務費	575,353	796	576,149

	2. 小 学 校 費	1,634,823	2,752	1,637,575
	3. 中 学 校 費	876,826	1,515	878,341
	4. 幼 稚 園 費	459,027	1,084	460,111
	5. 社 会 教 育 費	895,206	1,490	896,696
	6. 保 健 体 育 費	422,984	201	423,185
	歳 出 合 計	46,830,000	81,342	46,911,342

- 議長（松尾孝明君） 日程第40「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。
- 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。
- 総務部理事（阪 豊光君） 総務部阪です。お許しをいただきまして自席より、ただいま御上程をいただきました議案第32号「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」につきまして、その内容の御説明を申し上げます。

今回、御上程いただきました補正予算は、先ほど、御議決いただきました6月支給分の期末手当の特例措置に伴います追加並びに事業費の補正でございます。

それでは、予算書に基づきまして、その内容を御説明申し上げます。78ページでございます。

まず、第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,134万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ469億1,134万2,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正」のとおりでございます。

それでは、事項別明細書に基づきまして、歳出予算から御説明申し上げます。84ページでございます。

議会費143万3,000円、総務費801万9,000円、民生費1,323万5,000円、衛生費188万7,000円、農林水産業費66万1,000円、商工費40万9,000円の追加は、期末手当特例措置に伴います人件費の追加でございます。

土木費の追加につきましては、職員の給与として410万6,000円並びに宮ノ上公園整備事業費4,000万円の追加でございます。

次に、消防費375万4,000円、教育費783万8,000円の追加は、人件費の追加でございます。

以上が、歳出予算の内容でございます。

続きまして、この歳出予算に充当する歳入予算でございますが、83ページをお願いいたします。

まず、分担金及び負担金2,000万円、国庫支出金2,000万円は、宮ノ上公園整備費の特定財源でございます。

次に、繰越金でございますが、これは平成6年度決算見込みにおきまして、実質収支で約2億1,000万円の黒字となる見込みであり、このうち4,134万2,000円を計上いたしましたものであります。

平成6年度の財政運営につきましては、歳入面では地方交付税の伸び、歳出面におきましては経常経費等の削減に努めました結果、おかげをもちまして黒字決算の見込みでございますが、行財政運営は依然として経常収支比率が高く、財政構造の改善が課題となっているところであります。議員皆様方の御指導と御協力に対し、本席をお借りいたしまして厚く御礼を申し上げます。

以上が、今回、御上程いただきました議案第32号「平成7年度和泉市一般会計補正予算（第1号）」の内容でございます。よろしく御審議の上、原案どおり可決、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり可決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

諮問第1号

人権擁護委員候補者を推進するにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦するについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

平成7年6月29日 提出

和泉市長 池田 忠雄

氏 名	生 年 月 日	住 所	職 業

○ 議長（松尾孝明君） 日程第41「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」を議題といたします。

○ 議長（松尾孝明君） 提案理由の説明を願います。

（市長登壇、説明）

○ 市長（池田忠雄君） ただいま御上程をいただきました諮問第1号「人権擁護委員候補者を推薦するにつき意見を求めることについて」の提案理由の御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員として御尽力をいただいております森下堯夫氏、井坂巳義氏、藤原カネ氏、関戸節子氏、田所英次氏、壺井多恵子氏が、平成7年7月14日をもって任期満了となります。藤原カネ氏、関戸節子氏、田所英次氏、壺井多恵子氏につきましては、引き続き人権擁護委員として御推薦を申し上げたく存じる次第であります。

また、今期で在任20年をお迎えになりました森下堯夫氏、在任16年を迎えられました井坂巳義氏につきましては、満75歳に達しているため任期満了をもって御退任されます。また、北村正和氏につきましては、委員在任中でありましたが、去る6月12日に御逝去なされました。お3人につきましては長きにわたり御活躍をいただき、衷心より感謝申し上げる次第でございます。

後任として水谷賢太郎氏、西田末好氏、権田千春氏を人権擁護委員候補者に推薦いたしたく、合わせて御選任を申し上げます。

藤原氏は3期9年間、関戸氏は2期6年間、田所氏、壺井氏につきましては1期3年間、信念と情熱を持って人権思想の普及高揚と人権活動の推進に努められ、ともに人格高潔で豊かな経験と識見の持ち主でございます。

なお、お手元の資料のとおり、藤原カネ氏は、大正13年12月9日生まれ。黒石町319番地にお住まいでございまして、昭和61年5月15日、人権擁護委員の委嘱を受けて御活躍を賜り、現在に至っております。

また、関戸節子氏は、昭和3年11月3日生まれ。内田町381番地にお住まいで、平成元年4月15日に人権擁護委員の委嘱を受けて御活躍をいただき、現在に至っております。

田所英次氏は、昭和2年4月26日生まれ。和気町三丁目7番13号にお住まいで、平成4年7月15日に人権擁護委員の委嘱を受けて御活躍をいただき、現在に至っております。

壺井多恵子氏は、昭和2年6月9日生まれ。北田中町80番地の2にお住まいで、平成4年7月15日に人権擁護委員の委嘱を受けられ御活躍をいただき、現在に至っております。

また今回、新しく人権擁護委員候補者に推薦いたしております水谷賢太郎氏は、昭和7年2月16日生まれ。室堂町1083番地の20にお住まいで、市内青少年の健全育成に努められ、平成6年以来、和泉市青少年指導員協議会副会長をされておられます。

西田末好氏は、昭和9年8月3日生まれ。下宮町241番地にお住まいで、昭和30年に教壇に立たれて以来、40年間の長きにわたり教育者として和泉市内の小中学校で御活躍をされ、本年3月、横山小学校校長を最後に退職をされておられます。

権田千春氏は、昭和24年1月30日生まれ。上代町685番地の11にお住まいで、昭和62年以来婦人会活動で女性の地位向上に努められ、平成6年から和泉市連合婦人会の会長をなさっております。

以上の方々は、豊かな経験から広く社会の実情に通じ、人格識見が高く、人権擁護にも御理解が深く、人権思想の普及高揚に信念と情熱を持って当たっていただけるものと確信をいたしております。何とぞ満場一致で藤原カネ氏、関戸節子氏、田所英次氏、壺井多恵子氏、水谷賢太郎氏、西田末好氏、権田千春氏の7名の方々を人権擁護委員候補者として推薦することにつきまして御同意を賜りたくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 議長（松尾孝明君） お諮りいたします。本件を原案どおり推薦することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。よって、諮問第1号は、原案どおり推薦することに決しました。

選挙第1号

泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について

泉大津市、和泉市墓地組合規約第4条第1項並びに同条第2項の規定により、選挙を行う。

平成7年7月3日 提出

和泉市議会議長 松尾孝明

記

第2選挙区

住 所	氏 名	生 年 月 日
和泉市肥子町		

第3選挙区

住 所	氏 名	生 年 月 日
和泉市池上町		

選挙第1号参考資料

泉大津市、和泉市墓地組合規約（抜粋）

第4条 本組合議会議員の定数を25名とし、各選挙区の所属の市議会に於て其の選挙区内住民中、市議会議員の被選挙権を有する者より選挙する。

2 選挙区を分ちて次の3区とし、各区に於て選挙すべき議員の定数を次の通りとする。

第1選挙区 泉大津市但し、板原、助松、森、千原を除く。 23名

第2選挙区 和泉市肥子一円 1名

第3選挙区 和泉市池上一円 1名

○ 議長（松尾孝明君） 日程第42「泉大津市、和泉市墓地組合議会議員の選挙について」を議題といたします。

本選挙については、指名推薦の方法をもって行うことができることとなっております。このことにつきましては、先日の代表者会議におきまして御報告と御説明を申し上げておりますので、よろしく御了承のほどをお願い申し上げます。

したがいまして、本選挙については指名推薦とし、指名の方法については、議長において指名することといたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり) 御異議ないものと認めます。

それでは、私より指名推選させていただきます。

墓地組合議会議員に第2選挙区 和泉市肥子町一丁目8番31号 神倉義一氏、昭和3年12月22日生まれ。

第3選挙区 和泉市池上町646番地 出原平男氏、昭和6年5月15日生まれ。

以上のとおり指名推選いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、選挙第1号は、ただいま指名推選のとおり当選されました。

○

平成7年7月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 赤阪和見

同 友田博文

同 若浜記久男

同 田代一男

同 池田秀夫

同 柏 富久蔵

同 竹下義章

同 穴瀬克己

同 西口秀光

同 天堀 博

ボランティア活動の振興に関する意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第8号

ボランティア活動の振興に関する意見書

阪神大震災を契機として民間ボランティアが大きな脚光を浴びている。今回の阪神大震災において、何らかのボランティア活動に参加した者は相当数に昇り、これまでボランティア後進国といわれてきた我が国のボランティア活動の大きな潜在能力を示すものとして誠に評価すべきである。

また国民や民間団体による自発的意志と無償行為を基本としたボランティア活動は今後、我が国社会において必要不可欠となる国民・住民間の連帯と自立の意識を一層、高めることが重要である。

しかしながら、我が国においてはこうしたボランティア活動を支える社会的条件が欧米に比べ余りにも不備であり、こうした折角の盛り上がりも一過性のものになってしまう恐れがある。

よって政府におかれては、我が国におけるボランティア活動振興のために、以下の対策を早期に講ずるよう強く要望する。

記

1. ボランティア活動の諸条件を整備するための「ボランティア基本法」並びに「ボランティア休暇法」を制定すること。
2. 学校教育におけるボランティア教育の拡大を図ること。
3. ボランティア団体に対する税の減免措置を講ずること。
4. ボランティア団体の活動や訓練・研修等に対して助成するための「ボランティア基金」設置すること。
5. ボランティア活動事故補償制度の整備・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年7月3日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
法務大臣		
大蔵大臣		
文部大臣		
厚生大臣		
労働大臣		
自治大臣		

- 議長（松尾孝明君） 日程43「ボランティア活動の振興に関する意見書」を議題といたしま

す。

意見書を朗読させます。

(市議会事務局職員朗読)

- 議長（松尾孝明君） 提案趣旨の説明を願います。
- 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。どうか議員皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第8号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

○

平成7年7月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員	赤阪和見
同	友田博文
同	若浜記久男
同	田代一男
同	池田秀夫
同	柏富久蔵
同	竹下義章
同	穴瀬克己
同	西口秀光
同	天堀博

「宗教法人オウム真理教」の早期解散と施設の完全撤去等を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第9号

「宗教法人オウム真理教」の早期解散と施設の完全撤去等を求める意見書

「宗教法人オウム真理教」については、司法当局の強制捜査により、サリン製造、ら致監禁、銃器製造、薬物製造ならびに使用など、宗教法人とはいいがたい数々の反社会的行為が次々と明らかになっている。また、同教団施設周辺における地域住民の生活不安は、依然として解消されていない。

もともと同教団は、宗教法人として認証を受けた当初から、その資格について問題が提起されていた。

よって、政府ならびに関係当局は、宗教法人法第81条に基づき「宗教法人オウム真理教」に対して、すみやかに解散命令を行い、同教団施設の完全撤去、一般信者への社会復帰へのアフターケアなど、万全な措置を講ずるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年7月3日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣	}	宛
法務大臣		
文部大臣		
自治大臣		
警察庁長官		

- 議長（松尾孝明君） 日程第44『「宗教法人オウム真理教」の早期解散と施設の完全撤去等を求める意見書』を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

- 議長（松尾孝明君） 提案趣旨の説明をお願いします。
- 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。どうか議員皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。
- 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第9号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

平成7年7月3日

和泉市議会議長

松尾孝明 殿

提出者

和泉市議会議員 赤阪和見

同 友田博文

同 上田育子

同 田代一男

同 池田秀夫

同 柏 富久蔵

同 竹下義章

同 穴瀬克己

同 西口秀光

同 天堀 博

ILOパート労働条約批准を求める意見書

標記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

(別紙)

議員提出議案第10号

ILOパート労働条約批准を求める意見書

昨年6月24日、ILO(国際労働機構)総会において、「パートタイム労働に関する条約」と「パートタイム労働に関する勧告」が採択された。

この条約は、本年6月日本でも批准された、「男女労働者特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」及び勧告の諸規定のパートタイム労働者への関連性等に留意し、採択されたものである。

この条約は、パートタイム労働者の権利や社会保障、労働条件等について、対応するフルタイ

ム労働者と均等の待遇を保障するよう必要な措置をとることを各国に義務づけている。

日本のパートタイム労働者（総務庁統計で1993年929万人のうち女性623万人）は、年々増え、女性労働者の3分の1を占めている。1993年12月に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）が施行され、パートタイム労働者の「適性な労働条件の確保」「福祉の増進」等を目的とし、事業主はフルタイム労働者との「均衡等を考慮」することがうたわれている。

しかしながら日本におけるパートタイム労働者は、低賃金や不安定雇用などさまざまな問題をだかえ、特に家族責任をもつがゆえの不利益をなくし、フルタイム労働者との均等待遇を求める声は強まっている。

また、自治体関連職場で働く非常勤・臨時・嘱託等の職員はその就業実態が正職員と同じであるにもかかわらず、賃金や社会保障など格差があるが現行「パート労働法」では、対象から除外されており、ここでも改善が切望されている。

よって、政府はこれらの声に応えると共に仕事も家庭責任も男女が共に助け合い、わかちあう男女参画型の社会をめざし、1日も早く「ILOパートタイム労働条約」を批准することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成7年7月3日

大阪府和泉市議会

内閣総理大臣
労働大臣
厚生大臣
自治大臣

宛

○ 議長（松尾孝明君） 日程第45「ILOパート労働条約批准を求める意見書」を議題といたします。

意見書を朗読させます。

（市議会事務局職員朗読）

○ 議長（松尾孝明君） 提案趣旨の説明をお願いします。

○ 18番（赤阪和見君） ただいま事務局朗読のとおりでございます。どうか議員皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○ 議長（松尾孝明君） 本件について質疑、御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑、御意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案どおり意見書を提出するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。よって、議員提出議案第10号は、原案どおり意見書を提出することに決しました。

-
- 議長(松尾孝明君) 以上をもちまして、本定例会に付議されました諸議案はすべて議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会はこれをもって閉会いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

それでは、閉会に当たりまして市長のあいさつを願います。

(市長登壇、閉会あいさつ)

- 市長(池田忠雄君) 一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

去る6月29日、本年第2回の定例会をお願いを申し上げ、多数の重要議案を御提案をさせていただきましたところ、議員皆様方には、公私何かとお忙しい折にもかかわらず連日にわたり慎重御審議を相賜り、御可決、御承認をいただきましたことを衷心より厚く御礼を申し上げる次第でございます。

また、本議会を通じまして、議員皆様方より御指摘をいただきました諸事項、御意見、御要望に対しましては十分これを尊重し、市政運営に遺憾なきを期してまいる所存であります。議員皆様方におかれましても、今後、なお一層の御支援と御協力をお寄せいただきますようよろしくをお願いを申し上げる次第であります。

終わりに臨みまして、これから暑さも一段と厳しくなっていることと存じます。議員皆様方におかれましては十分御自愛をいただきますとともに、今後とも御健勝で御活躍をいただきますようひとえに御祈念を申し上げ、はなはだ簡単ではございますが、閉会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。

長時間、本当にありがとうございました。

(議長登壇、閉会あいさつ)

- 議長(松尾孝明君) 一言、御礼を申し上げます。

本定例会におきまして議員皆様方におかれましては、大変お忙しい中終始熱心に、しかも、慎重御審議を賜りまして、まことにありがとうございます。全議案を予定されました日程より早く終了できましたことを、議長として心から厚く深く御礼を申し上げます。

なお、理事者におかれましては、本定例会を通じて種々指摘、要望されました事項を謙虚に受け止められまして、鋭意努力されることを特にお願いを申し上げます。

最後に、暑さも厳しくなる折から、議員皆様方には健康に十分御留意されまして、市政発展に一段の御尽力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。

それでは、これをもって平成7年第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

(午後4時20分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

和泉市議会議長

松尾孝明

同 署名議員

池田秀夫

同 署名議員

原重樹